

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A
	18
	2056

E 328
P1906-1-1

中國上海米穀總領事
一九三八年(昭和十三年)一月三日

題目、燕窩ニ於ケル日領米穀
占領後ノ該地及南京ニ於ケル米穀

華盛頓國務長官殿

拜啓 燕窩ニ於ケル日本軍ノ米穀ヲ奪ハシメタルニ對スル
作辱ノ報復ニ對スル一九三七年(昭和一二)ノ十二月

事柄ハ一九三七年十二月二十二日
民病院長ロバート・イー・ブラウン博士
七年十二月十七日附書面ニヨリ本領ノ報告ニ對シ
申候 ブラウン博士ハ其ノ報告中ノ諸點ニ對シテ
ノニ十二月十三日日本兵ハ燕窩民病院長ノ我
克ヨリ米穀ヲ引卸シ之ヲ粉子ニシテ賣ルベシ
由ヲ記録設居候 其ノ手續ニヨレバ該地ノ米穀ハ
ウン博士ニヨリ給ヒ上テラレ二人ノ日本軍
ノ處ニ持込任候處右指官ハ其ノ意ヲ表シタル
由ニ候 ブラウン博士ノ手紙ニハ其ノ意ヲ表シ
ル日本兵ノ米穀入財產ニ對スル米穀ノ奪取ヲ報告シ
尙日本軍占領後ノ市内ノ米穀ヲモ記録設居候

事柄ハ一九三七年十二月二十二日
民病院長ロバート・イー・ブラウン博士
七年十二月十七日附書面ニヨリ本領ノ報告ニ對シ
申候 ブラウン博士ハ其ノ報告中ノ諸點ニ對シテ
ノニ十二月十三日日本兵ハ燕窩民病院長ノ我
克ヨリ米穀ヲ引卸シ之ヲ粉子ニシテ賣ルベシ
由ヲ記録設居候 其ノ手續ニヨレバ該地ノ米穀ハ
ウン博士ニヨリ給ヒ上テラレ二人ノ日本軍
ノ處ニ持込任候處右指官ハ其ノ意ヲ表シタル
由ニ候 ブラウン博士ノ手紙ニハ其ノ意ヲ表シ
ル日本兵ノ米穀入財產ニ對スル米穀ノ奪取ヲ報告シ
尙日本軍占領後ノ市内ノ米穀ヲモ記録設居候

26

P1906-1-1

中國上海米商總領事
一九三八年（昭和十三年）一月三日

題目、蕪湖ニ於ケル日本軍ノ米ヲ奪取スルニ關スル
古領後ノ該地及南京ニ對スル米穀

華盛頓國務長官殿

拜啓 蕪湖ニ於ケル日本軍ノ米ヲ奪取スル
條約ノ締結ニ關スル一九三七年（一、二、三）十二
月二十二日午後七時四十分頃六八七號及一九三
七年十二月二十三日午後九時頃ニ對スル米方ノ答
復一、二、三號ニ對スルノ先決條件ニ對シテ
事實ハ一九三七年十二月二十二日當手ニ對シテ
民病院長ロバート・イー・ブラウン博士ハ一九三
七年十二月十七日附書面ニヨリ米方ノ報告ニ對シ
申候 ブラウン博士ハ其ノ報告中ノ事實ニ對シテ
ノニ十二月十三日日本兵ハ蕪湖米穀倉庫ニ對シテ
克ヨリ米穀ヲ引卸シ之ヲ粉子ニシテ奪取セタリ
由テ記録該地ニ對シテ其ノ手紙ニヨレバ該地ニ對シテ
ウン博士ニヨリ論ヒ上ラレ二人ノ日本軍ニ對シテ
ノ處ニ待テ在候處右報告官ハ該地ノ米ヲ奪シタル
由ニ候 ブラウン博士ノ手紙ニハ其ノ報告ニ對シテ
ル日本兵ノ米穀入財產ニ對スル米穀ノ奪取報告
尙日本軍占領後ノ市內ノ米穀ヲ奪取在候

原本不明瞭

裏面白紙

1906-1-2

原本不明瞭

裏面白紙

十二月二十三日普通領事館ハ米ニテニ付スル
 所請特等事件ニ付シテ上海日本領事館ニ付スル
 通原ヲ控シ同領事館中ニハ日本領事館ニ付スル
 ケル米商人ノ利益無視ノ報告ニ付スル記帳ヲ同
 致置候 右通原ニヨリ日本領事館ニハ付置候ニ
 付スル公式ノ通原ヲ爲シムル領事館ニ付置候
 事館ヨリ米領政府ニ報告シ得ラル、後事館ノ同
 フ希望スル旨認メ置候 上記各領事館ニ付置候
 同送シタル記帳ノ寫ハ此通原ニ同送置候

右當方送置候及記帳ノ寫一部ヲ送シ米ニヤ
 ネル海軍大將ニ送リ若シ米領政府オアソテ領事館ニ
 送ク場合ニハ同領官ハブラウン總士ニ送合シ置候
 事件ノ報告ヲ取置ブル後依置候

日本總領事ハ十二月三十一日正午當方ハ一二三
 五號電ニテ報告申上置候通十二月三十日當方ハ
 以テ一九三七年十二月二十三日當方領事館ニ付
 面ヲ受取ルヤ否ヤ直チニ領事館職員ニ命ジ東京ヨ
 リ燕窩ニ送キ國旗事件及米商人利益ニ付スル報告
 ノ件ヲ調査セシメタル由ノ通原付置候以テ領事館
 移動多カリシ爲本件發生當時燕窩ニ送合シ置候
 ル陸軍部除ト接觸スルヲ得ザリシ由ニ有之候 尙
 日本總領事ハ今尙關係部隊ノ所在ヲ明ニスル由力
 ヲ總領事館居ルニ付送カラズ更ニ何分ノ通知ヲ爲シ

1906-1-3

得ベク考へ居ル旨申述居候 茲後ニ其奈同様ノ事
件ノ發生ヲ防グガ爲ノ必兵ナル旨令ヲ發シ置キタ
ル由ヲモ附言シ有之候

一九三七年十二月二十五日附ブラウン博士
ドウイン・エフ・スタントン領事官宛一通ニ
書面ニ同封致置候 博士ノ書面ニアル如ク臺灣在
住米國人ハ總テ異狀ナットノコトニ付御承知下
度候

米國教會組合會計長代電ビ、
ア氏ハ臺灣ノ狀況ニ關スル一九三七年十二月十七
日附エル・アール・クレイグヒル氏カラノ手紙ノ
裏一紙ヲ十二月二十二日當總領事館宛送附有之候
クレイグヒル氏ハ支那軍ノ退却ヨリ日本軍占領地
ノ間蕪蕪ニ於ケル米國教會組合ノ責任者タリシ人
ニ有之候 其ノ手紙ノ裏一紙同封致置候 同氏ノ
報告ニテハ日本兵ハ二曉、シツシヨシ・スクール
事務所監督住宅及デーグイド李氏宅ニ侵入シタル
由又彼等ノ殺シ求ムルモノハ唯々寶石類ト婦女子
トノミナル由此ノ點御留意下度候

日本軍占領後ノ南京市内ノ狀況ニ關シテハ在漢
口大使ヨリノ十二月二十三日午後三時發電報ニ對
スル十二月二十四日午後六時當總大使宛答電ニヨ

裏面白紙

1906-1-4

リ入手セル情報ノ要ヲ報告致候

南京大學社會學及歴史教授シリル・ベーツ博士
ニヨリ認メラレタル日本軍占領ノ南京ノ状況ニ
關スル記録ノ寫兩封致候

市役古デリー・ニユース通信長アーチボルト・
ステイール氏ヨリ會總領事館員ノ一人ニ記録ノ要
一部手交セラレ候應日本軍が南京ヲ占領セル際南
京ニ在リタル右ステール氏ヲ初メ他ノ新聞通信員
進ハベーツ博士ノ記録中ニ提供サレタル情報ヲ大
体確認致居候

十二月二十二日日本大領事館日高氏及上海
總領事岡本氏當方ニ來訪有之候 日高氏ハ南京ヨ
リ傳來セル許リノ處ニテ南京ニハ日本ノ陸海軍司
令官ノ正式入場ノ間二十四時間滞在シ居リタル由
申居候 彼ハ南京ニ於ケル米國大使館ノ財産ヲ造
正ニ保護セラル、ガ爲ニ彼ノ爲シタル努力ニ付認
リ居候 而シテ最後ニ彼ガ南京ニ在リノ間ジョー
ジ・フイツチ氏ヲ通ジ米大使館員ニ話スル自動車
三臺ヲ借用シタルコトヲ承認致候 彼ハ自動車ノ
一ハ大使館ニシテ今一臺ハベツク氏用テラント申
居候 小官ハ獲得ノ意ヲ表シ且日高氏ガ右ノ借用
ニ付大使ノ承認ヲ得度シトノ申出アリタルニ對シ
小官ハ承認ヲ與ヘ得ザル旨及本件ヲ大使ニ報告ス

裏面白紙

1906-1-5

ベント申置候 十二月二十一日日高、岡本
氏來訪ノ前日當方ヨリ岡本氏ニ書口ヲ送給シ日本
兵ガ意圖南京米糧大使館ノ所有地内ニ立入ラント
セルコト、南京ニ於ケル他ノ米國人ノ財産内ニ立
入り掠奪ヲナセルコト及米國人ノ財産ナル旨ヲ記
シタル書示ヲ該財産ニ附ケアルニモ拘ラズ此ノ書
示ヲ無視シタル旨ノ報告アリタル由ヲ岡本氏ニ通告
仕リ岡本氏ニ本件ヲ日本軍當局ニ通知スルコト新ル
行動ヲ中止スル義務重ナル命令ヲ發セシムルコト
及米國人ノ財産ガ道正ニ保護セラル、機努力スル
コトヲ要求致置候
敬 具

米國總領事シー・イー・コーツス

岡本氏、マブラワン博士手紙寫 (一九三七年十二月十七日附)

ニ日本總領事館通函 (一九三七年十二月二十三日附)

ニマブラワン博士手紙寫 (十二月二十五日附)

四クレীগヒル氏手紙寫 (十二月十七日附)

ニベーツ博士記錄

本書五通作成

- 一通 漢口大使館
- 〃 南京大使館
- 〃 北平大使館

裏面白紙

1906-1-7

待込マレ申候 但、頭ハ半分首ヲ離レテ香中ニ垂
レ酒樽ハ前方ノ氣管迄ニ切ラレ露出シ其ノ左ノ
額ハ口ノ處迄切り切カレ居候 之等ハ都テ要求通
達人ヲ送候セリシガ爲メニ有之候

今次ノ殺害ノ間中國兵ハ露國ノ兵隊人ノ貯蔵内
ニハ侵入不致候ヒシガ日本兵ハ露國ナク米國旗ヲ
掲ガ且立入禁止ノ日本文ノ標止ヲ門ニ掲ゲタル外
國人ノ貯蔵内ニモ闖入致シ候 十三日彼等ハ營前
院所場ノ我克ヨリ米國ノ旗ヲ引掛シ藩子江ニ我業
仕候ヲ小生之ヲ給ヒ上テ二人ノ日本軍醫官ノ處
ニ美邊仕候處露國官ハ一連露ノ意ヲ要シ申候
陸々同日日、彼等ハブリーン、ヒルノメソジスト
宣教師自ニ侵入シ其内ヲ窺シ其リ益ムガマ、ノ動
ヲ待チ去リ申候 十五日彼等ハ本軍ミツシヨシ、
スノール内ノ露國中華ニ是キ管理人ニ米國々旗ヲ
引掛セト命ジ、ソレヨリ立入禁止ノ日本軍ノ指示
ヲ無視シテ該舎内ニ侵入シ露國シヲ行ヒ露國ノ金
庫ヲ燬破シテ之ヲ隠キ申候 彼等ハ英國ノ旗ヲ財
直ニモ掲置ノ取扱ヲ索居候 今日迄ノ露外國人ニ
對スル露國又ハ須密事致ハ無之候 小生ガ日本軍
醫部ニ近接致候節彼等ハ日本兵ニ右様ノコトハ爲
サシメザルベシト小生ニ傳言致居候
昨日一日本領事海軍艦ニテ調遣仕候 同領事來

裏面白紙

1906-1-8

勢ノ際、秩序ノ回復ト保護ノ供與ニ應分ノ努力アリ
リ度々望ミ茲ニ復舊ノ候 五日以後市内ニハ警察ヲク
自ラノ照明其ノ他ノ施設ニヨリ殆ク講ズルノ外無
之コト、難成申候 日本領事ヲ遣ヒ來レル飛行機
機手ハ皆熱心ニ差遣セラル、ガ故ニマシーシャル
グアインズ及ホッヂ氏ヲ上陸ニ遣レ船ヲ度シト申
居候 日本人ハ航行機ノ處ニ多量ノ寄附ヲ遣レ
來リ一之等ノ米糧人ヲ支那人ヨリ救出スル所ヲ記
シマント致居候

必要アル場合ニハ小生ハ自兵隊ニテ市内ヲ走り
廻リ居候 所在ノ分リタル支那語人ヲ箇所ニ收容
スル爲ニ何道カ監ケ廻リタルコトニ候 之等語人
並ハ空トナク夜トナク發見サル、不安ニ思キテ塞
シ居ル者ニ候 勿レ多量ノ者ハ發見セラレ居候
今清國ノ國ニハ千人餘リノ人々集マリ居リ小生
共ハ其人々ヲ守ラントシツ、アル次第ニ候 小生
ハ茲ニ尙舊業ニ歸ミ止マリテ此仕事ヲ離ケ候ト考
カシツ、アル米國人ノ名簿ヲ作成致置候 若シA
P又ハUP宛ノ手紙添テ候節ハ已遣セラル、後何
卒高臣願上候

但シ郵便局ノ利用ハ不可ト存居候 爲念 敬具
ロバート・イー・ブラウン

裏面白紙

1906-1-9

二倍、若シ小生ガ蒸餾ニテ何等カノ公ノ利益ニ於
テ日本人ト交渉スルコトヲ欲スニ候ハバ何分ノ
御指令頂戴致度候 小生ハ單ノ指揮官並來市ノ節
ニハ米國人ト其財産トノ所在ヲ指示シ又其等ノ保
護ヲ要求致居候事情ニテ彼等トハ總エズ延誤致居
候

裏面白紙

1906-1-10

中國臺灣、臺灣庶民病院
一九三七年十二月十七日

臺灣自留米國人名簿

於臺灣庶民病院

- ロバート・イー・ブラウン 博士
- エル・エス・モルガン
- ルイス・モルガン
- ジー・エル・ハーグマン
- フランク・ゲール 氏
- フランシズ・カリー 娘
- フロレンス・セールス
- マーガレット・ローレンス
- エリザベス・オーハンロン夫人
- ウイルマ・エス・メー

及二人ノ子供

- 於トランスファイギュレーション部 講義會
- コンスタンス 役婦
- ジャネット・アンドンソン 博士
- モーリス 役父
- ビー・ダブリユー・ランファイヤ氏 (米國宣教師)
- ロイド・クレীগヒル 氏 ()

suiwo
經由上 添ニ 寄ラン
トス

裏面白紙

1906-1-11

中國上議院議事錄第一〇二號
一九〇六年一月二日開

第二號

上海一九〇七年十二月二十三日

御覽 茲聞ニ於ケル日本人ニヨル米國人ノ財産
 ニ關スル據章ノ報告ヲ受ケタルコトヲ御通知申上
 グルハ遺憾ニ存居候 之等報告ノ要旨ヲ總メタル
 記載ヲ同封致置候 尙ニ御注意願度ハ十二月十三
 日當時議院ニアリタル日本分遣隊ノ兵卒ガ米國清
 院所有ノ米田ヨリ米田々旗ヲ引揚シ之ヲ河中ニ投
 棄シタリトノ報告ニ有之候 (米國憲報)ガ英漢ヲ
 合ヒ上ゲ二名ノ日本軍艦隊官ノ處ニ待チ行キタル
 由ニ候 此報告ハ既に米國ノ新聞紙ニハ登載サレ
 居ル據章ニテ我政府ヨリ之ニ關スル報告ノ要旨有
 之候 尙又日本兵ハ日本軍艦隊ニヨリ登サレタル
 ラシキ立入禁止ノ指示アルニモ同ラズ各所後合隊
 查内ニ墜ミ込ミタルモノ、加クニ候

日本領事一名及日本憲兵八名ニ關シテ御覽ニ御達シ居
 リ尙又苦情ノ狀トナリタル據章ヲ宛セル旨ノ日本
 分遣隊ハ既に他處ニ移駐シ居ルコトモ承知存居候
 據章ニ於ケル狀勢ノ改善セラル、コト、豫言ニ於
 ケル米國人及米國人財産ガ完全ニ保護セラル、コ

裏面白紙

1906-1-12

ト、及米國々旗ガ注意深ク愈々増セラル、コトヲ心
ヨリ切望シ候
同前記條ニ記載セラレタル事件ノ公式回答ニ當
依願申上候 而ツテ至急本件ニレスル御回答ニ差
シ得レバ政府ヘノ報告モ可能ト相成候ニ付合せト
志居候

敬 具

米總領事シー・イー・コーツス

上海日本總領事

エス・桐 本 殿

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

1906-1-13

一 報告ニヨルニテハ

上海地帯に於て日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ日本軍ノ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

日本兵ノ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

外田大ノ行状ニヨリテハ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

一 報告ニヨリテ日本兵ハ米軍ノ侵襲ニ対シテ奮勇占領ニ付ニ該市ニ於ケル米軍兵隊ノ遺棄ノ物ニ接シ重大ノ損害ヲ受ケタル事ナリ

1906-1-14

ヲ聞キタリ。

四十二月十七日朝ノ二夜、日本兵ハ米國チヤイチ、
 ミツシヨン・スクール縣内ニ侵入シ、ミミ禁舎、事
 務所、監署及令一軒ノ住宅ヲ通り抜ケテ行キタ
 リ。彼等ハ寶石類及婦女子ヲ索メタルモノナル
 ガ彼等ハ何レヲモ捕テ去ラレタルモノ
 ハ殆ド皆無ナリキ。十二月十六日宛書セル一日
 本兵數金ノ門前ニテ一米國婦人宣稱、顔目損ケテ
 力ヲ抜キ放テルモノアリシガ右婦人ノ勇氣ニ直
 面シテ、隣漢ハ辟易シ、婦人モ門前モ畏懼ナカリキ。
 此證報告ニ依レバ英國々漢モ英國ノ財産モ米國ニ
 對スルト同様ナル方法ニテ取扱ハレ居ル由ナリ。
 蓋シテ占領セル米國ノ分遣隊ハ今他處ニ移動シ、
 憲兵ノ一分遣隊及日本領事一宅モ亦擧テ居リ、
 又蓋シテ米國宣稱、日本領事官及日本領事
 ヲ訪問シ日本軍隊ニヨリ掠奪ノコトヲ通知シタ
 ルガ彼等ハ遺憾ノ意ヲ表明シ、保護ヲ約セル由ナ
 リ。

裏面白紙

1906-(2)-15

一九〇八年一月二十日

一月十九日午後七時東京發信〇電報一月十八日午後三時東京發二十七號電一未國人財庫へノ不法侵入ニ關スル件ニ依リ左記電ス。

「ドウーマン」ヲ誹謗シ勞務ニ適合セ上記ノ電報ヲ讀ミ隔カセタリ。ドウーマンハ尙出テ來ル文強キ言葉ニテ予ガ外務大臣ニ送リタル電報ニ付強固セリ（一月十七日午後一時當該三四號電參照）

ニ勞務ハ日夕外務大臣ハ時日小官ノ三四號電ノ通譯ヲ困難ニ附シタリ又該電ニアル軍隊ガ東京ヨリノ命令ヲ遵守スル様徹底的ナル方法ヲ取ルコトニ考慮中ナリト。後日ク多分明日送ラルベキ方法ニ付當方ニ通知スルヲ待可シト

上海ニ電報シ上海ハ北京南京及漢口ニ傳達セフ。クル。

ゴ
ー
ッ
ス

裏面白紙

16

1906-(3)-16

一九三八年一月二十二日

東京及露領ニ於ケル日本人ノ動向

一月二十一日正午

東京一月十九日正午三九四電ノ内容

① 英國ノ同僚ハ本日悉數歸郷トシテ東京ニ於ケル
 日本軍隊ノ行進ヲ報告スルモ上海英國大使館ヨリノ
 一月十五日附電報ノ譯文ヲ小官ニ提供セリ。本官ニ
 示シテハ上海英ノ他ヨリ詳報ヲ入手シ居ラザルニ依
 リ取アヘズ提供サレタル本文ヲ電達ス。「小官ハ報
 紙ニテ二領ノ別々ノ且信報シテ可ナリト思ハル、日
 本軍ノ露領行爲ニ關スル報告ヲ日本兵入城ノ際冬々
 ノ待遇ニ習マリ居リタル南京ノ米宣教師及露領ノ宣
 教師醫師ヨリ受ケタリ占領ノ初期ニ於テ南京米宣
 教師會内ニテ難カメラレタル強姦事件約百管
 之等ノ報告ヲ小官ニ寄シタル國民慈善會會議ノホ
 イントン師ノ日フ所ニテハ日本大使館員ニシテ日本
 軍入城後種モナク南京ニ到着シタルモノハ泥濘ノ裏
 樂、強姦強姦及強姦ガ遺體總計ノ内外ニテ公然ト行
 ハレ居ルヲ見テ疑義シ居リタリ。彼等ハ軍司令官ニ
 注意ヲ促サントセシモ果サズ、結局其司令官ガ無情
 無心ナル態度ナルガ爲ニ捕縛ノ方法トシテ南京ニ
 臨ムニ注意ニ注意トナリタルモノ、如シト觀察シ居
 リ又東京ニ打電連絡セントスルモ電報ガ專管ニナル

裏面白紙

1006-③-17

爲之亦強固ナリ依テ大儀信職員ハ宜敷信ニ發等宣後
節ヨリ日本内ニ之等專賣ヲ公認スル如ク歐ミ日本政
府ガ與自ニヨリ專賣ヲ海領スル様ニ在向ケテハ如何
トノ語アリタル事ナリ。

德領及抗強ヨリ日露省ノ報告ヲ覆スベク約束ヲ受
ケタリ。之等二地ニ於ケル日本專賣ノ行爲ハ同發不
良ニシテ上海近邊ニ於ケル後等ノ行爲ニ關シ露省サ
レタリト稱セラル、專賣權ヲ只今入手シツ、アリ
北京ニ轉電ス北平ハ更ニ露口ニ申請セヨ

上記報告ニ付入手セル情報アラバ速ニ電フ。北京
ニ添り上海ニ電覆セフ。

ジョysonson。

裏面白紙

1906-④-18

南京、一九三八年一月二十五日

題目 南京ノ状況

中國漢口米大袋

ネルソン、トラスラー、シモンソン閣下

拜啓一九三七年十二月十三日日本軍占領以來ノ
 南京ノ状況ニ關スル函領事エスピーノ報告ヲ同封
 供覽申上候右情報ハ大袋領員ノ調査及當市陥落當
 時ヨリ當地ニ留マリ居ル在籍米國人ノ話ニ基キタ
 ルモノニ有之候所ニ付日本軍ガ入城シタル時ヨ
 リ市内ニテ發生セル事件ニ付テノ簡單ナル記述ヲ
 ナシ又市内ニ於ル現状ニ付テノ觀察及在籍米國人
 ノ談話ニ付テノ簡略報告及軍事占領ノ影響ヲ發見
 セントスル一南京國際委員會一及市内ニ於ル生命
 財產ノ保護ニ關スル委員會ノ努力ニ付記載致居
 候

大袋領三等書記官

シヨン・エム・アリソン

裏面白紙

1906-④-19

南京ニ於ケル状況 一九三八年一月

南京米大使館

作証者 米副領事ジエームス・エスビー

確認者 大使館三等書記官

ジョン・エム・アリソン

作成日時 一月二十五日ー二十三日

郵送日時 一九三八年二月二日

一月六日朝南京大使館ニ到着シタル所大使館員
 タル二名ノ支那人ニ強迫ヘラレタリ。鄧氏及吳氏
 ナリ。鄧氏ハ日本軍ノ南京占領事ヨリ暗ミ留マレ
 ル人々ナリ。鄧氏ハ城内ノ二領事ノ建物を強制的
 偵察ヲ爲スベク城内シ突レタリ。建物ハ別ニ損害
 ヲ受ケ居ラザリキ。唯法廷ノ戸ニ銃筒ノ突刺シタ
 ル跡アルノ外異状ナカリキ。建物内ニ囚テレタル
 米國人僅員ノ所有物ハ總テ異状ナカリキ。鄧氏ハ
 十二月九日ヨリ大使館ニ登ルセル事項ヲ説明シ彼
 ノ保管スル日記ヲ提供セリ。彼ノ語ニヨレバ二領
 ノ城内ニハ五人ノ日本憲兵ト二十人ノ支那人警官
 駐在シ居リ、大使館所屬ノ苦力、召使、其ノ他ノ
 庶人及之等ノ者ノ家来者ヲ以テ成ル二百五十人ノ
 支那人ガ城内ニ避難シ來リ居レリ。
 我々ハ間モテク南京ニ到着セル十二人ノ在留米

裏面白紙

1906 (4)-20

國人ノ來訪ヲ忌ケタリ。彼等ハ不談ナル事件ニ違
差セルモ一人モ又當地ニ在ル他ノ外人ノ外國人
モ何等侮メラル、コトナク總テ無事ナリ。彼等各
々ノ考ハ南京ニ發生セル事件ニ集中スルモノ、如
クニテ彼等ガ日本軍入城以來無事シ來レル虞候ト
謂テ最モ恐ロシキ物語ヲ引續キ語シ與レタリ。
彼等ハ最悪ハ已ニ去リタリトハ考ヘ居レドモ然シ
事件ハ依然絶エズ市中ノ談分ハ尙空シカラズト注
意シ居リタリ。

彼等ガ南京ニ行テ語リタル先悉ハ日本軍ノ占領
ニヨリ南京市ニ據リ居リ來レル急務政治ノ一ナリ。
彼等及在留獨乙人ノ物語ニヨレバ南京市ハ捕ヘラ
レタル獲物トシテ日本人ノ手中ニ歸シタルモノニ
シテ組織立テル職等ノ間ニ占領セラレタリト云フコ
トノミナラス便溺場ニヨリ捕ヘラレ其ノ草ノ將士
ハ其ノ御褒美ニ乘ビ歸ツテ無制限ナル掠奪ト暴行
ヲ犯シツ、アルナラント云フ。尙餘額ノ賭及我々
ノ觀察ハ彼等ノ情報ヲ否定スル事實ヲ言シ居ラザ
ルナリ。市内ニ強レル支那ノ常民達ハ避難民トシ
テ所謂「安全避難」ノ待遇ニ享受シ居タリ。彼等
ノ多クハ無一物ナリ。男女及子供ノ衣服、財産ヘ
ノ侵入及掠奪、住宅ヲ燒燬ノ放火及強盗、之等ノ
具體的證據ハ殆ド至ル所ニ存在シ居ルナリ。

裏面白紙

1906-④-21

此ノ報告ノ之ヨリノ部分ニハ南京國際委員會及
米大使館ニヨリ作成サレタル米國人財産ニ對スル
侵害ニ付テノ日本官憲宛抗議及南京ノ秩序ニ關ス
ル國際委員會ニヨル抗議ヲ編ケ居レルガ之等ハ辭
類ニ南京ニ於ル出來事ヲ云ヒ表ハシ居レリ。尙又
此ノ報告ニハ市ノ取扱ニ關スル日本軍ノ行動後
和ニ付テノ國際委員會ノ要求ト歸順ヲモ入り居レ
リ。之等要求ト歸順トハソノモノガ町ノ秩序ヲ其
ノマ、表ハシ居ルモノナルニヨリ南京ノ秩序ヲ保
白ニスル意味ニ於テ茲ニ取リマツメ揭グルコト、
セリ。

斯クテ我々ト在留米國人トノ第一次會見ノ終リ
ニ既ニ發生セルコトハ如何トモ爲シ據キニ付過去
ノ善善ハ實ク善キ復等ハ特ニ南京ノ借券ニ付如何
ナルコトヲ日本官憲ニ考慮シテ貸ヒ度キヤト尋ネ
タルニ既シ復等ノ回答ハ一日本官憲ガ兵ヲ復等
ノ統制ノ下ニ置クコト而シテ現ニ起リツ、アル戰
隊ト現處トヲ終止セシムルコトナリキ。以上ノ
如キ陳述ノ意味ハ尙弱線ニ云ヒ表ハセバ一人道ノ
名ニ於テ日本官憲ハ復等將卒ノ秩序ヲキ行爲ヲ終
止セシメ強暴ヲ及ぶ火ヲ止メ市内ニ於ケル信民
ノ正常ナル生活狀態ヲ恢復セシムベシトスヘキ
ナラン。

裏面白紙

1906-④-22

一、十二月十日以後南京ニ發生シタル事項ノ概略。

入手シタル情報ニ依レバ南京陥落前、支那軍及住民ハ漸次ニ南京ヲ立去リ他ニ逃キツ、アリタリ。住民ノ約五分ハ統ニ町ヨリ逃レ出デ居リ支那軍ノ主要部分ハ其ノ軍需品及設備ノ大部分ヲ持テ統ニ退却シ居レリ。町ハ五万ヲ超エザル兵數ニテ守ラル、コト、ナリ居レリ。實際糧力ニ唯ノ五万ニ過ギザルナリ。之等ノ大部分サヘモ南京陥落ノ後ニ北ト西ノ門ヲ欲ケ城壁ヲ越エテ逃レ日本軍ノ監視ヲ被ケテ退却シヤウトモガキタルナリ。支那軍ハ市ノ城壁ノ外圍ノ市ニ居スル六ナル部分ヲ燒キ居レリ。之ハ軍需上ノ目的ヨリ其土地ノ邪産物ヲ除去セルナリ。然レドモ遺留セル在留米國人ハ退却中ノ支那兵ニヨリ城壁内ニテ行ハレタル財産ノ放火破壊及掠奪ハ僅少ナリト主張シ居レリ。故ニ日本軍ハ入城ト共ニ南京ガ實際ニ荒サレ居ラザルヲ發見セリ。市民ノ遺リノ六部分ハ南京國際委員會ノ計畫設定セル所謂「安全地帯」ニ避難シ居リ相當數ノ支那兵ヲ巧ニ配置セル筈ナリシガ比較的少數ナリシナリ。實際ニ遺留セル支那兵ノ數ハ不明ナレドモ數千ノ者ハ其ノ軍需ヲ被ギ棄テ常民ノ塵ヲ着テ常民ニ混リ市内ノ何處カ都合ヨキ

裏面白紙

1906 (4)-23

處ニ匿レタルニ相違ナキナリ。

在野米國人ハ斯ク考ヘ居レリ。即チ日本兵ハ復可
ノ文部兵ガ逃亡シ居ルヤヲ知ラズ。彼等ハ嘗テ軍
人タリシ市中ノ總テノ支那人ヲ殺シスル一掃蕩
ニ於テテ万以上ノ殺ヲ謀リシタリ。而シテ愈々
全市ニ亘リ總テノ前支那軍人ノ掃出シヲ開始シタ
ルニ際カニ見分ケノ符ク者ノ數比該約ニ少殺ナル
ガ爲ニ憤殺モシ且不信ヲモ持テ、之ガ爲ニ實際ニ
發見シタル前軍人ト共ニ無辜ノ婦民ヲモ殺シ、
結局其ノ「掃蕩」ガ六ナル恐怖ヲ符ヒ然ラザル場
合ニ比ブレバ、ヨリ長キ時間トヨリ六キク程度ヲ
越エテ實行モラル、ト云フコトハアリ得ルコトナ
リ。

然シテナガラ然ニ一言シ置カザル可ラザルハ支那
兵自身ハ日本軍入城前ニ悉然掃蕩ヲ爲サザリシ
ニアラズ少クモ或程度ニハ行ヒ居レルナリ。最近
ノ數日間ハ漢ナク彼等ニヨリ人及財產ニ毀スル暴
行絶サレタルナリ。支那兵ガ復等ノ軍服ヲ毀ギ常
民服ニ着替ヘル大急ギノ處程ノ中ニハ種々ノ事件
ヲ生ジ其ノ中ニハ着切ヲ類ギ取ル爲ノ漢人ヲモ行
ヒシナルベシ。彼ノ無秩序ノ時ノコトナリ退却ス
ル軍人及常民ニテモ時ト場所トニテハ計畫的ナラ
ズ掠奪ヲナセシコトハ同カナリ。總テノ公ノ施設

裏面白紙

1906(4)-24

ノ機能停止ニヨル市役所ノ完全ナル遺棄ト支那人
政府ト大部分ノ支那住民ノ退却トニヨリ市ニ發生
シタル完全ナル混亂ト無秩序トハ市ヲ如何ナル不
法行為ヲモ行ヒ得ラル、場所トテ了レルナリ。
之ガ爲ニ退却セル住民ニハ日本人來レバ特等ノ秩
序ト統制トノ恢復アルベシトノ意味ニテ日本人ヲ
歡迎スル氣分サヘモアリタルコトハ想像セラル、
所ナリ。

然ルニ日本軍東京ニ入城スルヤ秩序ノ回復及騒
ニ發生シ居リタル混亂ノ終止ドコロカ市ノ急復
治ガ急々本式ニ初マリタルナリ。十二月十三日ノ
夜及同十四日ノ朝迄ニ暴行ハ既ニ起リツ、アリタ
リ。先第一ニ日本軍ノ分隊ハ派遣サレ城壁内ニ回
サレタル支那軍人ヲ一掃打盡ニ掃蕩スルコト、ナ
レリ。市内ノ街路及建物ニ亘リ復重ナル搜索行ハ
レタリ。總テノ前線軍人及其ノ裝アル者ハ着々ト統
獲セラレタリ。詳細ナル記録ハ入手シ居ラザルモ
恣々二万以上ノ人々ガ新クシテ獲テタリト首算
セラレ居レリ。前線軍人ト實際ニ支那軍ニ觸キシコ
トナキ人々トノ區別ニ付テハ殆ド考慮セラレザリ
キ。或者ガ軍人タリシテラントノ疑ガ僅カニテモ
アレバ其ノ者ハ殆ド例外ナク進行セラレ銃殺セラ
レタリ。支那政府軍ノ總テノ退兵ヲ掃蕩スル日本

裏面白紙

1906-4-25

軍ノ決心ハ穩固不説ノモノヲシク見受ケラレタリ。
新クノ如ク行ハレタル死傷ニ付テノ無算ノ報告
ノ中ノ例ヲ次ニ引用セントス。南京電力會社ノ五
丁田人ノ社員ハ「河橋」ノ「國際陸軍入會社」ノ施設
内ニ避難セリ。日本兵ノ一隊十二月十五日又ハ
六日右ノ會社ニ來リ社員ヲラザルモノ其ノ中ニア
リヤ否ヤヲ尋ネタリ。之等五丁田人ハ電力會社ノ
前社員タルコト然シ其ノ中ノ十一名ハ時間短ニテ
隠ハレ居ルコトヲ承知シ居リ其ノ皆答ヘタルニ日
本兵ハ四十三人ノ同時偵察ヲ社員ヲ支那政府ニ届
ハレ居リタル者ナレバ「銃殺セラルベキ」ナリト
稱シ進行シ去レリ。同時ニ其ノ在留米國人ハ云フ
（其ノ譯）日本兵ハ我々向ニハ全市ニ於ケル電力ト
電燈トヲ恢復スル爲ニ必要ナレバ訓練アル公吏タ
ル電氣技師及社員ハ何處ニテ入手出來ルヤヲ當々
國際委員會ニ尋ネ居リシナリト。
今一ツノ報告ハ十二月二十五日カ其ノ頃南京大
學ノ港内ニテ發生セル事件ノコトナリ。日本軍ハ
其ノ時恰モ市内在任支那人ノ登記ヲ初メ居リタリ。
十二月二十五日頃大學ノ建物ニ避難セル三万余ノ
支那人ノ登記ヲ初ムル準備トシテ其名ノ隨軍將校
ガ大學ヲ訪ネタリ。其ノ建物ニ避難セル約二千ノ
男子ハ外部ニ集合サセラレタリ而シテ日本軍人ヨ

裏面白紙

1906 4-26

リ復尋ヘノ語ノ中ニ此ノ人々ノ中ニ前ニ支那軍ニ
 備キ居リタル者アラバ申出テヨ其人々ハ保護セラ
 ルベシ一此ノ保護セラル、ト云フコトハ復同儀返
 サレタリ一多分其人々ハ日本軍ノ爲ニ勞役ニ就カ
 シメラルベキガ若シ其ノ時申出デズ復ニ支那軍人
 タリシコト分曉スレバ必ズ保護セラルベキ旨傳ヘ
 ラレタリ。此ノ保護ニ付テノ保護アリシニヨリ約
 二百人ノ人々ガ前ニ軍人タリシコトヲ日本軍人ニ
 申出デタリ。復尋ハ直チニ進行セテラレタリ。復尋、
 重傷ヲ受ヘル者五人ノ者傳來シ右ノ二百人ハ途中
 ニテ拾ヒ上ゲタル糧ノ支那人ト共ニ除伍ヲ遣ミ殺
 ケ所ノ糧レタル物所ニ進レ行カレ復尋ノ日本兵ニ
 ヨリ或ハ銃剣ニヨリ刺殺セラレ或ハ銃撃セラレタ
 リ。糧カニ上託ノ五人ノ重傷在者者ガ一死亡者
 トシテ見送サレ幸ウジテ逃レ來レル旨傳レリ。
 日本兵ノ隊ニヨリ前支那軍人ノ擲出及死
 傷執行ノ外ニ二三人若クハ夫以上ノ日本兵ノ小口
 隊ガ全市ヲ自由ニ擲領セリ。之等ノ兵ノ擲人、強
 姦或ハ掠奪ガ何ニ最悪ノ惡業ヲ惹起シタルナリ。
 之等ノ兵ニハ復尋ノ好ムガマ、ニ何事ヲ爲スモ可
 ナリトスル自説ノ委任ガ與ヘラレタルカ或ハ日本
 軍ハ南京入城後全ク統制外ニカカル、コト、ナリ
 タルカ之ニハ充分ナル説明ナシ。我々ノ同キタル

裏面白紙

27

1906(4)-27

所ニテハ少クモ最高官ヨリ二ノ命令セラレ
テ將兵ノ統制ヲ爲セト命ジ又軍ヲ入城スル前ニ尉
官ヲ遣却スル勿レトノ最重ナル命令モ發セラレ居
ル由ナリ。

然シ實際ノ前ハ日本兵ガ數千數万ト至市ニ聚集
シ言語不通ナル疎遠國産ヲ犯セルナリ。外國人ノ
目撃者ヨリ聞キタル話ニテハ兵士達ハ野蠻入ノ惡
ノ如クニ野蠻シニセラレ町ヲ擧座ニ供シタルガ如
クナリキ。男女及子供ハ至市ニ至リ殺ヘ切レザル
多數ノ者殺サレタリ。常民ニシテ何等ノ明カナル
理由ナクシテ銃殺セラレ或ハ弱弱ニテ刺殺セラレ
タル話ハ多々アリ。我々ガ南京ニ到着シタル日俄
等日本人ヨリ聞キタルコトナルガ多クノ死傷ハ其
ノ前日片付ケラル、管ナリシガ其ノ時未ダ死傷ハ
家ノ内ニモ池ノ中ニモ森町ノ南側ニモ見受ケラレ
タリ。或在智米國人ノ話ニヨレバ市ノ南部ニテマ
西人ノ支那人ノ住ム一軒ノ家ニ日本兵侵入シタル
ガ後彼ハ十一人ノ者ノ死傷ヲ見、其ノ中ノ婦人ハ
殺サル、前ニ強姦セラレ二人ノ子供ト今一人ガ助
カリタルノミナリト云ヘリ。大使館近クノ小池ニ
テ先日朝(又ハ日俄)引ヲナシ死傷遺棄ヲナシタ
ルガ其ノ池ヨリハ常民ノ屍骸ヲナシタル支那人約
二十人乃至三十人ノ死傷吐キ出サレタリ。

裏面白紙

1906. (4) - 28

兵士達ハ土地ノ婦人ヲアテユル場所ニ探索シ之ヲ搜尋セリ。之等ノ出来事ノ記述ニ付テハ此ノ報告ノ同封翰ヲ参照セラレ度シ。日本軍占領ノ初期ニハ一夜ニ竊ル事件一千件以上發生セリト當市在留ノ外國人ハ信シ居レリ。而シテ歐米人ハ一夜ノ間ニ一個ノ米國人財産ノ中ニテ竊ル事件三十件ヲ計算セリト云ヘリ。

恐入ト強姦トガ進行シ居ル半面市内ハ掠奪兵ニヨリ散々ニ荒サレタルナリ。殆ド總テノ住宅モビルディングモ侵入サレ荒サレ、兵隊達ガ持チ出スガ爲ニ遺ビタル物トテノ物品ハ掠奪セラレタリ。

前京國際委員會ハ「安全地帯」ニテ發生セル事件ニシテ承知シ居ルモノ、記録ヲ保管シ居レリ。右委員會ハ日本大使館ニ定期的ニ之等ノ事件ヲ報告シ居タリシガ、ソハ之等ノ事實ヲ確實ナル記録ノ事實トシテ注意ヲ喚起シ同時ニ之等事件ノ發生ニ對シ抗議シ且日本官憲ニヨリ之等事件ノ反響ヲ防グ爲ニ處置ヲ請ズルコトヲ要求セルナリ。我々ノ到着スルヲ報告ト事件ノ色々ノ場合ニ付テノ寫ガ大使館ニ届ケラレタリ。一月下日迄ニ百八十八件ノ記録ヲ見タリ。委員會ノ電報及事件ニ付テノ寫ハ同封シテリ

裏面白紙

1906(4)-29

財産ノ掠奪

國際委員會及在留米國人ヨリタル情報及當大使館ノ調査ニヨレバ南京ノ財産ニ日本軍ノ侵入及掠奪ヲ免レタルモノハ僅ノ一モノナキモノト信ゼラル。其轄内ガ住宅デアレ向家デアレ又ビルディングデアレ又外國ノ教會ヨリデアレ或ハ又外國人ノモノデアレ總テハ何ノ差別モナク侵入セラレタリ。而シテ大小ノ程度ノ差コソアレ荒サレ且掠奪セラレタリ。米國、英國、獨逸、及德國ノ大使館モ侵入セラレ物品ヲ持テ出テタリト云フ事實アリ。又同様ノ事實ガ伊太利大使館ニモ發生シタトノコトガ報道セラレ居レリ。露國亞大使館ハ一月一日ニ不思議ニモ火事ニテ空虛ニセラレタリ。我々ノ取調べタル又在留米國人ヨリ報告アリタル米國人財産ハ例外ナク一ツツラス線近シ日本兵ノ侵入ヲ蒙リ居レリ。此ノ事實ハ在留米國人ガ現ニ住居セル住宅ニ迄モ發生シ居レリ。之等在留米國人及其ノ他ノ國際委員會ノ委員達ハ之迄此ノ報告作成ノ時迄モ絶エズ掠奪ヤ婦人アサリニ侵入シタル日本兵達ヲ外國人財産ヨリ追拂ヒ讓ケ來リ居レリ。日本兵達ノ選ビ得ラル、德テノ物ハ彼等掠奪ノ格好ナル獲物ラシク思ハル。特ニ外國人ノ住宅ノ内ニ付考フルニ自動車、自転車及酒類ト彼等ガポケットニ挿テ込ミ得ル小形ノ貴重品等ガ共ニ

裏面白紙

1906(4)-30

特ニ探察セラレタルモノラシキナリ。然シナガラ
外人ノモノデアレ支那人ノモノデアレソノ侵入
者カ希望シタル物ハ如何ナル程度ニテモ探察セラ
レタルナリ。町ノ商業區域ニアル商家商店ニテ遺
存スルモノヲ見ルニ何レモ内在物ノ可成ノ程度ニ
空虛ニセラレ居ルナリ。數件ノ切ニ於テハ後等ノ
欲スル物ニシテ手ニテ持テ運ビ罷ハザル物餘リニ
多キ時ハ賞物自動車ヲ運シ來リ運ビ去レル事實ア
リ。在留外人ノ報告スル所ニテハ店家或ハ倉庫
ヨリ貯蔵品ヲ賞物自動車ニ積ミ運ビ去ラレタル數
件ノ事實ヲ見タル由ナリ。テクセス街會(在支那)
ノ倉庫番ノ云フ所ニテハ當該倉庫ヨリガソリン及
油ノ貯蔵品ヲ持チ出シタル時ニハ日本兵ハ該會社
ノ賞物自動車ヲ奪ヘソレニテ運搬シタル由ナリ。
住宅ノ掠奪ヲ受ケタル程度ハ幕内幕内ニテ相違ア
リ。或處ノ財産ハ侵入ハサレタルモ非常ナル損害
ハ被ラズ又非常ナル盜ミヲモ被リ居ラザルコト之
處ノ調査ニヨリ明トナレリ。物品ヲ少許奪ハレタ
ルノミナリ。

「安全地帯」前ニモ或處ノ財産ニハ大シテ損害ヲ
受ケザルモノアリシガ特ニ安全地帯内ノモノニ對
スル掠奪ハ最少限度ニ行ハレ居リキ。之等ノ切ハ
幕内ニ對シ掠奪ヤ破壞ガ最高度ニ行ハレタル場合
ト對稱ヲ爲スモノナリ。

ダグラス・ジエンキンス 氏(大使信員ノ一人タル)ノ

裏面白紙

1906(4)-31

住宅ノ獨ニヨレバ彼ノ召渡ガ後テレタル後住宅内ニ在リタル總テノ物ハ完全ニ荒サレテ手痛ク掠奪ヲ受ケ居ルノミナラズ彼ノ家具及英他ノ物品ヲ手營リ次第ニ破壞シタル明カナル事實アリ。米國人財産ニ對シ斯ル取扱ヲナシタル今一ツノ專切ハ上海ノ一角及中山路ニアルジンリン車庫ノ事件之ナリ。車庫ノ二ツノ戸ハ板固ヒサレ門ノ破落子ハ板固ヒノ外獨ニニ鎖錠セラレアリキ。

板固ヒノ上ニハ英財産ガ米國人ノモノナルコトヲ記シタル大使館ノ布令ガ貼附シアリキ。我々ノ到着セル後英車庫ヲ取調ベタルニ板固ヒノ一板ハ登ヨリモギ取ラレ鎖錠ニ押シ除ケラレ居タリ。英ノ板固ヒニハ尙布令ハ附キタルマ、ナリキ。車庫ハ侵入セラレタルナリ。完全ニ荒サレタリ。二本ノ古ダイヤ、板本ノ鎖錠及電燈ノ切斷ノ外車庫ノ本家ニ掛サレタル唯一ノ施設物ハ空氣圧機一個ノミナリキ。事務室ノ床上ニハ書櫃及ヤ書櫃散亂シ居レリ。一個ノ机ハ持テ去ラレテ薪トシテ使ハレ又二ツノ金庫ハ頂邊ヨリ破壞サレテ金庫内ニアリタル物ハ全部行方知レズトナリ居レリ。車庫ノ裏手ノ鎖錠シアリタル小包モ侵入セラレ居リ床上ニハ書櫃アリ鎖錠アリ、施設物ノ部分ハアリ之等ガ六時位ノ深サニ散亂シ居レリ。此ノ散亂物ノ中ニ貴重ナル標準運映機寫器ノ部分品ガ紛碎セラレ居ルガ發見セラレタリ。

裏面白紙

1936-4-32

耐産ノ放火

然シナカラ南京ノ現實ノ耐産ノ計リタル意惡ノ損
 害ハ火事ニヨル破壊ナリキ。此ノ報告ヲ審キツ、
 アル今モ尙市内數ヶ所ニ火事ヲ望見スルヲ得。一
 安全地帯ニハ火事ハ一件モテカリキ。ニモ拘
 ラズ此地帯ヲ除キテハ火災其ノ他ノ方法ニニ全市
 ニ亘リ手當リ次第ニ焼却行ハレタリ。多クノ街路
 ニ於テハ住宅ヤビルディングガ焼却ハレ居リ其
 ノ間々ニ全ク焼却レザルモノあり居レリ。或街路
 ニテハ一軒二軒又ハ夫以上ノビルディングガ唯燒
 ケタル候ノミ立チ居レリト見レバ其ノ町筋ノ損ノ
 ビルディングハ火事ニ會ヒ居ラスト云ヒタル狀態
 ナリ。

南ノ南端ハ火ニヨル破壊ヲ最モ手酷ク受ケタリ。
 其區城ハ商業區城ニ當ルモノナルヲ請至ノ結果何
 レノ區城モ燒ケ崩レタルビルディングヤ住宅ノミ
 ナリキ。多クノ區城ハ僅カ十二軒ノ或ハ夫以下ノ
 數ノビルディングガ今尙保存セルノミナリ。上海
 ノ 隔北ニ被シタルガ如キ市ノ全部ノ火事ニヨ
 ル殆ド完全ナル破壊ナクシテ主要街路ニ面スルビ
 ルディングハ大抵破壊サレタルモ其手ニアルビルデ
 イングハ燒シテ燒カレ居ラザリシ事實ガ見受ケラ
 レタリ。

當地日本官憲ヨリ南京城内ノ火事ノ多クハ退却シ
 ツ、アリタル支那軍又ハ常民軍ヲ清タル支那兵ニ

裏面白紙

1906.④-33

ヨリ南京陥落後ニ爲サレタルモノアリト説ヲ爲セ
ルモノアリタリ。固ヨリ其ノ中ノ以テハ支那人
ニヨリ爲サレタルモノナルベキモ日本兵ガ南京占
領後若クハ當地ニテノ職屬終了後被等ニヨリ故意
ニ又ハ不注意ニヨリ發シタル火薬ニ比ブレバ、
云フニ是ラザル少数ナリト信ズベキ理由ハ多ク存
在シ居ルナリ。ベルディングニ侵入シ掠奪シタル
後ニ故意ニ放火シタル方或ハ又不注意ノ爲ニ小火
ガ其ノマ、ベルディング内ニ燃焼サレタルガ建物
全体ニ燃エ盡カリタル方或ハ又附近ノ燃エタル建
物ヨリ燃焼シタルカノ何レカナリ。燃エル建物ノ
火ヲ消サントスル努力ノ薄ハレタル話ヲ會テ聞キ
タルコトナシ。

火事ニヨル市ノ最悪ノ破壊ノ時ニ替カレ且國際交
員會委員ニヨリ署名セラレタル記録提出セラレタ
ルニ付同書シタルガ此記録ニハ火事ノ原因ニ付及
主トシテ其火事ガ何ニ依テ發生シタルカニ付テノ
彼等ノ觀察及發見シタル事項ヲ記述シ居レリ。其
記録ノ第一部ニハ觀察者ハ日本兵入城前市ノ幾何
ノ部分ガ焼カレ居リタルヲ知り居リタルカラ述べ
且彼等ハ其ノ時迄ニハ實際ニ燃シタル火事ニヨル
損害ハ極メテ輕微ナリシコトヲ報告シ居レリ。第
二部ニ於テハ十二月廿日頃ノ状況ヲ記載シ居レリ
即チ當時多クノベルディングハ火災中ナリシガ日
本兵ハ近傍ニテ此ノ火事ヲ臨メ居ヨリ物品ヲ全部

裏面白紙

1906-(4)-34

持出シ貨物自動車ニテ運ビ去リ又他ノビルデイン
グニテハ「床ノ上ニテ焚火セル」ヲ見受ケタリト。

所謂「安全地帯」ニ於テ發見シタル事項

所謂「安全地帯」此ノコトニ付テハ本報告ノ今後
ノ部分ニテ國際委員會ノ往來ニ付テ尙多クノコト
ヲ記載スルコトトナリ居レルガ一般的ニ南京ノ他
ノ部分ヨリ遠クニ安全トナリ居リタリ。日本兵ノ
掠奪ヨリ侵害サレザル様保持サレ石ル譯ニハアラ
ザリシガ市ノ他ノ部分ニ於テ財産ニ爲サル、損害
ノ點及發見シツ、アル懸念ノ點ニ於テ同ジ程度ノ
被害ハ受ケザリシナリ。此ノ地帯ニテハ強姦ヤ殺
入ヤノ多クノ事件アリ又其處ノ掃内ハ總テ侵入ヲ
受ケ大小ノ差ハアレ掠奪サレタリ。然レドモ南京
ニ發見スル支那常民ノ大部分ハ市内ニ於ケル最安
全ノ場所トシテ此地帯ニ避難シ來レルガ此事實ソ
ノモノガ他ノ地帯ヨリモヨリ良キ状態ナルコトヲ
表ハシ居ルモノナリ。之等ノ常民ハ市ノ他ノ部分
ニ於ルガ如キ程度ニ苦シメラレザリキ而シテ彼等
ハ住宅ニ避難民收容所ヨリ追ヒ逃ハレルガ如キコ
トナカリキ。住宅ノ大部分ハ市ノ他ノ部分ニ於ケ
ルガ如ク侵害ヲ蒙ラザリキ。就中此地帯ニハ放火
ハ發生セザリキ

我々ノ南京到着以來ノ出來事

我々ノ南京着以來南京ノ暴行ノ最悪並人及物ニ對
スル侵害ハ既ニ終了セリト曰ハレ居ルニモ拘ラズ

裏面白紙

1906-(4)-35

事件ハ絶エズ發生シツ、アリタリ。在留米國人ハ
殆下毎日大使館ニ彼等ノ財産ヘノ日本兵ノ侵入、
建物内ノ掠奪、支那人達ヲ其ノ邸内ヨリ拉致シタ
ル件ニ付テノ報告ヲ齎シタリ。一月十日以降發生
シタル米國人財産ヘノ不定額ノ日本兵ノ侵入ガ二
十四件アリタリ。其ノ中三件ハ日本憲兵ノ暴力ニ
ヨル不當ノ侵入ナリキ
ジョージ・エイ・フィッツ氏、南京 Y.M.C.A.ノ副
書記長ノ報告ニヨレバ寶善街七番地ニアル彼ノ住
宅ニ一月四日以来七回ニ亘リ日本兵ノ侵入ヲ受ケ
物品ヲ奪ヒ去ラレタル由

一月十三日ニ報告セラレタル事件ハ一月十三日附
ニテ日本大使館ヘノ書頭ノ形式ニヨル抗議ノ題目
トセリ。此ノ抗議ノコトヲ報告シタル一月十三日
正午十二時當大使館發給函宛電報参照アリ度シ。
ソノ抗議ノ寫一通同封シアリ。之等ノ事件ニハ一
月十一日南京師範學校ヘノ日本兵ノ侵入及其處ヨリ
ノ或數量ノ物品ヲ持去リタルコト及同日、日本憲
兵ガエム、エス、ベーツ博士宅ニ暴力侵入ヲ行ヒ
南京大學ノ支那人滯入ヲ拉致シタルコトヲモ含ミ
居レリ。一月十四日ベーツ博士ヨリ更ニ一通ノ書
面來レリ。右ニ依レバ其ノ前夜四人ノ日本陸軍憲
兵南京大學ニ侵入シ一支那人少女ヲ拉シ去リタル
コトヲ報告シ居レリ。此ノ手紙ノ寫ハアリソン氏
ヨリ一月十四日附日本大使館福井氏宛非公式書面

裏面白紙

1906-42-36

ニテ日本大夜警ニ送附シアリ。アリソン氏及ベ
ツ博士ノ手紙ノ寫モ此ノ報告ニ同列シアリ。
米國人財産ノ侵害ハ更ニ遠キタリ。一月十八日午
後四時アリソン氏發函米國海軍省宛、此ノ電文
ニハ之等ノ事件ヲ總括シ且其日米會衆聯合會ノ財
産ニ關シテ發生シタル事件ヲ報告シ居レリ。其要
件ハ茲ニ詳細ニ記述シ居レリ。

一月十八日午後一時半頃エム・ビー・ミルス氏及
エル・エス・シー、マイス氏ヨリノ通知ニヨリ後
名ノ日本兵ガ中華路ノ差警教頭合官署内ニ侵入シ
タル由ノ報ヲ受ケ其日本兵等ハ尙其處ニアル由ヲ
聞キアリソン氏トエスピトハ其ノ署内ニ送ケリ。

我々ハ署内ノ横町ニ面シタル側ニアリタル扉ノ大
部分ガ打テ倒サレ内側ノ庭ガ人々ノ足ニ踏ミ際
ラレ居ルヲ發見セリ。其ノ扉ノ内側ニ居ル部分ハ
乾キ居リキ。其ノ扉ハ其ノ時迄三時間位ノ間ニ破
壞セラレタルニ相違ナシ。何トナレバ其ノ朝早く
降雨アリテ發熱セラレタル部分以外ハ凍テ尙濡レ
居リタル故ナリ。我々ガ現場ニ到着シタル時ニジ
ヤス、エイテ、マツクカロム氏モ其處ニアリタル
ガ彼ノ曰ク彼ガ其ノ朝其ノ署内ヲ訪ネタル時其ノ
扉ニハ異狀ナカリシト。彼ハ尙復ケテ云ヘリ彼ノ
其ノ前ノ訪問ノ時彼ハ二名ノ日本兵ガ其ノ財産内
ノ建物ニ二人ノ支那人ト共ニアルヲ見タリ其ノ兵
等ハ教會ニ屬スル物品ヲ手ニ持テ居リタリ。彼

裏面白紙

1905-④-37

等ニ抗議セルニ彼等ハ物品ヲ其處ニ残シテ立去
レリ。其ノ朝達物内ニピアノアリシヲ見タルガ今
ハ見エズト云フ。日本兵掠奪ノ時ニ附近ニアリタ
ル或支那住民ノ話ニテハ我々が現物ニ到着スル少
シ前ニ二蓋ノ貨物自動車ヲ殺名ノ日本兵ヲ殺セテ
奪リ去リ、例シ掠奪品ヲ選ビ去リシトナリ。同封マ
ツカラム氏手紙ノ寫ハ大使館ニ本件ヲ報告シ居ル
モノナリ。
次ノコトハ注意ノ價值アルコトナラン即チ一月十
八日迄ハ英國系會社ナル文運(文運)出入木材會社ノ大
貯木場ハ侵入サレタル形跡ナク貯木場ヘノ門モ鎖
錠サレ居タリ其ノ日毎日ノ傍トシテ下關ノ河岸通
ニ出掛ケタル時ニ日本兵ガ貯木場ヨリ大ナル貯木
ノ遺ヲ草ニテ選ビ去ルヲ見タリ。其ノ貯木ノ遺ハ
新シク開キタル門ヲ通シテ選ビ山シ居リタリ。後
刻英領事ヨリノ通知ニテ其ノ貯木ノ遺出ハ全ク不
當ナルモノニテ後英領事ハ日本大使館ニ對シ英國
ノ財産ニ送スル新ル掠奪ニ付抗議シツ、アルコト
ヲ知レリ。

裏面白紙

1906-④-38

三 東京ニ於ケル現狀

本部ニテハ東京ノ現在ノ實狀ト當第一度ノ政治及
經濟ニ關スル種々ノ點點ノ觀察ヲ述ブルコト、セリ

東京ノ實情

地震外ノ東京局邊ノ地盤ハ全部五六ナル損害ヲ受
ケタリ。市ノ郊外ハ協會ヲク尙未ダ完全ナル調査ヲ
爲シ得ザルガ結果ノ程度ニ就テハ推測モラレ得ルモノト信
ゼラル。然シテナガラ此ノコトハ協會山麓ノ國民記念
碑ニハ適用ナシ其ノ記念碑ハ復日前地震セルニ損ハ
レタルラシキ様子ハ見エザリキ。

下ノ地區ハ火事ニテ損害ニ損害セラレタリ。其ノ
光景及河ヨリ見タル河岸邊ノ様子ハ河岸ノ崩落物ノ
修繕等ト云フベキ光景ナリ。然シテナガラ復修ノビル
ディングハ未ダ元ノ態ナリ。例ヘバダラー會社ノ貯
米場、スタンダ！下石橋會社ノ施設、橋子江ホテル
及大電力工場ノ如キ之ナリ。後者ハ地震ニテ損傷セ
ラレタルガ今ハ復シ修繕シツ、アリ。我々が最
初行キタル時ニハ河岸邊ニ沿ヒ傾リ居リタル唯一ノ
船着設備ハ修繕入會社「河橋」工場ノ岸邊橋ノ外ニ
ハ前京橋邊施設ニシテ其ノ岸邊橋ハ尙存在シ居リキ
美ノ時以來此ノ埠頭ノ家モノハ日本軍ニヨリ修理セ
ラレツ、アリタルガ現在ニテハ日本船ニヨリ使用セ

裏面白紙

1906-4-29

ラレ新レヨ。

城壁内ニテ南東京ノ部分トシテ最大ノ損害ヲ受ケ
 タルハ南都ノ商業區域ナリ。此部分ハ市ノ正信ナル
 存在ガ回復セラル、爲ニハ殆ド總テ再建ヲ要スルナ
 ラン。主要ナル新シキ街路即太平路中山路中華
 路及他ノ主要街路ニ於テハ各區別ニ於テ十一二軒或
 ハ夫以下ノビルディングニテ街路ニ面シ居ルビルデ
 イング以外ハ總テ燒カレ居レリ。中山路街ノミニテ
 ハ商家ヤ商店ガ燒カレタルヲシ。國民政府ノ廳舎ニ
 テ破壞セラレタルハ遺憾無クシテ之ハ日本軍
 ノ南京占領前、火事ニテ破壞セラレタルナリ。其ノ
 他ハ吳狀ナク今尙日本軍ニヨリ住居セラレツ、アリ。
 南京ノ他ノ部分ニ於テハ住宅及ビルディングハ實
 兵隊ノ家サヘモ屢々同様にガ爾路ヲ徑キ燒カレ
 居レリ。町ノ北端ノ住宅街部分ハ火事ノ損害ハ甚モ
 少カリシナリ。前記「安全地帯」ノ處ニテ破壊セシ
 如ク火事ノ被害ハ一件モ發生セザリキ
 水道ト電氣トハ今ヤ町ノ大部分ニ復舊シ居レリ。
 電話ノ復舊モ大抵事ニハ非スト思ハル。被燒ノ遺骸
 ハ強シテ街路ヨリ片付ケラレタリ。町ノ衛生設備モ
 舊ニ復シタリ。然シ未ダ多クノ死骸ヲ池ヤビルデ
 イングヨリ處分セザル可ラザルベシ。

南京ニ於ケル政治及經濟ノ状況

裏面白紙

1906-4-40

政及經濟ノ本條トシテノ南京ハ事實上ニ於テハ
存在セズト云フベキナラン。何レノ點ヨリ見ルモ南
京市ハ單ナル日本軍ノ兵舎ニ過ギザルガ故ナリ。南
京ハ人口約百万ト見算ラレ居ルガ其中二十万ヨリ
二十五万ノ者今尙留居シ居レリ。之等ハ主トシテ彼
兵隊ニヨリ成立シ居レリ。其ノ大部分ハ住宅内或
ハ「安全地帯」内ノ臨時收容所内ニ避難民トシテ多
數留メ込マレ居ルナリ。或ニナレバ彼等ハ強セアル
所ニ集マリ行キ登陸ハ其地帯ノ街路ニテ數千ノ群
ヲテシ居ルガ見ラル、ナラン。例ヘバ上海路ニ於テ
ハ一里以上モノ間人ノ群ヲナセリ。支那人ハ食料、
燃料ヲ入手スル爲ニ外出シ居ルカ或ハ何ヲ爲スコト
モナク唯立テルモアルナリ。

一月八日正午ノ當方發八號電ニテ報告セシ通一月
一日ニハ自治市政府ノ發見公衆セラレタリ。此ノ政
府ハ九人ノ中國人委員ニテ構成セラレ議長ハ陶寶全、
日本トノ協議及英ノ監督ノ下ニ市ノ爲ニ市役所ノ平
信ノ機能ヲ引續ギ行フコト、ナリ居レリ。

然レドモ今日迄ノ應新政府ノ活動ノ印ハ少シモ表
ハレザリキ。少數ノ中國人警官ガ各所ノビルデイン
グニ駐在シ街路ヲ巡回シ居レリ。然シ彼等ノ義務ハ
實額ノ警備ノ故ヲ出ルモノニハアラザリキ。日本軍
ハ百名餘ノ憲兵ヲ進レ來リ居リ軍ノ警備兵ト共ニ事
實上市内警備ノ任ニ營リ居リシガソハ名許リナリシ

裏面白紙

1906-4-41

ナリ。森メラレタル候リニテハ雷在モ水道モ電氣道
候モ日本軍ノ統制及運用下ニアリタリ。消防署モ厚
産露モ其早存在シ居ラズ。日本陸軍病院ハ日本軍人
ノミノ世帯ヲナシ唯兵士トシテ市ガ占領セラレタル
時既に在リタル少後ノ兵士中國兵ノ世帯ヲナシ
居ル文ナリ。住民達ニ利用シ得ラル、醫藥施設ハ總
テ外國宣教師ニヨリ供給セラレタルナリ。電氣設備
ハ總テ怠キ居ラズ。而シテ市内燈塔ニ使用セラレタ
ル「バス」ハ今ヤ臨時ニ改修セラレ候ハリ居ルガ見
受ケラレ然ラズンバ持チ去ラレテ軍用ニ供セラレ居
ルナリ。

興味アル事實ハ日本軍ガ自治市政府ヲ通ジ今年ノ
一日ヨリ居民達ヲ「安全地帯」ヲ去ラシメ各ノ家庭
ニ露ル銀券メツ、アリトノ報道ナリ。最初在住民達
ハ市内ノ他ノ場所ノ後等ノ家ニ實際ニ留リタルガ彼
等ハ直ニ露リ來レル由ナリ。家ニ留リ見レバ驚ダタ
ル強敵ノ外ハ何物モ預リ居ラズト云フ事實聞クアリ
タルラシク殊ニ保護ナキコトガ甚モ苦痛ナリシガ如
シ。彼等ハ日本兵ニ強奪セラレ後等ノ婦女子ハ強姦
セラレ而モ其或強ハ殺サレタルコトヲ報告シ居リタ
リト云フ。

食糧ノ問題

新政府ノ前ニ後ハル強奪且強姦ノ問題ハ中國

裏面白紙

41

1906-4-42

人民ニ對シ食糧ノ供給ニ付現刻ヲ定メ又ハ處置ヲ部
ズルコトナリ。然シナガラ此ノ困難ハ表面上日本軍
ノ活動ニ依テノミ實行シ得ラル、モノナリ、何トナ
レバ日本軍ハ南京入城直後米ノ貯蔵ヲ押へ市ノ外ニ
アリタル米ハ少シモ市ニ入り來テザリシ由ナリ。國
際委員會ノ借ズル所ニテハ日本軍ハ城內及下關ノ倉
庫內ニ貯蔵セラレ居リタル十萬ピクルス以上ノ米ヲ
引繼ギタル管ナリ

食糧ト燃料供給ト云フ當面ノ困難ノ要領ハ一月廿
二日午後四時當方第三十三號電報ニ記シオキタリ。
茲ニハ更ニ詳細ニ記述スルコト、セリ。

國際委員會ガ南京消息ノ數日前「安全地帯」ヲ設
定スル計畫ヲナセル時委員會ハ住民避難者進ニ少ク
モ二週間分ノ米ヲ辦給シ「安全地帯」ニ來ル後通知
セリ。大部分ノ避難者ハ之ヲ實行セリ。尙又中國人
ノ家庭ニテハ南京占領ノ前ニ貯蔵不備ノ出来事ニ備
ヘテ相當量ノ米ヲ貯ヘ居リタルナリ。十二月十三日
以後避難者進ハ之等ノ貯蔵ナシニ甚スコト、ナレリ。
米麥ヲ買フ實力アル人々ニ賣却セラレ且ツ無一物ノ
人々ニ無代ニテ分配セラレタリ。委員會ハ一ピツク
ルヲ文部券九ドルニ價ヲ定メタリ。南京占領前ニ行
ハレタルト同シ便差ナリ。委員會ハ十二月ノ半ヨリ
一日約五万ノ避難民ヲ無代ニテ養ヒ來レルナリ。總
テノ避難民ヲ養フニハ毎日千六百錢ノ米ヲ要スルモ

裏面白紙

1906-4-43

ノト見積ラル。無炭ノ爲ノ燃料ニハ少クモ毎日四十
屯ノ石炭必要ナリトノ見積ナリ。

一月十日ノ午後國庫委員會ハ米ノ販賣ヲ中止セリ。
右ハ日本軍ヨリ左様ノ指令アリタルニヨル。而シテ
爾後ハ自治市政府ガ將來ノ食糧供給ノ商業的處分ヲ
掌ルト云フコトモ通知セラレタリ。委員會ハ自治市
政府ヲシテ商業的處分ヲ引受ケシムルコトニハ全面
的ニ賛成ナリト云ヘリ。彼ヲ以テ委員會ハ其ノ本來
ノ儲キタル單ナル救濟機關ニ立戻ルコトヲ得其ノ貯
蔵品ヲ慈善關係ニ用ヒ得ルニ至レリ。然レドモ市民
ニ販賣スベキ食糧ヲ入手スルコトハ市政府ノ問題ト
シテ依然存在シ居レリ。一月十日千二百袋ノ米日本
軍ヨリ放出セラレタリ更ニ又一月十七日尙千袋ノ米
ト千袋ノ粉トガ割當テラレタリ。之迄ニテハ以上ガ
販賣ニ利用セシメラレタル供給量ノ總テナリ。

款券ハ尙重大ニハナラザリキ。ソハ米ノ貯蔵即各
家庭ニテ貯ヘタル所ノモノハ未ダ使ヒ盡シ居ラザリ
シガ故ナリ。且又割賦セラレタル量ナリシガ新條ナ
ル野菜モアリ或種ノ鮮肉ガ街路ノ各側ニ沿ヒテ造ラ
レタル市場ニテ販賣セラル、ガ見受ケラレタリ。然
シナガラ各個人ノ貯蔵米ノ量ハ外部ニテ買ヒ得ラル
、モノト合シテモ冬全部ヲ越スガ爲メニハ充分ナラ
ザルヤモ知レズ。而シテ特ニ販賣ノ爲ニ無一物トナ
レル數千ノ避難民アリ。彼等ハ今待チ居ル物ヲ失ヘ

裏面白紙

1906-4-44

バ更ニ米ヲ買ハントスルモ何物モナキニ至ル事ナリ。

住民ノ生活費用ノ問題

食糧ト燃料ノ問題ノ外ニ住民達ノ生活費用ノ問題モアリタリ。之迄ノ處ニテハ御承知ノ如ク日本軍又ハ自治市政府ニ依テモ何等此ノ問題ニ對スル手段ハ講ゼラレザリキ。住民達ノ爲ノ住居ハ日本陸海軍ニヨリ費用セラレタル少數ノ者ノ外ハ何モ存在セザリキ。現狀ニテハ市内ニ於ル商取引ハ不可能ナリ。現ニ存在スル唯一ノ商取引ハ臨時ニ於テ行ハル、食糧ト少數ノ他ノ物品例ヘバ衣類及藥物等ノ販賣ト交換トガアルノミナリ。

裏面白紙

1906-4-145

現状ニ對スル其他ノ論評

日本軍ハ現在ニ於テハ外國人ノ南京ニ歸來スルコトヲ許サズト公表セリ。南京大學ハ其病院事業實行援助ノ爲ニ二名ノ宣教師醫師ノ南京歸來ヲ願出テタルニ對シ日本陸軍ハ之迄拒絶シ來レリ。中國輸出入材木會社ノ例ニ於テハ例外許ラレタリ、即其會社ノ一人ノ社員上濤ヨリ南京ニ來ルコトヲ許サレタルナリ。彼ガ南京ニ來ルヲ許サレタルハ其ノ會社ノ南京ノ貯木場ヨリ材木ヲ日本軍ニ賣渡ス處置ヲ行フト云フ唯一ノ目的ノ爲ナリキ。然シナガラ豫メ右ノ處置終了ト同時ニ直チニ南京ヲ去ルベキコトヲ明瞭ニ納得セシメアリキ。楊子江ハ十二月中旬以來如何ナル大キサノ船モ航行シ得ル様ナリ居リキ。最近上海トノ道路モ鐵道交通モ再建セラレタリ。毎日一回汽車ガ上海トノ間ヲ往復セリ。然シ南京河岸邊ノ施設及市中トノ道路及鐵道ノ交通ハ日本人ヲ除キ外國人ニハ閉鎖セラレ居レリ。又外國人ニハ商品ヲ市中ニ送ラシムルコトモ不可能ナリシナリ。國際委員會ノ救濟事業用ノ食糧品ヲ當地ニ供出セシメントスル計畫ハ日本大使館員ノ切切型ノ「不可」ニテ片付ケラレタル由ナリ。(同封第五號參照一月十九日附ジョン・エイチ・デイト・レーブー氏手紙)。私用商用ノ電報郵便業務ハ未ダ再開セラレ居ラザリキ。

裏面白紙

1906-4-46

三、南京國際委員會

南京國際委員會ノ活動及右委員會ノ委員トシテ又
彼等自身ノ社會地位ヲ維持シテシテ、アル
在仁米國人ノ活動ニ付テハ此ノ報告ニ於テ
造リ強固シヨト、セリ。
南京ニ於ケル二十二人ノ西洋人ニヨリ爲サレタル
仕事ハ當地ニ於テハ特ニ重要ノ價值アリ。支那住
民ニ對スル人道的ナル取扱ヲナスニ當リテノ彼等
ノ倦マザル勸ラザル努力、日本兵ノ暴行ヨリ生命
財産ヲ保護セントスル幾マザル努力、非常ノ混亂
ナル惡俗下ノ状態ニ於ケル有能ナル處置、及日
本兵ノ無禮ト亂暴ナル態度ノ下ニ於ケル謹慎ト節
制トハ大ナル賞讃ニ値スルモノナリ。確カニ南京
ニ於ケル之等外國人方單ニ存在シ表ハシタルコト
ノミニテ少クモ或ル拘束的ナル影響ヲ日本兵ノ行
動ニ與ヘタルナリ。而シテ國際委員會ノ努力ト外
國人各領ハ往民途ニ發生スル出来事ノ悪化ヲ防ギ
既ニ發生シタル財産ヘノ破壞ヲヨリ大ナラシメザ
リシ點ニ與ツテ方アリシコトハ疑ナキ所ナリ。
「安全地帯」ニシテ既ニ指示セルコトハ彼等ノ努
力ノ結果ニ對スル明ナル證據ナリ。
十一月下旬及十二月初南京ノ陷落切迫セル時南京
國際委員會一其委員ノ名簿ハ全對第七號ニ掲ゲタ
リ一ハ南京ノ支那住民ニ對シアラユル救済ヲ請ズ

裏面白紙

1906-4-17

南京ハ在留外人ガ歸來スルニ足ル用意整ハズ又
當地ニテノ商取引再建ノ準備成ラズトノ日本官憲
ノ言明ニモ拘ラズ而シテ日本人ハ外人ノ南京ニ
來ルコトヲ拒ミナガラ或數ノ日本常民ハ戻リ來リ
居ルナリ。少數ノ日本商人ハ歸來シテ小ナル商店
ヲ設ケタリ。彼等ハ日本ト朝鮮トノ品物ヲ主トシ
テ日本軍ニ販賣セリ。尙又常民勞働者モ亦陸海軍
ノ爲ノ勞働ニ進レ歸ラレタリ。

南京ニ於ケル交換ノ方法及通貨ニ關スル詳細ナル
報告ヲ爲スガ爲メニハ未ダ充分ナル材料ヲ入手シ
居ラズ。日本大使館員ヨリノ通知ニヨレバ當地日
本商店ニテ買物ヲ爲シタル時ハ支拂ハ圓ヲ以テ爲
スベシトノコトナリシガ之ハ注目スベキコトナル
ベシ。一方日本大使館ハ喜ンデ支那通貨ヲ圓貨ニ
交換スベシト云ヒ居レリ。今迄ノ處此ノ交換ノ爲
メノ交換率ハ建テラレ居ラズ。或在留米國人ノ言
明ニヨレバ中國住民ハ中國通貨ヲ受クルコトヲ心
配シ居ラザル由ナリ。彼等ハ今出來得ルラバ彼等
ヘノ支拂ノ還ル・コトヲ希望シ居ル由ナリ。
町筋ノ中國人間及自治政府ヘノ現金取引ニハ支那
通貨ガ用ヒラレ居レリ。

裏面白紙

1906-4-48

ル趣旨ヲ以テ設立セラレタリ。此ノ委員會ニハ中
國國民政府ヨリ支拂第十万弗ガ賦與セラレ此ノ額
ハ陸軍大臣ヘノ特別準備金中ヨリ支拂ハル、コト
トナリ居レリ。其ノ支拂第八万弗ハ實際ニ受取ラ
レ此ノ額ハ只今ニテハ米ノ販賣シテ得カリタル支
拂第一万八千弗支增加シ居レリ。委員會ハ又南京
市政府ヨリ三万ビクルノ米二万ビクルノ粉ヲ販賣
用及救濟用トシテ交還セラレ居リキ。

十二月ノ第一週ノ間ニ委員會ハ「安全地帯」ヲ設
定シ一其地帯ハ全清第七號ニアリ一此ノ地帯ニハ
自衛市民ガ避難シ得ルコト、セリ。委員會ハ上海
ノ日本駐最高司令官ニ電報ヲ送り此ノ地帯ノ存在
スルコトヲ攻撃日本軍ニ於テ承知シ置キ實ヒ避難
場所トシテ攻撃ヲ避ヘテ實ヒ戻シト要求セリ。委
員會ハ其ノ回答トシテ日本軍ハ其ノ地帯ヲ認めムル
事ニハ行カザルモ其ノ地帯ニ將兵ニハ軍事施設ナ
キ限り故意ニ攻撃スルコトナカルベシトノ通告ヲ
受ケタリ。
新ル保證ニ信賴シテ委員會ハ住民ヲ此ノ地帯ニ入
ル、コトニ着手セリ。

裏面白紙

1906-4-49

南京市長馬氏ハ支那政府ガ通牒シ逃亡シタル時會テ
ノ市政府ノ總テノ仕事ヲ委員會ノ手ニ移シタリ。委
員會ハ避難民ニ在居ト全權トヲ供給スル仕事ヲ引受
ケタリ。二十日ノ避難民救濟所設ケラレ五萬以上ノ
避難民ガ南京大學ノビルディング内及金陵大學ニ救
容セラレタリ。委員會ハ又市政府ノ仕事ヲモ總テ限
リ引受クルコト、ナレリ。委員會ハ日本軍入城ノ時
迄ニ右地帯ノ警察ノ再編成ニ着手シ消防器具類ヲ集
メ居リタリキ。

委員會ノ活動ニ關スル記事ハ數等ヨリ日本大使館
ニ提出シタル報告書及其後本大使館ニ提出シタルモ
ノヨリ集メ得ラルベシ。之等報告書ノ一ハ同封第八
號ニ在リ、之等報告書ハ委員會ノ事業及其ノ直面セ
ザルヲ得ザリシ諸問題ヲ最モヨク説明セル所ノモノ
ナリ。

一月七日附當大使館宛手紙中ニテ委員會ハ其報告
ニ對スル場合ニ付テ説明セリ。委員會ハ十二月十四
日、日本大使館員ヨリ日本陸軍ハ南京ヲ手痺ク攻撃
スル決心ヲナシ居レルガ大使館員ハ其ノ行動ヲ緩和
セシメントシツ、アリトノ通告ヲ受ケタリ。此ノ事
ヲ聞キ委員會ハ日本大使館ニ南京ノ狀勢緩和助力ノ
意願ニ努メタリ。委員會ハ日本大使館ニ現在市内ハ
如何ニ惡キ狀態ニアルカヲ強固シ續ケタリ、カクスル

裏面白紙

1906-4-50

コトニヨリ日本軍モ南京ノ狀勢ヲ自然ニ承知シ呉ル
ルト信ズルガ故ナリ。狀況ニ關スル委員會ノ主張ヲ
暨據立ツル爲ト重ニ狀態ノ改善ヲ否カヲ知り得サス
ル爲ニ事件ノ各場合ヲ日本大使館ニ報告シオキタリ
(同封第一號)

十二月十四日附委員會ノ手紙ノ中ニ(同封物第三
號ノ一)之ハ日本官憲ハノ最初ノ公式ノ通牒ニシ
テ南京ノ日本軍司令官ニ宛テラレタルガ委員會ハ其
ノ主タル目的ガ「安全地帯」ニアル中國常民ノ世話
ニアルコトヲ説キ居レリ。即チ住民ヲ此地帯ノ建
物及收容所内ニ收容シ暫クノ間住民ヲ養ハシムルガ爲
ニ米或ハ粉ヲ貯蔵シ、其地帯ノ警察ヲ監督スルコト
ニ付責任ヲ取り居ル旨ヲ述べタル後委員會ハ次ノ要
求ヲ爲セリ(一)地帯ノ入口ニ日本軍ノ哨兵ヲオクコト
(二)地帯内部ハ常民ノ地方警官ニヨリ警備スルコトヲ
許サレ度キコト(三)其地帯ニテ米ノ販賣ヲ行ヒ、ス
ブ供給店ヲ經營スルコト及市内ノ他ノ場所ニ貯蔵シ
アル米ヲ食物自動車ニテ此地帯ニ搬入スルコトヲ許
シテ賣ヒ度キコト(四)避難民ガ各自ノ家ニ歸リ得ル迄
住居ノ世話ヲ續クルコトヲ許サレ度キコト(五)電話電
力水道業務ノ復舊ニ付出來ル丈早く日本軍ト協力シ
得ル機會ヲ與ヘラル、コト

十二月十五日附「特別施設隊長トノ會見ニ關スル

裏面白紙

1906-4-51

記録一 中ニハ（同前第八號ノ二）隊長ハ其前日ノ委員會ノ手紙ニ對スル回答トシテ其地帯ニ於テハ前中團軍人ノ遺棄ヲ行フコト以外ハ主義ニ於テハ總テノ其ノ要求ニ賛成セリ。此ノ勇氣附ケル言明ハ委員會ニ收來相性ノ成功ヲ期待シテ其專義ヲ遂行シ得ベシトノ保證ノ根據ヲ具ヘタルナリ。

前京昭憲後八日即十二月二十一日委員會ハ更ニ諸國委員ヲ提出セリ（同前第八號ノ六）。此ノ手紙ハ食糧ニ關スル問題ノ外ハ委員會及在留外國人が南支ノ状態改善ノ計畫ニ關係シ直ニ其關係ノ詳細ヲ記シ居レリ、之等ノ關係ハ本報告書ノ初編ニ極力記シテ

住民類ノ食糧及燃料供給ノ問題ハ今一ツノ重要ナル任務タルナリ。南支ニ於ル現状ニ付テノ問題ノ點點ハ前ノ編ニ出シガキタルニヨリ茲ニハ夫以上ノ點點ハ整理フルコト、ス。同前第八號ノ八、九、十一及十二ヲ参照セラレ度シ。

以後ニ關係委員會ニ付一言注意スベキ事ヲ記シオキ度シ。ソレハ委員會ノ前示ニ於ケル位置ニ關シテナリ。日本大使館宛十二月十七日附書面一 同前第八號ノ三一ヲ参照シテ特別ナル注意ヲ乞フ、此ノ手紙ハ市内ニ於ケル委員會ノ立場ニ付信ズル所ヲ述べ日本官憲ニ委員會ガ爲サント計畫シツ、アル所ノ事項

裏面白紙

1906-4-52

ヲ指示シ居ルナリ。次ニ委員會ハ開府後事務領事ガ
委員會ハ何等法の地位ヲ持タズトノ言即アリタルニ
對スル建議トシテ英手紙中ヨリ字句ヲ引クシツ、日
本大使館ニ對シ「我々ハ貴日本官憲ニ對シ何等政治
上ノ位階ヲ要求シ居ル者ニハ無之候。、、、、從テ
貴官ガ十二月十三日月曜日正午勝利シク入城セラ
レ候時、我々ハ市内ニ於ケル唯一ノ行政機關タリシ
モノニ有之候、勿論此機關ハ安全地帯ソノ者ヨリ外
ニ出テタルモノニハ無之又地帯内主權ヲ持チタル
ニモ無之候。」而シテ英手紙中ニ「我々ハ前南
京市政府ヨリ我々ニ引續ガシタル半行政的職務ヲ繼
續スルコトニハ何等ノ異味モ持チ居ラザルコトヲ申
上度存居候。何卒之等ノ職務ヲ出來ル丈早夕御引受
被下度切望被居候。サスレバ我々ハ單ナル救済機關
ト相成候。」

裏面白紙

1906-5-53

一九三八年（昭和十三年）二月六日

二月六日午後五時四十九號電

昨日午後天谷少尉、新守備隊司令官、日本大使官
ニテ南京ニ於ル外國人外交代表者ノ爲歡迎茶會ヲ發
信シタ。其ノ席上彼ハ地方狀勢ニ付彼ノ意見ノ概略
ニ付長キ言明ヲ行ヒ其ノ言明ノ中ニテ外國人ガ日本
人ノ強權ニ付テノ報告ヲ諸外國ニ送り且中國人ニ反
日感情ヲ煽起シツツアツタ其ノ態度ヲ陰謀シタ。
右言明ノ主旨ハ下記ノ通デアル。其ノ言明ノ重要サ
ト長サトノ爲メニ自分ハ英國及獨逸ノ同僚ト共ニ今
朝機會ヲ逢リ聯合セテ行ヒ、アリ得ベキ誤謬ヲ脱漏
ガナイヤウニシタ。故ニ下記ノ要領ハ實質的ニ正確
ダト信ズル。

少將ハ南京ニ於テ日本軍ニヨリ犯サレタル刑虐行爲
ノ諸外國ヘノ報告ニ付此報告ガ特ニ力説セラレタル
コトヲ遺憾ニ思フ旨及其ノ申請トシテ長キ間ノ緊張
シタル歐國ノコト及中國軍ノ豫想外ニ強キ抵抗ノコ
トヲ指指シタ。早キ進軍ハ食糧ノ供給ヲ寡欠クニ至
リ軍隊ノ疲弊ハ訓練ノ不足ヲ招來シ其ノ爲ニ豫察ヤ
慕行ガ發生シタノデアアル。然シナガラ彼ハ附言シタ。
日本軍隊ハ世界中ニテ一番ヨク訓練サレタモノデア
ル。而シテ日露戰爭及滿洲事變ハ比較的荒イ戦デア
ツタガ何モ強盛行爲ハナカッタ。彼ハ歐未人ガ批評

1906. 5. 54

ヲ難ンテ實ヒ傍觀者トシテ傍觀シテ實ヒ大日本國民
ヲ容赦シテ實ヒ度イト希冀シタ。今ヤ調停ヲ回復ス
ル爲ニ努力セラレツ、アル。日本兵ハ中國ノ居民ノ
難テナイガ彼等ハ中國市民中ノ起點者ヲ關係ノ存在
懐ツテ居ル。之ハ蔣介石カ中堅軍人ノ間ニド下登當
民ノ間ニ生キ居ンダ。此日惡運ノ結果ナノデアアル。
出來ル支早ク南京ニ於ケル秩序ト正常ナル狀態ト
ヲ回復スルコトハ日本兵ノ希望スル所ダト述ベタ。
少將來タ蘇州テハ日支人ノ關係ハ良好デアアル。然シ
南京テハ外國人ノ干渉カ支那地方民ノ間ノ抗日思想
ノ繼續ヲ助長シテ正常ナル狀態ヘノ復歸ヲ妨害シ而
シテ多數ノ中國人ハ今皆依然トシテ所謂「安全地帯」
ニ住ンテ居ル。彼ハ特ニ「或ル國」ノ國民ノ報告ト
活動トニ言及シ之等ノ報告及活動ハ日本ト其ノ國ト
ノ關係ヲ惡化サレツ、アルト云ツタ。(之ハ明カニ
米國ヲ指シテ居ル)。少將ハ外國人ニヨリ起サレタ
ル戒法延ニ於ケル、戒法官ノ態度ヲ好マヌト云ヒ且
彼等ニ日支間ノコトニ對スル彼等ノ批評ヤ干渉ハ日
本軍ヲ憤慨サセ其ノタメ何等カノ不快ナル事件ヲ招
來スルカモ知レナイト注意シタ。彼ハ兎ニ角信頼シ
テ與レト云ツタ。而シテ全力ヲ盡シテ市内ノ秩序ト
正常ナル生活トヲ取戻シ、外國人ノ生命ト財產ハ保
護スルト確言シテ居ツタ。彼ハ外國人代表者選ニ外

裏面白紙

1906-5-55

國人ノ財産ノ保護ニ關スル面領事ハ何テモ彼ニ均等
ヲシテ與レ味中國人ニ種族シテ各項ニ對スル干渉ダ
ケハ均ヘテ學レト要求シタ。

彼ノ言明ノ後ハ出處ノ外國人カラノ論議
ヲ希冀シタ。誰モ誰ヲナコツタ。今日ノ日語ノ論議
ヲ一殺實ヘライカト尋ネタ。ニ對シ日本大使館ノ日
高參事官ハソレハ公式ノ言明テナイト云ツタ。

以上ノ言明ハ既カニ主トシテ國際救濟委員會ニ向
ケラレタモノデアアル。此ノ委員會ハ主トシテ米國人
ヲ組織サレテ居ル。其ノ議長ハ獨逸人ナノデアアル。
此ノ委員會ハ毎日五幕ノ支那難民ヲ慰ヒ來リ日本
兵艦處防止ノ努力及報告ヲ爲ス。是ニ於テハ應メテ活
動的ナノデアアル。斯クノ如ク地方ノ難民局ノ國際救
濟會ニ對スル強キ反對ガアルノテ當大使館ハ何如ナ
ル理據進此ノ委員會ヲ其ノ人道的任務遂行ニ援助ス
ベキカニ付御指令ヲ希望ス。

漢口大使館宛電先回務省北平ニ送リ、上海ハ漢
京ニ電電セフ

アリソン

裏面白紙

1906-6-56

一九三八年（昭和十三年）二月十三日
二月十二日午後二時

予ハ臣等省ヨリノ次ノ電報及東京二月四日正午
發七五號電及二月二日午後五時臣等省發東京宛三
三號電ヲ電報シ情報トシテ供覽ス。臣等省ヨリノ
分一二月七日午後六時五九號電東京メ分七五號電
二月四日正午臣等上陸ニ電報サレタルモノ即チ
東京大使館ニ特定ノ材料ヲ提供スル努力ヲナス
檢同示的勅令ヲ具ヘラレタシ、特定ノ材料トハ參
照ノ東京ヨリノ電報ノ最後ノ項ニ記シアルモノナ
リ。

之ニ關シ、本省ハ東京ニ次ノ如ク通告シタ。一
「本省ハ貴官ニヨリ爲サレタル補足的口頭ノ抗議
ヲ承認ス。

本省ハ漢口大使館ニ參照ノ貴電ノ最後ノ項ニ述
ベラレタル特別資料ヲ貴官ニ提供スル義務力スル
コトヲ依頼シツ、アリ。

本省ノ考フル處ニテハ尙ヘバ貴官ノ照會電ガ言
及シ居リ且本省發二月二日午後五時二六號電中ニ
列舉セル二ツノ點ニ歸スル原則ノ遵守ヲ要スル一
般の性質ノ抗議トモ特定サレタル特種ノ事項ノ具
體的審議ヲ要スル報告トノ間ノ區別ヲ辨ヘ貴官
ザル可カラズ。貴官ノ一般の抗議ヲ支持スルモノ

裏面白紙

1906-6-57

ニシテ外務省ニ提出スルコトアルベキ証書ノ取ル
モノハ亦同時ニ審議委員ニテ取遣決定ニ努メラレ
ツ、アル事柄ニ關スルモノナルベク之ヲ日本
府ニ提出シ主タル解決ノ實地ト爲サントスル爲合
ニハ關連ト密接ヲ密キネバナラヌモノト思ハルハ
ニ付、有様ベキ証書ヲ送ケルニ此證ハ外務省ニ
取カニシテ之ヲ要アリト思フハル

東京發二月四日正午七三三號二月一日臣等發
三三三中日ニカケル日本軍ニヨル米軍人財産ノ
奪取ニ關スル件

(一)今朝九時外務大臣ニ公式ノ通牒ヲ手交シタ。ソ
レハ米軍ノ財産ヲ保護シ本軍ノ命令ノ遵行ノ項
ノ實地ヲ提出シタモノデアル。

(二)本軍ヨリハ外務大臣ニ呈サレタル小官ノ意見
口頭ノ抗議ニ對シ何處ノ命令モナイガ、當方一
月十七日午後一時三十分自軍ハソレハ不承自
ニナツタノデハナイト退却シテキル。自軍ハ本
日ノ朝日トノ食料ニ同様に食料ヲ取ツタ。
自軍ハ彼ニ付ツタ、今予ガ退却中ニ退却シツ、
アル材料ハ自軍上日本軍ヨリ予ニ亦々報告ヲ眞
實ナラズト訂正シテキル。自軍ノ報告トシテハ
支那ノ報告ニ依テシテ是ルナリト。更ニ予ハ自軍レ

裏面白紙

1906-6-58

リ。米市民ニヨリ米價ノ目録サレタル其ノ詳
ナル月日ヲシテ記シテ居ル。其ニ又并々尋大
シツ、アル日本人米價ノ証書ガ米價ノ一證公衆
ノ爲ニ爲シツ、アルコト、此ノ証書ノ可憐性
ナル事ハハシメラルベキデナク又其小冊セラ
ルベキデナイコト、記シテ米價ノ証書ニモ
記ノアルモノナルコトヲ示リタリ。予ハ大臣ニ
記シテ其旨ヲ示シテ予ガ証書ニ此ノ証書及ビ其
案ノ日米價ノ証書ノ免却シニ付不賛トナリツ、
アルコトヲ述ベタ。小官ハ大臣ニ此ノ証書
ヲ要求シタ。ソレハ大臣ノ免却トナリトニ答ス
ル同答トシテ其旨ノ免却ニ言ヒ示リ戸イカラダ
ト

(三)

大臣ハ答ヘタ。其モ最宜ナル訓令ガ大本營カラ
發セラレ在支ノ米價ノ司令官ニ發サレル管デア
ル。其主事ハ之等ノ米價ハ中止セラレルベキコト
及不賛少尉ガ請書ニ依テ米價ヲ免却シ命令
ノ免却ヲメルコトヲ云ツテ居ル。所由ノ由ル
處ニテハ米價ハ免却ヲ以テ免却ノ即時中止ヲ
免却シラルト。免却ハ尙現在行ハレツ、アル由
ガ免却ヲ免却ニハ免却ヲ免却ニ免却シ免却
ラタスベシト云ヒ尙此ノコトハ小官ヨリ貴官ニ
通告シ其旨ヲ示シテ其旨ヲモテタ。

(四)

米價ノ免却ノ報告ニ記シテハ免却ノ旨ヲ示シテ

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

1906-6-59

スルニテハ日本官憲ハ領之集ノ集ノヲ宣テ
和議シテナクシテアル。余ハ本官ガ米臣市民ノ
供進ニ依リテニ有テ文持セラル、即チノ就
將テ余ニ送付セラル、即チ手記アラシキコトヲ信ス。
ス。之ニレテ一月十日午前十時發一六三
第二項ヲ記シテラレタシ
本官發見知三三三三「下記ハ二月二日午後三
時本官發見知三三三三「發見云發見ニ於ケル
米人發見ノ發見ヲ發見ル一月二十六日午後三時
上海第一四二二二二ニ記スルモノナル。本官ハ
貴官ヘノ信トシテ下記ノメソジスト、エビス
コバルト合官官ノ宣發見記表ダブリユ、
ヂー、クラム兵ヨリ受ケタル電報ヲ發見スル。
「中ニ於ルメソジスト、エビスコバルト宣
在爾ニ係ノ責任者タルアーサー、ジェー、ムー
アハ上海ヨリ電報ヲ發見シテハ發見ニ於キ
タルガ發見ニハ發見六三及ローラ、ヘーダツド
女子ニ於テ大ナル發見ヲ發見ハ發見シテレリ。發
見ニ於テニ於テレバ發見テノ發見ハ發見セラレレリノ
發見ハ發見セラレ日本兵ハ發見ヲ占據シテ居ル。
ローラ、ヘーダツドノ發見發見ヲ日本兵ハ發見
トシテ發見テ居ル。發見ハ上海ノ發見ニ於テシ
タ。發見テ發見ヨリ發見ニ於テスベキコトヲ主

1906-6-60

張シ居ル。小官ハ貴官ガ忠告ト信ジ且ツ致事ヲ
ル行ヒテラレンコトヲ切望スルモノナリ。

之等ノ二通ノ電報ハ日本軍ガ中國ニアル米國財産
ヲ査察スルコトニ付本領ニ送シタル後多
ノ苦勞ノ爲ナル程ニシキナリ。貴官ハ本領ヲヨ
リノ調令ニ基キテ正式ニ兵隊ヲ差遣セラレ度イ。
即チ貴官ニ送ラレタル後此ノ報告ニシテラレタル
電報ノ内容ニ基キテ米國政府ハ米國軍艦ハ米國領
内ノ領土ニ向ケラレタル米國軍艦ノ行爲ヲ不問
ニ置スルコトハ出来ナイ。況ヤ日本政府ハ何程カ
在米ノ米國領土ニ向ケラレタル米國軍艦ニヨリ
米國領土ニ侵入セラルベシト信託シタルニ於テマヤテア
ル。俄又之等ノ事行ハ日本官憲未知ノ下ニ及ぶル
モノハ其ノ面首デ行ハレテ居ル反面聯合財産ノ日
本軍ニヨリ占有ノ如キ事件ハ軍部將校ノ胆カナル
命令ニヨリ行ハレタルラシキコト、及後ノ横暴ナ
ル侵入ト占領ト蓋ミト掠奪並ニ財産ノ放恣ナル破
壞ハ如何ニ考ヘテモ正ニ統御セラレタル軍隊ノ進
出ニ於テ予意シ得ザル性質ノ行爲ナルコト、又：
。ノ想像スル處ニテハ日本政府ハ決シテ新カク不
法ヲ承認シ看過スル筈ハナイ。故ニ次ノ事項ニ付 日本
政府ノ保証ヲ予意スルモノナリ。即チ(一)米國財産

裏面白紙

1906-6-61

ニ對スル抹奪ヲ終止セシムル爲メ即時且各別ナル手
續ヲ取ルコト(二)蒙リタル總テノ損失賠償ニ對シテ
復ノ賠償ヲ爲スベキコト。ハルハ グルイー

二月七日午後六時本館發五九號電ニ包含サレタ
ル訓令ニ從ヒ二月四日日本館發七五號電ニ對ベラ
レタル約定ノ材料ヲ東京ニ供給スルコト、セラ
レ度シ。

裏面白紙

E 328
Doc 1906

國際檢察部公文書第九〇六號ノ沿革。

國際檢察部公文書第九〇六號ニ關スル規定六(ロ)ヲ撤回
スル起訴ノ適用ニ就キ一九四六年ノ昭和二十一年ノ八月六日
提呈サレタ裁判規定ニ依リ被告辯護人ノ爲ニ作製セルモノ
中華民國上海總領事シ・イー・カウスノ一九三八年ノ昭
和十三年ノ十月五日附「燕湖ニ於ケル國旗事件」並ビニ
日本軍進駐後ノ同所及ビ南京ニ於ケル状態ナル題目
ノ報告書第一四二號ニ對スル同封書第四號。

(寫)

L. R. クレイグヒル牧師ヨリ一九三七年十二月二十二日受

志願書(1937)

燕湖一九三七年十一月十七日

上海ニ向ッテ出港スルト聞キマシ
オトニ届ケテモライタイト御願シテ手紙ヲ書イテ平マス。

我々ハ此ノ二三週間カナリ辛イ目ニ會ッテ來マシタ。シ
カシ皆無事デ難ヲノガレテ來マシタ。ソシテ現在ノ状態ハ
良イ方ニ向ッテキルト思ヒマス。シスター・コンスタンス、ジ
ヤネット・アンダソン醫師、モールス神父、ランフイーアト私
ハ、撤退中及ビソノ後ノ日本軍進駐ヲ通シテズットコ、
燕湖ニ居リマシタ。修道院構内ニ居ル六〇〇人ノ避難民、
ライオン・ヒル構内ニ居ル少数人、南昌病院構内ニ約一千
人、燕湖大學ノ約二百人ヲ除イタ、燕湖ノ人口ノ殆ド全
部ガコ、ヲ立去リマシタ。市ノ大部分ハ燒カレ、進駐前後
ニ全ク徹底的ニ掠奪サレマシタ。

外國人ノ職員ハ皆修道院ノ構内ニ住ンデ居リ、最近

裏面白紙

E 328
Doc 1906

國際檢察部公文書第九〇六號ノ沿革。

國際檢察部公文書第九〇六號ニ關スル規定六(ロ)ヲ撤回
スル起訴ノ適用ニ就キ一九四六年ノ昭和二十一年ノ八月六日
提呈サレタ裁判規定ニ依リ被告辯護人ノ爲ニ作製セルモ
中華民國上海總領事シ・イー・カウスノ一九三八年ノ
和十三年ノ十月五日附「燕湖ニ於ケル國旗事件」並ビニ
日本軍進駐後ノ同所及ビ南京ニ於ケル状態ナル題目
ノ報告書第一一四二號ニ對スル同封書第四號。

(寫)

L. R. クレイグヒル牧師ヨリ一九三七年十二月二十二日受
理セル手紙ノ寫

燕湖一九三七年十二月十七日

唯今、司スイウオロガ近々上海ニ向ッテ出港スルト聞キマシ
タノデ、當分此處ニ寄港シテナル司スキヤラガ船デ司スイウ
オロニ届ケテモライタイト御願シテ手紙ヲ書イテ平マス。

我々ハ此ノ二三週間カナリ辛イ目ニ會ッテ來マシタ。シ
カシ皆無事デ難ヲノガレテ來マシタ。ソシテ現在ノ状態ハ
良イ方ニ向ッテナルト思ヒマス。シスター・コンスタンス、ジ
ヤネット・アンダソン醫師、モールス神父、ランフイート私
ハ、撤退中及ビソノ後ノ日本軍進駐ヲ通シテズットコ、
燕湖ニ居リマシタ。修道院構内ニ居ル六〇〇人ノ避難民、
ライオン・ヒル構内ニ居ル少数人、南昌病院構内ニ約一千
人、燕湖大學ノ約二百人ヲ除イタ、燕湖ノ人口ノ殆ド全
部ガコ、ヲ立去リマシタ。市ノ大部分ハ燒カレ、進駐前後
ニ全ク徹底的ニ掠奪サレマシタ。

外國人ノ職員ハ皆修道院ノ構内ニ住ンデ居リ、且最近

slac 1906

デハ學校ノ構内ニハニ、三人ノ召使ヒシカ居リマセン。過去ニ
晚、續ケテ兵隊ハ學校構内ニ入り込ミ校舍、事務所、
僧正館、ソシテ、デーヴィッド・リーノ家等ヲ搜索シマシタガ
シカシ彼等ハ寶石ト婦人ヲ探シテキタダケデシタ、幸ニ
其ノ何、レモ見アタラズ、殆ド掠奪シマセンデシタ。夜、聖
リイバ構内ニ一度、三人ノ兵隊ガ入り、何ノ被害モ與ヘズニ
急イテ逃ゲ、コレ以外ニ入ツタ事ハアリマセン。昨日、門ノ所
デ酒ニ酔ツタ兵隊ガ、門番ヲ舟ヲウトシテキル、シスター・コ
ンスタンスニ向ツテ劍ヲ打テ振りマシタ。シカシ彼女ノ勇
氣ニ屈服シテ止メマシタノデ彼女ニモ門番ニモ何ノ害モア
リマセンデシタ。コノ乱暴ナ兵隊達ハ今朝、コノ市カラ立
去リマシタ。ソシテ初メテ一團ノ憲兵ガ到着シマシタデ
我達ノ最悪ノ困苦状態ガ終ル様ニナルト思ヒマス。

ブラウン醫師、ジョー・ウオートント私ハ今日、午後日
本大使館ト日本軍司令官ヲ訪問シ、今マデニ起ツタ劫掠
ヲ報告シマシタ。彼等ハ遺憾ノ意ヲ表シ、保護ヲ約束シ
テクレマシタ。

城内ニハ門番ガ一人居ルダケデ人烟モアリマセン。私ハ
彼カラ住宅ハ貴重品ヲ掠奪サレタガ、建物等ハ無事ダト
聞キマシタ。

同封ノ二通ハ數日前ヨリ出シタイト思ツテ用意シテ
オイタモノデスガ、機會ガナカッタノデス。コノ通報ヲ海
軍電信又ハソノ他ノ利用シ得ル方法デ送ツテ下サイ。

我々ノ財産侵害及ビ個人威嚇ノ件ニ對シテ適當ニ利
用シタラヨロシイデセウ。米國總領事ニ知ラセルベキカモ知レマ
セン。我々ハ二回モ米國砲艦デ疎開セヌカトノ申出ヲ断ハリ

2

裏面白紙

Doc 1906

3

自ラ危険ヲ犯シテ止ツタ事ヲ傳ヘテ戴イタ方が良イト思ヒ
マス。我々ハ聖リオバ及び聖ジエームズ兩校構内ニ米國國旗
ヲ懸シテ來マシタ。此ノ五日間ハ兩構内ノ全部ノ戸ロニ日
本軍當局ノ發行シタ兵隊立入禁止ノ貼札カ貼ツテアリマシ
タ。兵隊ガ學校構内ニ夜入り込ミ掠奪シタノハコノ貼
紙カ貼ラレタ後ノ事デシタ。

私ハ米國軍艦グワムノ司令官ニ御願ヒシテヘリ！
テイラーニ蕪湖デ起ツタ事件ヤ、上流ニ進駐スレバ安慶
デ起リ得ル事ヲ書キマシタ。コノ船グワムハ漢口ヘ急イデ
行ク命令ヲウケテヤルノデ通報ヲ居ケラレルト約束シカネル
ト云ヒマシタ。我々が蕪湖ニ残ツテ居ラレタ唯一ツノ理由ハ
郵宅ガ郊外ニアツテ爆弾カラノガレル事ガ出来タカラス。
コト同ジ様ニ安慶ガ組織的ニ爆撃サレタラ我が安慶
構内ハ残ルトハ思ヘマセン。

最早嵐モ此ノ邊ヲ通り過ギマシタノデ、今後ハ我々
ハ無事ニ過セルト思ヒマス。

コノ乱筆ヲ御許シ下サイ。私ハ貴女ヤコニハ一又漢
口、拓山領ヘキ紙ヲ出ス機會ヲ失ヒタクナカタカラデス。

禮儀トシテ新僧正ニ送ルベキ所デセウガ、會計ニ送ツタコ
トヲ彼ハ許シテ下サルデセウ。

皆様ニ宜敷

ロイド・R・クレীগヒル

寫字者 I S Y Z

比較書類

裏面白紙

45

Doc 1906

4

原文

一九三八年一月二十日

グレイ暗號書

暗號翻譯者 DDM

北平米國大使館

漢口米國大使館

一月廿日午前十時

左ハ一月十九日午後七時發 東京ヨリ第四〇號 及ビ一月十八日午後三時發 南京第一七號ヨリ。米國權益ニ對スル不法闖入。

(一) 余ハ「ドーマン」ヲ遣ソテ吉澤ニ會見セシメ前記電文ヲ同氏ニ讀ミ聞カセタ。其ノ時「ドーマン」ハ余ガ外務大臣ニ對シ馬シタル聲明ヲ極メテ激烈ナ言葉ヲ強調シタ。(一月十七日午後一時附弊電三四參照)

(二) 吉澤ハ外務大臣ハ弊電三四ニ述ベタル通謀ヲ昨日内閣ニ提出シタト述べ且ツ野戦軍ヲシテ東京ヨリノ訓令ニ服從セシメル事ヲ保證スル極メテ有効ナル措置ヲ考慮中デアルト述べタ。吉澤ハ明日恐ラク請ビラルル措置ヲ我々ニ告ゲ知ラセル事ガ出來ルデアラウト語ツタ。

北平・南京及ビ漢口へ轉電方、上海へ再電。グルー
ガウス

一九三八年一月廿五日附「南京」狀況ト題スル報告書ニ對スル添附書第一號

一九三七年十二月十六日

裏面白紙

寧海街五番地
南京安全地帯
國際委員会

在南京日本大使館附
福田トクマス殿

Doc 1906

5

拜啓 昨日正午交通銀行 (Parque de Commerce
 銀行) に於テ、私達が責下ト共ニ會見シタ少佐ニ指摘サレタ
 如ク可及的速カニ市中ヲ正常ノ状態ニ復歸セシムル事カ得
 策デス。然シ昨日安全地帯ニ於テ日本軍兵士ニヨリ行ハレタ
 ル引續キノ亂暴ハ避難民間ノ恐慌状態ヲ増大セシメマシタ。
 大建物内ノ避難民達ハスグ近クノスロープ接待所へ飯ヲ取りニ
 行ク事サヘ恐ケツテ居リマス。ソノ結果私達ハコレラノ構内
 へ直接米ヲ持ツテ行カネバナラナク、之カ爲、私達ノ任事ヲ複
 雜ニシテキマス。私達ハ苦力達ヲシテ米マ石炭ヲ運バセ
 テスロープ接待所へ持ツテ來サス事スラ出来ズ。ソレ故、今朝
 等ハ數千人々ガ朝食ナシデスマサネバナリマセンデシタ。
 國際委員會ノ外國委員達ハ、此等ノ人々ノ給食ノ爲トシテ
 ソクヲ日本軍ノ監視ノ間ヲ通過サセヨウト今朝カラ必死ノ
 努力ヲシテ居リマス。昨日、日本兵ハ委員會ノ外國委
 員ニ對シ何處モソノ所有自動車ヲ奪ヒ去ラウトシマシ
 タ。(亂暴ノ實例ニ関スル表添附)

此ノ恐慌状態ガ緩和サレルマデハ當市ニ於テ正常ノ活
 動ヲ開始スル事ハ不可能デス。電話作業ヲ、發電所勤務
 者、恐ラク水力發電所勤務者モ又アラユル種類ノ商店
 或ハ又街路清掃サヘモ皆サウデアリマス。

Doc 1906

速カニ新●状態ヲ改善セシガ爲國●委員会ハ謹シテ
日本帝國陸軍ガ直チニ次ノ諸措置ヲ執ル事ヲ勸メ
致シマス。

(1) 責任アル將校指揮下ノ正規編成兵ノ諸班ニヨリ全
搜索ヲ爲サレタキ事(ゴタノ)大部分ハ將校ノ居ラザル
三人乃至七人ノ兵士ヨリ成ル彷徨團ニヨリ生ジタモノデアリマ
ス。

(2) 夜間、出来得レバ晝間モ安全地帯ノ入口ニ警戒備隊
ヲ置キ(昨日、少佐ニヨリ提言セラル)日本ノ彷徨兵士ハ何人タ
リトモ之ヲ安全地帯ニ入ラシメヌ事。

(3) 本日、日本軍兵士ニ徵發サレヌ様、私達ノ自動車
ヤトラツクノ風除ケ硝子ニ貼附スルパスヲ交附サレタシ。(市
街防衛ノ緊迫セル中ニ在ツテモ、中國陸軍司令部ハ私達
ニ斯カルパスヲ支給シテ呉レマシク。而モパスヲ受ケル以前
ニ取リ上げラレタ自動車ハ事情ヲ通報シタル後ニ十四時間
以内ニ委員会ニ返還シテ呉レマシク。

更ニアノ困難ナル情勢カニ於テスラ、中國陸軍ハ私達
ニ一般民衆ヲ給養スル爲、米穀運搬用ニ三輛ノトラツク
ヲ割當テテ呉レマシク。完全ニ市ヲ支配シテイル日本
帝國陸軍ハ何モ戦ヒモナク、ソレニズツト多量ノ裝備ヲ
有シテナル故今ヤソノ管理保護下ニ來ツク一般中國民
衆ニ對シテ中國軍ヨリモシテヤラケレバナリマセン。

私達ハ高級指揮官カ到着シタノデ市ノ秩序カ回復
スルデアラウト思フテ、昨日ハ抗議ヲ差控エマシク。然レシ
昨夜ノ状況ハ一夜ノ状況ヨリ一層悪クサヘアツタノデス。
カクテ私達ハ此等ノ事件ニ関シ其兵士ノカカルヤウナ行動

7

Doc 1906

ハ是認シナイト私達ガ確信シテ居ル日本帝國陸軍ノ注
意ヲ喚起スベキデアルト決メタノデアリマス。 敬具
ルイス・S・C・スミス (署名)

裏面白紙

Doc 1906

在南京國安保安委員会

一九三八年(昭和十三年)一月二十五日付 報告書「南京状況」

二封と同封書類 第一封

一九三八年(昭和十三年)十二月二十六日

在南京日本帝國大使館 御中

種啓

茲許事件第一三三號内至一三四號ニ達ス。事件ハ下火トナリ状況 轉々トシテ 敵兵ハ同慶ニ遷シテ 然レテ 砲撃ヲ始メシム。夜間内戦ヲ起シ 塙所特ニハノミテアリ。即チ(一)七人ノ兵隊ハ(湯)カニ四日間 夜間ニカサ達ヲ強セシメル所ニテ 昨夜ハ其處ニ一夜ヲ過シ 宣教師養成學校ヲ避テ難所

(一)漢口路中學校ヲ避テ難所

(二)五台山(音譯)ノ學校ヲ避テ難所

ライフ氏 並ニ余ハ本日午後 此ノ事件ニ就テ貴館ヲ訪ネ 此ノ事件ハ(一)解任ヒンタメニ 憲兵ヲアリ共 敗日間 夜間ニ等シ 此地ニ駐在シタル様要請アリ

本事件ニ御助力ノタメ示サレテ 並ニオラニ 御助力並ニ本此(一)ノ事能ハク改善セラルトニ 對シ 感謝ス

敬具

書記官 ルイス S.C. スミス

(四者名)

8

裏面白紙

Doc 1906

五三八年（昭和三年）一月二十日付 報告書「南京ノ状況」ニ付スル
同封書類第一号 號

在南京市國海安保委員会

一九三七年（昭和十三年）十二月二十日 寧海路五番地

在南京日本帝國大使館 福井 敬又ハ テンヌカ 三白濱 一 敬宛

拜啓 茲許事件番號第一五五號内至一六四號ヲ貴方ヘ提出ス

第一頁ニ在ル事件ノ大部即チ第一五五號乃至一六四號ハカクトモ要ス夫

ハ貴方ニ報告済ナリ、然レテ第二頁ノ四件即チ第一六四號内至一六四

號ハ本日正午（午後）知ル處トナシ、其ノ中ノ二件ハ本日午前ニ發生セルモノ

ニテ十三才ノ少女ハ英支文化交流セルカキヲ連レテタト云フ事件

第一六四號ハ直ニ調査セラルルハ最モ効果アリト思ハレル

事件第一六一號内至一六三號ハ該區域内テ起リシモノニ非ズ、其ノ

ニツハ該區域ニ接近セル箇處ニテ發生セル事件ナリ、兎ニ角本區域

ニ直接セル場所ニ於テハ斯クノ如キ行動ハ人々ヲシテ不安ニ歸ルヲ因

難且ツシテ危險ナルモノトスル

貴方カ礼ヲ盡シタル 忍耐ルヲ以テ之等ノ事件ヲ理解シラレト及ビ

該事件ニ付シ迅速ナル配慮ヲ示シ 特ニ事件番號第一六四號ヲ

直ニ調査シタル事ニ付シ感謝致ス

敬目々

秘書官 ルイス・C・スマイス

(署名)

9

Doc 1906.

南京國際安保委員會

寧海陸立書

一九三二年(昭和十二年)十二月十五日

カレール
アール電

南京日本大使館付

福田トウヤム殿

拝啓

南京國際安保委員會ハ武器ヲ放棄シ兵士等ノ問題ニ對シ
常ニ富或心ニ居ラス委員會ハ當初ヨリ此地帯ヲ五那兵ヨリ全ク除
却スヤク切カシ而シ十二月十五日 月曜 日午後ニ刻ル迄 此處ニ就
テハ著しく成功ヲ收メシ 其時ハ教自名ノ兵士ハ北方境界ヨリ
地帯ニ接近シテハ這入テ未テ我ニ救助ヲホメシ 委員會ハ兵士
等ニ對シ保護ヲ加ヘ得テイミト明白ニ告ガレシ 然レ 彼等ハ若シ武
器ヲ棄テ日本側ニ對スル 陣ノ抵抗ヲ止メテナラバ 日本側ハ彼等ニ對
シテ 仁慈ノ取扱ヲスルコトノ思フヲ我々ハ 彼等ニ云ヒタシ

其ノ方ニ混亂ト多ク場ノ多ク委員會ハ武装解除シ兵士等ト一
般人民トテ區分スルコトヲ出来テ 殊ニ若干ノ兵士等ハ彼等ノ軍服ヲ
脱キ去テカカフカス

委員會ハ兵士トシテ檢認セラル者ハ合法的ナ戦時停盾クトシテ元
分認メス 然レ此等ノ武装解除シ兵士等ノ取扱ヒニ付テハ委員
會ハ日本軍カ内ニル 渣意ヲ以テ 般人ノ卷添ラ辭ケル 抑希望
シマス 本委員會ハ更ニ日本軍カ停盾カニ因信スル公認セラル 戦
争法規 並ニ人道ノ道義ニ基テ 此等ノ兵士ニ對シテ 協政心ヲ施サ
レンコトヲ 希望シマス 彼等ハ 軍衛者トシテ 相當有益ニ使役セ得ルコト
カシ 且ラ 般民ノ生活ニ歸ルコトヲ 希望カレシヨク 敬具

委員會長 (署名) シミン・H・D. ラバ

10

裏面白紙

裏面白紙

alac 1906

(正本寫下)

別紙第一ノ一ノ補充

安全區域ニ於テ日本兵ニテモ其ノ他ノ日本兵ニテモ一三三。十二月二十二日
 フォールソン博士ハ午後ニ時頃濱口跡五番地ノ自宅ニ一時間ニ涉
 リ一人ノ兵士ヲ見テ「フアイソク」ト云フニ及ビ「バエ」ト云フニ被撃シテ逃レ
 マタ後ハ見掛ケナカク然レ此等ノ人達ハ二人ノ婦人ヲ強姦シテ
 殺シテ「フォールソン」博士ハ此ノ二人ノ婦人ヲ大變ニ連テ行ク。然レ
 歸テ来テ時三人ノ兵士ハ二階ニ居テ「フォールソン」ハ一人ノ兵士ハ
 二人ノ兵士ト共ニ「フォールソン」ハ見付ケテ「彼ハ此ノ富者兵ヲ呼ビテカ
 他ハ自分ハ入テ行クトハセズ「フォールソン」博士ハ「已ニ催促シテ」
 他ノ二人ノ兵士ヲ入テ行カセテ逃レ此ノ三人ノ兵士ヲ「出シテ」
 一三八。十二月二十二日 日本兵ハ今日二人ノ婦人
 ヲ強姦シ「リウカ」氏ノ邸ニテ強姦シテ「リウカ」氏ノ方日本兵ハ又
 ヤマテ来テ五十三才ノ婦人ヲ屋敷テ強姦シテ「リウカ」氏

一三九。十二月十三日 ナ一才ニナル一ウセカ父親ト母親ト共ニ
 防空壕ノ入口所ニ立テ其側ヲ行テ「リウカ」氏ノ日本兵ヲ見テ居テ
 一人ノ兵士ハ父親ヲ銃剣ヲ刺シ母親ヲ射テ更ニウセカノ腕ヲ銃剣
 テ斬リテ「リウカ」氏ノ腕ヲ骨折ラシメテ「リウカ」氏ノ腕ヲ銃剣
 比ノウセカノ痛泣ニ行テ「リウカ」氏ノ腕ヲ骨折ラシメテ「リウカ」氏ノ腕ヲ銃剣
 弟モ姉妹モ無イ「リウカ」氏ノ腕ヲ骨折ラシメテ「リウカ」氏ノ腕ヲ銃剣

一四〇。十二月十三日 今日「リウカ」氏ハ「リウカ」氏ノ腕ヲ銃剣

11

Doc 1906

七番地ニ於テ●本兵達カ婦人ヲ困ニテキル●三度モ追拂ハテ
ハナラズカク(然シ然三人ノ日本ノ衛兵カ山西路ニ立ワラト云フテ
居リ之ハ街ノ此ノ方面ノ情勢ヲ好轉セシムルト考ヘラレル)(スバールンケ)

24

一四二、十二月二十一日 晝間 十三才ニナル一カサカ強セサレ更ニ
他ノ姫嬢シテキルカセモ強セサレテ夜ニテテ二人ノ婦人カ連シ
テ去ラレタ。一日中寢具ニ至ルニテ全ク掠奪サレテ 古代並ニ現代
ノ繪圖及心書書一並ニ結婚祝品カ一杯ニテテキル。強敵カ持テ去
ラレタ。然シテ午ノ當兵隊ノ布告カ掲ケラレテ以來秩序ハ良ク
ナラタ(五台山小學校辭)難民本部)

一四三、十二月二十二日 午後二時ヨリ四時迄ノ間ニ多敷ノ兵士カ
ヤフテ来テ敷布十一枚 多額ノ金錢(合計壹百弔)
ヲ奪ワタ(聖書教師養成學校)

一四三、十二月二十二日 銃剣ヲ持ツテ四人ノ日本兵カ煙草ヲ世貞ヒニ
来テ 早速(辭)難民達ハ七銃ノ煙草ヲ彼等ニ買ツテヤルカ(辭)難
民達ハ其前日同ジ兵士達カ呉レテ五弔ヲ返シテ 兵士達カ内家屋
ニ放テスルト脅カレタ為メ之等ハナサレテカアツタ 其後ニ銃ヲ持ツテ
三人ノ日本兵カ酒ヲ賣ヒニ来テカ(辭)難民達ハ彼等ニ酒ヲ大瓶ニニ
本買ツテヤリ四人ノ(辭)難民カ彼等ノ為ニシテ運回ニ行ツテ三人
ノ日本兵カ自轉車三台ヲ奪ヒ(辭)難民三名カ彼等ノ多ク之ヲ押シ
テ行ツテ、一人ハ歸ツテ来テ 四人ノ日本兵カ人カ車一台ヲ持テ去ツテ
他ニモ兵士カ牧畜所ニヤフテ来テカ何等悶着ハナラタ(漢口路ノ學

12

裏面白紙

校避難民牧客所

Dac/1906

一四四 十二月二十三日 日本兵ハ民衆ノ掠奪ヲ續ケテ、一人ノ泥
酔シテ兵士カ一人ノ避難民ノ頭ヲ政リ一人ノ婦人ヲ強セシタリ三
四回ニ亘リ兵士達ハヤッテ来テ教人ノ婦人ヲ連シ去ツテ
(五台山ノ学校避難民牧客所)

一四五 十二月二十三日 午後八時十五分、七人ノ日本兵ハ四人ノカメヲ連
シ去ツテ、十二月二十四日 午前九時〇〇分 日本兵ハ三回ニ亘リヤッテ来テ
毎回三、四名宛テ民衆ニ味ニ或ハ掛ケテ、午後二時ニ布巴、金錢及
物品ヲ奪フテ、(聖書教師及此ノ学校避難民牧客所)

一四六 十二月二十三日 午後三時〇〇分、二人ノ日本兵ハ漢口ノ学校
避難民牧客所ニ物ヲ探シニヤッテ来テ所員ノ黄嬢ヲ強セシテ、之ハ首
ヲ二日本特務憲兵隊ニ報告セシテ、彼等ハ此ノ兵士達ヲ捕ヘルヨメニ
憲兵ヲ派遣シシカ、彼等ハ既ニ去ツテ来テ、此ノカメヲ彼等ノ事
務所ニ連シテ行キ、證人トシテ留メテ置イタ、同夜、他ノ日本兵等カ
来テ王夫人ノ娘ヲ強セシテ、午後七時頃、三人ノ他ノ日本兵達カ
二人ノカメヲ強セシテ、此ノ内、一人ハ未ダ十三才カタク、
(漢口路ノ学校避難民牧客所長「陳大成」)

13
一四七 十二月二十四日、四人ノ日本兵ハ頤和路六番地ノ馬氏
カ管理シテアル衛生局ヲ十二名ノ苦力ヲ連シ去ツテ、(フイフセ)

Doc 1906

一四八 十二月二十五日 夜間七人ノ日本兵が聖書教師養成
学校避難民收容所ニヤテ来リ一校中留リテ夕書二時九時ニ
四人ノ日本兵が来リ二時三三人ノ日本兵が来リ布地ト金錢ヲ奪
リ(聖書教師養成学校)等ハ二人ノ婦人ヲ強姦セシ
内一人ハ来リ十二月廿四日

一四九 十二月二十五日 午前十時十分 我ニ委員會ノリッラス
氏ハ漢口路ヲ検査隊ノ一將校ニヨリ停止セシメシ此ノ將校ハ
リッラス氏ヲ捕ヘ政リ平手打テ喰ヒシ(十二月二十日附書日
附送照)(リッラス)

一五〇 十二月二十五日 二頭ノ水牛が南京大馬場内カニ日本兵ニヨリ牽
シ去リシヲ 場所 富家財園 十一番地(リッラス)

一五一 十二月二十二日 二人ノ日本兵が十三才ノ婦(難民)ヲセラ南京
大馬場養老館内強姦セシメソウレテソノ母親ハ之ヲ阻止シテウトル
タ陰ニ負傷シ他ノ二十八才ノ婦人モ強姦セシメ 二十三日午前
四時 二人ノカセガ日本兵ニヨリ捕ヘラレタガ日本兵ハ兵ニ出テ
一テ日本兵等ハ(水)テ去リ(ハ)ク 吳 警署事務官補)

一五二 十二月二十五日 教名ノ日本兵ハ午後三時二口ノ大聖
消防自動車ノ車輪ヲ持テ去リ安全区域消防署ハ四口
ノ消防自動車(車)ト十二口ノ消防車ヲ有シテ然レテ取
近二十日間ニ殆ト全部ガ日本兵ニヨリ持テ去ラレタ 現在我々ノ

15

Doc 1908

有シテハ「ボンブ」ハ壞シテカク又ハ車輪無シノモノケケル
唯「ロノ」ボンブ「ノ」カ使用可能ナル（「Y.H.」等整々察事長）

一五三 十二月二十五日 十五歳ノカセ 李嬢ハ日本ノ特校ニ在リ
ノ兵士ヨリ「鼓樓新邸」十四番地カ「連」シタル（「C.Y.」等）

一五四 十二月二十六日 午後四時〇〇分 十三才ノカセカ三人ノ日
本兵ニヨリ「泰家巷」六番地カ強サセシク（「王」）十二月二十六日
午後六時〇〇分「ルイス」C. スミスニ依リ福井氏ノ手許ニ綴
リ込マシク

裏面白紙

77

Sac 1906

南京日本大使館
福田 とうやス殿
一九三三年一月七日

参考書オハ一〇号ニ對ス
添附書オ一紙
南京 一九三三年一月七日

28

昨日午後、會談閣下國際委員會、未を得限、早、南京、秩序、生活状態、平常ニ復歸マレ、ト、切ニ願フテ、此、為ニ本委員會、地方自治團體、一刻々早ク警察防衛、衛生等、關心、地方市民行政機關、一般機關、引渡、ト、ト、甚ク、甚ク、ト、信ズ。國際委員會自身、一般、官、轄、地方行政官、為ス、是、是、行政義務、行、リ、ハ、毛、頭、ト、イ、ハ、確、キ、ナル。

我々委員會、主トシテ、否、合、軍、戰、事、ノ、ミ、タ、苦、シ、ク、シ、テ、市、民、ヲ、救、済、ス、特、殊、目、的、ヲ、以、テ、設、置、サ、レ、タ、ル、ニ、テ、モ、何、處、見、是、等、大、勢、ノ、人、々、ノ、人、々、ト、シ、テ、人、ニ、同、情、ト、構、想、ヲ、起、ス、ル、今、事、度、中、略、同、目、的、ヲ、有、ル、本、委員會、救、濟、団、体、組、織、シ、テ、其、中、松、井、大、將、自、ラ、一、萬、圓、ノ、寄、贈、ヲ、ナ、シ、上、海、本、委員會、カ、アリ、コ、レ、ヨ、リ、種、々、本、委員會、ハ、日、本、陸、軍、最、高、幹、部、ノ、是、認、ヲ、受、ケ、テ、中、心、ヲ、ナ、シ、テ、モ、シ、テ、ナ、ル。

我々委員會、手、ヘ、シ、タ、資、金、々、給、与、ハ、前、述、ノ、特、殊、目、的、

16

裏面白紙

裏面白紙

Doc 1900

以テ此ノ任務●銀行スル特別ノ責任ヲ負フ●キルスト思ハラズ
故ニ私ハ他団体ニ我々ノ役員ノ金ヲ給フヲ引渡スルキデナイト信スル
我々ノ現在「赤セ」ヤ赤十字ト協力シテ中心地ヲ救済事ヲ世々ニ
於テ他団体ニ喜テ協力シテ併シ我々ノ物資ノ使用法
ニ関シテハ全面的ノ責任ヲ負フベキト思フ我々此ノ立場ノ
手當任ヲ吾々自身ノ理解シテ下ニセヨト信スル

尚現存ノ需要ニ比シバ我々ノ物資ハ極メテ微々ナルモノト
ヲ指摘ス。假ハ最善ヲ盡シテ我々ノ委員會ヲ為シ得ルコト
ハ將來全圖ナレトモ願フテ中心地ヲ自治団体ノ大規
模ヲ且ヨリ充實シテ計画補足ニ過ラズ。現在「赤セ」ヤ
赤十字ノ為シテキルモノ我々委員會ニ微カテ盡シ得ルガ我
々ハ地方自治団体ノ方ニ我々ヨリ又カ述レ兩団体ヲ成果ヲ
與ヘテトテ行ス。我々日本軍側ニ現在ヨリモト實見ナ
ク態ヲマツテ避難民ノ食糧及ヒ燃料ノ支給ニ自治団体ト
協力ナレバトモ思フ。有ラズニ機關ノ協力シテ努力ニヨリテ尚
需要ヲ滿スルコトヲスラフ

最後ニ又一言述ベシ。最ニ簡單テ同時ニ最ニ効果的ニ
救護氣ハ兵ヲ間ノ秩序ト規律ヲ取り返スコトヲ中心地ノ自
己是ヲ行シテ市民ノ家ニ歸レズ。商賣ハ行ハズ通信
機關ハ復興ナク又水道・電業ヤ電話ノ如キモ其
事業モ復活ナク。總ヘテ一俾ニ待テ。又規律ガ
復活スルニ連テ救済問題ハ容易ニ平治中状態ニ復歸
ガ一層可能トス。日本陸軍當局ガ此ノ秩序ノ回復ニカ

17

裏面白紙

Doc 1906

一三関心ヲ持クレン事ヲ切ニ望ム。

敬具

ジョージ・H・D・ラーベ (署名者)

お

平文
グレイ暗号

一九三八年昭和十三年一月二十七日

電譯

漢口アメリカ大使館

ワシントン國務長官

北平よりワシントン

上海アメリカ領事館

三九一月二十七日午後十時

又那軍飛行機が飛行場附近に爆弾を投下し建物に火を
つけた。由りて大使館に飛行機を見せ、又如何に対応せしめ
るべきか。

漢口大使館に送付、國務省、北平、上海に轉送。上海、東京
に轉送。コシヨク。

アリソン

7c-1

平文

グレイ暗号

18

一九三八年一月二十三日

解讀

Doc 1906

南アフリカ大使館
北平アフリカ大使館
漢口アフリカ大使館

一月三十日午後九時

以下東京より、一月三十一日午後五時

往電五三三二月二十日午後五時 秘密

大使館附陸軍武官、本日陸軍省に於て本間大將が本営
より代表として渡支し、且外國權益、侵害行為防止に關し
秘令大將に本営より訓令を發行せしむるに於て秘密裡に告知せ
しむるなり

陸軍省に依り外國權益侵害言對する保証手段として日本
軍の集結し居る支那各地に佐官級將校を駐在せしむる事
以て一方はトマス西大、斯志將校一人をテール、廣田中佐、南
宮三武、松井大將、指揮下にせん事あり、
南宮三武漢口轉送する様上海に轉送するガ
カラス

(頁一ニ十三)

書類番號 一九〇六號

一九三八年二月十三日

手文

19

ノレ一暗號

A A M ニヨル電譯

アメリカ大使館
南京

二月十日午後二時

貴翰、押巻方近左記國務省ヨリノ電報並ビニ
東京茶二月四日正午電報七五號及ビ國務省發東京ヨリ
宛二月十日午後五時電報三三號及ビ國務省ヨリ二月
月七日午後六時五五分ト東京發二月四日正午七五號ヲ再電ス
後者上海ニ轉電サレタリ

引用中ノ東京電報未コ即ニ記載セテハ特定資料ヲ東京の大
使館宛ニ提供スルヤウ努カスベキ旨自覺訓令ヲ指示サレ度ニ

コレ閣下ニ國務省ニ東京ニ對シテ如何ノ通牒セリ

國務省閣下ニ為シタル補充口頭抗議ヲ是認スル

國務省閣下ニ照會中ノ特定資料ヲ
貴下ニ提供スルヤウ漢口ノ大使館ニ要請セラル

國務省閣下ニ如何ノ一般的性格ヲ有スル
申立テマ二月十日午後五時ノ國務省電報ニ六號ニ列舉
サレタル諸原則ノ遵守ヲ要スル處ニ及ビ特定事
件ノ具體的解決ヲ取扱フ報告等間ニ存スル區別ヲ念頭ニ
置キテ然レバト思料ス。貴下ニ日本外務省ニ對シテ提示
スルコト可ク證據ニ貴下ニ一般的申立ヲ支持スル證據ノ
或ルニ現地ノ關係者間ニ於テ局地的解決ニ具セテ居
ル處ノ天ニ關係スルニ及ビ知レズ、故ニ次カヨリテハ全面的解決ノ
タメ日本政府ニ對シテ提示ヲ調査検討ヲ待ラサルヘウ。依
リテ貴下ニ生じ得ベキ誤解ヲ避ケル為ニ日本外務省ニ對シ

21

Doc 1906

此點ヲ明瞭ナラシムヘキト信スル。ハル。東京発二月四日正午電報
 五號及七國務省發二月四日午後五時電報三三號及那
 於此日本軍隊ニシテ合衆國財産ヲ擄奪
 曰余ハ今於此時外務大臣ニ擄奪ノ報告ヲ概評シ且フ國務省
 指令ノ最終項ノ要旨ヲ表示スル正式書ヲ手ニ入レタ
 曰外務大臣ニ爲シテ余ハ補佐口頭抗議………敵電三四
 號一月七日午後二時。………(直譯………侵入ス)……
 (十七)………ニ對シ國務省ヨリ何等ノ註釋ヲ受テ居ラズ故之レ
 ヲ非トセザルトシ余ハ本日広田ト會談ニ於テ同レ強硬ノ
 態度ヲ執ラタ。余ハ彼ニ對シ余ハ今同我々ノ覺書ヲ提供シ
 タル資料ニ我々ノ情報ヲ支那側情報ニ依存シタル事ヲ語
 達シタ日本人筋ヲ報告テ事實上論駁スル事ヲ語
 且余ハ我々ノ合衆國市民ニヨリテ確認ナレタ擄奪ニ付テ
 ノ或レ正確ノ資料ヲ提供シテ居ルベシト云フ。余ハ未國人ノ象
 眼前ニ現レシアル處、日本人意擄奪ノ山積ニシテ証據ニ言
 及シ且ツ此証據ノ刺戟的効果ニ看過サルベキ事ナリ且ツ
 輕視セムベキ事ナリト云フ事、又米國民ノ忍耐ニ限リカ
 ト云フ事ヲ告グタ。余ハ大臣ニ再ビ強イ言ハルヲ以テ現狀況
 及ビ將來ノ日米關係ノ展望ニ付テ益々不安ニテソフアント云フ
 タ。余ハ大臣ニ對シ此等ノ對シ臆測並ニ保正ノ期待ヲ答
 トシ人々余ノ政府ニ傳達シ得ルハ明確ニ言辭ヲ求ム。

裏面白紙

Dec 1906

22

裏面白紙

84

(三) 大臣ハ在支各部隊長ニ傳達スベク大本營ヨリ斯カル掠奪行爲ヲ終止セシムベキ旨ノ可能ナル最モ嚴重ナル指令ガ發セラレシノ調査ト履行ノ全キヲ期スルヲ本間少將ガ南京へ派遣セラレタト云フ。廣田ハ斯様ヲ掠奪ハ直チニ止ムコトヲ確信スルト述ベタ。彼ハ更ニ現在行ハレタ居ル調査ニ徴ミテ加ヘラレタル損失ヲ損害ニ對シテハ十分ナル賠償ヲ行フト云フ事ヲ貴下ニ通報スベキ機能ヲ余ニ與ヘタ。

四) アメリカ國旗冒濫ノ報ニ南シテハ詳細ハ日本當局ガ未ダコノ報道ヲ確認スルニ到ラザリテハト述ベテキル

國務省ガ成ルベクハ、アメリカ市民ノ口供書ヲ添ヘテ特別ナル資料ヲ余ニ提供ナレル様國務省ノ御取計ヒヲ希望スル。コノ件ニ南シテハ、一月十日午前十時幣電第十六号第二節並ニ國務省發東京宛第三十三号ヲ御参照ナレ度。以下ハ余宛國務省二月二日午台

五時發第三十三号ニシテ蘇州、杭州ニ於ケルアメリカ人財産ノ掠奪ヲ報ズル一月二十六日午台三時附上海發第一四二号ニ南スルモノニシテ國務省ハ貴下ノ御参考ニ Methodist Episcopal Church

S. 傳道部總務 W. G. ツリムヨリ受理セル次ノ電報ヲ回送スルモデアル

支那 Methodist Episcopal South 傳道部司ルアーサー・J.

ムーアハ蘇州大學、ローラ、ハイグッド女學校ノ如キ、タクノ米國財ノナル蘇州ヲ訪問シタト打電シテ未タ。彼ハ今テ、建物ハ掠奪サレ四ツノ建物ハ爆撃サレ、他ハ日本軍ガ占據シ、ローラ、ハイグッドノ新禮拜堂ハ廢トシテ使用サレテキルト報ジヨキル。彼ハ上迄アメリカ領事ニ抗議シ我々が貴下ニ對シ建議スル様勸告ミテキル。余ハ貴下ガ適當且有効ト思考セラレル行動ヲ取ラレシ事ヲ懇請スルモノデアル

Dec 1906

此ノ二通ノ電報ハ支那ニ於テ米國財産ニ對シテ日本軍ガ示シテ完全
ヲ黙殺ニ由スル本省受理ノ數多ノ抗議ノ軍ナル例證ニ過ギナシ

本省ハ貴方ガ貴方ニ送ラレテ此等ノ報告ニ他ノ報告ニ依ッテ述ベ
ラレテ此等ノ數多ノ事件ニ注意ヲ喚起シ且次ノ如ク述ベテ公式覺
察ヲ政府ノ訓令ニ基ツテモトシテ外務省ニ提出スル事ヲ望ミテ此即
チ支那ニ於テ米國財産ヲ保護ハ終末日本政府ノ軍隊ニ依リテ事
重サレルマラウトミコトガ日本政府ニ依ッテ度々保證サレタコト、此
等ノ不法行為ヲ米國宣教師財産ニ對シテ指回サレタコト、ハ事柄
スルモノデアルト我が政府ガ抗議ノ三層ルコト此等ノ事件ハ故意ニ行
レタラシムルモ、米國ノ日本官吏ノ面前テ起ル一テ、日本軍隊ニ依ル
傳道財産、各領ト云フ様ナ他ノ事件ハ恐ラテ陸軍將校ノ明確ナ
指示ニ依ッテモ、マアル様ニ是ハレタコト、
獨斷的侵入ニ及ル領ハ財産、小掠奪ヤ氣儘ニ破壊ト共ニ正ニテ統制
サレタ軍隊組織ヲ期待サレバ性質ノ行為マアルハ到底着做
ミ得ナイト云フコト、

23

ハ日本政府ヲ法ニテ斯様ナ不法ヲ認メ、其ノハ救ミタリミナ
イテ、捕獲シ、日本政府ヲ次、如キ保證ヲ期待シテ居ルト云フコト
ハ日本政府ハ米國財産ノ掠奪行為ヲ停止サセル迅速且特殊ノ手
段ヲ講ズルコト、
ハ日本政府ハ與ヘテ損害又損害ニ對シ充分且完全ニ賠償ヲナス
コト、

ハル
デール
二月四日正午發電七五ニ述ベラレテ居ル特殊ノ資料ヲ東京ニ與ヘル際ニ
ハ二月七日午後六時本省發電五九ノ訓令ヲ指針トサシ度イ
ビオンソン

Doc/906

24

平文 二月十八日 午後四時

グレイ暗号

AAM電訳

アメリカ大使 國務長官

漢口 草府

六、二月十八日午後四時

アメリカ大使

北京

アメリカ領事

上海

蓋ニ三日間ハ南京、駐蹕が暮シノ向上シト言フ報告ヲ為シ得ルコトヲ據シテ思フ。大部分、支那人ハ所謂、安全地帯ダラテ内各地ニアル彼等ノ以前、住居ニ歸リツ、ナル。尚日本軍人ノ急務亭ニ在行爲ニ南スル報告ハ時々モツラサル。モ斯レ報告ノ數ハ實數的ニ減少シ日本官憲が居住民ノ現生活狀態ヲ向上セシメ、トト努力セル確證ガアル。

外國人ニ對スル行動制限ハ漸次緩和セシ、アメリカト施設ケル南京大學病院、復歸ヲ是非其必受トシテアル。

漢口大使宛送附 本省、北平及上海ニモ送附セリ。上海ハ東京ハ送電セラレ度シ。

JMA/0000

マリソン

海軍電信

電信 南京

一九二八年/昭和十三年/三月十二日

25.

Dec 1906

政府

國務長官

アメリカ大使

アメリカ大使

アメリカ領事

華局

漢口

北平

上海

第七三三

三月十一日

午後六時

昨日午後支那軍飛行機南京飛行場ニ若干ノ爆弾ヲ投下シ今
朝更ニ飛行場ヲ空襲セリト言ハシリ。當地日本軍ハ斯ル空襲
ニ因スル情報ヲ使スルニ付ラハ明ラカニ之ヲ殺シ居ラス
昨日並ニ本日、墨スハ外人側ノ觀測ヲ阻止セリ。尙テ詳細ハ
不明ナリ

GAJT/JMD

アイン

裏面白紙

Doc/906

一九三八年三月十六日 送電

平文

グレイ 暗號

JMD 電訊

漢口 米國大使館

華府 國務長官

北平 米國大使館

上海 米國領事館

第七八号 三月十六日午前十一時

昨夕、日本人宣室ト、非公式會議ニ於テ支那ニ於ケル陸軍上
 層部、此ノ問題ニ面スル代志的見解ナリト言ハシ、次、情報ヲ得タ
 予、對談者、言ハシ、彼ハ三月十三日該地域新司令官蔣中正ノ
 陸軍中將ニ招待ヲ受ケ出席セル晚餐ノ席上、蔣中將ハ彼ノ
 意見トシテ外國政府ガ日本ノ敵即チ蔣介石ノ政府ヲ支持シ繼續
 スル限リ日本軍ハ外國權益ニ顧慮ヲ持ハスバナラヌ理由ハナ
 イト述ベタ由、又彼ハ附言シテ曰ク「既ニ確立セル外國權益ノ專
 進ハ止ムヲ得ナイモ知シヌカ、各國政府ガ日本ノ支那ニ於ケル行動
 ニ對スル現在ノ態度ヲ更メナイ限リ將來ニ於テハ外國權益ハ顧慮
 セラレナイ。更ニ西歐諸國ガ支那ニ軍需品ヲ供給シツ、マルクトニ對
 スル陸軍ノ不滿ノ意ヲ引用シテ、ソコヲ予ハ軍需品ガ支那ニ賣
 ラレタルコトガ事實ナル一カ、亦ソレガ日本ニモ賣ラレタルコトヲ
 指摘シ終ニ當國ノ一方ノミニ對スル軍需品ノ賣込ハ一方ニ
 肩ヲ有ヘコトナリ合衆國ノ望ムトコトヲ予ハ言指シタ

26

27

Doc 1906

此ノ會議中ニテ、討論者カ「ヒットラー」ト「オーネトラヤ」ニ於テ、
 行刺ニ數次ニ言及シ、該行動ハ日本側ニ支那ニ於テ行刺遂行上
 大ナル激勵ニナリ、ト述ベ、ワコトハ注意スベキコト、思ハレル
 漢口大使館宛送電、國務省、北平上海宛同文送電、上海ハ
 東京宛同文轉電セラレ度シ。

ワリソニ

裏面白紙

89

裏面白紙

Doc 1906

受信電報

一九三八年/昭和十三年/四月十四日

海軍真電

平又

青島在米領事館

グレイ 暗号

UMD 解讀

ワシントン 漢口 北平 南京

國務長官 米國大使館 米國大使館 米國大使館

四月十三日午後三時

28.

四月十一日附濟南府在信報スベキ亞米利加人ヨリノ報道ニ因リハ
南十南府ニ於テル市街戰事ニ因スル動向報道ハ全然虚偽ナリ
四月六日 平服ノ人物ヲ逮捕セルコトヲ諷説ノ起因ナルベシ 日本軍
占領以來濟南府近傍ニ戰鬪ノ起リタルコトナシ 濟南府ニ於ケル
亞米利加人ハ全部安全ニシテ南部山東ニ在ルソレ等ノ者モ又同ジト
信セラルル但シソレ等ノ者ハ孤立ノ状態ニアリ

國務省ニ送附

漢口 北平 南京ニ轉送

ゴール

ハロー 濟南府市街戰 UMD

受信電報

一九三八年/昭和十三年/四月十四日

海軍無線

平文

青島 在米國領事館

グレイ 暗号

YIP 解讀

ワシントン

漢口

北平

南京

國務長官

米國大使館

米國大使館

米國大使館

四月十三日午後三時

Doc 1906

四月十一日附濟南府在信賴スベキ亞米利加人ヨリノ報道ニ因シテ
濟南府ニ於ケル市街戰事ニ關スル新聞報道ハ全然虛偽ナリ
四月六日 平服ノ人物ヲ逮捕セルコトヲ誠説ノ起因ナルベシ 日本軍
占領以來 濟南府近傍ニ戰鬪ノ起リタルコトナシ 濟南府ニ於ケル
亞米利加人ハ全部安全ニシテ 南部山東ニ在ルソレ等ノ者モ又同ジト
信セラレル 但シソレ等ノ者ハ獨立ノ狀態ニアリ

國務省ニ送附

漢口 北平 南京ニ轉送

コーレ

ハロー 濟南府市街戰

JMD

28

裏面白紙

12月 平信

上海駐在アメリカ領事ヨリ

一九一八年/昭和三年/四月廿六日

海軍電信

ワシントン國務長官

南京アメリカ大使館

漢口アメリカ大使

館 北平アメリカ大使館

ワシントン

第五八〇號

四月廿六日

午前九時

蘇州ニ帰任スル為三月末ニ旅券ヲ與ヘタニ名ノア

メリカ宣教師ハ蘇州ノ日本側陸軍當局ノ要求ヨリ今

上海ニ歸リタリ。日本側當局ハ彼等ニ對シ軍事上ノ理由ニ

ヨリ斯ノ如キ要求ヲ必要トセルモノニテ之ハ上海ノ最高陸

軍官憲ヨリ受理セル指示ニ基キタルモノナル由ヲ告ゲタリト。

該宣教師等ハ蘇州城外ノ大規模ナル中國ノゲリ

ラ部隊存在ト噂ニヨル蘇州城内ノ數千ノゲリラ部隊

ノ存在及之ニ對減セラレタリ日本守備隊ノ為ニ不吉ニ

緊張シテ居ルハ蘇州ノ情況ヲ述ベタリ。彼等ハ又ハ蘇州

内外ノ緊張セル情況ハ軍官憲ノ要求ヲ無理カラズ

モト思ハセルトノ意向ヲ述ベタリ

本省へ送附セリ

漢口、北平及南京ニ轉附セリ

ロツクハート

12月 八〇〇 日支事變

JMD

29

海軍電信
北平發信

Doc 1906

12月 平信
上海駐在アメリカ領事ヨリ

一九一八年/昭和三年/四月廿六日

海軍電信

ワシントン國務長官

南京アメリカ大使館

漢口アメリカ大使

館 北平アメリカ大使館

ワシントン

第五八〇號

四月廿六日

午前九時

蘇州ニ帰任スル為三月末ニ旅券ヲ與ヘタニ名ノア
メリカ宣教師ハ蘇州ノ日本側陸軍省當局ノ要求ヨリ今
上海ニ歸リタリ。日本側當局ハ彼等ニ對シ軍事上ノ理由ニ
ヨリ斯ノ如キ要求ヲ必要トセルモノニテ之ハ上海ノ最高陸
軍官憲ヨリ受理セル指示ニ基キタルモノナル由ヲ告ゲタリト。
該宣教師等ハ蘇州城外ノ大規模ナル中國ノゲリ
ラ部隊ノ存在ト噂ニヨル蘇州城内ノ數千ノゲリラ部隊
ノ存在及大々的ニ削減セラレタ日本守備隊ノ為ニ不意ニ
取系張シテ居ルヲ蘇州ノ情況ヲ述ベタ。彼等ハ又蘇州
内外ノ緊張セル情況ハ軍官憲ノ要求ヲ無理カラズ
モト思ハセントノ意向ヲ述ベタ

本省へ送附セリ

漢口、北平及南京ニ轉附セリ

ロックハート

29 12月 八〇〇 JMD 日支事変

海軍電信
北平發信

30

Doc 1906

ワシントン國務長官

漢口大使館

南京大使館

上海領事館

第三九號 五月廿七日 午後三時

1. 日本側スホークスマンハ今朝夜ノ如ク述ベタ

(1) 日本ノ一中隊東方ヨリ帰徳ニ接近シソワアリ。一

両日中ニ同市ヲ占領スルモト思フ。

(2) 日本側ハ蘭封ノ東北方ハマイルニアル考城ヲ問モ

ナク占領スルデアラフ

(3) 中國側ハ頑強ニ蘭封、蘭封間及蘭封ノ北方

地点ニ於テ日本軍ヲ攻撃シワランモ退サレアル

又昨日中國空軍ヨリ爆撃ヲ受ケラン蘭封ノ若

干離レタ帰徳ヲ合ム各ヶ所ニ位置ヲトメ居ル

中國軍ニヨリ事實上包圍サレテ居ル。シカシ

土肥原ハ彼ノ軍隊ハ当地區ニアルモト思ハレルハ

日本ノ日取モ優劣ナル戰術家デアンカラ包圍ヲ解

ク事ヲ出スルデアラフ

II

本省へ送附セリ 漢口、南京両大使館

上海アメリカ領事館へ轉送 東京ハ郵送

メルスベリ

南京受信
一九三八年/昭和十三年/五月廿七日
平信

裏面白紙

31

Doc 1906

發信 南京 一九三八年十一月二十一日午前十一時
海軍電信

ブレイ

題目 南京攻撃ノ支那爆撃機
在上海米國領事

十二月十二日午前九時

十二月八日正午附南京ニ於ケル支那軍飛行機
ニ関スル當方報告ニ関シ。

支那軍飛行機が市上空ヲ飛行セルヲ目撃シ
又彼等が爆撃ヲ下関ノ方面ニ投下セル由
ノ報告ヲ引續キ受ケテ居リ、一人ノ米人報知者ハ多ク
ノ爆裂音が最近川ニ沿ッテ聞エタル事ヲ確言セルモ、
彼ハソノ音ハ揚子江北岸ノゲリラ部隊ニ對シ向ケ
ラレタル日本軍作戦ノ爲ニ起キタルモノナリトノ意見
デアアル

十二月十日午後六時過ヤシ空襲警報カ南京ニ鳴
リ郡著イタガホシノ二三分モシナリ内ニ解除ノ合圖ガ
編員イテ聞エタ。

クーパー

裏面白紙

Vol

E329
DOC 403

書類番号 四〇三九
第四項

(Pofall)

AA 一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前受)
ドイツ大使館
自一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前受)
綴り番号 〇三九〇/三八

トランプ (印)
一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前受)

在東京と領事館
外務省 宛
東京 収
尚東京大使館
受領セリ
(署名)
トラウトマン
一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前受)

外務省
綴り番号
一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前受)
同封文書三

一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前受)
東京大使館
在東京と領事館
綴り番号
上海一九三八年(昭和十三年)三月十九日

綴り番号 PO 403
目録

在東京と領事館
綴り番号 PO 403

No 1

E329
DOC 403

書類番号 四〇三九
第四項

(Pof) AA 一九三八年(昭和十三年)三月三十日(前送)

ドイツ大使館、東京一九三八年(昭和十三年)三月十八日(前送) 五三九号

同封一
三

内 留一 日本軍上陸 東京一九三八年(昭和十三年)三月十八日(前送)

ベルリン 外務省 宛 提出

尚東京大使館(分館)宛 提出

受領あり

(署名) トラウトマン
/ 四六八五ノ

(印)

外務省

別冊 五三九号

一九三八年(昭和十三年)三月二十一日(前送)
同封六三三

一九三八年(昭和十三年)三月二十八日(前送) 口天使館
東京一九三八年(昭和十三年)三月二十八日(前送) 五三九号
本上巻 乙 總領事館

上海一九三八年(昭和十三年)三月十九日

N 1 五三九号 五三九号 四〇三九

目録一

五三九号 乙 大使館宛 提出

裏面白紙

V02

DOC 4039.

一 ジョージア、ロ、ラーベ 東京一九三八年一月一日

丁、No 九三九/四三

(署名) エルヴィン・フシエー

上海總領事館

一九三八年一月三日附 四二五九九九九書翰一件

首題掲記「通商手続」ハ備置不便領ノ斡旋ニ

ヨリ本日確ニ入ラシム。

小生ノ漢口旅行ヲ指示セラルル書翰ノ貴官ノ直

知ハ達スズガ。

貴官ノ到着シタガハ備置人ハ、ク、ト、ト、

デ既ニ漢口ニ向ケ出立シタガ、ア、ア、

小生ハ既ニ租界内ノ小生ノトシテ遊覽シ来レル

那ハ、備置人ノ在リ、其ノ果、其ノ他、其ノ他、

ア、アルト感シタ

當此貴官ノ照会ニ對シ、報告セシタ、如ク小生ハ

當地に設置シテ、月、遊覽地、設置、国際委員

会ノ委員長トシテ、引合セラル。

在地球ハ、三千五、那、那、那、那、那、那、

所トシ、其、其、其、其、其、其、其、其、

其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

其、其、其、其、其、其、其、其、其、其、

裏面白紙

No 3

DOC 4039.

軍ニシテ五領サレテカラ始ケリ。
 日本軍が有ルハ其ノ勝ヲシテ明ニ命ヲ履
 ヲスリタリ。如ク此ノ勝ハ五領ノ敗退ニ由リ、市
 街ヲ探奪ス。其ノ約ニ有リ。去子ヲ自ラ其ノ
 ノ無事ノ市民（其ノ中ニハ發電局ノ四下
 各ノ從業者ヲ居ルヲ發見シテ其ノ家ヲ
 經テシテ廢用ス。又ニ他ル大ニ華人ハ人道的
 義理ヲ守リテ捕ラレ、其ノ外國人居住地ニ
 拘シテハ、四戸ハ完全ニ燒却サレリ。
 同軍ノ約ニ有リ、一ハ日本軍ノ大ニ依ツテ其ノ
 減シ救火ヲ行モズ。然レモ其ノ約ヲ守ラズ。其
 市内ノ商店ニテ諸門コレ或ハ探奪セラレタ
 ヲハ、其ノ中ニ有リ、射サレテ其ノ死
 骸ハ尚、市ニ轉ガツテ居リ、埋カサズル
 フトハ許サレズ。其ノ理由ハ「捕キテ
 竹割ノ履合ニ纏リ付ケラレタリ」ト云
 一死骸ハ十三日トシテ其、孤兒カラ五才六ノ所
 ニ置ケテシキル。
 地帯内ノ種々ノ地ニアル銃聲サレタリ。吾人
 ノ死骸ハ五才六ノ上リ、其ハ其ノ埋カサ
 ンサレズ。
 佐賀縣が委員會ハ地帯内ニ調査シタリ。其
 委員ニ有リテ、報理所ヲ設ケ、其ノ小委員
 他ノ配給所ヲ設ク、其ノ倉庫ヲ築キ、其ノ
 月ガ、日本軍ヨリ、新設ノ自治會委員會

裏面白紙

No4

DOC 4037

才輝難所ノ面創ヲ見ルニトテ幸望スルニ依リ
 且テ海難民ハ此等ノ中ニ居在ル所ニ特ニ此
 アルニ依リ本報既難民所ヲ用録セヨトノ命
 カガツル
 然ルニ既述ノ通り地中ノ舟ノ乗ニテ無難
 ナルモノハ種々アリ然レモ海難民連合ノ前
 手ノ一ハ勿レシテ彼人々取次ヲ爲シテソ
 日本兵ニ恐怖ノ感ヲ抱キテ居ル事又ハ別
 シテモ所ナリトテ此等ノ事又ハ別ト
 然レモ委員居ハサカトモ海難民ノ結成ヲ
 促スルニ依リ日本軍正日本軍ニ依リ依
 中此
 加五ノ難民トシテ日本軍即チ新政府ガ
 委員居居ノ在リテ其收メル事ノ目録存
 久ニ早イ程結成メタル上ニ依リ
 手前ノ秩序ヲ回復シ東京脱出ノ事
 ノ詳ナリテ次第ナクハ其地ニ出テスル
 アラフ
 免居此ハ此ノ問題ニ関スル事
 却下ナレド
 其処テトシテ地中委員居ノ解散
 此ノ問題ハコトヲ願ヒミテソレハ
 福福ガ實際ニ於テ其地ニ在ル少
 歐洲人ニ保存スル事ナラバ
 免居此ハ此ノ問題ニ関スル事
 却下ナレド
 其処テトシテ地中委員居ノ解散
 此ノ問題ハコトヲ願ヒミテソレハ
 福福ガ實際ニ於テ其地ニ在ル少
 歐洲人ニ保存スル事ナラバ

裏面白紙

No 5

DOC 4039.

裏面白紙

アル。
 小生ノ家定座ノミニニカヘ、十二日十日ノ夜以来
 六日名ノ極階級ノ避難民カ、無秩序ヲ日
 本軍ノ島石ノ泉ニ追逼サレテ、不察カレルノヲ
 避ケル爲ニ宿ヲシテ也。
 大部分ノ人ハ座ノ東小座ニ住ミ、毎日食ヘラレル
 米ノ配給ヲ受テ居ル。
 教員委員等ハ全部ヲ約七百ノ避難民ヲ有ス
 ルト云フ。避難所ヲ管理シテ居ル。
 七方ノ千約五百ハ座ニ居テ、道無ク教員ニ
 ヲテテ給食カレテ居ル。
 当地ノ更此ハ座リ應保存デアル。
 最モ月繼續シテ爆撃ヲ受テ、街ノ古蹟ニ
 先行シテ、最後ノ砲撃ヲ受テ、日本軍隊ノ車
 索占領後ニ於テ教員ニテ、一日苦惱ニ地スレ
 バ物ノ數ヲハナシ。
 教員が現在迄安全ニ且幸甚ニ過シテ、来ラ
 レリ事ハ叙々ノ總テニトフテ、一ノ難アリ。
 貴官が此ノ書簡ヲ公衆ニシ様切願スルニ、
 筆ヲ下シハ左様トコトガ、教員委員等ニトフ
 テ破滅的結果ヲ示サズ、恐レガアル爲デアル。

敬具

(田舎長) ジョコララーベ
 / 一四六八七一九 /

裏面白紙

4039

(P1) 四
一九三八年(昭和十三年)三月三十一日(午前)

極秘

ドイツ大使館

第一一三号

認込番号 ニ七一八/一九五五/三八

同封 一

寫 三

漢口一九三八年三月十六日發

内容 一九三七年(昭和十二年)十二月八日ヨリ

一九三八年(昭和十三年)一月十三日ヨリ

南京ノ出来事

此度ニ小生ハ一九三七年十月八日ヨリ一九三八年一月十三日ヨリ
南京ニ起キタル事件ニ関スル一ドイツ人ノ秘密見聞記ノ
寫ヲ提出スルノ文章ヲ有ス。尚右ハ極秘扱ニシテ頂キタイ
トノコトナリ。
該秘密文書ハ「存」スルケル。ハウゼン將軍ヨリ小職ニ與
ヘラレタルモノナリ

署名 トラウトマン

ハルリン 外務省宛

/一四六一九〇/

No. 1

4039

一九三八年二月十六日附録(卷)二七二八/一九五五/三八
漢口大使館第一三三号報告 附録

(秘)

一九三七年十二月八日ヨリ一九三八年一月十三日ニ至ル迄、南京ニ於ケル事件ニ関スルドイツ人見聞記

一九三七年十二月八日、残存ノ政州人ハ南京市ニ後ニシテ
怡和ハルクロ号ニ向ツタ。合計ニテニ名ノ政州人丈ケガ市
内ニ残リ、南京市際委員會トシテ一月中旬迄五準備
セラシタル安全地域ヲ管理シタ。右安全地域ハ公式ニ日本
軍ニ依リ承認セラレタルモノデ、ナカウツカ日本軍ノ南京占領ニ
至ル迄、概シテ尊重セラレタ。只數個ノ砲彈ヲ右安全地
域ニ落イセルノミテ、戦闘期間中ノ損失ハ極ク輕クデタ
ツタ。

十二月八日日本軍ハ既ニ麒麟門ニ到着シ砲音ハ市内
ヲ明瞭ニ聴取セシタ。十二月九日ハ終日並外ト酷イ空襲
が行ハシタカ、右攻撃ハ主トシテ市外ノ支那軍陣地、城門
及ビ市街南部ノ軍隊集結箇所ニ對シ行ハレタ。
一九三七年十二月十日 日本軍ハ一層進出シ城門裏近迄

NO.2

4039

造撃す。機関砲及歩兵砲陣ハ中山東路ニ炸裂シ
列ル所空爆ヨリ破壊が見ラレタ。十日夜陸軍金山ハ火ヲ
シ十日朝ハ日本軍ハ既ニ同所ニ砲兵陣地ヲ設テ其
度カラ市街及支那陣地ニ砲撃ヲ加ヘテマシ。

十二月十二日 日曜日ハ極メテ静穏ニ明ケタ。日本軍一砲
兵ハ最早一市ノ内ニ向テ発砲セタ。只二三ノ飛行機が見ラ
レタ。支那軍高射砲ハ日本機ガ市街ノ上ニ低空ヲ現
ハレト尚射撃す。晝近ク戦闘ハ再び活発ニマシ。日
本軍ハ城門及突破口ヲ予定箇所ニ砲火ヲ集中シマシ。午
右中浦口ハ支那軍ノ退却ヲ不可能ナラシムル為。日本
機ニヨリ猛烈ニ空爆セラレタ。此ノ空爆ヨリ殆ド全クノ英
西船及怡和ハルク号ハ酷ク損傷ヲ受ケタ。
日本軍ノ武装発動機船モ現公タケレドモ、主ニ河ノ中央
ヲ航行シタリ。

No. 3

午後支那軍ノ退却ハ市街南部ノ部隊ノ退却ヲ
以テ餘クニ開始セラレタ。退却命令ハ退却ノ開始ヲ午後
八時ト定メテマシタガ、實際ニハモット早ク開始セラレタ。午後
五時迄ハ退却ハ秩序アル集團トナツテ極メテ静粛ニ開始

裏面白紙

セラシタ。午後五時ヲ過ヤルト調子ハ速ラナリ。次第ニ秩序ハ乱レ
 遂ニ真夜中近ク、退却ハ本意ノ大潰走ニ至ルシク。
 退却ハ抱江門(下関ヘノ主敵門)ノ防塞ノ為極多ク固
 難ナリシ。城内ノ一層共ミ固カシク而モ莫シモ砂ノ防塞
 ニヨリ狭メラシク爲、トラックレガヤット通ル位アツク、其上
 鉄道有ノ近クニ、道ノ片側ノ半分ヲ塞キ且ツ十二月十日
 既ニ交通ノ大障ヲ宮トナツテ其ヲ防塞ガ積ミマケラレテナク、
 十二月十一日午後日本軍ハ既ニ其ノ主活動地域ヲ河ヘ
 移シタ。夕刻 遞信省ガ火ヲ登レ始メ 退却路ヲ照シタガ
 ヤカテ此ノ退却路モ殆ト 完全ニ阻マレシム。
 十二月十三日朝近ク、退却ハ遂力ヲ落シ下関門ハ閉サ
 レ、且ツ防塞ガ堅カレシ。市中ニ殘留セルモノハ總テ包圍
 セラシク、而モ、尚多ク殘ツテナク、多分 最優秀ノ人々
 連テ敵ノ攻勢ニ対シ最後迄踏ミ留ツタ人々連テアラウ。
 優秀ノ裝備、及未ダニ優秀ノ軍紀ヲ保ツテナク、優秀
 ナ軍隊ハ夫レノ集團ヲ作ツテ 疲勞ハシテモ 戦闘ノ用
 意ヲ整ヘテ西ノ山ノ中ヘ移動シ或ハ他ノ脱出路ヲ探
 シタ。此等ノ集團ノ一部ハ團ミテ脱走シ、三回モ日本軍
 集團ト戦ヒテ交ヘテ切り抜ケテハナラナク、然レ他ノ集團ハ

裏面白紙

4039

武器ヲ棄テ、平服ヲ着ケ、安全地域ニ急イテ、

或ル箇所ニ、戦火カ再ビ燃エ上ツカ、此ノ支那軍ノ反抗

ニ戦車ヲ豊富ニ使用セ、日本軍トヨリ戦車減サレ、十二月

十三日、正午、近ク市街ハ全ク静寂トナツタ。支那ノ住

民連ハ家屋ヤ墟ノ中ニ隠レ、未ダ未ダ日本軍ヲ待テ

受ケタ。

午後、日本軍ハ支那軍ト追撃ヲ續行スベク浦口ニ部隊

ヲ送ケ込メ、後ニテ、此ノ分遣部隊ハ二十四日、

ト云フコト及日本軍ハ十三日、浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

ヲ示シ、日本軍ハ浦口ヲ通過スル意向

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

十二月十三日午後、委員会ハ病院ニ集テラレ、

裏面白紙

no. 6

4039

子モ持松ノ同所ノ状態ニ絶望シテ又那人ノ自傷
 若ハニ三日間例ニ見テ放逐スルニ全者護部員ハ逃テ去リ
 痲痺全部一或モ彈ヲ打テ去リテ去リ 本軍會ニ日本
 軍ニ之等ノ自傷者ニ對シテ行知セヨ旨ヲ與ヘテ去リ
 十二、武蔵彈 莖ヲ運ビ去リ
 安全地域内ニ短銃モシテ又彈亦下字ハ直ニ協同
 作業者ヲ準備ヲ整ヘ、夕刻到達ニ大砲ノ汚物ヲ瓦鉢ヲ病
 院ヨリ移レ得ルノ夕、夜無院ヲ檢索シテ日本軍ト巡
 察ハ干渉モ何ノ程モモテ去リ

(此ニモテ終ル)

106

裏面白紙

十二月十四日ニ至リ日清邊境ノ懸念ハ全クニ去リシ
 日委員ハ外交部為院ノ吏部人員高橋君
 ニ之以上等ヲ箱トト反角院ニハルコトヲ察
 セラレタリ
 十二月十四日早急ニ進出セル為元有ノ結末ヲ受
 ケテ中ナカツタ日清邊境ノ年々ニ解融サレ、正
 規ノ軍隊ニトナシテ全ク言語ニ絶スル行動
 ニ出タリ
 韓軍ハ海難民カラテ取リ上ゲ得ル備
 蓄金庫糧食も亦元無出計ニ絶スル等ヲ持
 ツテ所リ備置ノアルト思ハレルヲラニル物ヲ
 奪取セリ
 抵抗スレバ勿論一歩進マズニ手固ドリ
 ハ渡カシタ若ハ直線狀劍テ崖ヘラレ勿クノ
 人ハ只言語等ヲ理窟セム為バカリニカ、ル儀
 性トナシタリ
 此ノ野着イ軍 敵トシテ 懸念地域マ混ミ
 入ツ月昇屋ニ圍入ス懸念等ノ先竹若ガ懸念
 シテ持テ去ラテカシクソノ物ヲ持テテ
 フタラ号物ヲ探シ出シテ持テテ現存モ外國
 國旗ニ拜スル懸念ハ屋懸念無ク、檢カテ
 能産ノ敏ク懸念マ懸念マラコトスル時
 ニハ、日中兵ノ脅迫マ懸念マラコトスル時
 ナカシタリ
 一人ノ日中兵ガ彼ノ肩ヲ捕テ懸念ト人ノ人
 コトシテテ屋ル花ニ懸念ハ持テテハ懸念カ
 ナカシタリ

裏面白紙

000 4039

005

此ノ雜誌ナリルハ切實ト稱スルハ下四日因録
 居日ナリハ一人ハ氣ルモ同ニ言コナレテ守ル
 權等ナリテ理由ナモ強クカカレル
 食糧多ク店ナラハ 主部軍ノ退却ノ
 間ニ備入カレタリ又又先ニ名ナリテ三カ
 蒸シテ制ノ下下ナリト成リ當時傷ハレテ
 ナリ
 平街ノ名ヨリハ日左ノ事ナリ記トシ見屋ニテ
 化ナリハ 又頁ニシテナリ

裏面白紙

4039

No. 9

毎日新ニ放火が行ハレテ日ハ燃イ。今ヲ街ハ大平路
 中山東路、国府路、九江路ノミトナリタ。市ノ南部全部
 及天子廟ハ完全ニ焚奪サレ焼失シタ。百分率デ云ハ
 バ街ノ三十及至四十%が焼失シタト云ヒ得ルデアラウ。
 故意ニサレタ多ク、軍服ハ日本軍ニ送附兵ガ劣勢ヲ避
 難地城ニ移ソテキルトノ論據ニ好個ノ機會ヲ与ヘタ。
 彼等ハ辱ニ避難所ヲ乱墮シニ調ベタガ實際ニ兵隊
 ト思ハレル者ヲ探ス苦勞ヲ避テ其ノ代リニ最初ハ手藝
 リ次第ニ青年トシテ次ニハ何カノ理由ヲ假シテ注意ヲ引イテ
 人達ヲ總テ運レ去ツタ。市街ヲ日本軍ニ封シ一度モ
 支那人コラテ発砲サレタコトハ無ク、日本軍ハ少クモ
 モ五千人ヲ射殺シタ。理蕃ノヲ省フ為ニ大抵ハ河ヲ行ハレ
 タ。射殺サレタ人達ノ中ニハ市政府、電氣事業、水道施設
 ニ従事スル無害ヲ労働者ガアリタ。十二月二十六日迄積テ
 縛サレ射殺サレタ三千人ノ人夫ノ死體ガ、追信省ノ路上
 ニ横タハツテ平タ。山西路カラ遠クテイ池ノ中ニ約五十
 ノ死體ガアリ。或ル寺院ニハ三十個ノ死體ガアル。

一九三八年一月十三日、千個ノ死體ガ江蘇路ノ外ニ尚
 横タハツテ平タ。

No. 10

4039

他ノ悲シイ話題ハ多クノ少ク及婦人ノ虐待、暴行ヲ
 下ル。不必要ナ野蠻行為ヲ擧ゲハ幼イ子供達ニ
 射シキルハ珍シクハナシ。
 總テノ歐洲人ハ皆一街ヲ離レルコトヲ被テラレ、市内ヲ
 行動スルハ只日本人逃避ノ聲ヲ聞クアリシ計ナレド。
 然シ男子ハ十二月十八日、金橋ヲ求メニ霞山邊行
 フコトヲ許サレシ。俄ハ今ニ至ル迄日本陸軍ノ取締範圍
 ハ、首都ヲテアリ反日運動ノ中心タル南京ニノミ及ンデ凡
 モノト思フベキナリ。然レ今ヤ、荒廢ハ郊外ヲ尚一層暗ク
 コトヲ知ツタ。支那軍モ運動ノ者ヲ作戦上ノ理由ニ依リ
 村々ヤ農家ニ射火ヲ放ツカ、日本軍ハ此ノ放火ヲ組織
 的ニ継続シテ、死シテ水牛、馬、驢馬等ガ畑地ヲ待道
 沿ニニ獲テハツテキル。虐待、暴行、射殺ハ日常ノ出来
 事ナアル。住民ハ主ニ山ノ方ニ逃ケ其所ニ隠レテ居ル。
 一時間ニ至ル毎動者旅行ノ間、其ノ紳士ハ大ヤ村ヲテ
 人ツ子一人見イカセタ。THOUSAND-BUDDHA-MOUNTAINS
 ハ一万人住ノ避難民許落ガ形成シタ。然シ此所テモ日本
 軍隊ハ營人ノ疎ニ荒レ延シタ。支那人ノ報告ニ依ルト

裏面白紙

4039

上海蕪湖間ノ地方モ恐ラク同ノ條件ニ在ルニ在
テアル。器具モ蒸ク。米穀増ニ絶好ニ必要ナル
水牛モ蒸ク。又畑テ毎日仕事ヲスル。為メノ主要條件ヲ
アル。安全保証蒸クシテ。百姓ガ合資畑ヲドウヤツテ
耕作スルヲ想像サツク。依リテ日本ニ在領ワレテ
居ル地域ニ於テハ飢饉ガ災荒スルト莫慮ニ存處セテ
バラス

一九三八年/昭和十三年/一月一日ニ臨時

自治政府ヲ確立セシメ、公認ニ聲明シテ。古イ太鼓
塔ニ五色旗ヲ掲ケラシ。同時ニ露西臣大使館ハ燃
エシタ。自治政府ハ非常ノ困難ニ下ヤツト設立
シテ、今日テ人モ統治スル能力ヲ蒸ク。支那人ハ在テ
自信ガ無ク日本人ハ一方援助ヲ求ムル事ヲ承諾シ地方
又莫シク在絶シテ居ル。教育、アル支那人ハ依然モ亦
黙テアリ。赤十字社ハ或ル大同作業ヲ振興スル急ニ
ノミ進シテ協力スルト言明シテ。南京ノ給水ハ十二月九日
ニ絶タレ一月七日ニ日本人ニヨリテ全ク復旧セラレタ。動力
工場ハ十二月十二日ノ夜迄向断無ク動イテ居テ
電燈モ又一月七日ニ日本人ニヨリテ復旧セラレ

No. 11

4039

両方ノ工場トモ殆ンド破壊ハ無ク先ト水ノ供給サナサ
レル迄ニコンテニ長ク時間カカツタト云フ事ハ日本ノ
組織カラ余リ賞メタコトテハナイ。

都市ノ食糧事情ハ非常ニ悪ク改善サレル処カ
寧ろ悪化スルノテハナイカト懸念サレテ居ルニ住民ハ
ノ貯ヘノ中カラ生活シテ居リ、收入ノアルモノハ一人モ
テノ生産活動ノ見込ハツカナイ。

十二月十二日ニハ八〇〇〇袋ノ米ト一〇〇〇袋ノ小麦粉ヲ
安全地帯ニ持ツテ来ル事ガ再ビ可能デアリタリ。

然シテラ之等ハ皆今日迄殆ト消費シ盡ラサレテ居ル
都市トソノ周辺ニハ米約十萬俵ト小麦粉約四五萬俵ガ
アル。併シ全部日本陸軍ニヨリ押收サレテ居ル再度ノ
交渉中約東ニモ関ラズ何等ノ供給モテクソレニヨツテ
恰モ住民ヲ一層服従的ニシソシテ特ニ安全地帯ヲ
解体スルロ定ヲ得ンガ為飢餓状態ニ陥ル迄色々ノ
事柄ヲ放置シテ居ル様ニ思ハレル。上海ヨリノ供給ハ
日本人ノ慈悲ニ依存サレテ居ル。併シ日本人ハ一月十三日
迄ニハ上海ニ於テ食糧ノ準備ガサレテキタニモ拘ラズ

112

NO. 13

4039

許可ヲ与ヘテカツタ。今日ソノ安全地帯ハ尙南京
地内ノ大多數ノ住民ヲ收容シテ居ル。

南京ノ破壊的ナ日々ハニツノ事定テ明示シテ居ル

- 一、南京ノ經營防禦統制ノ失敗
- 二、個人的ナハナク陸軍全体即日本軍ノ紀律ノ
欠如、暴行並ニ罪惡行動

此ノ様ナ非道ヲ換圍ガソノ痕跡ニ單ニ露骨ナ共産
主義ト他ノ惡徳分子ヲ劣等分子カ發生シ得ルニモ
拘ラズ反共産主義ノ擁護者トシテ反シ、支那ノ革新
ト自由ノ爲ニ敢然ト立ツテ居ルノヲ見ルハ笑止ナクアル

/L-061971/

裏面白紙

E 329
P 4039

宣誓口述書

余、P. P. ミンデルハ通法に宣誓を為し、上、次ノ通り
證言せしむ

一、私ハ對獨逸關係事務合衆國政府顧問官附ノ合

一、右ニ述ベテ計務省ノ文書及記録ノ原本ハ聯合派遣

獨逸計務省ノ文書、記録類ノ原本ヲ獨逸伯林所在ノ

伯林中央文書局ニ於テ所持、保管及管理する所ニス

二、右ニ述ベテ計務省ノ文書及記録ノ原本ハ聯合派遣

軍最高司令官ノ指揮下ニ在ル軍隊ニ依リ捕獲取得せし

ソノ差押、捕獲せしタ、當初ハ右軍隊ニ依リ獨逸「マ」

ルカルクレノ一軍事中央文書局ニ於テ蒐集せしメ、カスガ後

ニ至リ當該聯合軍ノ公認者ニ依リ前述ノ伯林中央

文書局ト呼ベレタリ、中央ノ文書蒐集場所ニ移セヨシタ

No. 1

三、私ハ一九四五年（昭和二十年）八月十五日獨逸「マ」ルカ
「カ」ノ右文書蒐集場所ニ既屬セラレタリ、ソレテ前記

E 329
P 4039

宣誓口述書

余、P. P. ... 宣誓ヲ為シ且上ノ次ノ通り
證言スル

一、私ハ對獨逸關係事務合衆國政治顧問官附、合衆國事務者ノ隨行員ト左職務上、對獨逸軍政府當局(合衆國)ノ代表者ヨリ、右ニ述ベテ宣誓ニ依リ私ハ捕護シテ獨逸外務省ノ文書、記録類ノ原本ヲ獨逸伯林所在ノ伯林中央文書局ニ於テ所持、保管及管理スルリニス。

二、右ニ述ベテ外務省ノ文書及記録ノ原本ハ、將全米遣軍最高司令官ノ指揮下ニ在ル軍隊ニ依リ捕獲取得セシメ、ソノ差押、捕獲等シテ、當初ハ右軍隊ニ依リ獨逸「マールカルク」ノ一軍事中央文書局ニ於テ、蒐集セシメ、知ルカ後ニ至リ當該聯合軍ノ公認者ニ依リ前述ノ伯林中央文書局ト呼ビテ、中央ノ文書蒐集場所ニ移セシメテ

三、私ハ一九四五年(昭和二十年)八月十五日獨逸「マールカルク」ノ右文書蒐集場所ニ親屬セウレマシタ。ソシテ前記

裏面白紙

Doc. 4039

獨逸外務省 ● 捕獲 文書 記録類 ● 獨逸「マルブル」
の二勤務中最初ニ私ノ入手ニ管理スルトコトナリ
爾後引續キ私ノ手中ニ在リ保管管理致シテ居リ

四、この宣言口述書ヲ添附シタル文書ハ前記獨逸外務省
ノ文書、記録類トシテ捕獲シ前述ノ如ク私ノ所持、保
管並ニ管理ニ爲シテ合ル文書原本ニ異定シテ正
ト直接複製寫高真機ニ依ル寫シテ居リ

五、右ノ文書ノ原本……茲ニ添附シタルハ直接複製寫
真機ニ依ル寫シカス……ハ種々ノ関係機関ニ依リ調
査検討セラルル必要上孰カ保持シ留置シテ居ルモノ
ノ理由ニ依リ原本ヲ別甲スルカ出来ニシテ右
本ノ直接複製寫真機ニ依ル寫シテ居ルニ
ト致スモカアリ

W.P. カミング

右者ハ本日即チ一九四六年(昭和二十一年)四月二十三日
本職ノ面前ニ於テ署名シ且宣言書ヲ爲シ

末國 軍務局長代理

陸軍中佐 G.H. カート

No. 2

裏面白紙

4
1705A

21. 8. 30

入籍ニ從スルヲ中國ノ國籍
此種取柄ニテノ日本領土

中華民國新法行政部ヨリノ（昭和廿一年）一九四
六年四月八日付極東國際立憲裁判所ノ國際檢察部
宛送付書

英 領 事 館 領 事 中 ニ ア リ
前送來付ノ文書部ニ保存サレテキル下記文書ヲ
會 本

- 1. 南京領事局正式報告書
- 2. 南京領事局ノ正式寫眞
- 3. 中國ニ於テ犯サレタル日本ノ戰爭犯罪者ト
ソノ地理的分布ヲ示ス圖表ノ註釋サレタル
モノ 領事館中ノモノ 兩者ヲ會ム。

中華民國司法行政部ヨリノ一九四六年（昭和廿一
年）四月八日付極東國際立憲裁判所、國際檢察部
宛送付書英譯

本部ニ從リ整理及集サレタル正式報告及文書ヲ披
覽セシメタル

極東國際立憲裁判所國際檢察部宛

民國三十五年四月八日

司 法 行 政 部

17054-2
同封セル事項次ノ如シ

1. 南京慈善協會ニ依ルテ豫ル豫ル豫ル豫ルノ統計及概況並ビニ市民ノ意見ノ概要

2. 一九三七年（昭和十二年）ニ於ケル南京虐殺事件犠牲者ノ埋葬所ノ写真

3. 命令ニ依ルテ豫ル豫ル豫ルノ南京地方法院檢察局調査報告

4. 政府領土ノ報告ニ依ル日本戦争犯罪事件表ヲ示ス図表

5. 日本戦争犯罪ノ分類並ビニ地理的分布ヲ示ス図表（聯合國戦争犯罪委員遠東及太平洋高委員ニ依リ確認サレタ六百七十八ノ事件ニ基ケルモノ）

6. 聯合國戦争犯罪委員、遠東及太平洋高委員ニヨリ確認サレタ六百七十八ノ事件ノ證人表ノ一部

7. 一九三七年（昭和十二年）ヨリ一九三八年（昭和十三年）ニ至ル南京虐殺事件證人表ノ一部

8. 日本戦争犯罪ノ分類並ビニ地理的分布ヲ示ス図表（當行政府司法部ニヨリ確認サレタ六百二十ノ事件ニ基キタルモノ）八箇ノ文書ガ上述ノモノノ全部ナリ

モウ一ツノ同封書類ハ日本停戦ノ告白書ナリ
(司 法 行 政 部 印)

注、本巻箱ニ於ケル第一並ビニ第二事項目ノ書類

1705A-3

項
目

8. 5. 4. 3. 2. 1.

ハ 專賣東京地方控役専局ニヨリ蒐集サレヨシ
レ タモノデア
本 書同ニ全マレタ書類ノ中、下記モノハ國際檢察
部 文書録ヲ保存サレ居レリ。

裏
面
白
紙

E 330
P2076A-1

宣誓書

私ハ茲ニ私カ自カラ目撃シタル、以下記スル所ノ
敵ノ殘暴ノ事實ヲ誠實ヲ以テ陳述スルモノデア
日本軍隊ハ千九百三十七年十一月廿ニ江蘇省蘇州
ヲ占領シタ。彼等ハ沈志強外三名ノ商人ヲ殺シ、
且ツ彼等ハ見當リ次第凡テノ人民ヲ殺スデアラウ
ト公ニ宣誓シタ。平人ニシテ新報ニ殺サレタルモ

事實ヲ含ムモノデア
ガ法廷ニ於テ裁判セラル、
ニ及ンデハ私ハ茲ニ告訴人又ハ證人トシテ出廷ス
ル事ヲ敢テシ、若シ惡意ノ告訴乃至ハ偽リノ證言
アラバ其刑罰ヲ受ケントスルモノデア

姓 劉 得 山
印 山 印
性 男
年 令 三 十 四
原 籍 湖 北 省 襄 陽
職 業 傷 兵
現 住 所 重 慶 傷 兵 實 驗 工 廠

此陳述ニ先立テ上記證人ニ對シ、宣誓書ニ署名ス
ル事ノ意味及惡意ノ告訴又ハ偽證ニ對スル刑罰ニ
付テ説明カセタリ、記述作成ノ後、本書ハ該證人
ニ呈示シ且ツ讀開サセ、其正確ナル事ヲ承認シタ
リ。

22
119

E 330
P2076A-1

宣誓書

私ハ茲ニ私カ自カラ目撃シタル、以下記スル所ノ
敵ノ殘暴ノ事實ヲ誠實ヲ以テ陳述スルモノデア
日本軍陸ハ千九百三十七年十一月廿ニ江蘇省蘇州
ヲ占領シタ。彼等ハ沈志強外三名ノ商人ヲ殺シ、
且ツ彼等ハ見當リ次第凡テノ人民ヲ殺スデアラウ
ト公ニ宣傳シタ。平人ニシテ新報ニ殺サレタルモ
ノ無數デアアル。
以上ノ陳述ハ偽リナキ事實ヲ含ムモノデアアル。若
シ上述ノ敵殘暴ノ事實ガ法廷ニ於テ裁判セラル、
ニ及ンデハ私ハ茲ニ告訴人又ハ證人トシテ出廷ス
ル事ヲ敢テシ、若シ惡意ノ告訴乃至ハ偽リノ證言
アラバ其刑罰ヲ受ケントスルモノデアアル

姓名 劉得山
性別 男
年令 三十四
原籍 湖北省襄陽
職業 兵
現住所 重慶傷兵實驗工廠

此陳述ニ先立テ上記證人ニ對シ、宣誓書ニ署名ス
ル事ノ意味及惡意ノ告訴又ハ偽證ニ對スル刑罰ニ
付テ説明カセタリ、記述作成ノ後、本書ハ該證人
ニ呈示シ且ツ讀解サセ、其正確ナル事ヲ承認シタ
リ。

裏面白紙

22
119

2076A-2

年 級 本 年 性 印 審
月
日 名 籍 令 別 者

一 重 胡 四 男 有 胡
九 慶 十 十 有 建
四 中 十 十 有 勳
年 二 南
十 路 南
二 署
月 長
九 長
日

裏
面
白
紙

120

2076-1

聯合軍司令部

日本軍司令部ニ對スル報告

資料番号 四一〇號

報告姓名、階級、所属部隊又ハ職名

報告ノ姓名、階級、所属部隊又ハ職名

司令官 松井 石根

支那派遣軍司令部

「犯行日時及場所」

一九三七年十月十七日 江蘇省南縣

一九三七年十一月 江蘇省 吳縣 (蘇州)

「犯行名目上ノ被害及損失」 「目的法條文ニ關スル
備考」

被害及ビ損失 (一)

財産ノ無事ニ關シ (二)

被害 (三)

「事實ノ概要」

江蘇省南縣、及吳縣を襲撃、日本兵ノ住民ニ對
スル掠奪及被害。

「犯罪ノ詳細」

一、支那派遣軍司令部松井石根以下ノ日本兵ハ
一九三七年十月十日、江蘇省南縣ヲ占領後、

裏面白紙

22

12/

2076-2

無事ナルを以て、彼は、マニラニシテメド。二百
名ノ兵トハ、船中ニシテヨリ知ラレタ。日本海邊
江蘇生レ、錫礦(商人三〇〇)ハ、船中ノ一人
チアル。多ハ有、財産ヲ以テマレタ、船中、
レタ。

二、一九三七年十一月、上海ヨリ起シテ來タリシ
敵軍ハ、(蘇州)ヲ占領シ、沈志ヲ以テメト
シ四人ノ市民商人ハ、殺サレタ。彼等ハ、又手置リ
次第ニ凡ニル支那人ヲ殺ストシテシタ。

「証書説明」

一、現在所直近近知ハ、江蘇省蘇門ノ
孫清氏(三二才)ハ日本軍ノ手置及ビ他ヲ
射殺セルヲ目撃セリ。彼等ハ、終ル証人ト爲
ルベキ用意アル旨告ベレリ。

中二區警備署長胡某氏ハ一九四四年十二月二
十日、証書ヲ提出シ証セリ。

二、江蘇省蘇州府ノ劉某山(三四才)ハ、
証書ヲ提出シ証セリ。

中二區警備署長胡某氏ハ一九四四年十一月九日
右証書ヲ提出シ証ノ陳述ヲ提出セリ。

「本館ノ警証」

首尾ハ左ノ如クヨリノ意見ヲ合ムベシ。

裏面白紙

2076-3

一、被告ノ官職ヨリ見た責任ノ程度。

警ヘバ犯罪人ノ自發的意志ニ依ルモノナルヤ、

或ハ命令服従ニ依ルモノナルヤ、

當局或ハ法律條文ニ認メラレシ程度ノ實行ナル

ヤ、

二、可能ナル新編

三、本件（宗ハ正當ニ成立スルヤ否ヤ。）

上記慘劇行爲ハ松井部下ノ將兵ニ依リ爲サレタモノ

ナリ。松井ハ實際ノ犯罪者ヲ法廷ニ送スベク責任ヲ

取ルベキナリ。

其レガ出来ザル新編、後自身ガ一ノ犯罪ノ責ヲ負フ

ベキデアル。

本件ハ正當且完全ニ成立スベキモノト認ハル。

裏面白紙

2076A-1-1

供述書

私ハ茲ニ私ガ自カラ目撃シタル、以下記スル所ノ
證ノ強暴ノ事實ヲ誠實ヲ以テ陳述スルモノデア
日本軍隊ハ千九百三十七年十月十日江蘇省南翔ヲ
占領シタ。彼等ハ商人李錦明ヲ劫掠シタ上同人ヲ
殺害シ、且外ニ二百人以上ノ商人ニ強射撃ヲ加
ヘテ死ニ到ラシメタ。

以上ノ陳述ハ偽リナキ事實ヲ含ムモノデア
シ上述ノ強暴ノ事實ガ法廷ニ於テ裁判セラル、
ニ及ンデハ、私ハ茲ニ告訴人又ハ證人トシテ出廷
スル事ヲ敢テ辭セナイ、若シ惡意ノ告訴、乃至ハ
偽リノ證言アラバ、其刑罰ヲ受ケントスルモノデ
アル。

姓名	陳亞清
印	(有)
性別	男
年齢	三十二
原籍	湖北省荆門
職業	兵
現住所	重慶沙坪壩

此陳述ニ先チ、上記證人ニ對シ、宣誓書ニ署名ス
ル事ノ意味及惡意ノ告訴又ハ偽證ニ對スル刑罰ニ

裏面白紙

22

129

2076A-1-2

付テ説明カセタリ。記述作成ノ後、本書ハ該證人
ニ呈示シ且ツ讀稿カセ、其正誤ナル事ヲ承認シタ
リ。

年月日	職名	本籍	年齢	性別	印	審問者 姓名	前 建 勳
一九四四年十二月二十日	重 監 中 二 路 警 察 署 長	滋 賀 南	四 拾	男	(有)		

裏面白紙

作にハ在リマツテウツタ。其後ハヘド、キル
 百三十七年八月廿九日、薩長軍ハヘド、キル
 ニヨツテモウ一ツノ攻圍ガ初ヘラレタト記ベテキ
 ル。コノ時薩長軍ハ天守ヲ攻メテ上ルベシキ、
 長坂軍ハ數千ノ兵士、ケンク、其、其、其、トラ
 ツク、ソシテ凡ニル近世ノ軍ノ如クカテ立
 ツテキタ。日本軍ハ上陸ヲ許シ、其軍ハ其軍
 道ツテ前進ヘト進ンダ。其後ハ其軍ハ其軍
 軍、其軍ノ侵入ノ時マシケタ。其軍ハ其軍
 シテコノ地方ノ荒蕪ノサマヲ見シタ。其軍ハ其軍
 澤山ノ日本軍ノ軍ヲ見シ、其軍ハ其軍
 明ラカニ大混戦ヲ起シ、ニヨツテ其軍ハ其軍
 ニル意氣ヲ示シテキタ。ケンク、其軍ハ其軍
 陸軍及ビトラツクガ戦ヲサレク。其軍ハ其軍
 巨ノ上海侵入モ亦目シタコノ時ノ其軍ハ其軍
 九百四十一年十二月八日午時、其軍ハ其軍
 其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍
 英軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍
 リノ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍
 宣戰書ハコノ時日本軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍
 艦及ビ數千ノ兵士、其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍
 キテ、全共同租界ヲ占領シ、其軍ハ其軍ハ其軍
 ビ凡ニル其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍ハ其軍

ジョン・ビー、アウエル

原本不明瞭

裏面白紙

126

原本不明瞭

裏面白紙

2210-2

千九百四十六年六月二十三日
「ジョン・ビー・ボアウエル」ハ正官ナル者ヲ
テシタル上ノ如ク述ブ。

彼ノ現住所ハニューヨーク市ノダロースベエナリー、
ホテル、デアルガ街ハ千九百十七年ヨリ千九百四
十二年迄ノ期間中中華民族、上ノ居住者デア
ツタ。警察官ハ中華民族ニ於テ、上ノ一チヤイ
ナ・ウイークリー・レヴイユールノ居住者デア
リ又同時ニ米國及び英皇國ノ特權者デアツタ。
千九百二十一年十二月二十日、警察官ハ上ノ
於テ日本軍ニ依リ捕縛ニ入り、彼ノ其此ガソ
ノ爲ニ切斷サレタ後處分サレ、彼ハ分テ不其活
トナツテキル。

宣戰者ハ千九百三十二年一月二十九日、三十日
支那ニ起ツタ後、日清戦役上海ニ開クト決ベテ
キル。宣戰者ハ、彼ガ上ノ是ニ惹イタ時、彼等
船送給カラナル日本ノ大艦隊ガ港ニ通テ、彼等ガ之
等ノ船カラ上陸シテキタト述ベテキル。宣戰者ハ
海軍機ニ被服サレタル千ノ艦隊ヲ派シテ、
彼ガ日本軍ヲ捕縛シ日本軍飛行機ハ其ノ船中ノ
邊ヲ見守ルシタ。
宣戰者ハ、日本軍ノ進軍、大キサ、行進ハ其ラカ
ニ攻勢、彼等亦其ガ進歩シテキル事ヲ示シテキタ
ト云ツテキル。

2210-3

千九百零十六年六月二十三日余ノ下野ニ於テ修書シ置ヘリ。

トマス・ニイチ・モロウ大佐

陸軍省編六部

128

原本不明瞭

裏面白紙

No. 1

2072/10
E 332

櫻鹿書

私自身が目撃し、以て敵意違事一室
に此所ニ証言ニ任付、取シス

一、証言ニ任付セル櫻鹿書
不審第十証言、因、オ
切ニ爲ス、十隊長中、

主、師ハ江澄里ニ在リ、計ノ新ノ水ニ来ミシ
然ハ八室ヲ有ル、私ノ家ヲ燈臺ニテ、且、新ノ
家カ、此本一頭ヲ奪ヒ去リシ
上記証言ハ、偽ノ事、實カ、若シ上達ノ
敵ノ意行ノ將來裁判ニ付、場合ニ新ノ
告訴者トシテ、或ハ證人トシテ出廷シ、又、証言
或ハ虚偽証言ニ付、刑罰ヲ受ル事、
サ、

姓名 鏡 振 武
印 拇 印
性別 男

No. 1

2092107
三三三

伊藤忠告

私自身が目撃した次ノ敵意違害事
ヲ此行ニ譏責ニ付送致シス

一九四三年三月五日、五重電報ニ駐屯セル櫻井徳
太郎ノ指揮下ニ日本軍第十三師團ヲ
一。四旅團第六十五聯隊ニ属スル小隊長中川
善一郎ハ江陵里ニ在ル村ノ新ノ家ニ来リシ
結ハ八重ヲ有ル新ノ家ヲ燒燬シ且フ新ノ
家ヲ半一頭ヲ奪ヒ去リケリ
上記侵寇ハ偽ノイイ事實ナシ若シ上達ノ
敵ノ意行ハ将来裁判ニ付ル場合ニ於テ
告訴者トシテ或ハ證人トシテ出廷シ又証書
或ハ虚偽證言ニ付ル刑罰ヲ受ケル事ヲ諒
サス

姓名

伊藤忠告

印

拇印

姓別

男

裏面白紙

No. 2.

Doc 2107

日附一九四五年四月二日

調査者
 印
 性別
 年齢
 生地
 官職

上流階級ノ為ニ前ニ供述者ハ供述書ニ署名
 ノ意義及証言及偽證ニ対スル刑罰ハ何
 力ヲ問ハレシム
 供述為セシ後之ノ智ニ示セテ然レテ聞カレ
 而シテ然ハ是ヲ事實ト相違セズト認メテ

住軒

甲市郷第五保鏡家

年齢
 生地
 職業

二十六
 湖北有江陵
 農

裏面白紙

E 333
DocP 2106

供述書

IMANIYA

私自身が目撃者として敵の悪逆事実を此処に述べた
候。述べて置かす。

一九四三年九月十五日 五重親駐屯中の伊藤庵下
日赤軍第三十三師團第一〇四旅團第六十五聯隊小隊長
中川春一郎は里中郷比呂保三仙庵に在る十部屋の
アハ私家を放火して破壊スル様ニ彼ノ兵隊ニ命ジマシタ。
上記ノ供述ハ偽ノモノナラズニ實ニテアリマス。若シニ述ノ
敵ノ悪逆ヲ將來ニ裁判ニ附サレル場合ニハ私ハ快ク皆焚
ク或ハ自らトシテ出廷イタシマス。又 証告或ハ偽証ニ
シテハ断リシマセン。

川

性別 男

年齢 五十

生也 湖北紅陵

職業

住居 里市郷才三保三仙庵

二重ノ悪逆ヲ為スル則チ右ノ如ク供述書 署名ノ意義義証ニ
証告及偽証ニ對スル刑罰ノ何タルカラ南カサレタ。

22

E 333
Doc P 2/05

供述書

IMANJYA

私自身が日殺^{シタ}次ノ敵ノ悪逆事實ヲ此処テ証言ス
候^ニ進^ニイ^ラシ^マス。

一九四三年九月十五日 五重親^ヲ中ノ伊藤^ノ麾下
日^本軍^ノ第^三師團^ノ中^ノ一^〇日^旅團^ノ中^ノ六^十五^聯隊^ノ小^隊長
中川^一部^ハ皇^帝御^比保^三仙^座ニ^在ル^ト部^屋ノ
ア^リ知^家ニ^放火^シテ^破壊^スル^様ニ^彼ノ^兵隊^ニ命^ジマ^シタ。
上^ノ記^ノ供^述ハ^偽ノ^色イ^キ事^ニ實^ニテ^アリ^マス。若^シ上^述ノ
敵^ノ悪^行ヲ^終末^裁判^ニ附^サレ^ル場^合ニ^ハ私^ハ快^ク信^認
ス^ル或^ハ証^人ト^シテ^出廷^イタ^シマ^ス。又^証言^或ハ^偽証^ニ
對^スル^ト判^罰ヲ^受ケ^ルコ^トヲ^諒シ^マセ^ン。

姓名 賀會 卿

印 拇印

性別 男

年数 五十

生地 湖北 江陵

職業

住所 皇市郷才三保三仙座

二重ノ供述ヲ為スル^ハ右^ノ如^クハ^供述^書署^名ノ^意義^裁裁^ニ
証^言及^偽証^ニ對^スル^判罰^ノ何^カラ^南カ^サレ^タ。

22

裏面白紙

262

Doc 2/08

性述ヲ為シタル後之ヲ右看ニ示シテ讀ミ聽カセ而シテ
報ハ之ヲ事實ト相違セズト認ム。

調査局

印

性別

年令

生地

官職

日附 一九四五年五月一日

裏面白紙

132

22

P 1.

P 2109
E 334

供述書

私自身が目撃シタ次ノ敵ノ逃走事度ヲ
止致シマス

月十五日 五疊觀 駐屯

伊予守 中川 青一郎

團長 中川 青一郎

彼ノ部隊ニ付テは 里市郷ノ三保 三仙 廟 賀會

郷ノ十室ヨリ 成ル 家屋 一棟ヲ 焼 掃 事ヲ 命ジル

上記供述ハ 偽ノ事 実デアル

若シ上述ノ敵ノ 悪行カ 將來 裁ニ 附カレル 場合

ニ 私人 告訴 者トシテ 或ハ 証人トシテ 出 廷スル 又

証 實 或ハ 虚偽ノ 証言ニ 付スル 形 罰ヲ 受クルニト

ヲ 辨 サシイ

氏名 魏晉芳

印 梅 印

性別 男

年令 四十才

22

P 1.

P 2109
E 334

供述書

私自身が目撃シ夕次ノ敵ノ逃走事實ヲ
此處ニ誠實ニ供述致レマス。

一九四三年 九月十五日 五疊觀 駐屯

伊集指揮下ニ日本軍又十三師團又一〇四旅
團又六五聯隊ノ小隊長 中川青一郎ハ
彼ノ部隊ニ対シ軍市郷又三保 三他 宿 賀倉
郷ノ十室ヨリ成ル家屋一棟ヲ焼掃ヲ事ヲ命ジシ。

上記供述ハ偽ノナキ事實デアリ。

若シ上述ノ敵ノ悪行ヲ得未認ニ附カレル場合
ニ私人告訴者トシテ或ハ証人トシテ出廷スル又
証書或ハ虚偽ノ証言ニ付スル形罰ヲ受クルニト
テ解サナイ

氏名	魏晋芳
印	梅印
性別	男
年令	四十才

裏面白紙

生地 湖東 江陵
 職業 農
 住所 里市郷 村才三係
 三仙居

上記供述ヲナシ前ニ供述者ハ供述言
 署如ノ意義及ビ証言及ビ偽證ニ対スル刑
 罰ノニ何タルカヲ聞カサレタ。供述ノナサレタル後
 之ヲ彼ニ示シ、彼ニ護ミ聞カサレ而シテ彼ハ之ヲ
 事實ト相違ロスト認メタ。

調査者 氏名
 印
 性別
 年令
 生地
 官職

日附

一九四五

五月一日

裏面白紙

P2110
E335

供述書

私自身が同撃の次、敵意逆事実、此處に

雲親駐屯伊蘇指揮

中四旅團、中五聯隊、

里市郷、六保、唐家洲村

に於て八室、華軍空軍、燒却の事、彼、軍隊に

命令せられたる。

上記供述の偽り、事實に於て、若し上述、敵意

行將未裁判、附し上場令、私、告訥者として

或、證人として去建、又証者、或、虚偽、證

言、對し、刑罰、受、處、事、待、た、る。

氏名 盧福山

印 拇印

性別 男

年齢 五〇

22

P2110
E335-

22

供述書

私自身が同撃の次、敵意逆事実、此處に
誠實に供述致す。

一九四三年九月十五日、五雲親駐屯伊藤指揮下
、日本軍第一三師團、中四旅團、中六三聯隊、
小隊長中川青一郎、里市郷六保、唐家洲村
に於て八室、早野家屋敷に於て、彼、軍隊に
命令せしむ。

上記供述は偽、事実である。若し上述、敵意
行、將來裁判に附して場合、私、告訴者として
或、証人として出廷し、又証書、或、虚偽、證
言、對して刑罰に受て事、辨せしむ。

氏名	盧福山
印	梅 印
性別	男
年齢	五〇

裏面白紙

135

2

2110

上記供述^り為^る者、供述者、供述書署在、意義
及^て証^を偽^り証^を對^し刑^罰、何^れも^も同^じ。供述
為^る後、之^を彼^に示^し彼^に讀^み聞^かせ而^しテ
故^に之^を事^實と相^違ふと認^めら^る。

生地 湖北省 江陵县
職業 里市鄉第六保 唐家洲

調査者

印
性別
年齢
生地
官職

日附 元四五年三月一日

裏面白紙

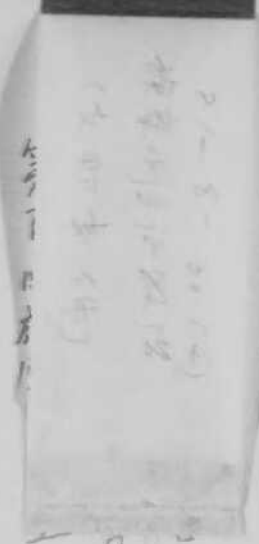
136

No.1

Doc 2111
E 336

供 出 書

私自身が目撃した次、敵の退却を
了此の滅亡を述べた



五重観二種也
日本軍第十三師團
一騎隊ノ隊長中川

青部ハ部隊ニ里市郷ノ六係
州ノ盧福山ノ八室ノ草舎ノ
ニ命
右記は偽りキ事實ナシ
敵ノ退却ノ結果ニ附
告新者或ハ證人トシテ
ハ盧福ノ證言ニ其ノ
又ハ

姓名 劉煥章
印 押印
性別 男
年令 三一
生地 湖北仁渡

No.1

D:CP 2111
E 336

供 出 書

和自身が目撃した次、敵の意図を事実
として述べたこと

一九四三年九月十五日五重野に駐屯し

伊藤少佐指揮下より日本軍第十三師團

第百四旅團より五重野に駐屯し

青野八幡部隊に里市郷に六係隊を

州、盧福山人室に草葺屋を焼却した

二命の事

右記住居に偽りなき事実あり、若し前述の

敵の意図を将来裁判に附せん場合は、和の

告訴者或る證人として出廷し又誣告或

ハ虚偽の證言をした其の処罰に甘んじず服

スルを期す

氏名 劉煥章

印 拇印

性別 男

年令 三一

生地 湖北仁陸

裏面白紙

No. 2

Doc. 2117

職号 ● 農業
住所 里市御代大住産家州

右記住述ヲテ前ニ住述者ハ住述書
署名ノ意義及ビ証名並ニ偽證ニ
對スル知見何カヲ聞カセシ。住述
ノサレテ後之ヲ讀ニ示レ且讀ニ聞カレ
而シテ然レ之ヲ事案ニ相違セト認メテ

調査者 氏名 印

性別
年令
生地
官職

日附 一九四五年 五月一日

裏面白紙

138

No. 1

供述書

2112
E 337

私自身が目撃した次の裏逆事実ヲ茲ニ誠言
ニ陳述致シマス

一九四三年九月十五日 五雷觀ニ駐屯セシ伊藤

團第一〇四旅團第百

一師ハ部下ノ兵ト共

知ニ侵入シテ行軍ハ私

家十室(白尾建築)ヲ焚掃シ大豚ニ頭ヲ掠

奪シ去リ上記ノ陳述ハ偽リノ無キ事實カラン

若シ上述ノ敵ノ意行ハ將來裁判ニ付セル場

合ニハ私ハ告訴人ハ或ハ證人トシテ出廷スル

又誣告或ハ偽證ニ付テハ刑罰ヲ受ケル事ヲ

諒サス

氏名

賀明海

印

拇印

性別

男

年齢

三十才

生地

湖北江陵

職業

農事

139
12

No. 1

P 2112
E 337

供状書

私自身が目撃した次ノ高送軍矣ヲ茲ニ誠言
ニ陳述致シマシム

一九四三年九月十五日五雷堂觀ニ駐屯セレ伊藤
麾下日本軍第十三師團第一〇四旅團第一
五聯隊ノ十隊長伊川青一郎ハ部下ノ兵士共
ニ里市第三條三仙廟ニ侵入シ、經等ハ私
家十室(台名建築)ヲ焚掃シ大勝ニ頭ヲ擡
奪シ、上記ノ陳述ハ偽リ、無イ事實カレ
若レ上述ノ敵ノ高送ノ將來裁判ニ附セル場
合ニハ私ハ告訴人ハ或ハ證人トシテ出廷ス
又誣告或ハ偽證ニ付テハ刑罰ヲ受ケル事ヲ
諱サズ

氏名	賀明海
印	拇印
性別	男
年齢	三十才
生地	湖北江陵
職業	農業者

裏面白紙

No. 2

2112

佐竹 里市第三保三仙廟

前記ノ陳述ノ前ニ使連者ハ使連書目有表ノ
意義及ヒ証告並ヒニ偽證ニ付スル所ノ
何カカラ開カセシム
陳述ノ為セヨシ後之ヲ彼ニ示シ使ニ讀ム間
カセシ而シテ行ハ之ヲ事矣ト相違ヒルト認メテ

調査者氏名

印

年齢

生地

官職

一九四五年五月二日

裏面白紙

22

2114
E 339
P 2714

供述書

私自身が目撃した、敵、急進軍實于此處
= 誠實に供述致し、

一九四二年九月十五日

第一師團第一〇三旅團
聯隊長指揮下、小隊長中
第三保三仙廟に侵入し、独
者所有、草葺家屋、入屋、スノ危棟ヲ破壊シ、

二記供述ハ偽、ナキ事實ナリ、若シ上述、敵、急
行ヲ將來裁判、附キニ場合、私ハ告、訴者トシテ或
シ、証人トシテ去、述ス、又、証者或ハ虚偽、謹言ニ對
テ、不利、四罰ニ及、ウニ、コトヲ、辞、サ、シ、

姓名 賀 正 坤

印 拇 印

性別 男

年齢 卅五才

生地 湖北江陵

141

21.1.4
E 339
P2714

供述書

和自身が日撃し、次敵、急逆事實を此處に誠實に供述致し、

一九四三年九月十五日

三雲親駐屯日本軍第十三師團第一〇二旅團
第六十五聯隊伊藤聯隊長指揮下、小隊長中
川青一郎八里市郷第三保三仙廟に侵入し、独
者所有、茅草家屋八室、天を走棟を破壊し、

上記供述は偽りなき事實である。若し上述敵は
行かず、未裁判、附する場合は、和は苦訴者より或
は諸人より去述を、又証者或は虚偽、謹言に對
不利に對し、反するに、辞する。

氏名

賀正伸

印

押印

性別

男

年齢

卅五才

生地

湖北江陵

裏面白紙

141

2114

職業
住所

農
里市郷第三保三仙之庄

二 既供述^ラテ^テ前^ニ供述者、供述書署名^ヲ、
意^ヲ我^ノ及^テ証^ト告^ト及^テ偽^ト證^ト、封^シ封^シ判^ト判^ト、何^レリ^ハコ^トヲ
聞^クテ^モ未^ダ供^ス述^セ、^テコ^トノ^後之^ヲ彼^レ、亦^シ彼^レニ^讀
聞^ク、^テ而^シテ^モ彼^レ之^ヲ事^實ト^相違^ハス^ト認^ム

調査書

大友
印
姓
手
令
官
職

日附
一九四五年 八月一日

裏面白紙

No. 1

DocP 2113

E 340

供述書

私自身が自叙し、次ノ敵ノ悪逆事實ヲ此處ニ誠實ニ供述致シマス。

一九四三年九月一五日、五重親駐屯日本軍指揮部、指揮下、第一三師團、第一〇四旅團、第六五聯隊、小隊、第一〇、軍隊ト共ニ里市郷、第一三保、

大坂武頭ヲ掠奪シ、

以善ハ賀明海、瓦葺、一〇宮上、家

正行傳通ハ健イナキ、軍實ヲアル、若シ上述ノ敵ノ悪行カ、將來裁判ニ附セラルル場合ハ、私ハ告訴者トシテ或ハ他人トシテ出廷スル、又誣告或ハ虚偽ノ證言ニ付スル刑罰ヲ受クル事ヲ許サナイ。

任所	職業	生地	年齢	性別	印	氏名
里市郷、第五保、亭子廟	教員	湖北省江陵縣	二四	男	捺印	楊兆雄

No. 1

DocP 2113

E 340

供述書

私自身が自撃と云次ノ敵ノ悪逆事實ヲ此處ニ誠實ニ供述致シマス。

一九四三年九月一五日、五三軍駐屯日本軍征隊指揮下、第一三旅團、第一〇四旅團、第六五聯隊、小隊長中川青一郎ハ彼ノ軍隊ト共ニ里市郷、第三保三仙廟ニ侵入シテ、彼等ハ賀明海、瓦葺一〇堂工、家屋ヲ焼拂ヒ、シテ彼ノ大賊貳頭ヲ掠奪シテ、

上記供述ハ偽ノナキ事實ナル若シ上述ノ敵ノ悪行ハ將來裁判ニ附セラルル場合ハ、私ハ告訴者トシテ或ハ他人トシテ出廷スル、又誣告或ハ虚偽ノ證言ニ付スル刑罰ヲ受クル事ヲ許サナイ。

住所	職業	生地	年齢	性別	印	氏名
里市郷、中五保、亭子廟	教員	湖北省江陵縣	四	男	捺印	楊兆雄

裏面白紙

Doc 2113

NO. 2.

調査者

印 性 年 生 官
別 齡 地 職

日 附

一九四五年五月二日

上記供述ヲ為ス前ニ、供述者ハ供述書署名ノ意義
及ビ証告、偽證ニ對スル刑罰ノ何カヲ聞カサレタ
ルニ爲サレタ後、之ヲ彼ニ示シ彼ニ讀ミ聞カセ而シテ彼ハ
之ヲ事實ト相違セズト認メタ。

裏面白紙

供述書

私自身か目撃シテ次ノ敵ノ裏逆事矣ヲ此処ニ誠
実ニ供述致シマス。

一九四三年九月二十五日

五重観駐屯日本軍第一師團第一旅

二聯隊長指揮下ニシテ

臣市御所ニ係リ三仙廟
有リ八ノヨリ成リサテ

亦一棟ヲ焼掃ヒマシ

上記供述ハ偽リナキ事實ナル。若シ上述ノ敵
裏行ハ將來裁判ニ附サレ場合ニ私ハ告訴者
トシテ或ハ證人トシテ出廷スル又証言或ハ
虚偽ノ證言ニ対スル刑罰ヲ受ノルコトヲ詳
サナシ。

No. 1

氏名	魏吾芳
印	相印
性別	男
年令	早才
生地	湖北
職業	農
住居	江陵
	里市御所ニ係リ三仙廟

上記供述ヲナス前ニ供述者ハ供述書署名
ノ意義及ビ証告及ビ偽證ニ対スル刑罰ハ

E 340
Doc 2115

No. 1

供述書

私自身か目撃シテ次ノ敵、悪逆事矣ヲ此処ニ誠
実ニ供述致シマス。

一九四三年九月二十五日

五重観駐屯日本軍第一三師團第一〇四旅
團長中川青一郎ハ里市御所ニ係三仙廟
ニ侵入シ質正坤所有ノ八角コノ成心茅葺
家を一棟ヲ焼掃ヒマシメ
上記供述ハ偽ノキ事実ナラン。若シ上述ノ敵、
悪行ハ將來裁判ニ附サレ場合ニ私ハ告訴者
トシテ或ハ證人トシテ出廷スル又誣告或ハ
虚偽ノ證言ニ対スル刑罰ヲ受フルコトヲ辞
サナシ。

氏名	魏 吾 芳
印	相 印
性別	男
年令	早 才
生地	湖 北
職業	農
住 所	里市御所ニ係三仙廟

上記供述ヲナス前ニ供述者ハ供述書署名
ノ意義又ビ誣告及ビ偽證ニ対スル刑罰ノ

裏面白紙

No. 2

2115

何ヲルカヲ南カサレ入。信達ノナサレタル後之ヲ彼
ニ示サレ彼ニ讀ミ南カサレ而シテ彼ハ之ヲ書ク夫
ト相違セスト認ナラ

調査者

氏名

印

性別

年令

生地

官職

日附 一九四五年五月一日

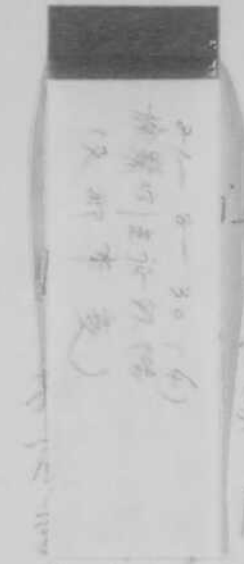
裏面白紙

146

No. 1

E 34
Doc P22/17

日軍軍行證明書



昭和十六年九月、予が師團配属独立山砲隊
或騎隊（或上陸三大隊）予が大隊（高橋
栄吉中佐）予が中隊（佐々木一太郎）日本二
次長沙作戦に際し、湖南省鎮東市に於
て驅使し、大量の米麦
行、茶葉、敵軍の爲及
るに、予が百余名を砲撃して殺せし。

右相違なき事之證明す
證明人

独立山砲隊或騎隊予が大隊予が中隊
砲兵一等兵 田村 信忠

長岡共拾四年八月或拾八日

調査者 河島 門

No. 1

Doc. P2217

日軍罪行證明書

昭和十三年九月、予三師團配屬獨立山砲隊
或野隊（重砲三隊）予武人隊（高橋
榮吉中佐）予中隊（佐々木一少尉）は予二
次長沙作戦の際、湖南省長沙市にお
ける捕虜武百余名を駆使し、大量の未爆
弾を掠奪し、其の罪行を甚くせんが為、及
び予に際し捕虜武百余名を砲に二層殺せし
る。

右相違なき事と證明す
證明人

独立山砲隊武野隊予を大隊予を中隊
砲兵一等号 田村 信忠

長國号拾四号、武拾八号

調査者 河島 門

裏面白紙

no. 2

2217

日軍一罪行證明書

昭和十二年九月、第二師團既屬駐立山
 砲兵二聯隊(森戸隆三大隊)才二大隊(實橋
 榮吉少佐)才三中隊(佐々木一大尉)在平二
 次長河作戰之際、於湖南省鎮江市、
 驅使俘虜二百餘名、掠奪大量米麥等物、
 却、迨還歸之際、為蔭蔽自己罪行、將
 俘虜二百餘名砲斃。

右件一證明書是也

裏面白紙

漢口産穀

ドールス. 7. Aug. 23

11-2-30

1924-1

(5)

供 送

以前漢口ノ「スタンダード・ブアキユーム」
イル」会社ニ請フシテ居リマシテ、現在ハ南
京ノ「アンラ」ニ請フシテ居リマス。「A. A.
ドーランズ」ハ左記ノ通り供送且陳送シマ
ス

一九三八年ノ十月末頃、當時私ハ漢口及ビ揚子江
沿岸與道ニ在ル「スタンダード・ブアキユーム」
イル」会社ノ支店人ヲシテキタノデスガ、漢口ガ
日本軍ニ降参シタ翌日、私ハ漢口ニ於ケル揚子江
沿川出入口ノ閉リニ強迫シテキタ米口砲臺ニ乘船
シマシタ。私ハ船ノ乗務員道ト一船ニ強行ニ立チ
ナガラ砲臺ノ閉リニ強迫シテ居ル後百人ノ支店人
船中ノ中カラ何人カノ強迫ヲ遂行シテ居ル日本
兵ヲ見マシタ。

其日本兵ハ何等ノ見定メモナク、一ニ二人ヲハ
三人ノ支店兵ヲ遂行シ、而シテ之等支店人船中
ヲ強ノ強迫ヲ強下セシメテキルノデシタ。沿岸カ
ラ七十五「ヤード」モアル河ニ到着シマスト、日
本兵ハ支店兵ノ上衣ヲ強ギ去リマシタ。是等支店
兵ノ多クノ者ハ平民服ヲ着用シテ居マシテ、又支
店兵デアツタカモ知レナイノデアリマス。強ク
上衣ヲ強ガセル事ニ依ツテ強行ニ悉ク信意ヲ見、

裏面白紙

1924.1.2

發砲シタ事ガ有ルカ否カヲ見定ムル爲デアリマシ
 タ。ソレカラ日本兵ハ難、後、ノ別ナク無難作ニ
 其支那人ヲ河中ニ墜落シ、水面カラ頭ヲ出スト直
 グ射殺シテシマツタノデアリマス。此等事ハ私等
 ガ見テ居ルノニ氣附ク迄難返シ行ハレマシタ。其
 レカラモ同様ニ銃口ニ集合シテ居ル支那人捕虜中
 カラ、手當り次第ニ三人又ハ四人宛、日本小艇汽
 船ニ乗セテ河ノ真中ニ乗ルト、河中ニ投入シ射殺
 シマシタ。此等ハ限リナク行ハレタノデスガ、私
 等ガ見テ居ルノニ氣附クト後等日本兵ハ、支那人
 ニ煙草等ヲ與レテ非常ニ友好的態度ヲ示シ、恰モ
 支那人ヲ乗船友誼トシテ送行シテ居ル如ク見セカ
 ケタノデス。

私ハ當時漢口ニ於ケル米商會所ノ台頭ヲ勤
 メテ居リ、又種々救済、醫藥等ノ仕事ニモ關係シ
 テ居リマシタノデ電灯、水道施設等其維持ニ關連
 シテ、漢口市内外ヲ度々旅行致シマシタ。
 日本兵到着後ハ、以前漢口ニ於ケル外國租界ナリ
 シ所ニ、何レノ街頭ニ於テモ支那民間人ノ手ヲ後
 ニ縛ラレテ、眼カニ射殺サレタト思ハレル屍体ガ
 散亂シテキルノニ出合ヒマシタ。勿論私ハ射殺現
 行ヲ目撃シタノデアリマセンガ、毎日ニ亘リ無
 數ノ屍体ガ道路上ニ積ツテキルノヲ見タノデス。

裏面白紙

1714-3

上記ノ尊柄ハ當時漢口ニ居住シテ居タ外國人ナラ
バ難デモ之ヲ證言出奈ル筈デス。

▲・▲・ドーランズ

一九四六年六月 日私ノ面首ニテ署名シ宣旨
サレタルモノナリ

ト：マス・田・モロー大佐

裏面白紙

151

21-8-30

Ex 343 Doc 222

私ハ謹ミテ特ニ親シク敵人ノ罪行ノ事實ヲ言ヘリ
 事實ニ據リ陳述スル以下ノ如シ
 私ハ二十九歳、原籍ハ河北省デ民國廿六年九月
 日本軍ガ私ノ住ム部ヲ侵入シ該村ノ居住家屋
 ハ二百軒ヲ下ラズ。總ンテ一般民ハ日本軍ノ来ル
 ヲ見テ大部ハ逃ゲ隠レタガ、日本軍ハ村民ニ
 十四名ヲ殺シ、竝ビニ全村家屋ノ三分ノ二ヲ焼シ
 私ハ會テ一名ノ日本兵ガ一人ノ姓振シテ居ル時
 人ヲ強メテ其ノ後銃剣ヲ以テ殺シテリツコトヲ
 目撃シタ。私ハ且又會テ日本兵八名ガ十三歳
 ノ少女ヲ強姦シ其ノ母ヲ

日本兵ハ罪ノナイニ名、中國人ヲ逮捕シテ其ノ事
 者ガ電報線ヲ切断シモトナシ上幕ヲ刺ギ取リ
 二人ノ眼ヲ蔽ヒ傍ニ立ツテ其ヲ日本兵十名ハ或日本
 軍將校ノ命令後、又剣ヲ以テ該ニ名ノ中國人ヲ
 猛烈ニ刺シ、彼等ガ既ニ立チ得ザルニ至ルモ、刺シ
 ル事ヲ繼續シタ事件ハ民國三十二年二月ノ事ナリ
 其ノ後私ハ軍隊ニ服務スルニ至リ不幸ニシテ日
 本軍ノ捕虜トナリ日本ニ送ラレ戦争終結迄
 重労働者トシテ從事セリ
 以上申述スル處ハ全部ノ事實ニ基キ或ニ虛
 偽ノ申立ナシ。若シ上述セル各敵方ノ罪行ガ將來
 法廷ニ於テ裁判サレル時ハ、私ハ願ハクハ原告又ハ
 證人ノ地位ヲ得タイト思ヒ、尚且申立テニ應出ツテ

裏面白紙

NO. 2

Ex 343 Doc 2221

ラバ、虚偽、申告或ハ偽證、處罰受フトモ差支ナ
キヲ申告シテ此トヲ結ズ。

口供人 劉耀華 性別 男 年齢 二十九
原籍 河北省寧晋縣 職業 現住所
東京中國代表團氣付
陳述前既ニ口供、意義茲ニ虚偽ノ申立テ偽證
罪ニ関シ説明シ、陳述後又、口供人ニ閱覽セシメ
且其ヲ朗讀シテ其ノ相違點キ承認ヲ經タル者ナリ。

調査人姓名 高文彬 性別 年齢
原籍 職業 國際檢察班中國檢察官辦事處

中華民國廿五年六月廿八日 陳述

拇印

裏面白紙

153

Ex 344 P 2222-1

11

余ハ...人ノ...
ルコト次ノ如シ。

一九四二年三月...
ガ...ニ...
...

...

...

裏面白紙

14

2222-2.....

余ハ日本ノ歴史トナルコトヲ悲願スルカ何レカノ
大願ヲササセラレタ。西ケ月ヨ余等ハ日本ニ
参ラレテ歴史ヲ修ムニシメラレ、由ラ得イタリ、
水部ヲ修ツタリ等シテズツト終局ニ至ツタ。
余ハ日本軍ニ参戦サン日本ニ参ラレタ九百八十一
人中ノ一人デアリ。今四百十八人ハ已ニ死シタ。
余等ハ時々日本人ニ参戦テ死ラレハ其ノ他ノ同
類ヲ殺ケタ。且日本人ガ多数ニ殺セル余等ハ非
常ニ少カツタ。

以上口述セシ所ハ、余テ事實デアリ、誤シテ正
候ハナイ。若シ上述ノ諸人ノ葬行ガ断案法系ノ案
案ヲ受ケル場合、余ハ告訴人又ハ証人トシテ立ツ
コトヲ希望スル。若シ眞實有ラバ、甘ンジテ報告
スルハ保証ノ前報ヲ受ケル。茲ニ寛カスル。

口述人姓名 佐野 年 齢 四 十 三 歳 住 居 所
東京都中區代
理 藤 野 行
電話 二 二 二 一 号
二 二 二 一 号

口述前已ニ口述ノ旨及報告、保証ニ従スル處前ヲ
告ゲ、口述後又口述人ヲシテ保証セシムルト共ニ之
ニ對シテ罰ミ得カセ、罰リナキコトヲ承認セリ。
調立人姓名 佐野 年 齢 四 十 三 歳 職 業
東京中區代
理 藤 野 行
一九四六年六月二十八日 口述

裏面白紙

15

38
No. 1

21-8-30
59
Doc. 1708
E. 345

美東憲天佐、陳述

中國軍士、戰區認可司令部軍事裁判所判事

支那ミエル日本、使路、廢改策、暴行

魯南、魯東、魯南、中、山東省、濟南、駐、當年
三十六歳、現在中國軍士、戰區認可司令部軍事
裁判所判事、軍事裁判所判事、アア、
一九三二年（昭和七年）六月、日清橋樑事件發生
セリ時、當時第三九軍司令部、宋哲元代麾下、
黃泰、韓清、主任、署軍事裁判所、後、務官、陸
軍大佐、アア、入、ソソ、ア、ア、自、
又、ハ、自、分、自、知、識、ニ、ヨリ、確、信、セ、ル、ト、出、来、ル、事、
實、ニ、付、テ、茲、ニ、述、レ、陳、述、シ、マ、ス、

(1) 一九三二年（昭和七年）六月、日清橋樑事件發生以
前、北支那各地ニ駐屯セル日本軍ハ、批發的行動
ヲ志ス、ル、大、ニ、シ、テ、事件ヲ例ニ擧ゲ、コ、ソ、

(A) 豊台ニ於テ、日本軍兵紛火事件
一九三二年（昭和七年）冬、及ビ一九三二年（昭和七年）
春、騎手、ノ、日、本、軍、兵、若、干、支、那、兵、營、ニ、入、
リ、特、車、ヲ、擧、ゲ、テ、中、國、兵、ハ、武、力、ヲ、以、テ、コ、レ、ヲ、
軍、兵、ヲ、取、リ、テ、日、本、軍、兵、視、察、シ、テ、支、那、軍、
官、ハ、大、胆、ニ、隊、シ、テ、軍、兵、ヲ、日、本、兵、營、ニ、
送、リ、返、シ、テ、支、那、兵、ハ、ソ、ノ、不、當、ニ、日、本、兵、

裏面白紙

193

Doc. 1708

日本軍部隊は北平附近に下りて演習をせしむる。
 一九三七年（昭和十二年）六月七日、演習を終りて日本兵
 一人が行方不明となりし。日本軍八五五隊に彼等ハ
 ソレヲ支那兵乃至ハ支那人、謀計行爲をせしむる
 情事等ありし。日本軍部は北平縣及北平一城壁
 都市に警備をせしむる。
 天津、日本駐屯軍司令部に陸軍大將上野が
 幕僚八數、不當行爲ニ對シ事實上責任を負つ
 べきこと、水、糧食、娯楽、通信、支那政府ハ
 外交的手段を通じ、事件を極地乃至平和
 的解決ニ到達せしむる努力を。七月三日、北
 平、支那軍當局ハ市內、主要街ハ封鎖せし
 たり。市、城門ハ閉鎖せしめ、防禦を固め、隊ヲ
 移し命令を。是ハ全平期ニ及ビ七月三日
 午後七時、支那兵ハ日本兵が北平城門ハ一ツ
 所ニ攻め入り、トテ、橋ヲ渡り、支那兵ハ
 来る。一部ハ城門ニ攻め入り、然レシテ、隊ヲ
 阻止せし。翌日、日本軍ハ前線に退き、
 通線、南苑ニ同時ニ兵ヲ進メ攻撃せし。結果
 莫ク、支那兵ハ退き、七月三日、支那軍ハ
 北平ヲ撤退せし。及南郊ニ退却せし。カレテ

裏面白紙

Doc. 1707

北平ハ日本復路軍ニ年三陷ケル北平ハ入敷一
 陣中ニ居月新天津日本駐屯軍司令官ガオリ
 他、重要ナル日本軍指揮官ハ擲升、酒井、松井
 ナリ、日本軍ハ時ヲ移テ天津、保定、石門
 懐中、濟地ヲ陥入シ、コソコ日英軍交死ビ
 英ニ次在軍人戦ヲ大ニイタル
 一九三一年(昭和六年)七月六日以テ日本軍ハ行リ
 北平ハ行爲ノ遂ニ成ル、後、張大ニ事態
 ハ疑ナク日本側ノ復路軍ガ行キコトヲ
 証據ガテテ也。

(II)

一九三一年(昭和六年)七月六日戦事勃發以テ日本
 軍ハ大陸復路ヲ計画シ、北平ヲ復路ノ行キト
 フルハ、一軍ニ戰事大ニ成ル、事ハ以上ノ事、
 二軍ニシテ、又日本ノ所行及ビ蘇北軍政策
 三軍ニシテ、三員ヲ以テ、一九三一年(昭和六
 年)以來日本友ビ朝鮮ノ改組ガ人、
 商人トシテ、北平附近各地ノ村ニ入リ、
 他、麻、蘇、菓、品ノ製造、
 彼等ハ支那ガ線ハシヤ、
 ハ、復路軍ヲ請ヒ、
 注意ヲ引キ、
 地方的

Doc. 1767

No. 5

騒動ヲ鎮壓セシムル 當時此ノ時ノ公衆ノ事
 事裁判有テ務屋ヲキリテ之ヲ命令ノ飢餓中
 呈等ノ事案ハ自分ノ認知ヲ以テテトシテ
 保后署類ノ元支平一昨和十二年一月北京ヲ
 追却スル 濰縣案ヤテテハ當時刊行ナリテ
 開ニヨリ春島ニ元明スルニトテ出来ナシ
 フレテハ彼等自覺ノ意志ニ基テテテテテ
 個人ノ行動ナリシ 日本政府ハ彼等ノ指被
 ニテテ 才モテハ北京各地方カモ在テテテ
 ニ彼等ノ勢力ヲ伸ベシトテ出来テテテテ
 更ニテテ 蘇聯東部中ノ地ノ蘇聯東部南ノ
 絶滅スルニテテ 中國政府ハ地方官憲ニテテ
 命令ハ日本軍ヲ日本大使カ又ハソノ兩者ヲ
 直轄ノ間接ニテテテテテテテテテテ
 事実ニ依テテテテテテテテテテ
 亦テテテ 蘇聯東部中ノ地ノ蘇聯東部南ノ
 ハ別ニテテテ 個人ノ行動ハ侵略敵トシテテ
 関係ヲテテ 彼等ノ輿地ニ居テテテテテ
 支那人ノ命ヲ閉鎖シテテテテテテテテ
 蘇聯東部中ノ地ノ蘇聯東部南ノ地勢ニ

裏面白紙

Doc. 1718

獲運ニルニ日本ノ人ニ非テ常ニ欲主ク
カ戸請橋事件其後一月日越スルニ河内北
省全部ヲ占領シテ事實ニ明ラニシテ
一九〇五年(昭和三年)南支以來日本ハ德俄
北政府委員會ニ下ニ鴉片禁未司ヲ設置
ソレ以前ニ北支天津上海南支島唐山石門
各地ニ置キ更ニソレ支那ヨリ他多ク都市
ニオケル

フシテ後閣ノ目的ハソレ名ニ及キ大規模ニ支
那ノ於テ麻痺政策ヲ行マラシメテ河内
禁未司ニ相當ノ統制ヲ設ケテ河内ノ表
裏粟ヲ栽培スルコトヲ許サズ

販売店及ビ喫煙所ハ免許証ハ申請シ
手数料ヲ支拂ヘバ發行アル
公債ニ總テ支拂ヘ印紙ヲ貼ツテ河内ノ自由
ニ所有ニ輸送シドコニモ販売スルコトヲ
出来ル令茲切商島トシテ取扱ヒテ河内

No. 6
喫煙者ハ長出テ手数料ヲ支拂ヘバ自由
ニ販賣スルコトヲ出来テ印紙貼付シテ
河内ノ表輸入商島ト見做ヤレ該公署ニ

裏面白紙

D.P. 1708

○ 當時 朝鮮 如 何 の 方 法 小 さい ○ 穀 物 等
又 如 何 の 暴 行 入 者 横 断 した こと 已 び ない 話
コ 語 等 井 井 ソ ロ フ 人 二 日 本 府 府 府 府 府
、 暴 行 横 断 した こと 已 び ない 話

(四) 日本、暴行の大体、二類型、大別せらる。

(A) 支那農村地帯、非武装員ニ対シ日本軍隊、
暴行、コト暴行、余り多ク、暴行、暴行、
コト暴行、コト暴行、例證アリ

1. 日本軍隊四三〇四部隊河原原又久隊長長
水野長根全伍谷川九利主任海老原八
元五郎(昭和三年)支那太陰曆三月三日
河北省文輝縣、冀西區華七村ニテ軍事
婦女三百三人ヲ軍刀ヲ振舞ヒテ、生々埋
メシキル。コト事實ハ文輝縣地方官廳ノ被
害者名簿、報告書ニ記入ナリナル。

No. 8
小石木崎長ハ部下、兵率ト河北省高
陽縣三永吃村ヲ通過、祭一九三八年
(昭和十三年)一月二七日及二八日四十人以上

裏面白紙

Doc. 1707

No. 9

非敵非員ヲ殺シ更交同左系張一九三一年
二月三日高陽縣博士莊一官氏六十七名
ヲ殺戮シテ

又日本軍山崎中尉及部下甲村積尾
白井大西八波等ノ部下ヲ引率河北省高

陽縣ニ駐在中一九四三年(昭和十八年)九月

官氏二百人以上ヲ殺シ又更ニ同隊八師

北省任邱縣道員一隊一九四三年(昭和十八年)

同月九月多數ノ人民ヲ逮捕シ非敵非員

ヲ余名ヲ捕死ス。鐵証アリ

以上例証より日本行ハ河北省政府ノ報告ニ

記録ナク不山

B. 日本軍憲兵隊特別警備隊ノ鐵路警備隊及

特別務隊周部、憲兵隊任官公吏、商人、百姓

ヲ含メ中國人ニ對シ暴行。日本軍台銀中

日本憲兵隊より中國人ニ對シ行ハル暴行

ハ有テ下リ。鐵道銀行等ヲ檢査スルニモ

鐵路警備隊ハ憲兵隊ト同務隊任官下リ

日本人ハ所謂「華北特別警備隊」又ハ軍ニ

裏面白紙

Doc. 1717.

甲一四〇部隊ト稱スル部隊ヲ組織シテ 北平

駐屯シ善兵ナルニ各部隊下ヲシテ

平服ヲ着假裝シテ

甲一四〇部隊ト稱シ將兵選ハ

手前ノ次第ニ支那人ヲ逮捕シ之ヲ

依等ノ甚シクシテ

シテ

於ハ現在中國東土戰區統司令部執事犯罪人

審判ノ軍事法廷判事トシテ職責ノ果シ居ラズ

ニ曰本人ノナシテ多クノ暴行ヲ知ルヲ

コレヲ暴行ハ次ノ稱ニ分類スルコトガ出来ナク

ハ村務ノ焼燬

唐山市附近耶名莊ハ一九四三年(昭和十七年)ノ春

日本憲兵隊及高見勝准尉指揮下ノ特別

警備隊林西合隊ノ大規模ヲシテ四百戸ノ家ヲ

No. 10

Doc. 1708

三村ノ申儘カ一軒焼リ残リ佐氏儘ワニ名カ生キ
残リテケフヲス。 (證據 卷一第廿五頁高見ヲ
答問セシ九四年(昭和三年)一月ノ法廷記録
参照)ト、本記録ハ王馨園書記官ガ採録
シテモテア也。

み犬ニヨリ囚人咬殺。

亂ニテ警備大ガテガニ在ビカニテ末ヲバラクニ
人間ヲ引キテ園ノ中ニ中國囚人ヲ吐ク押シ
込リテ。(證據 茶項ニ同)

3. 囚人ノ鼻ニ水ヲ注ガ込リテ。

背ヲシテシテシト 締ビテテテ中國囚人ノ付シ多量
ノ水又ハ胡椒水ヲ鼻ニ注ガ込リテ。 水ヲ鼻
ニ入ルトテ囚人等ハ血ヲ吐キ先ハシテ死テテ。
(證據 九四年(昭和三年)一月三十日私ノ
行ツル答問。 除。 亦河北省邯鄲特別警
備隊軍曹 林日富士雄ノテテノ告白。 此ハ
書記官王馨園ニ依リ記録タル)

No. 11

Doc. 1718

4. 電流拷問

依電圧ヲ中國囚人ノ身体ニ通ジ無理ニ白状セセ
ヲクト。

5. 燒燒拷問

然ニルマテケヲ囚人ノ頭部ニアテテ。灼熱ノ飲澤
ヲ囚人ノ皮膚ニアテテ。

6. 木ノ棒ヲ婦人生殖器ニ挿入(證據上記中四
ヨリオ六マテ方記法延テテ日本豊台ノ警務

分所長山口利春調査審問記録参照。)
7. 互ニ見テ知ラズノ男女ノ性的文際ノ強要。モン
命ジラレテ傷ニナスコトヲ拒ムトスルニ射殺セリ。

8. 美人ハ天産軍ノ一頁ニナルト罰セリ。
燃エルマテケヲ美人ノ身体ノ恥レム處ノ毛ニシテ

彼等ヲ恥羞。グク〜カニ態度反苦痛ヲ
見テ喜ガ

9. 美人ノ生殖器ニ玉蜀黍ヲ挿入。(ヤメヨリ九
二以上ノ暴行ニ九四二年(昭和十七年)四月

河北省豊潤縣ニテ身分不詳ノ勝川ガ行
ワシモノデアアリ。河北省國民黨調査参照。)

No. 12

裏面白紙

Doc. 1708

署報證據甚多上述之犯罪ハ日本人ノ無数ノ
非人道的暴行ニシテ一部ニ過ギズ

以上陳述ノ事實ハ私ハ自らノ経験ヨリ知リ又
現ニ進行中ノ日本戰爭犯罪人審問ヲ私ハ
ナシテ亦ル中ニ知リ事實ハ亦レナルアリ
コトニテ証明シマスヨシラハ真ノ事實ヲ違不
レテ斗ル

羊泉盛大佐 印

亦實際任務を任公署軍事顧問として
陸軍大佐

現中國オキ一戰ニ認司令却軍事該是
判事大佐

No. 13

一九四八年(昭和二十三年)三月三十一日(中華民國三十五年)
以上陳述ハ羊泉盛大佐ヨリ陳述セントラ
証明ス

王 毅 啓 園 印

裏面白紙

No. 14

Doe. 1708

現
中國
莫士
敦
區
總
司
令
部
軍
事
法
廷
主
任
書
記
官
陸
軍
大
尉

169

裏
面
白
紙

E 346 P 1729-1

宣 誓 口 述 書

「アメリカ」合衆国在外領事館

「アメリカ」領事館

中華民國北平

一九二六年(西曆二十一年)三月二十七日

宣 誓 口 述 書
()
()
()
()

北 平 市 ()

アメリカ合衆国 ()

宣 誓 書 ()

中華民國北平に在る宣誓書の内容ニ於ケル又之ニ對スル
アメリカ合衆国領事トシテ正式ニ往合サレ且該領
事館ヘラレタル宣誓書ニワツテ・イー・スティーヴン
ス・ノニ宣ニ於テ該領事館長自其官位以テ、正式ニ宣
誓シタル上其ノ領事館長且該領事館長トシテ

E 346 P 1727-1

「アメリカ」合衆国政府の発行

「アメリカ」領事館

中華民国北平

一九二六年（西暦一九二七年）三月二十七日

支 警 口 通 發

中華民国兵部令

河 北 省 令

北 平 市 令

アメリカ合衆国

領 事 館 令

中華民国北平に駐在する内ニ於ケル又及ニ對スル
アメリカ合衆国領事トシテ正式ニ接合サレ且且
ワ兵ヘラレタル本官ハニワツテ、イー・スチーヴン
スレノニ對シテ領事館長氏自其ノ任限シ、正式ニ
任シタル上、ノ領事館長且且對シタ。此レ

裏面白紙

原本不明瞭

裏面白紙

1721

171

- (一) 日本人ニ對スル地下鐵道通行ノ目的ヲ北平ノ支那
人青年ニヨリ進行サレタル組織ニ一頁日共關係
發見ルハ、一九四〇年（昭和十五年）八月五日日
本領ニ發見サレ、北平及ヒ天津に於テ分發シテ后
タリ長龍口ニテ發見下ニ進行サレタ。
- (二) 同日支那ノ六十分ハ二十歳前後ノ青少年少女ヲア
ツタガ恩ノ三三三ノ組織ニ「チェン・ツングワン」ハ同日ニ加
入シタトモ信カニ十七歳ニ達セザルコトヲ。其二十
五歳上ノ少女百員ガ恩タ。
- (三) 北平ニ於テ進行サレタル長ハ、日本領北平に於テ
設立（北京大學生會）自白ヲニセル組織、及ビ
東洋ニ於ル組織活動ニ進行サレタ。
- (四) 進行サレタル長ハ各地方に於テニテカテレ、六ヶ月に
シテ進行メテ各地方に於テ進行カノ形式ヲ進行サ
レタ。進行トシツタガハ市内に於テ進行ノ組織活動ニ
進行サレタ。日共ニ於テハ進行ニカテラレテ進行ノ
ボット組織ニ死亡シタ。日共ノ長ハ進行ノ進行ニ
シテ進行サレタガ、進行サレタル日共ノ六十分ハ一
九四二年（昭和二十年）十月日共軍ガ進行シテ自
メテ進行ノ進行ニテツタ。
- (五) 進行サレタル進行ハ進行ノ進行ニカテレ、進行サレレガ進行レ
ル進行進行ヲ進行ツルコトデアツタ。進行サレタル進行

シイノガ後ハレタ。後有ハ後有者ノ身ニ一
ニ此道ノ前ガツキ目ヲ看察ニテツタ時後メテ
サレタ。

(六) 此ノ方法ハ後有者ヲ後ニシテ手ヲ後ニ引ハサセ
眼ヲニテリツケルコトデアツタ。本道ヲ口中ニ行
スミ「タナル」テ鼻ト口トヲ後ニ引ハサセ
ノ中へ引下シタ。是道ヲ後引シタ時ハ、「タナル」
ヲ後ハズテ口ニ引シテ引ダ。コレハ後有者ガ
時引ヲ停止スル道ニ引サレタ。

(七) モーツノ方法ハ後有者ガ口ケナイ道後引ノ口ヲ鼻
前ニ引ク事ルコトデアツタ。ソレカラ後ノ鼻ツタ
全身ノ道其ガ道ニ引ヲ鼻ツタ爲ニ後引サレタ。

(八) モーツノ方法ハ後有者ヲホノ後子ニ引ルコトデア
ツタ。後ノ鼻ノ鼻上ニハ後引「ス」ツテ「ト」引ト
ガ指引シテアル事ガ口ケレタ事後有者ノ後引ハ
後引ニヨリテ後引ケラレタ。後引ヲ引ダルト後引
ト鼻トガ後引ラレルガ口ケレタ事ガ後引ニ引ヒ、
後有者ノ口ハ後引ラミ、耳後リガ後引マツタ。口シイ
道後引ハ後引タ、後有者ハ後引後引シ、後有中
引シ後引ニ大小引ヲ後引シタ。

(九) 此ノ方法ハ二本ノ口ケレタ、口ニニ引ノ後引ヲ引
テツケタ後引ノ事ニ後引ツケルコトデアツタ。後
有者ノ後引ハ口ノ口合口ケラレ、後有者ガ口ニ引

原本不明瞭

裏面白紙

ク道徳スニツリ上げラレタ。

(十) 信ノ方法ハ郡正ノ登ニ百シテ作ラレタ「コソク」
 ト「」ノ本道ヲ使スルコトヲアツタ。此ノ本道
 ハ深サ及ビ石共ニ約六尺、長サ約十二尺ヲアツタ。
 本道ニ時水ガ溜サレルト、手ヲ信ニ纏リ上げラレ
 信ヲ信バレタ信登者ガ、信スル道徳ガ記マレタ。
 次ニ矢石シタ後登者ハ本道カラ引上げラレ、是デ
 信ツタ後ノ信ノ上ヲ信者ガ登テ是デ信ムト是ガ吐
 キ信ツレタ。

(六) 女子ノ後登者ニ登シ加ヘラレタ後信ノ一ツハ信登
 シタ本道「ストーブル」ノ上ニ信文道ヲ月信登中登
 ラモテ信クコトヲアツタ。女子ノ後登者ハ下信ヲ
 信ガサレ、手足ヲ信ラレ「ストーブル」ノ上ニ登ラ
 ツレタ。

(七) 此ル場合ニハ後登者ハ信上ヲ信ハサレタ。大キテ
 本片ガ一ツ信ノ信下ニ信カレ、モ一ツハ信ノ上ニ
 信カレタ。是ガ後登者ルト二人ノ信ガ登テツノ信
 ノ信登者ノ上ニ信リ平信ヲ信ラツトシタ。信登
 者登者ハ信方ノ信ニノ完全信登ヲ信ケタ。

(八) 此ノ信ノ場合ニハ信登ニ信ヲ信ンダ三信ノ信ノ信ク
 ナツタ本ノ信ヲ信ノ信ニ信登ンダ。信ヲ信ツテ信

ルト被害者ハ遺棄失物シタ。

(七) 被害者ノ血ノ爪ヲ一箇ノ襷子ヲ無避ニ取ツタ等全モアツタ。血ノ爪一ツ取カレルトハ被害者ノ爲失物スルニ充分デアツタ。

(八) 遺體ノ遺留ハ、遺體一在カニ名ノ遺留人カ遺留人ノ遺體ヲ遺レタニ原ノ日本人ニ依リ行ハレタ。

(九) 被害者ニ關スル食糧遺棄ハ非常ニ巨カツタ。普通臥立ハ飯ノ在ヘタ豆粒ト葉トデアツタ。就ル時ハ「東京豆粒」が具ヘラレタ。是等ノ糧ハ南京豆ノ肉皮層及ビ外葉ヲ作ラレテ居タ。

(十) 遺體サレタ口鼻ノ大部分ノ健康ハ非常ニ害サレテ居タ。是等ノ口鼻ノ害ニ關ツタ病氣ノ發候ハ胃痛カ腹痛等デアツタ。一人ノ少女ハ腹シイ腹ヲ受ケタ爲ニ片腹ヲ失物シタ。他ニ遺體ニ關シテは、少女ガ遺體サレ、家族ハ遺體ヲ見ケル爲遺棄ル限リノ手段ヲ用シ、後遺日本ノ遺體者ヲ遺棄會館元ヲ戻シタ。遺體ヲ手置シシテカラ、少女ハ遺棄サレタガ、齒ル歯ニ片腹ニ注射サレ、其ノ爲ニ遺體ニ關シテ同モテク死亡シタ。此ノ被害ハ一九四〇年（昭和十五年）ノ冬ノ出来事デアル。

(十一) 遺體サレタ百名中遺體ニ依リ三十名死亡シタコトガ

No. 1

北平

Docf 2075 A
E. 347

21-8-30

供 述 書

私ハ茲ニ私カ目撃シテ後述ノ敵ノ兇行事矣
ヲ眞實ニ陸述スル。

一九四〇年七月、北平地あり、東ニ在ル、米國極
東宣教會門前ニ於テ、砲心ヲハ若干ノ支那
人、愛國者ニ依リ、武名ノ日本陸軍將校カ射
殺セラレタ。日本軍ハ激怒シテ、名以上ノ大ニ子
生及中ノ子生ヲ逮捕シテ、逮捕セラレタ。生々
過事數ハ、橋岡ニ依リ、死ニ致ラシメ、残余者
ハ射殺セラレタ。其ノテ口ニ倒レタル人々ノ狀ハ、罰
ニ底私ノ記述シヨクハ、又知テアル。

上記陳述ハ、誤リ無キ事矣ヲ包含スル。若シ
終局ニ於テ、上述セル此ノ敵ノ兇行カ、法廷ニ於テ
ル裁判ニ附サレナラハ、私ハ告訐者トシテ、或ハ
証人トシテ、セウシテ出頭スル。而シテ如何ナル事
トモ、告訐又ハ虚偽ノ證言ニ對シテモ、処罰ヲ
受クルコトヲ、辞サナイ。

姓名 王仲夫

確證 男

年令 二十三
出生地 遼寧

裏面白紙

No. 2

Doc. 2075 A

職業 学生
 住所 東大 宿舎
 陳述ニ先立テ上記ノ者ハ口供書署名ノ意ヲ義
 及ビ要意ノ告訴ニ対スル又虚偽ノ証言ニ対ス
 ル虚偽ノ意ヲ告知サレタリ。口供書ハ作製
 後彼ニ示サレ且テ読ミ聞カセラレタリ。而シテ彼ハ
 虚偽無キヲ確認セリ
 調査者氏名 木子 龍 龍
 性別 男
 年齢 四十二
 出生地 富山県 富山
 公務上ノ地位 富山県警視廳中支隊警長
 署長
 一九四一年一月二十五日
 日附

裏面白紙

10.1

Doc. 2075-B

敵人罪行調查表

備考	証據		犯罪事實		被害者			被害	
	証據物件	證人	被害種類	日時	被害時住所	被害時職業	姓名	機因名	被害時職務
調査者：李龍飛印 調査日時：一九四四年十一月五日		甲種口述書 乙種口述書 (添附物参照)	集團虐殺 一九四〇年秋北平市北門外東門外茶園極東宣教會の前身に於て我方の愛國志士爲敵軍兵二名射殺せしむるに因り敵側激怒多し大々的攻撃大々的殺戮を以て遂に我々の加へたる結果として我々の過半以上を殺戮せしむるに至りては我々の殺戮せしむるに因り	日 時 一九四〇年 場 所 北平市	北平市 現住所	學生 現在職業	姓 名 北京・大中學生 性 別 年 齡 履 歴	長官署 田中 階級又ハ職業 憲兵司令部	姓 名 田中輝 所属部隊 君稼北平市憲兵司令部 階級又ハ職業 憲兵司令部

裏面白紙

No. 2 B=No. 1

Doc 2075

聯合國戰爭犯罪委員會

日本戰爭犯罪人ニ對スル罪科

罪科番号 第一九五号

被告ノ姓名 階級、所屬部 隊又ハ職名	犯行日時	及場所	犯行日時 及場所	國民法條又ニ 關スル参考
田中 (TANAKA) 北京市 憲兵司令部司令	一九四〇年七月	中國北京市	殺人、虐殺及系統アル恐怖行爲(1) 市民ニ對スル擄囚 (3)	

事案ノ摘要
被告田中ハ北京市ノ學生千餘名ヲ逮捕シ手教ヲ
擄囚致シタル殘餘ノ全部ヲ銃殺シタリ

裏面白紙

犯罪ノ詳細

C 一九四〇年七月北平市地安門東方、米國極東宣教會ノ
 門前ニ於テ我方ノ愛國志士ニ依テ日本軍ヲ射殺ニ名カ
 射殺セラレタリ。

2075 甲中八隊下部隊ヲ動員搜索シテ結果ヲ得テカク
 爲罪ヲ考テ生ニ歸シ北平市ノ大學、中等等ノ學生一千餘
 名ヲ逮捕シ情報入手ノ爲種々ノ拷問ヲ加ヘタリ。且
 拷問後殘餘ノ學生全部ヲ一齊ニ銃殺シタリ。

證據説明

上述ノ兇行ハ當時北京遊學中アリシ王仲明ニテ三才遠
 軍省人ニ依テ証明セラレタリ。彼ハ次ノ如キ證言ヲ申上
 リタリ。一九四〇年七月中、北平市北安門東方

米國極東宣教會ノ門前ニ於テ三名ノ日本軍將校ガ我方
 ノ愛國志士ニ依テ射殺セラレタリ。敵軍ヲ激怒セシメタリ。
 千餘名ノ中國學生ガ逮捕サレ其ノ罪ヲ歸セシメラレタリ
 銀等ハ拷問ニ掛ケラレ之ガタメニ其ノ約半額ガ死ニ且殘
 餘ノ者ハ一齊ニ射殺セラレタリ。大恐慌ガ惹起サレ住民
 ハソノ爲自ラノ生命ヲ棄置シ危殆スルニ至リタリ。私ハ上述
 ノ供述ガ全ク眞實デアルコトヲ誓フ。

No. 3

No. 4

DOC. 2075C

重慶市首都警察局長 季龍飛氏ハ
一九四四年十二月十五日 王氏ノ供述ノ確実トアルヲ調
査シ公表シタ

本案ノ附註

一首題ハ左ノ觀見ヨリノ意見ヲ含ムベシ

(a) 被告ノ階級ヨリ見テ責任ノ程度 譬へハ犯人ノ自辟
的 意思ニ依ルモノナリヤ。或ハ命令ノ般從ニ依ルモノナリヤ
当局又ハ法律條文ニ認メテシ制度ノ實行ナリヤ

(b) 可能ナル抗護

(c) 本案件ハ正當ニ成スルヤ否ヤ

此ノ意 辜ノ發生ノ大量虐殺ハ田中ノ指揮下ニ日本憲
兵ニ依テ犯サレタモノナルガ故ニ彼ニ於テ当然ノ責任ヲ負
フベキナリ

彼ハ斯ナル残酷ナル犯罪ニ及シ如何ナル抗辯ヲモ爲
シ得ナイ 本案ハ適法ニ成立スル

裏面白紙

21-8-30
 348
 7060-1

供述

供 述 者

私ハ茲ニ私ガ個人ハニ目撃シタ後述ノ敵ノ兇行ノ
 事實ヲ其實ニ陳述スル。

一九三七年一月河北省原熱地區駐在、山本萬吉
 連隊指揮下ノ日本憲兵分隊ハ遊撃隊容疑者トシテ
 ノ七名ノ市民ヲ逮捕シタ。三日間ノ飢餓ト拷問ノ
 後日本軍將校及兵士連ハ、彼等ヲ樹木ニ縛リ而シ
 テ刺殺シタ。

上記陳述ハ誤リ無キ事實ヲ包含スル、若シ終局ニ
 於テ上述セル此ノ敵ノ兇行ガ法廷ニ於ケル裁判ニ
 附サレルナラバ、私ハ告訴者トシテ或ハ證人トシ
 テ喜んで出頭スル。而シテ如何ナル惡意ノ告訴又
 ハ虚偽ノ證言ニ違スル處罰モ受クル事ヲ辭サナイ。

姓 名 木 下 政 市 華北第五兵站御用商人
 捺 印
 性 別
 年 齡
 出 生 地
 職 業
 住 所

陳述ニ先立テ上記ノ者ハ口供書署名ノ意義及ビ惡

裏面白紙

2080-1

意ノ告訴ニ對スル又虚偽ノ證言ニ對スル所屬ノ意
ヲ告知ナレタリ。且供書ハ作製後彼ニ示サレ且
ツ讀ミ爾カサレタリ。而シテ彼ハ過誤ナキ事ヲ確
認セリ。

嗣登者氏名 何 三 門

種 姓 〇〇
年 齢 〇〇
出 生 地 〇〇
公務上ノ地位 〇〇

日 附 一九四五年四月五日

裏面白紙

123

裏面白紙

供述書

21-2-30
52
P2081-4

Ex 349

私ハ彼ノ強姦行為ニ付私自身ガ日撃シタ次ノ證事
實ヲ茲ニ陳述シ以テ申述マス。

一九四〇年七月中北平市貝満中等學校ノ三年生ノ
中國女學生張育珍、孫鳳ノ三名北戴河ヨリ北京ヘ
ノ歸路北平京滬道中ニ於テ日本憲兵ノ手ニ逮捕サレ、
貳ヶ月余ニ亙リ拘禁サレタ。彼女等ハ此間尋問ト受
辱ヲ受ケタバカリカ、強度カ強姦サレタノデアッタ。
張育珍ハ尋問、虐待ト強姦ノ被害ニ耐ユルニハ余リ
ニモ力弱デアッタ。斯クシテ彼女等ハ強姦レタノデア
ッタ。孫鳳ハ釋放サレハシタガ、生理的ニ快慰ヲ覺
エルニ至ッタ。彼女ノ言ニ據ルト此種ノ被害ハ非常
ナ被害ニ上ルト云フ事デアッタ。

前掲ノ陳述ハ虚偽ノナイ事實ヲ含ムモノデアアル。
發上ノ敵ノ犯シタ諸強姦行為ガ追テ法廷ニ於テ公
判ニ附セラレル場合ニハ私ハ喜んで告發者トシテ或
ヒハ証人トシテ法廷ニ立ツ事ニ願ズルモノデアアル。
且何等カ私ニ反感アル申立或ヒハ虚偽ノ證言ガアツ
タトスレバ私ハ是レニ對シテ甘ンジテ所稱ニ服スル
モノデアアル。

氏名 王仲夫
印章 (指)
性別 男

11

2051-2

年令 二十三才
本職 巡警
職階 卒
現住所 重慶、青木園
東京宿舎

前職ノ職階ニ先ダテ、右ノ者ニ對シ供送書ト云フ
モノ、署名ノ意義及ビ不正申立及ビ虚偽ノ証言ニ對
スル所罰ニ付申問カセタリ。右陳述後之レヲ本人ニ
示シ、且該罰カセタル處本人其正積ナル事ヲ認メタ
リ。

森岡者全 前 建 勤
印 章 (藍)
任 別 身
年 令 四十才
本 籍 前
官 職 重慶中二區
警察署々長
年 月 日 一九四四年十一月十日

裏面白紙

P.2167
2169

11-2-30

Ex 350

供述書

私自身の日撃多次、敵ノ惡逆事實ヲ茲ニ誠
實ニ陳述致ス

一九四四年三月四日、朝日本軍 六〇〇部隊、全
軍(原文云小屋迫部隊ト云)カ當時利一官
轄下、兩洞郷内ノ台山村ニ到着シ、彼等ハ
怒ニ放火、強奪、殺戮、其他教ヲ残虐行爲
ス

其結果五五九軒ノ店舖ハ燬シ、七〇名以上ノ又
邦人民衆ヲ殺シ、

戦害ノ破壞トシテ家ヲ損害ハ一九四四年ニ作ラ
レリ見積高ニヨリ、二億又那費以上ノ金額ニ
ナリタリ。

其他日本軍ニ負傷セリ、又邦人民衆ガ一
〇名以上アリ。

彼等負傷者達ノ所在ハ彼等ガ此村落カ
逃去シテ未判明ニ居リ、上記ノ教ニ合シ

裏面白紙

166

予盾ニシテ
上記供述ニ偽トテ事實ナラズ若シ上逆ニ謀ル悪行
ハ得テ裁判ノ附トシ場合ニハ私ハ快ク各訴者或證
人トシテ去逆致スル又証言或ハ偽證ニ對シ刑罰
ヲ受ケルコトヲ詳ニシテ

代名 黃頭洋

印 捺 印

性別 男

生年 六十五

生地 関東省台山

職業 海洞郷代理郷長

住所 台山縣海洞郷

上記供述ニ為ル前ニ右者ハ供述書署名ノ意義
註ニ証言或ハ偽證ニ對シ刑罰ノ何カカラ聞コナリ
供述ニ為ル後之ヲ右者ニ示シテ讀ミ聽クセ而シテ彼
ハ之ヲ事實ト相違セズト認ムル

調査者 蔡麗全

印 捺 印

性別 男

2167

官職 生 年介

東莞 軍八
不庭軍法検査官

日附

一九四六年五月五日

國語検査局支那語課
於支那文ヲ英譯ス

裏面白紙

188

162

Doc. 2170

口述後、口述人ヲシテ因覽セシメ且之ヲ對シ讀ミ聞カセシ處
録リテヤコトヲ承認セリ

調査人 姓名(署名) 卷印 姓別 年令 国籍
周典鈞 印 号 甲子西才 福建福州

職名 臺灣武院官房技師

一九四六年五月二日

裏面白紙

170

20-8-30
E. 352
P2219-1

桂林市議會通告

日本軍ハ一九四五年七月廿八日發進シテ。竊シ中
國軍方義舉、靈川ヨリ攻入セレバ、其後廣西ト湖南
ノ交通ハ我方ノ爲ニ切斷セラレルコトヲ恐レタカ
ラデアル。然シ撤退前千餘日ト自稱スル少尉ガ
放火隊ヲ指導組織シ桂東臨ノ全部（桂林市西門ノ
中心タリ）四會路ノ全部、樂群路ノ西部（李子園
後禮教會ノ全館ヲ含ム）桂林ノ全部、
全部、靈珠路ノ北部、宮城內省政府圖書館ノ全部
約一万余室ヲ焚燬ニ歸シタ。此ノ如ク軍事上何等
意義ナキ建物ヲモ撤退前一炬ニ付スル行爲カラ則
チ日本軍ノ侵蝕ニ於ケル暴行ヲ想見スルコトガ出
來ル。其ノ桂林古蹟期間中花街一番及南門城口ニ
臨時ノ建物を建造シテ賭場ヲ開設シ撤退前又一炬
ニ付シタノデアアル。

軍事委員會
行政院
桂林市參議會
桂林市公安局
桂林市公安局
桂林市公安局

桂林市參議會議長 曾廷民
桂林市公安局局長 蔣永芳
桂林市公安局副局長 李錦濤
桂林市公安局常務理事 黃以法

裏面白紙

2219-2

一九四六年五月廿一日

法林總工會主任委員 藤少臣 印
 主任委員 菅野 印
 法林總工會ノ印

裏面白紙

17

桂林-市

21-8-30

P 2220

E 353

(5)

桂林市民控訴 其二

(谷崎 譯)

軍事委員會行政院戰犯罪證濠調查隊

敵軍が桂林を侵略する一手段として、其間再逮捕
 廢稼等為るに處て、長絶大尉、日本福岡縣人
 八隊復興支隊長職、持盾、人、為、陰險悪毒、
 桂林市民、偽新聞社並に文化機關、中、自記、
 置、其等、我、以、衆、懐柔、並に、好、中、心、機、関、
 之、且、又、偽、組、織、人、員、利、用、之、為、復、古、軍、備、
 エラ、招、致、シ、軍、門、外、連、行、ヲ、強、迫、シ、
 戦、如、軍、隊、ヲ、函、索、シ、供、シ、不、及、絶、秘、書、則、
 是、日、本、ヤ、性、ハ、彼、行、為、ヲ、諷、刺、シ、更、ニ、甚、シ、
 敵、ガ、樂、群、路、在、リ、今、子、國、憲、兵、隊、ヲ、設、立、シ、
 伊、藤、ハ、凡、ソ、各、處、ヲ、掃、ハ、下、リ、捕、虜、ヲ、全、部、
 重、傷、者、ト、シ、精、米、現、貨、ニ、等、ナ、リ、若、シ、少、シ、
 之、間、違、フ、事、ハ、該、隊、一、殺、テ、又、ハ、捕、虜、ト、
 同志、百、餘、名、反、軍、一、人、性、ハ、既、ニ、殺、害、後、
 死、體、ハ、皇、城、ハ、離、江、中、ニ、棄、テ、如、キ、情、景、
 下、列、舉、セ、事、實、ハ、皆、民、衆、ノ、目、視、ス、處、
 査、隊、ガ、桂、林、ニ、出、テ、リ、調、査、ト、聞、ク、敵、方、
 罪、状、

裏面白紙

2

2220

並に偽政府犯罪、陸軍駐屯市民、李紹煥、
 孫讓(孫行) 吳芳偉(孫行) 湯辰海(孫行) 海民得
 (孫行) 陳望青(孫行) 孫大年(孫行) 劉百平(孫行) 湯
 有望(孫行)

一九四六年十月廿七日

裏面白紙

1/4

Vol

1945.3.8
室門^新一^天黃

E 359 21-2-30
DocP.2077
UNWCC-551

(5)

供述書

私自身が目撃等ミク次ノ敵ノ悪逆事ヲ知ルニ
 誠實ニ供述致シマス
 私ノ父黃思倫及ヒ黃士英又董村ノ他住民
 合計十三名ト苦ニ一九四五年三月八日(旧曆)
 日本軍ノ為メ殺サレマシタ
 上記供述ハ偽ノナキ事 實デアリ。若シ上述ノ
 敵ノ意行ガ將來 裁判ニ附セル場合ニ私ハ全額局
 トシテ 延スル。又 証告 或ハ 虚偽ノ証言ニ付スル
 刑罰ヲ受クルコトヲ 辞サナイ。

氏名 黃天新

印 押印

性別 男

年令 廿八才

生地 賓陽永紐

職業

住所 生地ト同シ

上記供述ヲナス前ニ供述 肩ハ 供述書 署名ノ 意義
 及ヒ 証告 及ヒ 偽証ニ 付スル 刑罰ノ 何タルカヲ 問フ事
 供述ノ ナセル後 之ヲ 彼ニ 示サレ 彼ニ 讀ミ 聞カサレ 而シテ
 復ハ 之ヲ 事實ト 相違セズト 認ム事。

11

125

裏面白紙

No. 2

Doc 2099

調査者

氏名 傳定勤

印 捺印

性別 男

年令 廿才

生地 廣西恭城

官職 軍人

日附 一九四五年 七月七日

裏面白紙

196

103

寛政 - 後北研

Doc. 2079
UNWCC-551

供述書

私目身加目殺事シタ次ノ敵ノ悪逆事案ヲ此處ニ証言
供述致シマス

菅士英及ヒ豊村ノ他住民十三名ハ一九四五年三月
八日(旧曆)日本軍ノ爲メ殺サレタリ。

上記供述ハ偽ノナキ事實ナル。若シ上述ノ敵
ノ悪行が將來裁判ニ附サレル場合ニ私ハ告訴者
トシテ或ハ証人トシテ出廷スル。又証言或ハ虚偽ノ
証言ニ付スル刑罰ヲ受ケルニ付テハ辭サナシ。

氏名 張治邦 村長

印 捺印

性別 男

年令 廿四才

生地 廣陽永知

職業 農

住所 生地ニ同シ

上記ノ供述ヲナス前ニ供述者ハ供述書署名者ノ
意義及ヒ証言及ヒ偽証ニ對スル刑罰ノ何カカヲ
聞カサレタリ。供述ノナサレタル後之ヲ彼ニ示サレ
彼ニ認メテ聞カサレ而シテ彼ハ之ヲ重々笑ト相違セズト認メタリ。

裏面白紙

No. 4.

Doc 2099

調査者

氏名

傳定勲

印

捺印

性別

男

年令

廿才

生地

廣西恭城

官職

軍人

日附一九四五年七月七日

裏面白紙

198

71-2-30
72

E355

Doc P2/10
UAWCC (21) 551

1944
重信... - 限生

11

(S)

伝述書

MIAMI

私目録が日報手次ノ敵ノ意逆事案ヲ此紙ニ載
シ候述スル

私ハ張文連ノ息子ナリ 一九四四年 日曆十一月二十六日

私ノ父ト張振良ハ日本軍ニ殺サレタリ 又吾々ノ母ノ

張吉ヲ捕ハシテ牛ヲ強奪サレタリ

左記ノ伝述ハ偽リナキ事案ハデアル 若シ上列述ノ敵ノ

悪行ガ將來ニ裁判ニ附セル場合ニハ私ハ信許意欲ハ

証人トシテ出廷シ又 証書或ハ虚偽ノ証言イレル事案則

氏名 張秉生

印 拇印

性別 男

年齢 二十八

生地 着陽水郷

職業

住所 空地ニ同居

右記伝述ヲナス前ニ 伝述者ハ 伝述書署名者ニ同意
及ビ証書並ビニ偽證ニ 耐スル處刑ノ刑タルヲ聞
カサレタリ 伝述ノナサレタ後ニ 彼ニ示シ且 証書ニ同意
而シテ 彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メタリ

裏面白紙

102

DOC 2100

調査人

姓名 藤足 勤

印 捺印

性別 男

年令 三十

生地 廣西 恭城

職業 軍人

住所 太平 浙

日附 一九四五年七月七日

裏面白紙

200

100

1949. 憲法... 後治部

Doc. 2/100
UNWOC-351
(12)

秋三書

私自身が... 秋三書... 張文達

張文達 張振良... 張文達... 張振良... 張文達... 張振良...

姓名 張文達
籍貫 廣東 番禺
生年 1904
生地 廣東 番禺
職名 校長
住所 生也公園

古記... 張文達... 張振良... 張文達... 張振良...

裏面白紙

104

DOC 2100

調査人

姓名 俣定勤

印 捺印

性別 男

年齢 三十

生地 廣西辰城

職業 軍人

住所 大平街

日附 一九四五年七月七日

裏面白紙

202

No. 1

21-2-70
22

Doc 2101
E 356

供述書

私自身が目撃シテ次ノ敵ノ要逆事ヲ述ス
誠實ニ陳述致シマス

日本ノ軍隊ガ石陵ヲ占領シテ時私ハ貴妻ヲ降氏
ヲ巴陰山ノ洞ニ匿レテ行キ避ケサセマシテ
一九四五年一月二十五日日本ノ兵隊ガ何人カヤツテ来
テトツテ置イテ来ヲ皆一約五擔ノ持テ去リテ上私
ヲヒトワナケリツケマシテソノ後私ノ妻ヨモ連レテ
行ツテシマヒマシテカ妻ハ一月程経ツテ逃ケ去ツテ
来マシテ

上記ノ陳述ハ偽リノ事ニ有ル若シ上述ノ
敵ノ軍行ガ將來裁判ニ附セル場合ニハ私ハ告訴人
或ハ証人トシテ出廷シ又証告或ハ偽証ガアルハ
刑罰ヲ受ケルコトヲ拜サシイ

氏名 吳永蕃
印 相印
性別 男
年令 三十才
生地 遷江
住所 石陵街

前記陳述ノ前ニ供述者ハ供述書署名ノ意ニ及
及ビ証告或ハ偽証ニ対スル刑罰ノ何カヲ聞カ
サレテ陳述ノ為ニタル後之ヲ彼ニ示サレ彼ニ説
聞カサレ而シテ彼ハ之ヲ事実ト相違セスト認メ

裏面白紙

調査者

氏名

李博章

印

捺印

性別

男

年令

三十三

生地

平南

官職

筆人

一九四五年七月五日

供述

供述書

私自身が自撃レリ次、敵ノ要行ヲ之ニ誠良ニ陳述改シマス日本筆が石陵ヲ占領シタ時呂永蕃ハ避難ノ為ニ妻ヲ巴陰山ノ洞窟ニ連レテ行ギマシノ私モ同じ洞窟ニカクレマシノ日本ノ兵ノ隊カ数人パツテ来タ時私ハ山ノ頂メカケテ駈ケ登リマシノ呂ハ妻ヲ連レテ居タリテサウスノ事カ出キマシテ私ハソノ白本人カ泣イテ居ルニ妻ヲ引張ラテ行ツマシテ隣イ先暴ヲ此ノ目テ見マシノ洞窟ノ所迄戻マシテ来トニ地上ニ倒レテ呻イテ居マシノ以上ノ陳述ハ偽リノ事ニテアハ若シ上述ノ敵ノ要行カ將來裁判ニ附サレル場合ニハ私ハ吉訴人或ハ証人トシテ出廷シ又証言或ハ偽証ニ対シテハ刑罰ヲ受ケルコトヲ辞サナイ

氏名 李博章
 印 捺印
 性別 男
 年令 三十三

裏面白紙

No. 3

Doc. 2101

前記陳述之前、供述者ハ供述書署名ノ意義更
 ビ証言及ビ偽証ニ対スル刑罰、何タルカヲ問カサレ
 タ陳述者ヲシテ後之ヲ彼ニ示サレ彼ニ讀ミ聞カサレ
 而シテ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メテ
 調査者氏名 李博章
 印 捺印
 性別 男
 年令 三十一才
 生地 平南
 官職 筆人
 一九四五年七月五日 供述

生地 江
 職業 御者
 住所 石陵

裏面白紙

117-30 21 E 357 R 2/02
Doc. UH/WCC-551

私自身が日軍に捕らるゝ迄、意地事突つた所ニ致
実ニ依違致シマス
私ハ賓陽縣縣知事長連村生レノセノモムト
マス。私ノ家族ハ生計ニ余ヲ養育與替ニ頼リテ居リマス
不幸ニモ一九四四年一月一日日軍が賓陽ハ日本軍ニ攻取アレシ
尚モ日本軍ノ意圖ニ是ハ何所デモ彼等ハ孫等ノ殺
人トシテ孫等ヲ殺シマス。一九四五年四月一日日軍ハ孫等ノ
村ニ侵入シテ孫等ヲ捕ラシテ孫等ノ息子ハ日本人ニ捕ラシマス
彼等ハ彼等ニ送附シテ孫等トイフ村ハ孫等ノ家内ニ孫等ヲ強引シ
シテ夏前デ孫等ハ孫等ノ理シテ米、糠又ビキヲ孫等ニ
シテ不満足ト孫等ハ孫等ノ獲得ニ其エテ孫等ハ其ノ午後
一時孫等ノ息子ヲ刺殺シマス

上記依違ハ偽ノ事ニ至リテ若シニ送ノ敵ノ悪行カ得
未裁判ニ所レト場合ハ私ハ告訴者トシテ或ハ証人トシテ去
廷スル又孫等或ハ虚偽ノ証言ニ付スル刑罰ヲ受クン事ヲ
辞サス

No.1
氏名：
印：
章 廖 氏
印

No. 2

Doc. 4 NWec-551

性別 女
 年齢 一
 生 地 部 野 郷 長 邊 村
 職 業 ；
 住 所 ； 生 地 同 じ
 上 記 供 述 係 偽 証 者 供 述 者 供 述 書 署 名 意 義 及 証
 音 偽 証 者 所 述 詞 句 何 等 方 同 詞 句 同 詞 句
 供 述 者 為 上 述 後 之 後 二 不 以 後 二 讀 三 兩 名 而
 三 後 之 事 實 上 相 違 二 不 同 意 義

調 査 者 ； 柳 林
 印 ； 捺 印

性 別 ； 男
 年 齡 ； 三 一
 生 地 ； 湖 南 省 干 江 縣
 官 職 ； 軍 務
 日 附 ； 一 九 四 五 年 七 月 五 日

裏面白紙

裏面白紙

供述書

私自身が日敵にシテ次ノ敵ノ悪逆事実ヲ此所ニ誠實ニ供述致シマス

Doc UNWCC-551

一九四五年四月十九日午前六時日本軍ハ賓陽カラ私ノ村ニ侵シシタ。華興修ハ逃ケ損ジテ日本軍ノ捕ニサレマシタ。彼ハ近隣ノ永和トイフ村ヘ案内スル事ヲ強制サレマシタ。

其所デ彼等ハマヲ搜シソシテ米、豚及ヒ牛ヲ掠奪シ、結果ハ彼等ニトリ不満足デシタソシテ苛エシマシタ。日本人ハ午後一時吾等ヲ刺殺シマシタ。

上記供述ハ偽ノナキ事実デアル。若シ上述ノ敵ノ悪行ガ將來裁判ニ附ヤレル場合ハ告訴者トシテ或ハ證人トシテ出庭スル。又証告或ハ虚偽ノ證言ニ對スル刑罰ヲ受クン事ヲ許シテ

韋鳳琛

捺印

田力

二二

廣西省 賓陽縣

氏名:

印:

性別:

年齢:

生地:

No.3

No. 4

2/02

Doc. 4NWCC-551

職業
住所

農
鉾野郷長運村

上記供述ヲテス前ニ供述者ハ供述書署名ノ意實
及ビ証言偽證ニテス刑罰ノ何カモ同カレシメ
供述ノ爲トシタル後之ヲ彼ニ示シ彼ニ護ミ聞カセシテ
彼ハ之ヲ事実ト相違コスト認メタ

日附	官職	生地	年齢	性別	印	調査者
:	:	:	:	男	三	一
		湖南省	平江		軍務	

一九四五年七月五日

裏面白紙

209

No. 1

1945. 4. 19.
宍陽政屋 幸兵衛

E358 ²¹⁻²⁻³⁰ ₉₂ Doc 2/23

(夏)

代選書

漢書卷四一解評

私ハ私自考。目撃。次ノ敵。意。選。事。受。了。故ニ
誠實ニ代選改シ。私ハ年四十五歳。長陽縣部員

御長建村生レ。若クテ。我ハ。家。族。大。生。計。ハ。選。ノ
天。理。福。ニ。據。テ。立。テ。オ。リ。マ。シ。ム。不。幸。宣。傳。ハ。一。九。四。四。年

十一月十五日。日本軍ニ。オ。リ。マ。シ。ム。領。々。シ。レ。マ。シ。テ。後。手。日。本。人。ハ。到。リ

所。ハ。控。奪。強。暴。経。験。ヲ。受。シ。テ。オ。リ。マ。シ。テ。私。ハ。夫。ハ。一。九

四五年四月十九日。午前五時。我。村。ノ。此。方。高。地。ニ。警。戒。ニ

立。テ。オ。リ。マ。シ。テ。後。手。日。本。兵。ハ。此。ノ。村。ヲ。包。圍。シ。テ。居。マ。シ。テ

知。リ。マ。シ。テ。オ。リ。マ。シ。テ。コ。ロ。日。本。兵。ニ。全。全。ニ。捕。テ。入。レ。シ。マ。シ。テ

徑。等。ハ。夫。ヲ。手。荒。ク。取。打。シ。銃。剣。ヲ。射。シ。殺。シ。マ。シ。テ

上。記。任。選。ハ。偽。ノ。事。實。カ。ラ。ン。若。シ。上。述。ノ。敵。ノ。意。行。ハ。將

來。説。列。シ。附。キ。レ。バ。偽。全。ニ。私。ハ。各。情。者。ト。シ。テ。或。ハ。證。人。ト

シ。テ。出。廷。ス。ル。天。証。者。等。ハ。虚。偽。ノ。證。言。ヲ。行。フ。刑。罰。ヲ

受。ム。ル。コ。ト。ヲ。詳。シ。ク

氏名 幸兵衛

性別 男

年齢 四十七歳

所在地 郡村郷長建村

11.

2/0

裏面白紙

No. 2

Doc 2/03

上代供進ノ上ノ前ニ供進者ハ供進書署名在ノ
 一書類並証書及侍證ニ付テ新出ノ何モ
 7 間カナシ。供進ノ上ノ手続之ヲ行ニテ未レ供進
 之間カレ而シテ行ハ是レノ事實ト稱達ナリト認
 知ス。

職業 1
 住竹 全地ニ月レ

調査書記
 印 捺 印

性別 男
 年齢 三十一歳
 生地 湖南平江
 官職 軍人

日附 一九四五年七月五日

裏面白紙

No. 3

No. 3

使連書

翻譯者

廣西三省代一

2/2

我々自身も目撃しし此ノ敵ノ言ハ違フ事ナシ
 誠ニ誠實ニ使連致シマス。日本兵ノ突然ノ襲撃
 ニ這入リテ来リテ我々ノ村ヲ襲ヒテ去リテ去リ
 夜トナリテ我々ノ代ハ我々ノ親ヲ主トシテ我々
 一九四五年四月十九日 在平輿福ト以テ我々親ニ
 居ヨシシ。我々ノ村ノ高地ニ立テ我々ノ親ニ
 敵兵進ハ我々ノ村ノ周圍ニ出テ我々ノ親ニ
 我々ノ親ヲ射シテ殺シテ去リシ。我々ノ親
 上記經過ハ偽ノ事ナシ。若シ上述ノ敵兵
 行ハ將兵謀列ニ附カシル場合ニ我々ノ親ニ
 証人トシテ出廷スル。又証人ハ虚偽ノ証人
 村ニ此所前ノ受ルル事ヲ詳カク。

氏名

韋鳳環

印

捺印

性別

男

年齢

二十二才

生地

廣西三省賓陽縣

裏面白紙

No. 4

21-3

職名 農
住地 鄧州郷長屋村

上記ノ供述ヲ支前ニ供述者ハ供述書署名
ノ意義並証書及偽證ニ付テハ刑罰ノ何カヲ
聞カセシメ. 供述トセシムル強之ヲ付ニ示シ
然レテ聞カセシメテハ是レノ事實ト相違
口示ト
認カス

調査人名

部 形
捺 印

性別

男

年齢

三十一才

生地

湖南平江

官職

軍人

日附 一九四五年七月五日

裏面白紙

213

P 1.

21-8-30
P2

E357 P.275

伏述書

私自身が目撃し、次ノ悪逆手實ヲ此處ニ誠實ニ伏述スル

(旧曆) 昨年十一月二日 日本軍が賤屋ヲ捜シニ吾々ノ村ニヤッテ来タ。私ノ天ハ逃ケ模ナツテ彼等ニ補ヘラレ、殺害サレシ

右記、伏述ハ偽リテ事實アル。若シ前述ノ敵ノ悪行が將來裁判ニ附サレル場合ニハ、私ハ苦訴者、或ハ證人トシテ出廷シ又証言或ハ虚偽ノ證明書アレバ其ノ處罰ニ甘ンジテ服スル者デアル。

氏名	周如標
印	梅印
性別	女
年令	二十四才
生地	廣西賓陽 邹圩 白山村
職業	
住所	生地ニ同シ

裏面白紙

右記 供述ヲテ又前ニ 供述者ハ 供述書署名
ノ意義及ビ証言並ビニ 偽証ニ 対スル 處分罰
何タルヲ 聞カセタ。 供述ノ ナサレタ 後之ヲ
彼ニ 示シ且 護ニテ 聞クニ 而シテ 彼ニ 示ラ
事實ト 相違セズト 認メタ。

調査者

氏名 楊潤彰

印 捺印

性別 男

年令 三十三才

生地 河北省 灤縣

官職 軍部 郵便事務 第十九局

日附 一九四九年七月五日

裏面白紙

215

P3

2/05

供述書

私自身が目撃シタ次ノ敵ノ悪逆事蹟ヲ此
處ニ誠實ニ依述ス。

吾カ村ノ警長任民ハ日赤軍ニ占領サレシ前
ニ命令ニ從ツテ退村シテ斗又田家基ト私ハ
辱ノ身廻リノ品物ヲ取リニ暖ツタ旧曆十月
三日ヨリマカ村ヲ去ルツク頃數名ノ日本兵ガ吾々
ニ迫リツツマツタ私ハ持ツテオタ物ヲヲ抛出しテ
逃ケタ同ハ彼等ニ捕ヘラレ殺害サレタ

右記ノ供述ハ偽リナキ事實デアリ若シ前述ノ
敵ノ悪行カ將來裁判ニ附カレシ場合ニハ私ハ
皆訴者或ハ證人トシテ出廷シ又証告或ハ虚
偽ノ證言アレバ其ノ處罰ニ甘ジテ服スル者デアル

氏名 黄超英

印 梅印

性別 男

年令 四六

裏面白紙

216

生地 廣西賓陽、邕圩、白小村
職業
任所 生地二回

右記供述ヲナス前ニ供述者ハ供述書署名
ノ意義及ビ証言並ニ偽證ニ付スル處罰ノ
何カんカヲ聞カサレタ。供述ノナシタ後之ヲ彼ニ
示シ且讓ミ聞カシ而シテ彼ハ之ヲ事實ト相
違ヒト認メタ

調査者 氏名 楊潤彰

印 捺印

性別 男

年齢 三十三

生地 河北省 豫縣

官職 軍職 庫庫卸便事務

才十九局

日附 一九四五年 七月 五日

裏面白紙

平泉

E 360 21-9-30

P2077-1

私ハ自分自身が目撃シタ後ノ暴行爲ニ付来ノ事實ヲ
正直ニ陳述スル

一九四一年ノ八月ノ夜、我ル夜襲隊員及大砲ノ裝信セル日
本軍及電信隊ノ兵士數百名ガ連隊隊形ヲリノ口實ヲ德河
省平泉縣寶鏡西土地村ニ侵入シタ後、我等ハ三百以上ノ家
族ノ全員ヲ殺シタ、ソシテ全村ヲ焼キ盡ツタ、其村ノ
附近ニ住ンデ居ル人々ノ血ニコレバ村ヲ焼ク火炎ハ益
マイル離レタ場所カラモ見エ受難者ノ涙ノ叫聲ハ之ヲ
聞ク者ニトリ強度ニ恐ロシク、遂ニモノダツタトノコ
トデアアル

以上ノ陳述ハ至ク偏ノナイ事實デアル、上述ノ陳述ノ
眞行爲ガ眞實ニ於テ裏面ナレル事ヲ結合ニハ自分ハ告
白人トシテデモ證人トシテデモ送ンデ出廷スル、ソシ
テ報告又ハ虚偽ノ證明ヲシタ事實ガアレバ刑罰ヲ受ケ
ルコトヲ意トセヌ

姓 名 劉 劍 倫
姓 名 劉 劍 倫
年 齡 二十三才
性 別 男
籍 貫 遼 寧 河 南
現 住 地 遼 寧 河 南

裏面白紙

2017-12

住 所 東京青箱舎 重慶

此書ヲ爲ス旨ニ若ノ者ハ存在及宣傳等ノ意味、記者及
編輯ノ任務ニ對スル所屬ヲ説サレタ際起ラザル後
本誌ヲ専任人ニ承シ且ツ讀ミ得カセ署名人ハ本誌ニ誤
ナキコトヲ承認シタ

刊行名 新報

種別 新聞

発行所 東京

創刊年 明治十才

創刊地 東京

刊行日 明治二十七年十一月九日

附 録 中二階第七巻終末頁

裏面白紙

E 361
P2078-1

供 述 書

私ハ茲ニ以下ニ述ヘマス私ガ見聞シマシタ敵ノ強
虐行爲ノ事實ナルコトヲ宣管致シマス

私ハ永興雜貨店ヲ五原縣城內ニ經營シテ居リ
。ニ 國部綏遠ノ日本警備隊
ノ日本兵ガ姓名自動車デ
。ノ店ヘ移リ。手掛ノ衣料品其他ノ雜貨全部ヲ強
奪シ、ソシテ私ノ店舖ニ火ヲ放チテ焼イテ了ヒマ
シタ。前送ノ申立ハ偽リノナイ事實デゴサイマス。
若シ前送ノ敵ノ強虐行爲カ實際ニ法庭ノ審理ニ附
サレマスナラバ私ハ或ハ告訴人又ハ證人トシテ出
庭シ且私ノ惡意ノ告訴或ハ偽ノ承認ニ對シ服罪ス
ルコトニ答デハゴザイマセン。

氏 名 王 根 丑
性 別 男
年 齡 四 十 五 歲
出 生 地 綏 遠 五 原
職 業 商
住 所 五 原 縣 城 內

前述ノ申立ヲスルニ先立チ、右王根丑ハ供述書署

E 361
P2078-1

供 述 書

私ハ茲ニ以下ニ述ヘマス私ガ見聞シマシタ敵ノ行爲ノ事實ナルコトヲ宣管致シマス

私ハ永興雜貨店ヲ五原縣城內ニ經營シテ居リマシタ。日本軍ガ五原縣城ヲ占領シテ居リマシタ時、一九四〇年二月二日ニ西部緝獲ノ日本警備隊「水川依夫」司令官麾下ノ日本兵ガ數名自動車ヲ私ノ店ヘ参リ、手持ノ衣料品其他ノ雜貨全部ヲ強奪シ、ソシテ私ノ店舖ニ火ヲ放テテ燒イテ了ヒマシタ。前記ノ申立ハ偽リノナイ事實デゴサイマス。若シ前述ノ敵ノ行爲力實際ニ法庭ノ審理ニ附サレマスナラバ私ハ或ハ告訴人又ハ證人トシテ出庭シ且私ノ惡意ノ告訴或ハ偽ノ舉證ニ對シ罪罪スルコトニ否デハゴザイマセン。

氏 名 王 根 丑
捺 印 捺 印
性 別 男
年 齡 四 十 五 歲
出 生 地 綏 遠 五 原
職 業 商
住 所 五 原 縣 城 內

前述ノ申立ヲスルニ先立テ、右王根丑ハ供述書署

裏 面 白 紙

2079-2

名ノ意義技悪意ノ告訴及虚偽ノ舉證ニ對スル所罰
ノ何タルカラ聞カサレマシタ。
申立カ終リマシタ後デ之ハ彼ニ見セ且ツ讓ミ聞カ
サレ、ソシテ彼ニ依リ事實ト認メラレマシタ。

審理者氏名	梶 世 屏
捺 印	諾
性 別	男
年 齡	三十八歳
出 生 地	五原縣
官 位	警 佐

日期 一、九四五年四月二十一日

裏面白紙

22/

E 362
P-2079-1

供 述 書

私自身が目撃シタル次ノ敵ノ暴行ノ事實ヲ是ニ依
ツテ正直ニ申述ス

一九四〇年二月二日経西日本警備司令水川依夫處
下ノ一洋ノ日本兵ハ五袋丑雜貨店ニ行キ商品全部
掃タリ。

實ラ含ム、若シ上述ノ敵ノ
ルカ又ハ証人トナツテ裁判所ニ私ハ告訴者トナ
ル証言トカ、偽ノ口供等ニ對スル刑罰ヲ受クル事
ヲ辭シマセン。

氏 名 張 家 訓
捺 印 指 印

性 別 男
年 令 五十歳

故 郷 五 原 縣
職 業 商 高

住 所 五 原 市

上記口述ヲナス前ニ上述者ハ口述書ヲ署名スル事
ノ意味ヲ教ラレ惡意アル言ヒガ刀リヤ偽ノ証言ニ
對スル刑罰ニ就イテ言ヒ聞カサレタリ。
供述ガナサレタル後ソレハ彼ニ示サレ彼ニ讀ミ聞
カサレ而シテ其ガ正確ナル事ヲ彼ニ依リテ承認セ
ラレタリ。

E 362
P-2077-1

供 述 書

私自身が目撃シタル次ノ敵ノ悪行ノ事實ヲ是ニ依
ツテ正直ニ申述ス
一九四〇年二月二日経西日本警備司令水川依夫處
下ノ一隊ノ日本兵ハ王塚丑雄實后ニ行キ商品全部
ヲ掠奪シ彼ノ家屋ヲ焼拂タリ。
上記供述ハ偽ノナキ事實ヲ含ム、右シ上述ノ敵ノ
悪行カ終末裁判ニ附サル場合ニ私ハ告訴者トナ
ルカ又ハ證人トナツテ裁判所ニ現ハレ又ハ惡意ア
ル證言トカ、偽ノ口供等ニ對スル刑罰ヲ受クル事
ヲ辭シマセン。

氏 名 張 家 訓

捺 印 指 印

性 別 男

年 令 五十歳

故 郷 五 原 縣

職 業 商

住 所 五 原 市

上記口述ヲナス前ニ上述者ハ口述書ヲ署名スル事
ノ意味ヲ教ラレ惡意アル言ヒガカリヤ偽ノ證言ニ
對スル刑罰ニ就イテ言ヒ聞カサレタリ。
供述ガナサレタル後ソレハ彼ニ示サレ彼ニ讀ミ聞
カサレ而シテ其ガ正確ナル事ヲ彼ニ依リテ承認セ
ラレタリ。

裏 面 白 紙

2079-2

時	職	故	年	性	捺	調
日	業	郷	令	別	印	査
一 九 四 五 年 四 月 二 十 一 日	警 官	五 原 縣	三 八 歳	男	捺	楊 世 屏

裏面白紙

223

E 363
P2086-1

後 遺 書

私ハ茲ニ私ガ個人時ニ目録シタ、後遺ノ後ノ見行ノ事
實ヲ其實ニ隠遮スル。

一九四〇年二月二日蘇田重徳指揮下ノ第二六師団第一
三聯隊ガ五原地區ヲ進攻セル際、後等ハ私ノ家屋並ニ
破壊セラレタ。

實ヲ包含スル、若シ終局ニ於
テ上述セル此ノ様ノ見行ガ、法廷ニ於ケル裁判ニ附サ
レルテラバ、私ハ告發者トシテ、或ハ證人トシテ喜ン
デ出頭スルデアラウ、而シテ如何ナル惡意ノ告發又ハ
虚偽ノ証言ニ對スル處罰モ受クルコトヲ辭サナイ。

姓	名	張	永	祥
性	別	男		
年	齡	三十四才		
出	生	地	五原縣	
職	業	甲	長	
住	居	所	五原北街	

取送ヲ爲スニ先立テ、上記ノ者ハ供送書署名ノ意義及
ビ惡意ノ告發ニ對スル、又虚偽ノ証言ニ對スル處罰ノ

22
224

E 367
P2086-1

私ハ茲ニ私ガ個人納ニ目録シタ、後述ノ故ノ鬼行ノ事
實ヲ其實ニ以テスル。

一九四〇年二月二日暴田重徳指揮下ノ第二六師團第一
三聯隊ガ五原地區ヲ進攻セル際、後等ハ私ノ家屋並ニ
財産ヲ焼却シタ。五原ガ破壊セラレタ。

上記ノ叙述ハ詳リナキ事實ヲ包含スル、若シ終局ニ於
テ上述セル此ノ故ノ鬼行ガ、法廷ニ於ケル裁判ニ附サ
レルナラバ、私ハ告訴者トシテ、或ハ證人トシテ喜ン
デ出頭スルデアラウ、而シテ如何ナル悪意ノ告訴又ハ
虚偽ノ証言ニ對スル處罰モ受クルコトヲ信サナイ。

姓	名	永	祥
姓	別	男	
年	齡	三十四才	
出	生	五原縣	
職	務	甲長	
住	居	五原北街	

陳述ヲ爲スニ先立テ、上記ノ者ハ供述署名ノ意義及
ビ惡意ノ告訴ニ對スル、又虚偽ノ証言ニ對スル處罰ノ

裏面白紙

224

2000

此の如き事は、
示すに、
ニ、

公
一
九
三
三
年
三
月
二
日

原本不明瞭

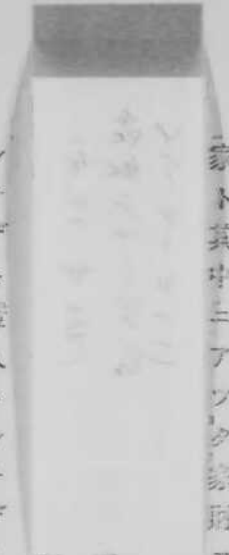
裏面白紙

22

P2087-1
E364

供 述 書

私ハ私自身デ目録シタ後ノ強奪行為ニ付次ノ事項
ヲ正直ニ叙述スル
千九百四十年二月二日黒田重徳指揮下ノ第二十六
師團第十三中隊ガ五原ヲ攻略シタトキ彼等ハ私ノ
家ト其中ニアツタ家財ヲ焼キマシタ、五ノ室ガ破



アイ若シ後ノ強奪行為ガ後
標ナ場合ニハ私ハ告訴人ト
シテデモ証人トシテデモ進ンデ出廷スル報告トカ
虚偽ノ証明ノ語ガアレバ刑罰ヲ課セラルルモ意ト
シナイ。

姓 名 王 長 貴
籍 印 簿 印
住 居 男
年 齡 四 十 二 歳
生 地 河 北 省
職 業 商 業
住 所 五 原 地 街

供述ノ前ニ署名名人ニ署名及供述書ノ意味、報告及
虚偽ノ証明ノ刑罰ヲ諭シタ。供述書作成后之ヲ署名
名人ニ示シ讀ミ隔カセ署名人ハ其誤ナイコトヲ承

226

22

P2087-1

E 364

供 送 書

私ハ私自身デ目見シタ敵ノ強行爲ニ付次ノ事項
 ラ正直ニ供述スル
 千九百四十年二月二日黒田重徳信持下ノ第二十六
 師團第十三師団ヲ五原ヲ攻略シタトキ彼等ハ私ノ
 家ト其中ニアツタ家財ヲ焼キマシタ、五ノ室ガ被
 焼サレマシタ。
 上ノ供述ハ全ク虚偽デナイ若シハノ強行爲ガ發
 見所ニ於テ審理サレル様ナ場合ニハ私ハ告訴人ト
 シテデモ證人トシテデモ進ンデ出廷スル証告トカ
 虚偽ノ證明ノ語ガアレバ刑罰ヲ課セラルルモ意ト
 シナイ。

姓 名 王 長 貴
 職 業 河 北 省
 住 所 五 原 地 街

供送ノ前ニ署名人ニ署名及供送書ノ意味、誣告及
 虚偽ノ証明ノ刑罰ヲ諭シタ。供送書作成后之ヲ署名
 名人ニ示シ讀ミ聞カセ署名人ハ其誤ナイコトヲ承

裏面白紙

2087-2

日	官	生	年	性	家	調	認
附	職	地	齡		印	査	シ
						人	タ
							。
千	壽	緩	三	男	漆	湯	
九			十				
百		遠	八		印	世	
四			歳				
十	佐	省			ス	屏	
五							
年							
四							
月							
五							
日							

裏面白紙

27

E 766
P2089-1

供 述 書

私ハ此ノ列シタ裏裏行爲ニ於テ私自身目撃シタ
次ノ証事實ヲ茲ニ當實ヲ以テ申述ベル。

黒田重徳控訴下ノ御旨六師團第十三聯隊所屬ノ
日本兵三名ガ一九四〇年二月三日朝九時ニ五原縣
西街ニ行ツテ暴行爲ヲ科殺シタ。

若干ノ事實ヲ含ムモノデ
テ法廷ニ於テ公判ニ附サ
レル場合ニハ私ハ告發者トシテナリ或ヒハ證人ト
シテナリ其孰レカノ立場ニ於テ出廷スル事ニ喜ン
テ應ズルモノデアアル。又若シ私ニ於テ何等カ不正
ノ申立或ヒハ虚偽ノ證言ガアリトシタナラバ是レ
ニ對シ甘ンジテ所屬ヲ受ケントスルモノデアアル。

氏 名 張 光 高
印 章 指 紋
性 別 男
年 令 廿五才
本 籍 五 原 縣
職 業 商 人
現 住 所 五 原 西 街

按上ノ陳述ニ先ダチ右ノ者ニ對シ供述書署名ノ意
義及ビ不正申立及ビ虚偽ノ證言ニ對スル所屬ニ付

22

E 766
P2089-1

供 述 書

私ハ敵ノ犯シタ隠避行為ニ就テ私自身目撃シタ
次ノ隠匿事實ヲ茲ニ當實ヲ以テ申述ベル。

黒田重徳警部以下ノ第廿六師團第十三聯隊所屬ノ
日本兵三名ガ一九四〇年二月三日朝九時ニ五原縣
百衛ニ行ツテ張成徳ヲ刺殺シタ。

前掲ノ隠避ハ偽リ無キ若干ノ事實ヲ含ムモノデ
アル。故ノ隠避行為方違テ法廷ニ於テ公判ニ附サ
レル場合ニハ私ハ告發者トシテナリ或ヒハ證人ト
シテナリ其孰レカノ立場ニ於テ出廷スル事ニ喜ン
デ應ズルモノデアアル。又若シ私ニ於テ何等カ不正
ノ申立或ヒハ虚偽ノ證言ガアリトシタナラハ是レ
ニ對シ甘シテ所罰ヲ受ケントスルモノデアアル。

氏名 張 光 萬
印章 指 紋
性別 男
年令 卅五才
本籍 五原縣
職業 商人
現住所 五原西街

彼上ノ隠避ニ先ダチ右ノ者ニ對シ供述書署名ノ意
義及ビ不正申立及ビ虚偽ノ證言ニ對スル所罰ニ付

裏面白紙

22

2089-2

申開ケタリ。陳述書作成後是レヲ本人ニ示シ且讀
閱カセクル處本人其正確ナル事ヲ認メタリ。

審問者氏名	楊 哲 屏
印章	(アリ)
性別	男
年齢	卅八才
本籍	五 原 縣
官職	佐

年 月 日
一九四五年四月六日

裏面白紙

209

22
P2090-1
E 267

供 送 書

私自身が目撃シタ。後ノ懸違事實ヲ此處ニ誠實ニ
供述シマス。

一九四〇年二月三日、黒田重徳指揮下第二六師團第
一三聯隊ノ日本兵三名ハ、五原區西街ノ私ノ家へ來
マシタ。彼等ハ私ノ兄張廣徳ヲ刺殺シマシタ。

實デアル。若シ上述ノ假ノ
ル場合ニ私ハ告發者トシテ
。又証告或ハ直偽ノ証言ニ

對スル刑罰ヲ受クル事ヲ辭サナイ。

氏 名	張 廣 萬
印 別	海 印
性 別	男
年 齡	三 五
住 所	五原區西街
職 業	商 人

上記供述ヲ爲ス前ニ供述者ハ供送書署名ノ意義及ビ
証告、偽証ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ問カサレタ。
供述ノ爲サレタル後之ヲ彼ニ示サレ彼ニ讀ミ聞カサ
レ而シテ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メタ。

22
P2090-1
E 367

供 通 書

私自身が目撃シタ次ノ後ノ惡意事實ヲ此處ニ証實ニ
供通致シマス。

一九四〇年二月三日、黒田重徳常務下宿二六師團第
一三聯隊ノ日本兵三名ハ、五原區西街ノ私ノ家へ來
マシタ。彼等ハ私ノ兄張成徳ヲ刺殺シマシタ。

上記供通ハ、偽リノナキ事實デアル。若シ上述ノ後ノ
悪行方終末殺害ニ附サレル場合ニ私ハ告發者トシテ
或ハ證人トシテ出廷スル。又証告或ハ虚偽ノ証言ニ
對スル刑罰ヲ受クル事ヲ辭サナイ。

氏名	張成徳
印	張成徳印
性別	男
年齢	三五
所在地	五原區
職業	商人
住所	五原區西街

上記供通ヲ爲ス前ニ供通者ハ供通者名ノ意義及ビ
証告、偽証ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ問カサレタ。
供通ノ爲サレタル後之ヲ後ニ示サレ彼ニ顧ミ問カサ
レ而シテ後ハ之ヲ容貸ト相違セズト認メタ。

裏面白紙

2090-2

日 月 年 月 日
時 官 在 年 性 印 者
職 達 位 別

一 審 五 三 男 三 楊
九 察 五 三 男 三 楊
四 察 原 八 印 社
三 官 區
年 月 六 日

裏
面
白
紙

231

22
P 2091-1
E 35 k

供 述 書

私自身が目撃シタ次ノ並ノ悪逆事實ヲ茲ニ確實ニ陳述致シマス。

黒田重徳陛下日本第二十六師團第十三歩兵隊ノ兵隊五人ガ一九四〇年二月三日私宅へ参リ私ノ主
奈イト申シマシタ。主人ハ
マセンデシタノデ兵隊並ハ
ヲ斃キ殺シマシタ。

任責ノ時並ニ信リノ無イ事實デ有ル若シ上述ノ段
ノ悪逆行爲ガ將來裁判ニ附サレル場合ニハ私ハ告
訴人或ハ証人トシテ出席スル又証告或ハ偽證ニ對
シテハ刑罰ヲ受ケル事ヲ辭サナイ。

氏 名 郎 氏
印 捺 印
性 別 女
年 齡 二十九才
住 所 中惣郷

前記陳述ノ前ニ供述者ハ供述書署名ノ意義及ビ証
告及ビ偽證ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ解カサレタ
陳述ノ爲サレタル後之ヲ、彼ニ讀ミ聞カサレ而シ
テ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト該メタ。

22
P 5091-1
e 315

供 述 書

私自身が目撃シタ次ノ業ノ悪逆事實ヲ茲ニ誠實ニ
陳述致シマス。

黒田重徳麾下日本第二十六師團第十三歩兵隊ノ
兵隊五人ガ一九四〇年二月三日私宅へ参リ私ノ主
人ニ綺麗ナ女ヲ進レテ来イト申シマシタ。主人ハ
女ヲ見ツケル事ガ出来マセンデシタノデ兵隊連ハ
眞赤ニ顔イタ獄デ主人ヲ焼キ殺シマシタ。

上記ノ陳述ハ僞リノ無イ事實デ有ル若シ上述ノ最
ノ悪逆行爲ガ將來裁判ニ附サレル場合ニハ私ハ告
訴人取ハ証人トシテ出席スル又証告取ハ僞證ニ對
シテハ刑罰ヲ受ケル事ヲ辭サナイ。

氏 名 郎 氏
印 捺 印
性 別 女
年 齡 二十九才
住 所 中郷郷

前記陳述ノ前ニ供述者ハ供述書署名ノ意義及ビ証
告及ビ僞證ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ問カサレタ
陳述ノ爲サレタル後之ヲ、彼ニ讀ミ聞カサレ而シ
テ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メタ。

裏 面 白 紙

20-11-2

調査者氏名 藤世舜

印 捺印

性別 男

年齢 三十八才

生 地 五原

官 職 警佐

一九四五二年三月三日

裏面白紙

233

22.

E 369
P2093-1

供 違 誓

私自身が目撃シタ次ノ証ノ惡逆暴行ヲ此處ニ証實ニ
供違シマス。

私ハ五五〇年、二十八歳ニ住ム一長夫テ有リマス。私ノ妻李
ハ一九四〇年、二十八歳ニ有リマシタ。日本軍ガ

一九四二年二月二日、田重徳控下
ノ姓名ノ日本兵ガ、私ノ家ニ
入リテシヨウト企テタノテ拒絶
シ、強姦シタタメニ、妻女ハ絶望サレマシタ。

上記供違ハ、後リノナイ事實デアル。若シ上達ノ敵ノ
悪行ガ將來裁判ニ附サレル場合ニハ、私ハ告訴者ト
シテ或ハ証人トシテ出廷スル。又、証告者ハ虚偽ノ証
言ニ對スル刑罰ヲ受クルコトヲ信サナイ。

氏 名	三 二 且
印	指 印
性 別	男
年 齡	三 十 六
住 居	五 原 縣
職 業	無
住 所	西 原 町

上記供違ヲ爲ス前ニ、供違者ハ供違者名ノ実態、

22.

E 369
P2093-1

供 送 書

私自身が目撃シタ次ノ様ノ悪逆事案ヲ此處ニ証實ニ
供送シマス。

私ハ五戸郡西野ニ住ム一農夫デ有リマス。私ノ妻李
ハ一九四〇年、二十八歳デ有リマシタ。日本軍ガ
五戸ヲ攻メ、一九四〇年二月二日黒田重徳指揮下
第二六師團第一三聯隊ノ数名ノ日本兵ガ、私ノ家ニ
闖入シタ。私ノ妻ヲ強姦シヨウト企テタノデ拒絶
シ強姦シタタメニ彼女ハ絶望サレマシタ。

上記供送ハ偽リノナイ事實デアル。若シ上述ノ様ノ
悪行ガ將來裁判ニ附サレル都合ニハ、私ハ告訴者ト
シテ或ハ證人トシテ出廷スル。又証告或ハ虚偽ノ証
言ニ對スル刑罰ヲ受クルコトヲ怖サナイ。

氏 名	王 二 且
印 別	捺 印
性 別	男
年 齢	三 十 六
住 所	西 野 郡 西 野 町 五 戸 原 郷

上記供送ヲ爲ス前ニ、供送者ハ供送書署名ノ意思、

裏面白紙

24

7093-2

証告、偽証ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ問フカサレタ。
 供述ノ爲サレタル後、之ヲ彼ニ示サレ彼ニ認ミ問カ
 サレ証シテ彼ハ之ヲ事實ト指述セズト認メタ。

日附	官職	生地	年齢	性別	印	姓名
一九四五年四月六日	警察官 官吏	五原縣	三十八	男		榎世辨

裏面白紙

235

供述書

私自身が目撃シテ之ノ敵意逆事実ヲ茲テ
誠實ニ供述スルシマス。

一九四〇年二月三日ニ黒田重徳麾下トシテ
陸軍第十一歩兵野隊自本号五名カ賈仁ノ家ニ
住キマシ。彼等ハ賈仁ニ美シイ女子ヲ提供セヨ
ト要求シマシ。賈仁ハ探シテ一人モ見附ケルコト
出来ズ。賈仁ハ賈仁ヲ火熱シテ
テ殺シテアヒマシ。

敵ノ暴行ハ將來裁判ニ附サレ場合ニ私ハ快
ク告訴者或ハ証人トシテ出廷スルシマス
又誣告或ハ偽証ニ対スル刑罰ヲ多クケルコトヲ望
ム。

氏名	胡自疑
印	拇印
性別	男
年令	四十九
生地	立本
職業	保方
住所	中忠郷

上記ノ供述ヲ為ス前ニ右者ハ供述書署名ノ
意義並ニ誣告及偽証ニ対スル刑罰ノ何レカ
カラ固クシテ供述ヲ為シテ後之ヲ右者ニ示レ

22

供述書

私自身が同輩シテ次ノ敵無逆事矣ヲ茲テ
 誠實ニ供述イフシマス。
 一九四〇年二月三日ニ黒田重徳麾下ノ弟ニテ
 團ヲ十三号ノ兵隊日本兵五名カ賈仁ノ家ニ
 住キマシタ。彼等ハ賈仁ニ美シイ女子ヲ提供セヨ
 ト要求シマシタ。賈仁ハ探シテ一人モ見附ケルコト
 カ出来ナカッタ。テ日本兵等ハ賈仁ヲ火熱シテ
 斃テ全身ヲ政打シテ殺シテアヒマシタ。
 上記ノ供述ハ偽ノ事ニテアリマス。若シ上述ノ
 敵無逆行カ將來裁判ニ附サレ場合ニハ私ハ快
 ノ告訴者或ハ証人トシテ出廷イフシマス
 又誣告或ハ偽証ニ対スル刑罰ヲ多クケルコトヲ辞
 シマセン

氏名	胡自疑
印	拇印
性別	男
年令	四十九
生地	立本
職業	保方
住所	中智郷

上記ノ供述ヲ為ス前ニ右者ハ供述書署名ノ
 意圖ニ重ニ誣告及偽証ニ対スル刑罰ノ何カ
 カヲ圖ラシメテ供述ヲ為シタル後之ヲ右者ニ示レ

裏面白紙

No. 2

Doc. 2096

証
テ讀ミ體トセ而シテ彼ハ之ヲ事テ相違カスト

官職	生地	年令	性別	印	調査者
敬言察官	五原	三十八	男	捺印	楊世屏

日附 一九四五年四月三日

裏面白紙

237

2079-3
E. 268. 4
P. 2079-1

五原

11.

供 述 書

私自身が目撃シタル次ノ敵ノ暴行ノ事實ヲ是ニ依
ツテ正直ニ申述ス
一九四〇年二月二日綴西日本警備司令水川依夫處
下ノ一聯ノ日本兵ハ王銀丑雜貨店ニ行キ商品全部
ヲ掠奪シ彼ノ家屋ヲ焼拂タリ。
上記供述ハ偽ノナキ事實ヲ含ム、右シ上達ノ敵ノ
暴行カ將來裁判ニ附サル場合ニ私ハ告訴者トナ
ルカ又ハ證人トナツテ裁判所ニ現ハレ又ハ惡意ア
ル證言トカ、偽ノ口供等ニ對スル刑罰ヲ受クル事
ヲ辭シマセン。

氏 名 張 家 調
禁 印 指 印

性 別 男

年 令 五十歳

故 郷 五 原 縣

職 業 商

住 所 五 原 市

上記口述ヲナス前ニ上述者ハ口述書ヲ署名スル事
ノ意味ヲ教ラレ惡意アル言ヒガカリヤ偽ノ證言ニ
對スル刑罰ニ就イテ言ヒ聞カサレタリ。
供述ガナサレタル後ソレハ彼ニ示サレ彼ニ讀ミ聞
カサレ而シテ其ガ正確ナル事ヲ彼ニ依リテ承認セ
ラレタリ。

裏 面 白 紙

278

2079-2

時	職	故	年	性	姓	調
日	業	郷	令	別	印	査
一	書	五	三	男	漆	入
九	官	原	八		リ	氏
四		縣	歳			名
五						藤
年						世
四						屏
月						
二						
十						
一						
日						

裏面白紙

239

21-9-3
L
P2086-1

Ex 363

供 送 書

私ハ茲ニ私ガ個人納ニ目録シタ、後送ノ後ノ見行ノ事
實ヲ調査ニ取掛スル。

一九四〇年二月二日無田重徳警下ノ第二六四四第一
三號除ガ五原道臣ヲ逮捕セル際、彼等ハ私ノ家屋並ニ
財産ヲ焼却シタ。五原ガ復讐セラレタ。

上記ノ取送ハ隠リナキ事實ヲ包含スル、若シ終局ニ於
テ上述セル此ノ後ノ見行ガ、法廷ニ於ケル裁判ニ附サ
レルナラバ、私ハ告辭者トシテ、或ハ個人トシテ喜ン
デ出願スルデアラウ、而シテ如何ナル懸念ノ告辭又ハ
虚偽ノ証言ニ對スル處罰モ受クルコトヲ懸サナイ。

姓	名	永	祥
職	印	警	印
年	別	男	
住	地	三十四才	
職	地	五原	縣
住	所	五原北街	

取送ヲ爲スニ先立テ、上記ノ者ハ供送書署名ノ意義及
ビ懸念ノ告辭ニ對スル、又虚偽ノ証言ニ對スル處罰ノ

裏面白紙

2026-2

本館に寄附されたり。二冊が白紙に、ソハ登ニ
示されたり。三冊が白紙に、ソハ登ニ
示されたり。四冊が白紙に、ソハ登ニ
示されたり。

明治三十八年
三月二十八日
公に上ノ文
行 一九三三年四月二日

原本不明瞭

裏面白紙

1940.2.2.
五原陸軍一王長貴

21-9-3
11
P.2087-1
~~2979~~ (支)

Ex 364

供 述 書

私ハ私自身デ目撃シタ敵ノ強行爲ニ付次ノ事項
ヲ正直ニ叙述スル

千九百四十年二月二日蘇田重徳指揮下ノ第二十六
師團第十三聯隊ガ五原ヲ攻略シタトキ彼等ハ私ノ
家ト其中ニアッタ家厨ヲ焼キマシタ、五ノ室ガ破
壞サレマシタ。

上ノ叙述ハ全く虚偽デナイ若シハノ強行爲ガ我
到所ニ於テ整理サレル様ナ場合ニハ私ハ告訴人ト
シテデモ證人トシテデモ進ンデ出廷スル証告トカ
虚偽ノ證明ノ語ガアレバ刑罰ヲ課セラルルモ意ト
シナイ。

姓 名	王 長 貴
印 名	王 長 貴 印
住 居	男
年 齢	四 十 二 歳
生 地	河 北 省
職 業	商
住 所	五 原 地 街

供述ノ前ニ署名人ニ署名及供述書ノ意味、証告及
虚偽ノ証明ノ刑罰ヲ諭シタ。供述書作成后之ヲ署
名人ニ示シ讀ミ爾カモ署名人ハ其誤ナイコトヲ承

裏面白紙

2087-2

認
シ
タ
。

日 官 生 年 性 派 調
附 職 地 齡 印 査 人

千 九 百 四 十 五 年 四 月 五 日
籍 籍 三 男 派 湯
遠 遠 十 八 印 世
佐 省 歳 ス 屏

裏
面
白
紙

243

21-9-3
P.2088-1

Ex365

供 述 書

私自身が目撃シタ次ノ様ナ敵ノ惡逆暴行事實ヲ茲ニ該實ニ供述致シマス。

黒田重徳麾下第二十六師團第十三聯隊ノ日本兵五名ガ一九〇四年二月三日壬二和ノ家ニ道入りマシタ後等ノ要京シタ金達ヲ獲ルコトガ出来ナカッタノデ此ノ日本兵連ハ壬二和ヲヒドク毆打シ無理ニガソリシヲ嚙下サセテ彼ヲ殺シテ了ヒマシタ。

上記ノ供述ハ偽ノ無イ事實テ有リマス。若シ上述ノ敵ノ惡行ガ將來裁判ニ附セラレル場合ニハ私ハ快ク告訴者或ハ證人トシテ出廷致シマスト共ニ誣告或ハ虚偽ノ証言ニ對スル刑罰ヲ受ケルコトヲ憚シマセン。

氏名	揚 三
印	海 印
性別	男
年齢	三十九
生地	五 原
職業	甲 長
住所	本 街

上記ノ供述ヲ爲ス前ニ右者ハ供述書署名ノ意義及ビ誣告及偽証ニ對シテ刑罰ノ何ンタルカラ聞カサレタ。

裏面白紙

2088-2

供違ヲ爲シタル後之ヲ彼ニ示シ且讀ミ懲カセ而シテ
彼ハ之ヲ尋寶ト相違セズト認メタ。

官職	生地	年齢	性別	印	調査者
警察官	五原	三十八	男	藤原	湯世屏

日附 一九四五年四月三日

裏面白紙

295

21-9-3
1
Ex366 P2089-1

供 述 書

私ハ敵ノ犯シタ類事行爲ニ就テ私自身目撃シタ
次ノ証事實ヲ茲ニ書實ヲ以テ申述ベル。

黒田重徳督以下ノ兵廿六師團第十三聯隊所屬ノ
日本兵三名ガ一九四〇年二月三日朝九時ニ五原縣
西街ニ行ツテ張成徳ヲ刺殺シタ。

前掲ノ陳述ハ偏リ無キ若干ノ事實ヲ含ムモノデ
アル。此ノ陳述行爲ガ違テ法廷ニ於テ公判ニ附サ
レル場合ニハ私ハ告發者トシテナリ或ヒハ證人ト
シテナリ其孰レカノ立證ニ於テ出廷スル事ニ喜ン
デ應ズルモノデアアル。又若シ私ニ於テ何等力不正
ノ申立或ヒハ虚偽ノ証言ガアリトシタナラバ是レ
ニ對シ甘ンジテ所罰ヲ受ケントスルモノデアアル。

氏 名 張 光 萬
印 章 指 紋
性 別 男
年 令 卅五才
本 籍 五 原 縣
職 業 商 人
現 住 所 五 原 西 街

茲上ノ陳述ニ先ダチ右ノ者ニ對シ供述書署名ノ意
義及ビ不正申立及ビ虚偽ノ證言ニ對スル所罰ニ付

裏面白紙

2089-2

申開ケタリ。陳述書作成後はレヲ本人ニ示シ且讀
閱カセタル處本人其正確ナル事ヲ認メタリ。

審問者氏名	藤 新 屏
印章	(アリ)
性別	男
年齢	廿八才
本籍	五 原 縣
官職	佐

年 月 日
一九四五年四月六日

裏
面
白
紙

47

五原残彦

21-8-3
Ex367P2090-1

供 送 書

私自身が目録シタ次ノ致ノ悪逆事案ヲ此處ニ誠實ニ
 供述シマス。
 一九四〇年二月三リ、黒田重徳指揮下第二六師団第
 一三聯隊ノ日守兵三名ハ、五原區西街ノ私ノ家へ來
 マシタ。彼等ハ私ノ見張處徳ヲ刺殺シマシタ。
 上記供述ハ實リノナキ事案デアル。若シ上述ノ致ノ
 悪行方終末致候ニ附サレル場合ニ私ハ告証者トシテ
 或ハ証人トシテ出廷スル。又悪告候ハ虚偽ノ證言ニ
 對スル刑罰ヲ受クル事ヲ辭サナイ。

氏 名	張 成 萬
性 別	男
年 齡	三、五
生 地	五 原 區
職 業	商 人
住 所	五原區西街

上記供述ヲ爲ス前ニ供述者ハ供述書署名ノ意義及ビ
 報告、偽証ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ問カサレタ。
 供述ノ爲サレタル後之ヲ後ニ示サレ彼ニ讀ミ聞カサ
 レ而シテ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メタ。

裏面白紙

2090-2

日 國
附 官 生 年 性 印 空 者
職 地 位 別

一 審 五 三 男 筆 楊
九 察 原 八 印 世
四 官 真 區
五 年 四 月 六 日

裏
面
白
紙

49

21-9-3

E-368 P-2091-A

供 遺 書

私自身が日...ンタ次ノ...ノ惡逆事實ヲ茲ニ披露ス
陳述致シマス。

森田重徳陛下日本第二十六師團第十三歩兵隊ノ
兵隊五人ガ一九四〇年二月三日私宅へ参リ私ノ主
人ニ綺麗ナ女ヲ送レテ来イト申シマシタ。主人ハ
女ヲ見ツケル事ガ出来マセンデシタノデ兵隊禁ハ
員亦ニ疑イク様デ主人ヲ懐キ殺シマシタ。
上記ノ陳述ハ僕リノ無イ事實デ有ル若シ上述ノ説
ノ惡逆行為ガ將來裁判ニ附サレル場合ニハ私ハ告
訴人宛ハ証人トシテ出席スル又証告宛ハ偽證ニ對
シテハ刑罰ヲ受ケル事ヲ辭サナイ。

氏 名 郎 氏
印 綽 印
性 別 女
年 齡 二十九才
住 所 中野郷

前記陳述ノ前ニ供述者ハ供述者署名ノ意義及ビ証
告及ビ偽證ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ解カサレタ
陳述ノ爲サレタル後之ヲ、彼ニ讀ミ聞カサレ而シ
テ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メタ。

裏面白紙

2091-2

調査者氏名 藤世祥

印 捺印

性別 男

年齢 三十八才

出生地 五原

官職 佐

一九四五年四月三日

裏面白紙

257

11

1940.2.2
五原殘虐 王ニ具

2-7-3
P 2093-1
E 369

供 証 書

私自身が日露シタ次ノ日ノ悪逆事ヲ此處ニ証實ニ
供證シマス。
私ハ五原國庫ニ住ム一長夫テ有リマス。私ノ妻李
ハ一九四〇年、二十八歳テ有リマシタ。日本軍ガ
五原ヲ攻メ、一九四〇年二月二日、田重徳指揮下
第二六師團第一三聯隊ノ兵名ノ日本兵ガ、私ノ家ニ
闖入シタ。私ノ妻ヲ強姦シヨウト全テタノテ拒絶
シ強姦シタタメニ彼女ハ刺殺サレマシタ。

上記供證ハ優リノナイ証實デアル。若シ上述ノ敵ノ
悪行ガ將來殺害ニ断サレル場合ニハ、私ハ告訴者ト
シテ或ハ証人トシテ出廷スル。又証告以ハ虚偽ノ証
言ニ對スル罪罰ヲ受クルコトヲ信サナイ。

氏 名	王 二 五
印 別	證 人
性 別	男
年 齡	三十六
生 地	五 原 縣
職 業	農 夫
住 所	五 原 縣

上記供證ヲ爲ス前ニ、供證者ハ供證書名ノ意義、

裏面白紙

No. 1

Doc. P. 2096

Ex 370

供述書

私自身が自撃シテ次ノ敵無逆事矣ヲ茲テ
 誠實ニ供述イフシマス。
 一九四〇年二月三日ニ黒田重徳麾下ノ第三師
 團ヲ率ヘテ有馬郡ノ日本立五名カ賈仁ノ家ニ
 任キマシタ。彼等ハ賈仁ニ美シイ女子ヲ提供セヨ
 ト要求シマシタ。賈仁ハ探シテ一人モ見附ケルコト
 カ出来ナカッタ。テ日本兵達ハ賈仁ヲ火執シテ
 鋸デ全身ヲ改打シテ殺シテアヒマシタ。
 上記ノ供述ハ偽ノ事矣ナリ。若シ上述ノ
 敵無逆行カ將來裁判ニ附サル場合ニハ私ハ快
 ノ告訢者或ハ証人トシテ出廷イフシマス
 又証言或ハ偽証ニ対スル刑罰ヲ多クケルコトヲ辞
 シマセン

氏名	胡自疑
印	拇印
性別	男
年齢	四十九
生地	立石
職業	保方
住所	中野郷

上記ノ供述ヲ為ス前ニ右者ハ供述書署名ノ
 主名義並ニ証言及偽証ニ対スル刑罰ノ何カ
 カヲ聞カセテ供述ヲ為シ。後之ヲ右者ニ示シ

裏面白紙

No. 2

Doc. 2096

テ讀ミ聽カセ而シテ彼ハ之ヲ事矣ト相違セスト

認ナリ

官職	生地	年令	性別	印	調査者
敬言寮子官		五十八	男	捺印	楊世屏

日附 一九四五年四月三日

裏面白紙

21-9-3
P. 2085-1

供 述 書

私自身が目睹シタル或ノ様ノ悪行ノ事實ヲ是ニ依ツ
テ正直ニ申述ス。
一九四〇年二月七日第二十六師團第十二聯隊ノ日本
兵が敗退シテ自領シタリ。彼等ハ徐嘉勳ノ牛二頭ヲ食
害ノ爲メニ殺シ彼ノ六室ノ家ヲ焼燬タリ。

上記供述ハ偽ノナキ事實ヲ含ム、若シ上述ノ様ノ
悪行ガ將來裁判ニ際サレル場合ニ私ハ告辭者トナル
カ又ハ證人トシテ裁判所ニ現ハレ又ハ惡意アル言ヒ
ガカリトカ偽ノ口供をニ断スル刑罰ヲ受クル事ヲ辭
シマセン。

氏 名 牛 三 小
性 別 男
年 齡 三十九才
故 郷 山西省臨汾
縣
職 業 農
住 所 臨汾縣境

上記口述ヲナス以前ニ上述者ハ口述者ヲ署名スル事
ノ意味ヲ教ラシテ惡意アル言ヒガカリヤ偽ノ証言ニ對
スル刑罰ニ就イテ問カサレタリ。
供述ガナサレタル後ソレハ彼ニ示サレ彼ニ讀ミ問カ
サレ而シテ其ガ正確ナル事ヲ彼ニ依リテ承認セラレ

裏面白紙

2085-2

タリ。

日	官	彼	年	係	捺	翻
籍	取	籍	籍	籍	籍	籍

一	省	河	三	男	有	韓
九	首	北	十		リ	兵
四	府	省	九			堂
五	警		才			
年	察					
四	局					
月	長					
三						
十						
日						

裏面白紙

21-9-3
 2092
 2092

供 述 書

私自身が目撃シタ次ノ敵ノ惡逆事實ヲ此ニ誠實ニ
 供述スル。

第二十六師団歩兵第十三聯隊ノ日本兵ハ一九四〇
 年二月七日歐州ヲ占領シタ。
 彼等ハ彼等ノ食事ノ爲ニ王福徳ノ豚ト牛ヲ殺シタ。
 彼等ハ又彼ノ腰ト脇ヲ銃剣ヲ突刺シ、傷五ツヲ與ヘ
 タ。其ノ結果彼ハ不具廢失ノ身トナツタ。

右記ノ供述ハ偽リナキ事實テアル。若シ前記ノ敵ノ
 惡逆行為ガ將來裁判ニ附サレル場合ニハ、尅ハ告訴
 者或ハ證人トシテ出廷シ又証言或ハ虚偽ノ証言アレ
 バ其ノ刑罰ヲ甘ンジテ限スル者テアル

氏 名 王 福 徳

印 綬 印

性 別 男

年 齡 三 七

本 籍 山 西

職 業 商 業

住 所 陝 州

前記ノ陳述ヲ爲ス前ニ、供述者ハ供述署名ノ意義及
 ビ証告並ビニ偽證ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ問カサ

裏 面 白 紙

2012 F2

レタ。供述ノ後之ヲ彼ニ示シ彼ニ讀ミ聞カシ而シテ
彼ハ之ヲ享實ト相違セズト認メタ。

詞查人

日附	官職	生地	年齢	性別	印	氏名
一九四五年四月三十日	省首都警察局	河北	三九	男	捺印	韓雲堂

裏面白紙

257

21-9-3

Docp 2097 (1)

110.1

供述書

私ハ私自身が目撃シテ次ノ敵ノ悪逆事實ヲ茲ニ誠實ニ供述致シマス。

日本軍第一六師團第十三聯隊ノ兵士ガ一九四〇年二月七日 陝西ヲ占領致シマシム。彼等ハ自分達ノ食用ニ供スルヲ私所有ノ豚ト牛ヲ各一匹屠シマシム。彼等ハ又私ノ腰部ト大腿部ニ銃剣ヲ突き射シテ五箇所ニ傷ヲ負ハセマシム。其ノ結果、私ハ今瘡疾トナリマシム。

上記供述ハ偽ナキ事實ナル。若シ上述ノ敵ノ悪行ガ將來裁判ニ附サレル場合ニ於テ私ハ告訴者トシテ或ハ証人トシテ出廷シ、又ハ証言或ハ虚偽ノ證言ニ對スル刑罰ヲ受クルニトテ謝リテマシ。

氏名	王 福
姓別	男
年齢	三十七
生地	山西省

裏面白紙

NO. 2

Dec. 20 1947

日附	一九四五年四月三十日
官職	河北省會警察局
生年	三九
性別	男
印	孫
相查者	韓齊堂
職業	商
住所	陝堤

上記ノ供述ヲナス前ニ供述者ハ供述書署名ノ意義並証告及偽證ニ付スル刑罰ノ何タルカラ聞カサレマシメ、供述ノナサレマシメ後之ヲ彼ニ示シ彼ニ梳ミ聞カセマシメ、口彼ハ之ヲ承認ト相違セズト認マシメ

裏面白紙

供述書

私自身が目撃した次、敵ノ悪逆事實ヲ此處ニ誠實ニ供述致シマス。一九四〇年二月七日
 第二六師團第十二歩兵聯隊ノ日本兵達ハ陝
 州ヲ攻略シマシヨ。彼等ハ彼等ノ食用ニ私ノ二頭ノ牝牛
 ヲ屠殺シソシテニツテ私ノ命ヲ燒私セマシマシ。
 上記供述ハ偽ノナキ事實デアラン若シ上述ノ敵ノ悪行
 カ將來裁判ニ附サレシ場合ハ私ハ告訴者トシテ或ハ
 證人トシテ出廷スル又証告或ハ虚偽ノ證言ニ對ス
 ル刑罰ヲ受ケル事ヲ誓サナイ

氏名 徐嘉勳
 印 梅 卯
 性別 男
 年令 三九
 生地 山西省臨汾
 職業 農
 住所 陝 州

上記供述ヲ為ス前ニ供述者ハ供述書署名ノ意義
 及ビ証告・偽證ニ對スル刑罰ノ何タルカヲ聞カサレタ
 供述者ハサレタル後之ヲ彼ニ示シ彼ニ説キ聞カセ
 而シテ彼ハ之ヲ事實ト相違セズト認メタ

調査者 韓 霽 堂
 印 捺 卯
 性別 男

裏面白紙

No. 2

Doc. 2098

日附 一九四五年四月三十日
 官職 令
 生地 三九
 省 河北省
 省首行 察務局長

裏面白紙

2/3

2084-3
P. 2084-1

11

供 送 登

私ハ茲ニ私ガ個人的人目録シテ發送ノ後ノ見行ノ
事實ヲ確實ニ叙述スル。
縣田重徳ヲ捕下第二六師團第一三聯隊ノ四名ノ兵
士ハ王魯元ノ謀ヘ行ツタ、彼等ガ求メタ結婚ハ少
女ニ嫁シニ失敗スルヤ、其ノ日本人達ハ汚物ヲ混
ジタル揮瀝油ヲ王ノ咽喉ニ無運ニ流シ込ミ殺害シ
タ。

上記叙述ハ誤リ無キ事實ヲ包含スル。若シ終局ニ
於テ上述セル此ノ段ノ見行方法廷ニ於ケル裁判ニ
處ツレルナラバ、私ハ特許者トシテ或ハ他人トシ
テ善ンテ叙述スルデアラウ。而シテ如何ナル惡意
ノ告訴又ハ虚偽ノ証言ニ對スル處罰モ受クル事ヲ
憚サナイ。

姓名： 幸 永 光
籍印： 指 印
性別： 男
年齢： 四 六
出生地： 五 原 縣
職業： 甲 長
住所： 五 原 南 街

裏面白紙

2084-2

際迄ヲ爲スニ先立テ、上記ノ者ハ口述書署名ノ意
義及ビ懸念ノ告知ニ對スル又虚偽ノ証言ニ對スル
處罰ノ懸念ヲ告知サレタリ、口述書ハ作製後後ニ
示サレ且ツ讀ミ目カサレタリ。而シテ正當ナル事
彼ニ依リ認認セラレタリ。

日	公署上ノ地位。	出生地。	年	性	素	籍	親交者氏名。
附：	書	五	三	男	然	世	屏
	察	原	八				リ
	官	縣					
	一九四五年四月六日						

裏面白紙

45

私白年々目録... 証文一段述べられた
 本署... 証人... 証文... 証人... 証文...
 若し上... 証人... 証文... 証人... 証文...

氏名 陝西省郵政局
 官印
 性別
 年齢
 所在地
 職名
 住所
 上述... 証文... 証人... 証文...
 更に証文... 証人... 証文...
 而して... 証文... 証人... 証文...

裏面白紙

102

Doc. 2074

日附
官職
生地
年令
性別

一九四五年三月十日

裏面白紙

67

P 1.

1940.7.22
下関武彦 王崇元

2095

(支)

供述書

私自身が日撃シタ次ノ敵ノ悪逆事定ラ此處ニ誠實ニ供述致シマシタ。

一九四〇年 七月廿七日

下関郵便局配達夫 王崇元ハ陝西省鞏縣ヘノ郵送路発見ニ從事中、數如ノ日亦夫ニ補ヘシタ。是等ノ夫ニ違ハ無理ニ厚カデ復ヲ斬殺シタ。

上記供述ハ後ノアキ事定テアル。若シ上述ノ敵ノ悪行ガ罪ヲ裁判ニ附サレル場合ニ私ハ告訴者トシテ、或ハ証人トシテ出廷スル。又証言或ハ虚偽ノ証言ニ対スル能罰ヲ受クルニトテ辯ゲナイ。

氏名 陝西省郵便局
印 (官印)

年令
生地
職業
住所

裏面白紙

268

P2

2075

上記使述ヲ又前ニ使述者ハ使述書署名
ノ意義及ビ証言等ニ依証ニ非スル稱罰ノ何
タルカヲ問カレタ。使述ノテサレタル後之ヲ彼ニ示
サレ、彼ニ護ミ問カサレ前シテ、彼人之ヲ事實ト
相違セズト認メタ。

調査者 氏名 陝西省 郵便局

印 官印

推測

厚命

生地

官職

日附

一九四五年

三月十六日

裏面白紙

289

E 371

0091700

12 Aug. 原 27 28 ノ 存 メ 多 付 ン モ ノ
冷 敵 ト ミ テ ハ 傳 信 ナ レ
Woll
戦争犯罪項目

一 謀殺及殺戮、但懺的質嚇主義ノ罪

二 人賣ヲ死ニ致ラシメタルノ罪

三 民衆ヲ誘同スルノ罪

四 故意ニ市民ヲ餓死セシメルノ罪

五 強マテノ罪

六 強制賣淫ノ目的ヲ以テ婦女子ヲ誘拐スルノ罪

七 民衆ヲ移送スルノ罪

八 民衆ヲ非道ニ抑留スルノ罪

九 敵ノ作戰ニ関スル民衆ノ強制勞働ノ罪

十 軍事占領中ニ於ケル主權ヲ奪奪スルノ罪

十一 占領地内ノ住民ヲ強制徴兵スルノ罪

十二 占領地内ノ住民ノ國籍ヲ除去スヘク企テタルノ罪

十三 掠奪ニ関スルノ罪

No. 1
十四 財主生没收ノ罪

裏面白紙

Doc 1709

十五 違法或不法外之義捐金徵發罪

十六 通化員ノ品位ヲ低下シ且膺造通貨發行ノ罪

十七 集合罰ヲ頁ハスノ罪

十八 惡戲荒廢及財産ノ破壞ノ罪

十九 故意ニ非武裝地域ヲ砲撃スルノ罪

二十 宗教上慈善的、教育上及歴史的、建物並ニ記念碑

ニ對スル惡戲ノ破壞ニ関スル罪

二十一 乗客ト船員ノ安全ニ對シ敬告ヲナシ且準備ナクシテ商船

及旅客船ヲ破壞スルノ罪

二十二 舟艇及救助船ヲ破壞スルノ罪

二十三 故意ニ病院ヲ攻撃スルノ罪

二十四 病院船ヲ攻撃又ハ破壞スルノ罪

二十五 赤十字ニ関スル其他ノ諸規程ノ侵犯ニ関スル罪

二十六 有害又ハ窒息スル瓦斯使用ノ罪

No 2

二十七 爆裂又ハ膨脹スル彈丸其他非人道的手段ヲ使用スル罪

Doc700

- 二八 助命、許罪
- 二九 負傷者又ハ浮屠、虐待スルノ罪
- 三〇 權限外勞働ニ浮屠ヲ使役スルノ罪
- 三一 休戰條ヲ濫用スルノ罪
- 三二 井戸へ毒藥ヲ混入スルノ罪

本表ハ最初大正八年(一九一九年)パリ講和會議ノ責任委員會ニ依ツテ作成セラルモ、現任聯合國戰爭犯罪委員會ニ使用セラレテ略シ長テアル。

主タル軸國タル伊太利及日本ハ本表ヲ調製シタ時ノ當事者ナリ、且、独逸ハ本表中ニ何レノ條項ノ挿入ニ對シテモ疑問ヲ有シテウツトハ本表ニ基キ事務運用スルニ當リ便宜ナリ。

第一圖 中國ニ於ケル日本ノ戰爭犯罪分類並ニ地理的分布

圖一九四六(昭和二十一年)四月迄ニ聯合國戰爭犯罪委員會、極東及太平洋分科委員會ニ於テ確認セラルル六七八件ニ基因スル。

No. 3
中華民國共和國司法部作成

裏面白紙

No. 4

Doc/700

地区	犯罪分類表 (聯合國國際犯罪委員會採用之公式(標準))																																合計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
江蘇	12				4	1			1			1	1	1	1	9					1													22
浙江	25		3		7				2	1		9	3			1	15	2				1			2		1	1	1				74	
安徽	23	1	7		5	1	2		4		2	11	1			1	9	1															63	
湖南	76	1	26		44	3	1	4	13		1	33	3			2	42	1	2						3								137	
湖北	114	1	24		36	1		2	16		2	73	4	5		1	43	2							4					6	1		166	
陝西	1																1	1					1										4	
廣東	7	1			5	1						1	1				2																12	
廣西	15		3		2	3		2	5		1	10	2				5	1													1		26	
貴州	3											2					2																5	
山東	5		4	1	1	3	1					1				2	2								2								26	
山西	24	1	24		10	1		3	4	1	2	24	5	4	1		21																	76
河北	12		3		3	1		2				7	2			1	9																	40
河南	23		4	1	12	1			7			16	1			1	10								1					3			77	
遼寧	4		3						1																									7
吉林									1																									1
黑龍江	3		1					1	2																									7
福建	18		10		10							4	1	8		3	1				1													66
錦遠	2				1	1						2				2																		7
遼河	5		1		1						2						3																	12
江西	102	3	35		2	29	1		3	17		14	7	2		5	45	1							1		1	1	1				224	
上海市	3		2		1	1						1				4									1	1							12	
北京市	3		1																															4
香港	1		1																															2
總計	570	7	151		54	31	17	5	17	18	2	10	76	25	21	1	15	64	4	8	1	1	2		14	1	2	13	2				1,216	

裏面白紙

No. 5

DOC 1700

第一圖 中國=於日本戦争犯罪件数 1945年(昭和二十年)八月31日/1946年(昭和二十一年)三月=致レ政府機関報告=卷721.

中華民國共和國司法部作成

司法機關	日本戦争犯罪調査受託政府機関数	報告件数
南京	1	721
上海	1	13,686
江蘇	3	6,492
浙江	63	28,163
安徽	23	3,029
江西	6	601
湖北	13	601
湖南	19	594
四川	17	2,928
福建	2	577
広東	36	14,028
広西	52	4,168
雲南	1	65
貴州	23	601
山東	1	1
河南	48	2,538
山西	3	16
陝西	10	514
甘肅	5	421
香港	1	1
其他特別	77	8,970
總計	401	75,797

(註) 司法機關ハ最近兩故地区ニ管轄ヲ取テシタル今尚戦
争犯罪件数ヲ調査續行中ナリ。
(2) 各件数ニ個人對スル場合 全家族ニ對スル場合 或ハ
全村ニ對シテ行ハレタ罪ヲ含包ス 從ツテ被害者ノ合計ハ
コノ件数ヨリ計上スベカラズ

裏面白紙

274

No 6

Doc 1700

20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	合計
	1												22
1													118
					2		1						75
													36
													7
							1						14
													27
													146
	1				9				3				217
													27
2							11		3				348
2													21
													90
													103
													1
													8
			1										30
3	1												32
													5
													26
													4
													2
8	2	1	1		1	1	2	1		6			1353

聯合國戰爭犯罪委員會ヨリ採用セル公式項目ニ依テセル戰爭分類表

中華民國共和國司法部作成。
一九四六年(昭和二十一年)三月迄ニ政府機關依リ調査報告セル九五七九(俾既ニ確認済六ニ件ニ基クモ)地理的分布圖

第三圖中國ニ於テ日本戰爭犯罪分類表及地理的分布圖

Doc 1700

裏面白紙

215

No 7

DOC 1700

(註) 吳江州又ハ地区ニナル多数ノ裁判所ハ未ダ十分其管理ヲ再始スルコトヲ出来ナイ為メ左様ノ州又ハ地区ニ対スル数字ノ完全性ヲ期シ難ク。

地区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
福建	1																		
江西	14	2	2	5			2	12		2		3						20	6
浙江	20	7		11			1	2				11	3						17
河北	3		1	2	1				1				14						18
山東	3	2	2																
雲南	2												6						4
甘肅	3																		10/14
四川	59																		48/58
湖南	19	4		33			3	9				4	7	1		1			36/3
貴州	3				1		1	2				3							5/5
湖北	22	11		33			3	11		2		11	3	2					42/2
江西	5	2		5				3				2		1					3
河南	33	4		12	1			5				19						1	14/1
山西	41	10		7			6			2		14	3	2					15/2
香港	1																		
綏遠	2												2						3/1
陝西	7																		10/12
福建	7	2							1			7	1	4					6
北京市	3																		1/1
安徽省	6	1		4				3				3							9
熱河	1												2						1
上海市	1			1															
總計	581	105	2	148			16	58		6		254	11	9	1			230	108

裏面白紙

276

21-2-3
4

P 9559-1

E. 372

日ヨリ十七日マデジエネ！(ニテ關係)

「阿片其他危險ナル寶藥ノ取引ニツイテノ會議合」
54頁 吾々ハ日本軍占領當局ガ住民ニ對シ、禁煙ノ發
達ヲ勸メタリテ告ノ爲シテ獲得スル事ニ成功シタ。
余ガ巡査隊ニ從ス管ニナツテキルコノ報告ハ河南
省ノ水治地區ヨリ發來セルモノデ、譯スレバ次ノ
様ナ意味デアル。

「今ヤ汝デアリ、禁煙ノ種子ヲ播クニハ好イ季節
デアルカラ、村民ニ好意ニ對シテ種ヲ播キ給フスル。
禁煙ガ成熟スレバ汝等ニ對シテ、支拂ノ爲、一畝ノ草ニ
依リ自由且ツ無償限ニ賣却シテ宜シイ。ヨツテ、
直チニ禁煙ヲナシ、季節ヲ過シナイニスル事ガ
要義デアアル。」

水治地區日本國軍專使班

54頁 「米國政府ハ次ノ事實ヲ認メルモノデアアル。即
チ日本政府ハ高麗ノモルヒネ含有量ヲ著ツ多量ノ
阿片ヲ支拂占領範圍地區ニ輸入スル事ヲ容認シタ
ル後、新カカル輸入ガ實際實現決定ノ下ニ本國領土
ハ許サルベキモノデアルトシテ之ヲ證明セント努
力シテキル。豫ラク之ハ世界ノ他ノ部分ニ對シテ
重大ナル脅威ヲ形成セキトシテキル日本ヲ起訴シタリ
又ハ干渉シタリスル事ヲ抑止センガ爲メ一ツノ根

裏面白紙

9559-2

據トシテノ意義ガアテウ。米國政府ハ日本政府ガ
米國政府及其ノ他ノ政府ト共ニ、國際貿易協定ニ
基ツク承認サレタル義務ヲ負フベキデアルト信ズ
ル。ソノ目的ハ左ノ阿片ノ生産ト分配ヲ統制シ麻酔藥
ノ生産限度ヲ醫學的科學上ノ目的ニ對スル世界中
ノ合法的需要量ニ區キ、麻酔藥ヲ製造、輸入、販
賣、分配、輸出スルスベテノ人々ヲ統制シ若クハ
統制ニ服セシムベク努力シ、又ハコノ協定ニ定メ
ラレテアル他ノ方法ニヨツテ協力スル事デアル。
支那ニ於ケル日本軍占領統制下ニアル地區ニ於テ
建テラレタ政府ノ麻酔藥ニ關スル我方ハ麻酔藥ノ
生産ヲ制限シ、ソノ分配ヲ統制セルモノトハ見做
シ得ナイノデアアル。

裏面白紙

Nicolson Report

9558-1
E. 373

21-9-3
5

ワシントン・D・C

日領官憲局長 ジェームス・Hモイル氏宛

「モイル宛書翰」

一九三四年八月一七日信ノ委員代表ゴーマン氏宛
書翰ニモモイル氏宛ニ上海大領事館大領事官莫ニ
コルソン氏ノ報告書ニツイテ申上テネバナリマセ
ン。

コノ報告書ハ支那ニ於ケル現在ノ何片ノ状況ニ
シテフ録リ録録ナク書翰ヲ送付シタモノデ大領事官
局ノ注意スルトコロトナツタモノデアリマス。

莫氏ハ報告書ハコノ書翰ニ於テモモイル氏宛ニコル
ソン氏ヲ注意スルコトニ付キ茲ニ再録ヲ致シ、
右報告書ガ現情ヲ正確ナル書翰ヲ撰立スル上ニ
ルベカラザル書翰ヲ有ツモノデアルト考ヘテ書
リマス。

ニコルソン氏ノ報告ハスベテ充分ノ内容ヲハラハ
レルニ至ルデアリマセウ。

一九三四年一〇月二〇日

大領事官ステファン・Bギボンズ拜

裏面白紙

9568-2

一九三四年八月一七日

(國務會議委員ヲ選シ) 代表委員ゴーマンヨリ

ギボンス次官宛

「茲に閣下ニ於テ大任重信大任重信ノ報告ハ其
等ニ於ケル諸事ノ概況ニ關シテ同官ニヨリテ行ハ
レタリメテ以テ閣下ニ於テヨルモノデ、貴時ニ於
テ十二月廿日ニ於テ國務會議、閣下ニ於テ、國務會議ニ
閣下ノ各代表委員ノ職務ノモトニ關シテ閣下ニ
ノ指示デアリマス。」

閣下ニ於ケル諸事ニ關シテ閣下ニ於ケル諸事ニ
ノナルコトヲ以テ閣下ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事
ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル
ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル
イテ日本官ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル
付キ言及シテアリマス。」

ソレハ閣下ノ同官ノ指示ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事
知スル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事
ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル
委員トニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ
ビニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル
委員ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル諸事ニ於ケル
セラレテハ如何カト思ヒマス。」

34

R-1-11 21-983
E374 7525-1
P 9525-1

コロムビア地産ワシントン市

麻酔薬取締官 辰

拜啓 貴方ノ診考トシテ、文部上海駐在府警官送
付ニ係ル一九三五年五月十六日附ノ福淵口送等答
ニ於ケル麻酔薬取締報告書並通ヲ茲ニ同封致シマス。

敬具

一九三五年六月十二日

日産銀行部長代

シャイレー・ステーション

添付書類 第一〇九口二番同封

裏面白紙

9525-2

務

コロムビア地区、ワシントン市

因 務 要 官 閣 下

H・チキールレス・スブルークス侯爵

拜啓 本官ハ、在上海陸軍駐在官ニコルソンノ一
九三五年五月十六日附ノ「精製口」送達省ニ於ケ
ル麻薬状況報告書感通ヲ茲ニ轉送申上マス

敬 具

一九三五年六月廿日

駐在官 代

沙 官 備 J B M

裏面白紙

財務省税關局

添付書類 第一〇九四二號

955-3

コロムビア地区 ワシントン市

財務省 税 關 課 御 中

遼寧省(滿洲國)内麻薬状態ニ就テ

遼寧省(滿洲國)ニ於ケル麻薬状態ハ過去數年間ニ其ノ様相全ク一變シ、阿片吸煙ハ同系麻薬タルモルヒネ歟ニヘロイン等ヘノ使用ニ遷リ行クノデアル。

.....

(一)第一期(自一九三一年十月至一九三三年三月)

(甲)安東、鳳城、輝南、莊河、

安東ハ多年阿片ノ重要中心地デアツテ、ソレハ日本人租界ニ限定サレテキタノデアツタ。滿洲專使後ニ至リ前後街、中富街、大道口及其他ノ全重要街ニ於テ阿片窟ノ設置ヲ見タノデアル。此等阿片窟ノ多クニハ青年女子ヲ接待婦トシテ使用シ、其等ノ家屋ハ須チ社交ノ中心ヲナシ、特ニ商買人及役人ノ間ニ於テ然リトスル。之等吸引窟ニ於テ使用ニ供セラル、阿片ハ概ネ朝鮮産ノモノデアツ

9525-0
テ、新義洲及馬連洞産トシ、熱河省産ノモノヨリ
優良トサレテ居ル。

朝鮮産阿片ノ値段ハ壹兩約三弗五〇仙デアツテ、
陳灰及種々ノ麻酔劑ト共ニ煮ルヲ通例トスル。
斯ク加工セラレタモノハ壹兩ヲ七拾個包ニ分チ壹
包三十仙ヲ以テ販賣スルノデアルカラ、其ノ利益
ハ殆ド六倍ニ達スル。七道溝ノ一阿片窟ヨリ得タ
ル所ニ因レバ、當該加工阿片毎日ノ賣上高ハ四百
弗以上ニ及ブト云ハレル。

安東ニ於ケル阿片窟ノ數ハ、滿洲事變前マデハ、
値ニ支那市街ニ秘密吸煙窟トシテ廿個軒以内デア
ツタガ、日本租界ニ於テハ五百軒所以上ノ營業ガ
行ハレテ居タノデアル。一九三二年七月ニ於テ、
支那市街ニ登録サレタ吸煙窟ハ八百以上デアツテ
次第ニ其ノ數ヲ増シ一九三三年春ニハ百四十五ニ
達シタ。而シテ同時期ニ於ケル日本人租界内ノ阿
片窟ハ六百八十四ニ増加シタ。尙、安東縣地域ノ
人口ハ二十六万人デアツテ其ノ半數ガ市内ニ居住
シテ居ル。市内居住ノ十三万人ノ内、二万人以上
ガ阿片若クハ其他ノ麻酔劑ノ耽溺者デアルガ、其
ノ各人ノ毎日消費量ハ三錢即チ十分ノ三兩トサレ
テ居ル。依テ壹ケ年ノ總消費量ハ約二百十六萬兩
ニ達スルコトニナル、其ノ値段ハ少ナクトモ壹兩
三弗ノ割合デ計算スルト六百四十八萬弗ニ達スル。

9528-5

農村地方ニ於テハ、概ネ舊態ヲ維持シテ居ツタ、
之ハ支那義勇團ガ其ノ取締ヲ行シ、阿片ノ不正取
引並ニ販煙ヲ阻ンダカラデアル。然ルニ一九三三
年一月以降之等支那義勇團ハ、次第ニ他所へ散逸
サレタ爲メ、阿片ノ使用ハ公然トナリ、今ヤ大東
瀋、渾水泡、高意門、九連城、虎耳山及其他ノ村
落等ハ阿片窟ノ數壹百以上ニ及デキル。而シテ耽
滯者モ其ノ數ヲ増シ人口ノ約壹割五分ト云ハレル。

鳳城

鳳城ハ安東ノ東側ニアル、縣下ノ小地域デアツテ
阿片禁犯處罰ハ、安東ホド嚴格テナイ、ソノ理由
ハ阿片取引ヲナス日本人、朝鮮人ノ數ガ安東ニ比
ベテ少ナイガ爲デアツタ。然ルニ一九三二年一月
以來、亞片窟ノ數ハ、六個所ヨリ七十六個所ヘト
増加シ、其ノ耽滯者モ亦激増スルニ至ツタ。ソノ
數ハ現在人口五万三千人中、少ナクトモ七千五百
人トサレテ居ル。コレヲ一人當リ一日消費量ヲ三
兩トスレバ壹ケ年ノ總消費量ハ七十五万六千兩ニ
及ビ、金額ニシテ二百二十七万弗トナル。農村落
ニ於ケル状態ハ比較的良好デアル、ソノ理由ハ、
主トシテ義勇支那人ガ勢力ヲ有シテ居ルカラデア
ル。乍然、最近ニ至リ、黃龍廟、黃土嶺、双ニ第
八地域(即チ Eight District)等ノ村落ニモ阿片

裏面白紙

95-56
類ヲ見ルニ至ツタ。尙、人口二十五万人中凡ソ其ノ六分ガ亞片耽溺者ト看做サレテ居ル。

軸 漢

軸漢ハ本區域内ノ諸縣中最少縣地境デアツテ、滿洲專使マテハ、阿片ノ消費量ハ、重大視スル程度デハナカッタ。不意日本人及ニ阿片賣ガ大石橋ヨリ此處ニ移住シ奈ツテ、阿片窟漢ニ小賣店ヲ營ムニ至ツタ。其後、日本官權ノ獎勵ニ因リ、芥子急培ハ農夫ノ間ニ盛ニ行ヘレ、此ノ罪惡ガ深ク根差ザスニ至ツタノデアル。本市ハ一九三二年秋ニ至リ、支那義勇兵ノ手ニ落テタガ、此ノ罪惡ヲ斷根スル暇ガナカッタ。
一九三三年一月以來茲市ハ再ビ日本人ノ手ニ落チ、其ノ阿片政策下ニ於テ今ヤ全人口十五万人中ノ壹割以上ガ斯ノ罪惡ニ耽テ居テ、一ケ年當リ三百萬弗以上ガ之ノ取引ニ據リ、空費サレテ居ルモノト看做サレル。

莊 河

莊河ハ本區域中比較的、裕福ナル地境デアルガ、滿洲ノ二大阿片中心地ヲナス、大連、魏子窩ニ近接シテ居ルトコロカラ、茲ハ多年ニ涉リ、阿片取引ノ害毒ヲ被ツタノデアル。滿洲專使以來本地境ニハ四十個所ノ阿片窟ガ設ケラレ、其外小市街タ

95-5-7.
 ル大孤山ニハ百五十個所モアル。而シテ、本地方
 總人口二十七万人中三万人以上ガ耽溺者ト看做サ
 レ、之ノ關係ニ於テ空費サレル金額ハ年當リ九百
 七十万弗ニ達スル。

當該四地域、本期箇中ニ於ケル阿片耽溺者數ハ、
 全人口九十万人中八万人以上ヲ算スルノデアルガ、
 各人ノ要スル阿片量ハ一三錢デアアル。因テ壹ケ年
 當リノ阿片總消費量ハ八百六十四万兩(一兩 $\frac{1}{3}$)
 オンス)デアツテ、之ヲ金額ニスレバ(阿片一兩
 ヲ三弗ニ換算スレバ)壹年當リ二千五百万弗ノ空
 費ガ行ハレテキルノデアアル。

(二)第二期(自一九三三年至一九三四年十二月)

安東、鳳城、岫巖、莊河ニ於ケル阿片狀況

安 東

一九三三年上半期頃、滿洲官廳ノ發令ニ據テ芥子
 栽培ノ奨励ガ目論マレタノデアアルガ、之ニ應ジテ
 其栽培ガ盛ニ行ハレタノデアアル、即チ農夫ハ其ノ
 利益ノ大ナル故ニ心ヲ奪ハレタノデアアル。同年秋
 ニ至ルヤ、滿洲國軍ハ行動ヲ起シタノデアアルガ、
 ソノ目標ハ各村藩ニ在ル支那義勇軍デアツタ。日
 本人及朝鮮人ノ阿片賣ハ、日本軍隊ノ跡ヲ追テ、
 其ノ村藩ニ阿片及煙箱ヲ設ケタノデアアル。滿洲國

955-2
 ノ新制定ニ基キ、新ニ縣ノ區劃ガ定マツタ結果ト
 シテ、安東ハ政治上ノ重要都市トナリ、其ノ人口
 ハ急激ニ増加サレ、阿片窟ハ益々多ク設ケラレ、
 從テ接待婦モ亦、之ガ繁榮策トシテ雇ハル、ニ至
 ツタ。舊支那政府ノ安東税關ハ安東省ノ阿片專賣
 局トナツテ居ル。日本租界内ニ於ケル阿片窟ハ増
 加シ八百六十ヲ算シ、又舊市街ニ於テハ一區三百
 四十六個所ニ達シタ。全人口十六万人中阿片耽溺
 者四万人余リガ安東ニ居ル、即チ本市民ノ二割五
 分強ガ阿片常用者ナノデアル。同時ニ近接四十九
 個村總人口十五万人中二万五千人モ阿片耽溺者ト
 ナツテ居ル。固テ、一人營リ一日ノ消費費三錢ニ
 見積レバ當地方ニ於ケル阿片壺ケ年營リノ消費量
 ハ、七百万兩ヲ下ラザルベク、其ノ價格ハ一千九
 百万弗以上ニ達スル。

鳳城

一九三三年夏中、本地域ニ栽培中ノ芥子ハ大部分、
 支那義勇隊ニ掠リテ焼滅サレタガ、恐リハ收穫サ
 レタ。然ルニ、ソノ結果阿片ノ不足ヲ來シタ爲メ、
 其秋ニ至リ價格ハ壹兩四弗乃至五弗ニ騰貴シタ。
 一九三四年ニハ、芥子栽培ノ中心ハ臨江、輯安へ
 ト移動シタ、コレハ支那義勇軍ノ難ヲ回避スル爲
 メデアツタガ、阿片販運ト取引ハ依然熾ンニ行ハ

95x-7

レテ居タ。例ヘバー一九三四年九月廿日龍王廟ト云
フ一小村ニ於テ、小學校ノ運動會ガ舉行サレタ際、
約四千人ノ參觀人ガアツタガソノ當日ダケデ、七
百余弗ノ阿片小賣商ガ行ハレタノデアツタ。以テ
本地方ノ阿片害毒ノ程度ヲ窺フコトガ出來ル、最
近ノ統計ニ據レバ、本縣中ニ開設サレタ、阿片窟
ノ數ハ四百五十二デアツテ、阿片耽溺者ハ四万人
ヲ下ルコトハナイ。即チ壹ケ年ノ阿片總消費量ハ
四百三十万兩、其ノ假幣約一千二百万弗ニ及ブノ
デアアル。

289

裏面白紙

裏面白紙

鹽

自來芥子栽培ハ一時、舊作係廢棄ニ從テ許可サ
レタコトガアツタカラ、本島境ヲ越シテ往得出来
ル利益ノコトハ十分ニ承認シテ居ツタ。因テ一九
三三年ニ芥子栽培ガ許可サレルト本島地方殆ド
全郡ニ亘リ良ク芥子栽培ノ中心ハ、他ノ地方ヘ移
動シタ。現在ノ所産人口中、四万人ガ阿片栽培者
トサレ、從テ幾ケ年間ニ阿片ニ費ス金額ハ一千二
百万余弗即チ之ヲ賣出スレバ盡ニシテ四百
三十万弗トナル。

鹽河

本島方ハ早クヨリ、大連江ニ奉天トノ交通ガ行ハ
レテ后々爲メ、阿片ノ害毒ハ一會根絶イモノガア
ル。現在ニ於テハ總往民中ノ内二十八万ガ阿片販
賣者デアツテ、盡ニ於テ六百三十万兩、以テ盡ニシ
テ一千九百万弗トナル。

本島國內ニ於テノ阿片販賣者數ハ該國内ヲ總シ二
十余万人ニ達スルガ、其ノ一ケ年當リノ所獲盡ハ
二千百六十万兩、即チ金額ニシテ六千四百八十余
弗デアアル。

安東、鳳城、錦州、莊河ニ於ケル麻痺病狀記
第一類（自一九三一年十月至一九三三年三月）

95-11

安 東

備前等縣マデハ、阿片害毒ノ範圍ハ小規模ニテ、
 僅ニ安東ヲ脅シテイタニ過ギナイ。日本人境界内
 ニ於テ、私ニ賣買サレテ居ツタ處、支那當局ハ、
 次第ニ發見スル此害毒ニ對抗シテ、嚴手タル禁煙
 策ヲ實行シタ、其ノ年變アツテ當時ハ可成ノ成績
 ヲ收メタノデアツタガ、日本ガ禁煙、朝鮮ヲ併合
 スルト、禁煙ハ益ク一層シタ。即チ日本人派ニ朝
 鮮人ノ無類禁煙ハソノ政治的勢力ヲ利用シテ、特
 殊江東岸ノ新禁煙ニ在ル禁煙工等ヨリ、公然ト阿
 片及其他ノ麻毒藥ヲ管轄ヘ輸入シタ、而シテ七道
 邊ニハ元莫測所ガ設ケラレタ。日本人及朝鮮人
 營ノ數種ハ其ノ販賣代理店トナツタ。同級ニ賣買
 モ同一目的ノ爲メニ利用サレタ。是ニモ、麻毒藥
 販賣者ハ己レノ利益ヲ得タサム爲、己レノ利益及
 其他ノ所有物ヲ賣買ニ麻毒藥ヲ賣ハシメラレタノ
 デアル。此ノ結果、本地方ノ賣買ハ孰レモ、罰禁
 トシテ麻毒藥ノ販賣買ヲ行テ居ルノデアアル。加
 之、地付ノ禁煙者日本人ノ手先ニ使ハレル不逞支
 那人派ニ其他品種ノ得マシカラザルモノ、命不知
 ノ毒等ハ、阿片賣ニ獎勵サレ、巨富ヲ收入財源ト
 シテ該藥品ノ販賣ニ從事シテ居ルノデアアル。
 即チ一九三二年初期マデニハ、本縣全境邊ハ益ク
 ノ不逞商取引ノ營ス所トナツタ、我等ノ調査スル

裏面白紙

455-12

所ニ巨レバ、辻田等米所附近ノ日本人賣物元ヨリ、
安東、東角ニ在ル、縣下ノ數地城へ移出サレル、
一日當リノモルヒネ段重ハ二百兩以下デハナイ、
コレニハ安東市内デ割カレル段重ハ合ンデイナイ。
尙モルヒネ常用者後ハ、阿片常用者ニシテモルヒ
ネヲ代用スルモノモ合メテ、本市内ダケデ一万人
ヲ下ラヌモノト算サレル。此外浪頭、湯山、
五道管及英他ノ農村地方ニハ頁ニ段小限五千人位
居ル。巨テ銀ニモルヒネ常用者一日唯一回ニ注給
ヲ要シ、其ノ銀ヲ二十做トスレバ、此ノ銀額ニ於
テ年壹百萬兩以上ガ流注サレテ居ルノデアアル。

瓜 嶺

本地城ニ於ケルモルヒネノ賣物ハ、阿片ヨリ以上
ニ重大デアツテ、本縣品ノ銀額所ハ存在シナイガ
安東カラノ供給ガ便利デアラメ、此ノ取引ハ盛
ンニ行ハレル。本地城ノ元賣物所ハ平井驛邊デア
ツテ、前市番ノ日本人ニ銀ヲ運售サレテ居ル。干
河邊ノ私娼室ハ凡テ、モルヒネノ賣物ヲ賣物ニシ
テキル。又宿屋、下宿屋等ノ多クモ亦其小賣ニ關
テイル。今ノ所賣物ノ客等ハ農村マデ及テイナ
イガ、鐵道沿線ノ農村部ヲ經テ、四亭子、蓮池
堡等ノ如キハ非常ニ其銀額ヲ受ケテイル。本縣
地方ニ於ケル、モルヒネ常用者後ハ約一萬七千人

裏面白紙

42

95-13

ト看做サレ、而シテ之ガ浪費スル金額百万弗ヲ遙
カニ超スノデアル。

曲 線

滿洲事變後、本地域ニ於テハ、日本人ノ該藥賣リ
ハ公然ト活動シテ居タ。然シ安東、鳳城ホド臨ク
ナイ。一九三二年冬期以來、本市ニ軍隊ノ中心ト
ナツテカラ、モルヒネノ使用ハ勿論、日、滿軍隊
ノ後ヲ遂フ娼婦ノ數モ大ニ増加シ、農村モ次第ニ
是ノ犠牲ニナツタノデアル。尙本藥品ノ勞務化シ
タル者五千有余デアツテ是カ壹年ノ浪費金額ハ約
四十万弗ト看做サレル。

莊 河

莊河ハ多年、大道、總子窩、蓋平、大石街ヨリ來
ル、日本人麻酔藥密輸者ニ取リテハ、自然的ニ運
送ノ中心ヲナシテ居タ爲メ、モルヒネノ禍根ハ深
イ。然シ滿洲事變以來状態ハ更ニ悪化シタ。小賣
業者ハ本市、双ニ農村地方到ル處ニ跋扈シ、二万
人以上ガ耽溺トシテ算ヘラレルニ至ツタ。而シテ
一人當リ二十仙ノ注射料ノ割合デ決定スレバ一年
ノ消費金額ハ約壹百四十万弗ニ達スル。因テ本四
縣地域ヲ一括シテ見レバ、六万人ガモルヒネニ耽
溺シテ居ルノデアツテ、其ノ年額浪費ハ四百三十
万弗ニ達スルノデアル。

9535-14

次ニ本地域ニ於ケルヘロインノ状況デアルガ、之
 ハ比較的新シイ問題デアル。滿洲事變マデハ、私
 カニ而モ極ク少量用キラレテ居ツテ、其範圍モ鐵
 道沿線ノ都市トカ農村帯ニ限ラレテ居タノデアッ
 タ。然ルニ事變後、本害毒ノ影響ハ農村ヘモ波及
 シ、且ヘロインヲ用キル悪風ハ滿洲國兵入關ニ交
 延シテ居タ爲メ、日支紛争ト共ニ軍事行動ガ擴大
 サレタ結果、ヘロインノ需用モ必然的ニ増加シタ
 ノデアル。因テ是等地方在住民ハ、其ノ影響ヲ受
 ケ、阿片代用トシテヘロインヲ使用スルコトヲ覺
 エタ。其ノ悪影響ノ最モ甚シイノハ安南デアツテ
 次ニ瓜城、莊河ノ順デアアルガ、最モ影響ノ少キ地
 域ハ岫巖デアアル。ヘロインノ販賣ハ主トシテ是等
 地方ノ阿片類、モルヒネ類及阿片小賣商ヲ通シテ
 ナサレル。又安南縣ノ九道城、大連灣、豊城縣ノ
 鷄冠山、通遼堡、莊河縣ノ大孤山、成坦等ノ農村
 ハ、最モ悪影響ノ甚ダシキ所デアアル。ヘロイン常
 用者ノ人数ノ見積ルコトハ困難デアアル、ソノ理由
 ハ彼等ハ總テ阿片常用者トシテ、一括サレテアル
 カラデアツテ、彼等ハ單ニ之ヲ阿片代用品トシテ
 居ルニ留ルニ過ギナイカラデアアル。乍然ヘロイン
 ノ使用ハ増加ノ傾向ヲ有スルコトハ蓋シ確ト云ヘ
 ヤウ。

裏面白紙

294

以上ヲ要スルニ本第一期間中ニ於テ、該四縣ノ總人口九十万人中少クトモ、十三万人ハ麻酔藥販賣者デアル、而シテ之ニ浪費スル金額ハ少ナクトモ九百五十萬ニ達スル。

第二期間中ノ麻酔藥狀態

(自一九三三年至一九三四年十二月)

安 東

一九三二年九月以來、日滿兩國軍ノ支那義勇軍ニ對スル行動ニ續キ、モルヒネ害毒ハ急激ニ擴大シタ。加之、本地域ヘハ朝鮮人ノ大集團ガ移住シ來タツタガ、彼等ハ各別ノ職業ヲ有タズ、唯麻酔藥ノ販賣ニ從事スルニ過ギナカッタ爲メ、此ノ害毒ハ當然廣範圍ニ亘ッタノデアアル。コノ最近ノ麻酔藥常用者ノ數ハ三万人以上ニ達シ、而シテ是ガ一ヶ年當リ浪費スル金額ハ二百十六萬弗ヲ下ラヌモノト見做サレル。

鳳 城

一九三三年夏以後、本地域ノ政治狀態ハ大ニ改善サレ、ソノ余得デ、朝鮮人ノ麻酔藥行商ハ市内ト云ハズ、農村ト云ハズ各地ニ横行シタノデアッタ。更ニ一九三四年四月以後、自動車道路ノ完成、及ニ各村落トノ唯一交通機關トシテ、聯合自動車ノ開設ヲ見ルニ至ツテカラ、麻酔藥ノ販賣範圍ハ一

95.5.6.

變大スルニ至ツタ。該調査人自身、本縣第一位ノ地域ニ在ル、龍原(?)村落ヲ親シク訪レテ結果ニ據レバ、本村落四百二十家屋ノ内、二十九軒ガモルヒネノ小賣販賣ヲ行ツテ居ルコトガ判明シタ、以テ本害毒ノ範圍ノ一景ヲ窺フコトガ出來ルデアラウ。之ヲ要スルニモルヒネ常用者ハ五万二千人ヲ超エ、之ニ浪費スル金額ハ一年當リ三百六十萬弗ニ達スルノデアアル。

岫 巖

一九三三年末マデハ、本地域デハ、阿片ガ害毒ノ主タルモノデアツタ、時ニ乘合自動車ノ開設ヲ見、他地域トノ交通完成スルニ及ンデ、麻罌粟ノ移入ハ連續的ニ行ハレテ來タ。現在ハ本地域ニ於テハ一万人以上ガ本害毒ニ陥リ、之ハ費ス金額ハ年當リ七十二萬弗ヲ超ヘルト見做サレル。

莊 河

一九三三年以來、大連ヨリ本地域ヘモルヒネガ大量移入サレテカラ、本害毒ガ人民ヲ害シタノデアアル。即チ、大孤山ハ僅ニ一小村落ニ過ぎナイガ、茲所デノ消費ト茲處カラ更ニ他縣地域ヘ轉送スベク集マル量ハ一日百有餘計度ト看做サレル。尙本全地域内ノ該藥常用者ハ五万余人ニ及ビ其レニ浪費スル金額ハ約三百六十萬弗ニ達スル。

裏面白紙

95-111
 本四縣地域ヲ道ジ管轄中、モルヒネ常用者數ハ十四万人以上デアツテ、其レガ一年間ニ費ス金額ハ、約壹千八拾万弗ニ達スル。

ヘロイン取引ニ關シテハ、尙四縣地域ノ狀態ハ、モルヒネ程惡クハナイガ、阿片代用トシテノ本藥物ハ増加ノ一途ヲ進ルノデアツテ、殊ニ市ニ於テハ其傾向著シイ。トモアレ、モルヒネノ流行著シキ現況ニ鑑ミ、ヘロインモ亦茲ニ二年ヲ起エズシテ、惡流行トナルハ相違ナカラウ。

本第二期箇中ニ於ケル人口増加ハ管轄ヲ道ジ、拾万人ヲ少シク超ヘル程度デアルガ、阿片及其他麻藥ノ常用者數モ亦増加シテ殆ト三十四人ニ近ク、即チ全人口ノ約三分ノ一ヲ占ムル現狀デアツテ、阿片、モルヒネ等ニ費ス總金額ハ一年當リ八千万弗デアル。以上擧ケタ數字ハ、濠洲外ノ人々ニハ誇大視サレルデアラウガ、目カル觀シク其ノ狀況ヲ目撃セシ人々、及ニ日本ノ麻藥政策ノ目的ヲ熟知セル人々等ハ、上記ノ見積ヲ肯定スルデアラウ。

一九三五年五月十七日

在支那上海

M. R. ニコルソン署名

21-8-3
Doc/2173
E. 375

昭和三十一年八月十五日

在り多謝
八番地
株式会社 日本興業銀行
總裁 伊 孫 謙
之印

インディペンデント・アロケキエーション・セフロン

志中

下記書類の考査に依り 本年六月十二日附大蔵省
經由提出セルモノニ相違無之候

記

- 一 滿洲国政府建玉公債引受首合票取大納書ハ馬
- 二 教令第一〇九號建玉公債條例
- 三 院令第一七號建玉公債發行規程

以上

5

裏面白紙

No. 1

Doc 2173

滿洲國政府
建國公債

引受募集契約書

原本

裏面白紙

299

裏面白紙

契約書

2173

滿洲國政府（以下單ニ甲ト稱ス）ハ日本通貨拂滿洲
 國政府建國公債總額參千萬圓ヲ發行スニ付其
 引受募集ニ関シ株式会社日本興業銀行、橫濱正金
 銀行、朝鮮銀行、株式会社第一銀行、株式会社三井銀行
 株式会社三菱銀行、株式会社安田銀行、株式会社川崎
 第百銀行、株式会社三十四銀行、株式会社住友銀行、
 株式会社鴻池銀行、株式会社山口銀行、株式会社名
 古屋銀行、株式会社愛知銀行、三井信託株式会社、
 三菱信託株式会社、安田信託株式会社及住友信託株
 式会社ノ代表者各株式会社日本興業銀行（以下單
 ニ乙ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第壹條 甲ハ日本國ニ於テ大同元年（昭和七年）拾壹
 月拾六日公布建國公債條例ニ基キ滿洲國政府建
 國公債總額參千萬圓ヲ左ノ要項ニ依リ昭和七年拾
 貳月貳拾日發行シ乙ハ其金額ヲ引受募集スモノトス

No. 2

2173

NO. 3

裏面白紙

一 発行總額 日本通貨金 參千萬圓
 一 債券種類 壹萬圓、五千圓、壹千圓、五百圓及
 壹百圓ノ五種トシテ 意記名式利札附トス、

一 利率 年五分

一 發行價格 額面壹百圓ニ付金九拾六圓五拾錢

一 償還方法及期限 本公債ノ元金ハ昭和拾年壹月

拾日迄振置キ其後左記期間毎ニ左記金額ノ償還ヲ爲シ昭和拾五年壹月拾日迄ニ殘額全額ノ償還ヲ完了スルモノトス

償還期 償還金額

- 昭和拾年壹月拾壹日 金貳百萬圓以上
- 昭和拾壹年壹月拾日 金四百萬圓以上
- 昭和拾貳年壹月拾日 金六百萬圓以上
- 昭和拾參年壹月拾日 金八百萬圓以上

昭和拾四年壹月拾壹日ヨリ
昭和拾五年壹月拾日ヲ 残額全部
本公債ノ壹枚ヲ償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル
本公債ノ買入銷却ハ何時ニテモ之ヲ為スコトヲ
得

一、利息支拂ノ方法及期限

本公債ノ利息ハ發行日ノ翌日ヨリ
償還期日迄之ヲ附シ毎年六月壹日及貳月
壹日貳回ニ前半箇年分ヲ利札引換ニ支拂
ス
發行及償還ノ場合ニ於テ半年間年ニ滿タルトキ
ハ日割ヲ以テ計算ス、但初期利息ハ額面壹百
圓ニ付金壹圓九拾五錢九厘五毛(厘位以下切捨)
ノ割合ニテ支拂フ、
償還期日以後ハ利息ヲ附セス

一、元利金支拂場所

株式会社日本興業銀行本支店

一、申込期間

昭和七年拾貳月壹日ヨリ同月參日マデ
但期間中ニテモ締切ルコトアルベシ

一、申込證據金

額面壹百圓ニ付金五圓トス(募入ノ上ハ拂込金
ニ振替フ)

裏面白紙

一 募集方法 應募超過の場合ハ 適宜募入額ヲ定ム
一 締込期限及方法 第壹回 額壹百圓ニ付金五圓(證據金
振替)昭和七年拾貳月貳拾日

第貳回 額壹百圓ニ付金九拾壹圓五拾
錢 昭和八年壹月拾日 締込

第貳條

乙ハ本公債第壹回締込金ヲ昭和七年拾貳月貳拾
六日ニ 第貳回締込金ヲ昭和八年壹月拾六日ニ 天

甲ニ引渡スルコトス

乙カ前項各引渡期日迄ニ取懸ムルコト能ハサル場
合金ノ引渡期日ハ別ニ之ヲ協定ス

第參條

甲ハ本公債發行手数料トシテ額面壹百圓ニ付金
壹圓ヲ昭和八年壹月拾六日乙ニ交付スルコトス

第肆條

本公債ハ滿洲國吉黑權運署並金及鴉片一專賣
公署並金ヲ以テ擔保トシ元利金ハ該專賣並金中
ヨリ優先ニ之ヲ支拂フコトス

第伍條

本公債證書ノ湘刺並費ハ甲ノ負擔トシ其利率ニ関ス
ル公費料其他募集取扱ニ要スル費用ハ乙ノ負擔トス

第陸條

甲ハ本公債ノ元金ヲ償還セムトスルコトキハ其金額ノ期
日其他必要事項ヲ東京市及大阪市ニ於テ發

裏面白紙

裏面白紙

2173

發行元新南紙各式種以上ニ依メ之ヲ公告スルモノトス
甲カ本公債ノ買入銷却ヲ為サントスルハ別段其旨ヲ
公告スルモノトス

第七條 本公債元利金ノ支拂事務ハ株式会社日本興業
銀行本支店ニ於テ之ヲ取扱フモノトス 但其取扱手續
並ニ手数料ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 本公債一切ノ事務ニ関シテハ株式会社日本興業銀行
ニ於テ上記拾四銀行及四信託会社ヲ代表スルモノトス
第九條 本公債ニ関シテハ前各條ノ外大同元年(西曆七年)

拾壹月拾六日公布滿洲國建國公債條例及同年拾壹月
拾九日公布滿洲國國務院令ニ依リ取扱フモノトス

右契約ノ據トシテ日本文本證書原本及副本各壹通ニ作成
シ之ニ甲及乙ノ代表者姓名捺印シタル上原本ハ乙ニ於テ副
本ハ甲ニ於テ夫々之ヲ保有スルモノトス

昭和七年拾壹月拾九日

滿洲國 政府代表

財政部總務司長 星野直樹 印
滿洲中央銀行副總裁 山成喬六 印

no. 6

204

2173

No. 9

株式会社 日本興業銀行
 横浜正金銀行
 朝鮮銀行
 株式会社 第一銀行
 株式会社 三井銀行
 株式会社 三菱銀行
 株式会社 安田銀行
 株式会社 川崎第百銀行
 株式会社 三十四銀行
 株式会社 住友銀行
 株式会社 鴻池銀行
 株式会社 山口銀行
 株式会社 名古屋銀行
 株式会社 愛知銀行
 三井信託株式会社
 三菱信託株式会社
 住友信託株式会社
 安田信託株式会社

裏面白紙

2173

NO. 8.

2173

右代表者

株式会社日本興業銀行
總裁 結城 豊太郎

印

306

裏面白紙

6

Doc. P. 2120
E. 376

昭和三十一年八月十五日

部長

東京都麹町区丸の内一丁目八番地
株式会社日本興業銀行

總裁 伊藤 謙二

インターナショナル・プロセキネーション・セクション

伝中

下記書類ハ貴方ニ依リ本年六月十二日附大蔵省
經由提出セルモノニ相違無之候

記

- 一 滿洲国政府建國公債引受募集契約書寫
- 一 敎令第一〇九號建國公債條例
- 一 院令第一七號建國公債發行規程

以上

裏面白紙

307

裏面白紙

茲ニ參議院ノ諮詢ヲ經テ運口公債條例ヲ制定シ之ヲ公
布セラル

勅令 運口公債條例

大同元年十月六日

國務總理 西園寺公
財政部總長 三浦 雪

勅令第十七號

運口公債條例

運口ニ存フ心算ノ経費ニ充ツル爲メ政府ハ日
貨公債三千萬圓ヲ發行シ之ヲ運口公債ト稱ス
本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

院令第十七號

茲ニ運口公債發行規程ヲ制定シ之ヲ公布ス

大同元年十月十九日

國務總理 野 澤 宗

11

2120

38

逓口公債發行規定

第一條 政府ハ逓口公債條例ニ依リ日債公債額
面ヲ千萬圓ヲ發行ス

第二條 本公債ノ元金ハ 大同四年一月十一日より五年
内ハ左記百分率ニ依リ之ヲ償還ス

自 大同四年一月十日 至 大同五年一月十日 二百萬圓以上

自 大同五年一月十日 至 大同六年一月十日 四百萬圓以上

自 大同六年一月十日 至 大同七年一月十日 六百萬圓以上

自 大同七年一月十日 至 大同八年一月十日 八百萬圓以上

自 大同八年一月十日 至 大同九年一月十日 發額

2120

72

本公債、一部償還ハ相籤ノ方法ニ依リ
政府ハ何時ニテモ本公債ノ買入銷却ヲ自由ニ行フ

第三條

本公債ノ元金ヲ償還セシムルニ付本公債ハ
銷却ノ場合ヲ除キ其ノ在籍地ニ在リ
他國要事項ヲ承取ルモノハ其ノ在籍地ニ在リ
銷却スル新開紙各ニ相換セシムル事

第四條

本公債ノ元金償還ハ額面金額ニ依リ
シテ九十九圓五十分ノ額トス

第五條

本公債ノ利率ハ年息五厘トス
本公債ノ利息ハ毎年六月一日
ニ於テ各前年六月分ヲ支拂ス

23

2120

第六條

本公債ノ償還ノ場合ニ於テ本公債ノ
タワルトモ八日有リ以下計算ス
但シ本利ニ年六月一日ニ支拂ハルモノ
ハ變面金額百圓ニ付テ一圓九十五銭
ニ付テ支拂トス

第七條

本公債ノ證券ハ無記名付シテ西曆五月一日
一十月五十九日及一萬圓ノ五種トス

第八條

本公債ノ利息金ノ支拂事務ハ株式會社
日興業銀行支店ニ於テ之ヲ取扱フ

第九條

本公債ノ申込期ハ大同元年十二月一日ヨリ
同三月迄トス但シ同三月前ハ隨其申込ヲ
辨知セラルヘシ

第十條

本公債ノ應募者ハ應募額及住所内知ヲ
記載シテハ應募申込書ニ應募額内ノ
付立内ノ證據金ヲ添ヘ之ヲ取扱銀行
ニ提出スベシ

第十一條

本公債ノ應募總額ハ拾萬圓ヲ超過ス
ルトキハ各應募者申込ノ額ノ通算額ノ變
ヲ定ム

第十二條

本公債ノ應募者ニシテ未入額トナル者ハ
左ノ三分ニ依リ應募額ニ對シテ押込ヲ
爲スヘシ但シ第一回押込ハ證據金ヲ以テ

裏面白紙

之を記す

第一回 募入決定ノ際

募入額百円ニ付之

大同元年十一月三十日

第二回 募入額百円ニ付之

大同二年一月十日

募入外よりタル應募者ノ證據を人請不ニ依り
之ヲ選付ス

第十三條 本公債ノ旨思推遵者生所ノ事是

公署ノ益金ヲ以テ擔保トシテ元利並ニ
益金中ヨリ優先ニ之ヲ支拂フ

第十四條 本規程ハ大同元年十一月十日ヨリ之ヲ
施行ス

75

2/20

3/2

NI 8

21-9-3
9 DOC. P. 9524
12377

(第六十七頁)

滿洲ニ於ケル阿片毒賣

阿片小賣店開業ノ記事が毎日滿洲ノ各新聞ニ
現レテ居ル。

其ノ例ヲニ三拾ツテ見ルト次ノ通り。

東豐縣

省公署令ニ依リ東豐縣ノ縣署密營局ハ第一期公
認阿片小賣店トシテ施錢一、五圓ヲ、其營開業
他ヲ指定シタ。

彼等ハ既ニ營業許可ノ爲必要ナル供託金ヲ
納メテ居リ指圖通りノ組織ヲ完了シ且諸取
扱處モ資本金が充分タカラ營業ノ將來性ハ
大ナリト信セラレル。

ト警署本部ハ公告シタ。近々第二期第三期
ノ小賣商ノ爲追加許可が興ヘラレルモノト考
ヘラレル。

裏面白紙

DOC. 9524

NQ.2

N¹¹ (遼寧縣)

昌圖縣ニ對スル省公署令第二百六號ニ依リ同市
西街ニ居住スル王雲亭が阿片の賣商ニ指定
サレ又小賣取扱處開設ノ權ヲ與ヘラレテ居ル
右取扱處開設ニ際シテハ多數が出席シ且主として

(第十一—十二頁)

吉林省ニハ約四十ノ阿片取扱處が有り在り
平均約二百兩ヲ賣リ全部テ大體八十兩ノ高賣
ヲシテ居ル

哈爾濱テハ阿片取扱處ノ日收が約一萬兩カ收
益セラレル

興安熱河及黑龍江各省ノ首都テハ一日平均約
五萬兩ニ達スル

滿洲國內政務發行ノ公報ニ依レバ滿洲三千
萬ノ國民ノ幸九百萬以上即チ總人口ノ約三
分一ガ阿片常用者ナル

裏面白紙

24/2

DOC. 9524

此ノ數字ノ中一割三分八十五歳以下、
 二割三分が二十五歳以下、
 三割三分八十三歳以下ノ者ナリ。
 各常用者ハ毎日平均約四片(十分ノ重量)
 ノ阿片ヲ必要トシ其ノ總計ハ常中衛ノ約
 二九二、五〇〇封度トナル。
 阿片一斤(十分ノ一量)ノ代價ハ約四十ル
 デアル。
 一ヶ年消費ノ總計ハ五億ルヲ超過スルノ
 デアラウ

奉天

NO. 3
 本九月十八日以来 日本人ニ依ル「煙草」「三差」
 「永善」「永盛」「永昌」ノ如キ多数ノ阿片店ガ
 奉天市内ニ開店シタ。
 昨年三月以來純然タ商賣ニ從事シ
 テ居タ。

24

NO.4

DOC. 9524

日本商店ノ大部分ガ阿片店ニ轉白シタ。
其ノ數全部ヲ云々以上ニ違スル。
彼等ハ阿片吸飲ノ設備ヲスルト共ニ、阿片
其他ノ麻醉劑ヲ販賣スル。
奉天市外、大西關、小西關、公家慶、公府師
及南北兩市場ニ於テ幾々ハ百五十軒以上ノ阿
片店ヲ発見スル。此等ノ店ノ中五割ハ朝鮮人
四割ハ日本人、一割ハ支那人ニ依ツテ經營セラル。
日本租界及南滿洲鐵道沿線地帯ノ状況ハ更ニ
重大デアル。
支那人經營ノ各阿片店ハ蒙ルカ、モ知レナ
イ對策ニ對スル用心捧トシテ日韓兩國及
三國テ少トモ、一人乃至二人ノ日本人ハ朝鮮人
ヲ雇ハネハナラナイ。

裏面白紙

NO. 5

DOC. 9524

斯ウスル事ニ依ツテ是等ノ店ハ日章旗ヲ
掲ゲル權利ヲ與ヘラレル。

一九三三年五月第二週以來大分ノ阿片

窓ハ御客ノ意ヲ迎ヘル爲接待婦ヲ雇入
レタ 此ノ制度が始マルト共ニ商賣ハ三倍
ニ飛躍シタ

哈爾濱ノ状況

日本軍ニ依ル哈爾濱ノ占領以來五百軒以上ノ阿
片店がキタスキ一街及大正街地帯ニ開店シタ
軒数ハ他ノ諸地帯ニ於ケル軒数ノ總計ヨリモ多イ
以前阿片ハ松花江及綏芬河下流地帯カラ
密輸サレテ居タガ、日本軍ノ占領以來阿片ハ
長春カラ仕入レナケレバナラナカッタ。
盜難紛失ヲ防グ爲通常日本兵が阿片

裏面白紙

DOC. 9524

輸送ノ保護ニ任シテ居ル

哈爾濱ニ於テモ吸飲者ノ爲接待婦ガ雇

ハレテ居ル。

哈爾濱ニテハ一千ノ所以上ノ阿片窟ガアリ、

夫々數名ノ接待婦ヲ雇ツテ居リ、各接待婦ハ

一月五十圓カラ三月迄ノ日給ヲ貰ヒ、其上一日正約

八乃至二十圓ニ達スルヲ得テ居ル。

吉林省ニハ、尤爾軒、黑龍江省都ニハ、五百軒

以上、安東及營口ニハ夫々四百乃至五百ノ阿片窟

ガアル。是等阿片ノ産ハ全部滿洲國阿片專賣

局ニ登録セラレテ居ル。

營業許可手数料ハ一店當リ五百圓ヲ阿片

其ノ賣高ニ拘ラス阿片專賣局一量當リ六

NO. 6 十圓ヲ得ハネバナライ。

裏面白紙

NO. 7

DOC. 9524

是等阿片密ノ接待婦ハ娼婦ガ姿ヲ変ヘタモノニ
外ナラナキ。

斯カル制度が行ハレタ結果トシテ二十歳カラ

三十歳ノ間ノ青年達ハ是等阿片密ノ常連

ニナツタ。滿洲国政府ノ豫算ハ第一年度阿

片專賣高莫上高ノ中五百萬圓ノ收入ヲ計上

シテ居ル。

阿片專賣局ガ賣ツタ阿片ノ總額ハ三千

三百萬圓ニ達シタ。

裏面白紙

318

9524 Bc-9524-B
E 377

7

亞米利加合衆國大蔵省

華 盛 頓

一九四六年七月三日附

亞米利加合衆國律例第二十八題目第十七章第六
百六十一節ノ規定ヘ合衆國改正法令第八百八十二
節ニ從ヒ、タイプライターニ打テタル通報十二
頁ヨリ成ル「簿記ニ於ケル阿片專賣」ト題スル別
紙書類ハ在中國上海合衆國總領事附財務官アール・
ニコルスン氏ノ一九三四年七月十二日附報告書附
屬書ノ正確ナル直譯寫眞版寫シナルコトヲ茲
ニ證ス。尙本館原本ハ管内發送中ニ發送ミ有リ。

右證人トシテ余ハ冒頭記載ノ年日ニ於テ、
自ラ手ヲ下シ大蔵省封印ヲ爲シタル者ナリ。
大蔵大臣ノ命ニ依リ
大蔵省書記長 署 名

裏面白紙

317

中華民國上海一、九三五年四月一日

米國首府「ワシントン」

國稅部 閣稅部長 宛

21-2-3
10
P. 9510-1
E. 378

熱河ニ於ケル米粟栽培獎勵用日本貸付金ニ關スル件

食糧生産ニ從事スル此等農民ニハ土地一モ一當
リ三〇セントノ貸付ヲナシ此ノ金利ハ年七分デア
リマシタ。米粟ヲ栽培セル農民建ニハ金利年二分
三厘ニテ土地一モ一當リ二厘ノ貸付ヲシテ居リマ
シタ。同時ニ湯王麟將軍政權時代二八阿片一モ一
當リ一〇乃至二〇厘ヲ課シテ居タ。米粟稅ヲ一モ一
當リ五厘ニ減價シマシタ。此ノ結果成ルベク多額
ノ借入ヲナシ且ツ少額ノ金利ヲ支拂ハウト希望ス
ル農民建ハ此ノ手段トシテ皆 米ノ栽培ヲスルコ
トニナリマシタ。

一九三四年熱河ノ諸縣ニ於テ米粟栽培獎勵ノタメ日
本人ヨリ此等農民ニ貸サレタ小額貸付ノ金額ハ次
ノ通りデアリマシタ。

承	德	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
平	泉	一一〇、〇〇〇、〇〇〇
總	計	一五〇、〇〇〇、〇〇〇

1935
熱河

10

合 計	隆 南	隆 化	赤 峰	朝 陽	建 平	豐 彝	國 場	綏 東	深 平
一、四一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇

豐 稟 穀 培 ニ ヨ リ 相 當 ノ 利 益 ヲ 豫 想 シ タ 多 數 農 民
 ハ 辜 實 ニ 於 テ ハ 彼 等 ノ 阿 片 ヲ 總 テ 市 場 價 格 ヨ リ 益
 ニ 低 廉 ナ ル 一 定 價 格 ニ ヨ リ 日 本 大 船 公 司 ニ 賣 渡 ス
 ベ シ ト ノ 強 制 命 令 ヲ 受 ケ タ 爲 ニ 全 ク 何 等 ノ 利 益 ヲ
 モ 得 ル コ ト ガ 出 來 マ セ ン デ シ タ 。 收 穫 後 多 數 農 民
 ハ 彼 等 ノ 借 金 ヲ 返 済 ス ル コ ト ガ 出 來 ナ ク テ 日 本 人
 ニ ヨ ツ テ 土 地 ヲ 没 收 サ レ マ シ タ 。

敬 具

財 務 官 M・R・ニコルソン

裏 面 白 紙

裏面白紙

21-9-3
P. 9528-1

E 379

ワシントン 国務省

一九三六年十一月二十三日

國務院 陸軍部

一九三六年十一月二十四日

送書ノ場合ノ参考番號ニハ八九三、一一四
應付第一七六九

本國務省代官ハ附送文官閣下ニ於テモテ共
ニ、一九三五年十二月三十一日附本官送信ニ關シ
テ、貴官ノミノ御参考マデニ、奉天アメリカ總領事
館ヨリノ一九三六年十月三十一日附送信ノ寫シ及ビ
ソレニ同封サレタ滿洲ノ阿片事情ニ關スル報告ノ寫
シ正副二通ヲコ、ニ同封御送附申上ゲマス。

同封文書

一九三六年十月三十一日附奉天總領事館送
信及ビソノ同封文書寫シ正副二通
アウネリシガ

一九三六年十月三十一日 滿洲奉天

アメリカ總領事館

送書 本館員ノミニ限ル

題目 最近ノ阿片事情

ワシントン

國務省 閣下 宛

9535-2

拜 啓

本官ハコ、ニ、一九三六年十月三十一日附文部北京
大任信ニ宛テタル本官ノ最近ノ阿片事情ニ関スル通
信第百〇號ノ寫シヲ御送附申上ケル光榮ヲ有スルモ
ノデアリマス。

アメリカ領事

ワイリアム・R・ランドグドン

阿片文書

北京大任信宛 通信第百十號

移 八號

四一號

一九三六年十月三十一日 海關奉天アメリカ領事官信

移 本部長ノミニ限ル

題目 最近ノ阿片事情

文部北京アメリカ大使

ネルソン・トラユラー・ジョンソン 閣下 宛

拜 啓

一、本官ハコ、ニ、阿片之貿易カラ出サレター一九三
七年度海關總督公署百號ニ關スル譯文ノ翻譯ヲ
御送附スル光榮ヲ有スルモノデアリマス。

二、
「海關百」ニ於ケル政府ニヨツテ決定サレタ法
定ノ海關總督百號ノ百口積ガ、コノ譯文ニヨレ

裏面白紙

323

95-2-3

バ、昨年ノソレヨリモ十三
 一カ一ニ増加シテキルコトニ
 リマセウ。要スルノ不
 ヨ止セラレテキルトイフ
 マセン。
 下邊ノ各章ニ照シテ見レバ、
 阿片小賣商人ニ
 アメリカ合衆國政府
 ソン兵ハ十月二十七、二十八
 奉天ヲ訪問シレマシタ。ソ
 カラトヤカク云ハレズニ
 口スル實情ヲ見タイト云ハ
 月二十七日、奉天ニ
 ノ目貫通リノ一ツニアル大
 流中流階級ノ支那人ヲトク
 阿片商ニ對シテモマシタ。コ
 容易ニ入ルコトガ出テ来ル
 入ルト店ノ香煙ハ何モ種方
 テーブルニ集内スルニ無
 ト私ノ部下ヲ一ツノ與
 モ賣問ハサレマセンデシタ。
 間イテ、香煙ハ一寸ニイ
 弛クトカ不安ニ思フトカイ
 マセンデシタ。コノ店デ
 與フ都合ニハ一層二十
 合ニハソレト同ジ分五ガ二

裏面白紙

9528-4

ムソン氏等ガソコニキル同モ、何片信局者ハ
 終出入リシマシタガ、下ノ信局ノ何片ヲ得マレ
 ルカトイフ要聞ガ鄭重ニナサレル以外ニハ、
 ノ要聞モサレテキマセンデシタ。
 私ハ次ニトムソン氏ト私ガ英西國領事且ツ代
 領事ノデーヴィス氏ト共ニ奉天ノ領兵官ヲ
 ネタ時ノ模様ヲ告知ラセ致シマス。何故ナラバ
 コレハ奉天ノ何片事情ヲ更ニクハシタ説明ス
 コトニナリマスシ、又九月ノ政治報告ニオイ
 私ガ一言シタ新聞記事、即チ一九三三年編
 主要都市ニオイテ五八四六人ノ人々ガ何片
 ノタメニ死亡シ道管ヲ組織モサレテカツタ
 フ記事トモアル程度關係ガアルト存ジマス
 バタヤ市場ノ近クニ、惡臭ノヒドイ、フ
 シノ下水渠ノソバニ五十軒ばかり小屋ガ
 並モ在リ、遺棄ノ汚物ガ往ンデキマスガ、
 又公然ト何片ヲ賣マセテキマス。ソノ汚物
 運送ノカゲハ少シモアリマセン。ソノ汚物
 クヒドイモノデス。因果關係ヲヒシトシ
 サセル風氣ガソコニアリマシタ。何片信局
 丁度後ノ灰ノ山ノ上ニ七ツノ死体ガ横ハツ
 マシタガ、ソレヲハ信局ノ信局者ニヨツテ
 ボロボロノ衣服ヲハギトラレタノデセウ。其
 デアリマシタ。始終赤十字協會ガ死体ヲ片
 ルガ、ソレデモコノ惨ナ情景ハ毎日見ラレ
 ダソウデス。コレヲノ死人ハ何片中森ノ爲
 ヲトゲタノダトイフヨリ外ノ説明ハ何モ

裏面白紙

25

9528-5

レマセシタ。

右ニ送ベタコトカラシテ、A・S・C・E・I・M
等ガ昨秋阿片取締ニツイテノ意見ハテモ
出シテ以來ソノ問題ニ關シテハ何等ノ進歩モ
ラレナイトイフコトハ明瞭デアリマセウ。

アメリカ領事

ウイリアム・R・ラングドン

＊一九三三年十一月十日

「送付ニ於ケル阿片」

同封巻頭

- 一、布告ノ翻譯文
 - 二、條項ノ翻譯文
- 一九三六年十月三十一日附發卷頭
ト同時ニ

- 東京大使館へ一送
- 南京大使館へ一送
- ハルビン總領事館へ一送
- 大連領事館へ一送
- 上海財務官へ一送
- ノソレゾレへ五送送附セリ

第四十一號通信 同封巻頭一
滿洲奉天アメリカ領事ウイリアム・R・ラングドン
ノ一九三六年十月三十一日附發北京大使館
「最近ノ阿片事情」ト題スル報告

「滿洲日報」版
官報七五八號
一九三六年十月一日

裏面白紙

326

9528-6

譯文

專賣局告示第三號

阿片法施行規則第十二條ノ規定ニ從ツテ、
(一九三七年)ニ於ケル專賣局管轄地ニ於テ及ビツノ可
ハ求ノ如クナルコトヲコ、ニ通告ス

專賣局長官

煙 葉 商

康徳三年(一九三六年)十月一日

省 名 地	一九三七年 百額(貳モウ)	一九三六年
熱 河 全省(十二縣)	七〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇
吳淞區	リニシ一縣及 ケシケテン・パンテ	五〇〇〇〇
三 江 省	富錦 同江 密山	二二〇〇〇〇
濱 江 省	ジャオホーバオチン縣 フーリン縣	三〇〇〇〇
總 計	一、〇三〇、〇〇〇	八八〇、〇〇〇

一五六〇六一エーカー 一三三三三三エーカー

A・S・チエイヌ報告

「滿洲ニ於ケル阿片」

一九三五・十一月十日

裏面白紙

12

21-9-3
E. 380
P. 9530-1

11

一九三七年三月二三日
送参ノ際ハF B 八九三、一一口
ワシントン
ノコト

國務省ノ参謀ヲ
國務省ハ局長ヲ
八日附本省参謀及先任ヲ参謀シ
領事ヨリ一九三七年二月二日ノ
レタル領事館長府志
スル阿片發賣シ増加ニ
一九三七年二月四日
附ス

附録一
東京總領事館一九三七年二月四日第一四號別紙
二通

裏面白紙

9530-2

第一四三

一九三七年二月四日

東京米口信託會社

朝鮮ヨリノ發着額阿片發着高增加ニ
關スル件

ワシントン國務長官閣下
閣下

朝鮮ヨリ發着ニ關スル應得額發着ニ關スルウイリア
ム・アール・レングトン領事ノ一九三三年六月一日
日第六回發着額文書ヲ參照シ此處ニ一九三七年二月
二日附東京總領事館(朝鮮總督府ノ日文發着額)所載ノ
總督府專賣局ヨリ「發着額」專賣局ニ發スル阿片發
着高增加ニ關スル記事ノ編譯ヲ隨ンデ傳送ス
同前ノ新日記事ニ明カナル如ク發着額ニ對シテ毎年
一、三三三ポンドノ阿片ガ發着額サレテキタガ發着額
發着局ノ發着額ニヨリコノ發着額ハ増大サレル
新日發着額增加ノ發着額ニ直ニ關セル朝鮮ノ阿片年發着額ハ
三七、八七〇ポンドヨリ八二、六七〇ポンドニ増大
サレルデアラウ、之ニ關シ注目スベキハ發着額ニ於テ
ル阿片年發着額ノ七一パーセント以上ガ發着額ニ發着額サ
レテキル事實デアアル

東京米口信託會社
オー・ガイロッド・マーシユ

同前！

一、新日記事ノ發着額

東京米口信託會社 S L L、口 / H C O I Y

050-3

朝鮮在京城米日總領事館一九三七年二月四日第一四
號「朝鮮ノ新編何片賣出高増加ニ因スル管」同封
巻頭

京城日報（朝鮮總督府日文報）ヨリ宛録

何片在産ノ増大

總督府專賣局長藤原文正人ハ東京ヘノ出張後ヨリ
直轄直轄ニ新編法ニ對シ左記ノ如キ發現ヲ發表シタ
毎年約一、三三三ボンドノ何片ガ新編法ニ對シ
輸出サレテキルガ、最近東京ニ於ケル何片ノ發
見會數ニ於イテ新編法ノ發見ニ對シキコノ發見及
成信北道並ビニ成信南道ニ於ケル農人等ノ發見
ヲ増加スベキ事ガ決定サレタ
自分ハ之ガ發見總額ノ大メ二月迄シクハ三月中ニ
總額ニ行ク發見デア
現在農人等發見者ニ對スル報酬ハ一貫目（八、
二六七ボンド）百二十日デア
千貫（三七一、八七〇ボンド）ヨリ一貫目（八二、
六七〇ボンド）ニ増大スレバ發見者ハ百萬圓以上
ヲ受取ル事ニナル

裏面白紙

13

21-9-3
13
P1043-1
E381

117

昭和十三年度執務報告 第一九四—二〇三

外務省 薬務局

第六卷 阿片及麻薬ニ関スル問題

一、支那ニ於ケル阿片及麻薬問題

昭和十二年七月日支交渉ノ勃發以來支那ニ於ケル我ガ實權占領地域ハ逐次擴大トナリ又各地ニ新設權ノ成立ヲ見ルニ至リタルヲ以テ外務省トシテモ同地域ニ於ケル阿片麻薬政策ノ樹立ノ必要ナルコト並ニ本件ニ關シ現地軍閥ト協力シテ新設權樹立ヲ適當指導スルコトヲ急務ト認メ種々研究ノ上大要左記方針ニ依リ措置シ來リタリ

(一) 阿片ニ關シテハ主義上從來ノ禁絶主義ヲ維持スルモ阿片以食ニ關スル支那ノ一環ノ慣習及現在ノ治安狀況ニ鑑ミ差當リ現地ノ實況ニ照シタル取締ヲ爲シシムルコトハ寧ろ實際ノ實効ハ時期尙早ト認ム

イ、禁煙委員會ハ其ノ任務ヨリ生産セラルル阿片ノ生産・收購及移出ヲ統制シ居リ、北支政權ハ成立ト共ニ統制局ニ清查課ヲ以テ管内ニ於テ取引セラルル阿片ニ印花税ヲ課シ不正取引ヲ取締リ察リタルモ更ニ阿片商ノ退治ハ感ヲ費事シ一層其ノ取締ノ徹底ヲ期シタリ

ロ、中支ニ於テモ最近豫新設権内ニ或種線局ヲ設

裏面白紙

1043-2

裏面白紙

ケ安済善堂ナル阿片商ノ組合ヲ統制シ其ノ取締
ニ着手セリ

ハ、廣東ニ於テモ皇軍占領直前迄華貨上ノ阿片專
賣制度實施セラレ居リタル處ナルカ現在今後ノ
取締方針ニ關シ新舊研究中アリ

ニ、阿片ニ依ル新政府ノ收入ニ關シテハ其ノ全額
ヲ時カニスルヲ待サルモ今年二月ノ河北省政府
（地方縣政府ノ收入ヲ含マス）ノ収入約二十萬鎊幣ニ

達シタル處ニテ其ノ後治安ノ確保及新政策ノ徹
底ニ從ヒ收入モ又増加スルモノト想像セラレ
ホ、尙原料阿片ハ成ルヘク土產阿片ヲ以テ賄ハシ
ムル方針ニシニ目下豫選產阿片ノ出廻リノ調整

ニ關シ指導中ナルモ本年四月甲支方面ニ於テ阿
片生産地トシテ隔離ニ依リ取引阿片價格ノ暴騰ハ
一兩（十匁）五元ヨリ十五元トナル）ヲ來シ無三國不正

取引業者等ノ謀ズル所トナル誤アリタルヲ以テ
現地軍ノ長官ニ基キ此二八箱ノ「イラン」産阿
片ヲ北支政權ノ輸入許可證ニ依リ輸入スルコト

ヲ承認セリ
(二) 廢藥ニ關シテハ其ノ害毒阿片ニ勝ルモノアリ前述
阿片政策ノ圓滑ナル遂行ヲ見ル爲ニハ廢藥ヲ嚴重

取締ルコト絕對ニ必要ナルノミナラズ其ノ不正取
引モ國際的ナルヲ以テ此ノ際我カ占領地境內ニ於

1043-3

テモ出来得ル限り斷禁ヲ強行スルコト必要ト認メ
現地軍制トモ協カシ新政策ヲ指導スルト共ニ從來
兎角ノ問題ヲ追シタル在支邦人不正取引業者ノ取
締ニ付テモ現行外務省令ノ施行及警察指導ヲ爲ス
等大要左記方針ニ據リ取締リ居レリ
イ、邦人不正業者ヲ嚴重取締ル爲法令ノ範圍内ニ
於テ是種ヲ謀シ諸習犯者ハ原則トシテ在留禁止
處分ヲ爲ス
ロ、麻薬ノ密造ハ不正取引ノ源泉ナルヲ以テ其ノ
取締ニ對シ完璧ヲ期ス
ハ、邦人不正業者ノ正業轉業ヲ海軍助長ス
轉業ノ指導ニ精シテハ帝國軍隊占領地域ニアリ
テハ自然軍需品ノ便利屋飲食店等ノ商業モ成立
シ得ルヲ以テ出来ル得ル限リ之等正業ニ就カシ
メ后ルト共ニ冀東ニ於テハ賣國賊人ヲ收容スル
目的ヲ以テ朝鮮總督府ト協カシ設置ニ東京ヲシ
テ安全農村ヲ設立セシムルコトトシ本年九月ヨ
リ本工事ヲ開始セリ（三千五百可歩、收容鮮人一千
戸、所費資金六十八萬圓中二十三萬圓ヲ以テ府ヨリ補助ノ豫定）
尙今日迄對支麻薬ノ輸出ハ在支邦人醫師、藥劑
師及病院等ノ需要ニ充ツル爲外務省令ニ基キ領
事館ノ輸入許可證ノ發給ニ依ル手續ヲ經テ行ヒ
居リタルモ新政策ノ成立後支邦ノ麻薬政策ニ協

裏面白紙

1043-4

カスル建前ヨリ其ノ正當警察用麻葉ハ之ヲ内地
ヨリ又除スルコトヲ適當ト認メ具體的問題ノ發
生スル度ニ準備及關係各省ト打合セテ行ヒ善處
シタリ (昭和十三年十月未現在)

二、青木事務官北支長駐湖蘭國領事官ノ管

天津ニ於ケル渡收阿片及麻葉類ノ處理問題並ニ北支
及滿洲國ニ於ケル阿片及麻葉類ノ現狀ヲ觀察シ將
來ノ阿片及麻葉政策ヲ考案セシムル爲阿片關係事務
擔當ノ青木事務官ヲ二月上旬ヨリ約一ヶ月間北支滿
洲國及朝鮮ニ出張セシメタリ
尙同事務官ハ三月下旬上海ニ於ケル收買阿片輸入
問題ノ處理ニ關シテ現地ニ於ケル阿片ノ需給狀況
ヲ觀察シ且大吏館及總領事館兩方面ト打合ノ爲上
海ニ出張シタリ

三、天津ニ於ケル渡收阿片及麻葉類ノ處理ニ關スル件

天津總領事館保管ニ係ル渡收阿片及麻葉類ノ處分ニ
付テハ青木事務官北支出張ノ節滿洲國ニ於ケル總領
事館用トシテ同國專賣總局ヘ之ヲ寄託保護スルコト
ニ決定ヲ見、一覽表ヲ作成シ右ニ依リ昭和十三年ハ
康徳五年一三月十一日奉天ニ於テ引渡ヲ了シタリ

四、第二十三回阿片諮詢委員會ニ於ケル渡收問題

本諮詢委員會ニ於ケル阿片及麻葉ニ關スル所謂「極
東問題」トシテノ討議ハ總局スル所支那ニ於ケル取

1043-5

備ニ付本邦ノ執ルヘシトスル責任ニ關スル點ニ集中
 セラレ得、如ク各代表交々立テテ支理ニ於テ日本
 ノ勢力下ニ在ル地方ノ實際惡化ニ付本邦並ニ日本軍
 隊ヲ隨時監視シタルニ對シテ天羽代表ハ帝國ノ根本方
 針及取締措置ヲ説示スルト共ニ善惡ノ真相ヲ明カニ
 シ支那ニ於ケル阿片及麻藥問題ノ時期ヲ快クハ支那
 ノ狀況其ノモノニ差因スルコトヲ明瞭ニシ之ヲ我方
 ノ責任ニ歸スルノ點ヲ所以ヲ説明セシメントシタ
 ルガ米、炭及、英、加、白等ノ代表ハ依然日本側ニ
 於テ誠意ト努力トヲ快クトノ信見ニ因ハレ飽ク迄本
 邦ノ責任ヲ歸咎シ難ク非難被擲ラレタリ

五、麻藥原料生産制限準備委員會問題

原料生産制限問題ニ關シテハ將來ノ本件條約ハ世界
 性ヲ有セサルベカラズトノ議論ハ委員會委員一同ノ
 支持シタル所ナルガ天羽代表ヨリモ機會アル毎ニ滿
 洲國ハ主要ナル阿片消費國及輸入國トシニ無視スベ
 カラザルコトヲ注意シ原料問題ニ關スル審議ノ進ムニ從ヒ委員會
 一般ハ次第ニ滿洲國ヲ考慮セズルベカラザル事ヲ確信スルニ至リ
 タルハ否定シ得ザル點ニシテ原料ニ關スル生産制限ノ見地ヨ
 リスルモ滿洲國北支ハ勿論支那ノ大半ニ緊密ナル關係ヲ
 有スル日本ノ地位ハ益々重ク日本ノ努力ヲクテハ、
 原料生産制限問題ヲ解決スルコト殆ト不可能ナリト
 ハ委員會一般ノ確信シタル所ナルヘシ尙本件制限條
 約ノ成立ニ關スル見通シニ付テハ諒解ヲ許サザルモ

裏面白紙

1043-6

ノアルモ各國共本會議ノ目的ニハ實成シ又聯盟及阿片
片審問委員會ガ中心トナリ繼續發展スルコトトナリ
居ルヲ以テ問題ハ漸次具體化シ條約ノ成立ニ導カ
ル傾向アルヤニ察セララルル處元來麻葉原料生産制限
ノ趣旨ニハ本邦トシテモ賛成シ其ノ條約成立ヲ支持
スベキモノナル故今次準備委員會ニ於テ消極的態度
ヲ採リタル懸緯ハアルモ我方トシテハ阿片及麻葉ノ
分野ニ於ケル聯盟ヲ中核トスル國際協力ニ参加スル
ト否トヲ問ハズ本問題ニ付テ根本方針ヲ確立シ今後
趨起スベキ種々ノ事象ニ對シ善處シ得ベキ準備ヲ爲
シ置ク必要アルハ愈々俟タザル所ナリ

六、依自產阿片輸入統制問題

昭和十年(一九三五年)十一月以來在「テハラ」三發商
事會社出張員ハ依自產阿片輸入獨占株式會社(實際
ハ依自產政府ノ「インスティテューション」ナリ)ニ對シ
依自產阿片輸出ヲ對價トシテ本邦産阿片輸入ノ契約
締結方交渉ヲ行ヒ居リタル處昭和十一年八月一日ニ
至リ三發商ハ依自產阿片一千箱(一萬三千九百磅)
ノ輸出ヲ爲シ右ニ對シ總商會社ハ三發商ヨリ日
本産阿片十七萬磅(阿片ニ對シ約一倍半)ノ買付ヲ
爲スコト但シ阿片ノ輸出ハ昭和十二年(一九三七年)
二月二十日迄總商會社入ハ同年五月末日迄ニ實行スル
コトニ諾合シテマリ兩者間ニ契約成立調印ヲ見タリ

裏面白紙

336

1043-7

裏面白紙

(註) 阿片取引ノ再議タル對價輸入額ニ關シテハ昭和十一年
 一對一五、昭和十二年一對三トナリタルモ兩社競争ノ結果
 昭和十三年度ニ於テハ一對一ニ下シタリ尙依舊例ガ機會
 アル毎ニ本邦對價輸入額ヲ否定セントスル態度ニ出テ居ル
 ハ後記道ナリ

然ル處右契約ハ昭和十二年二月末終了トナリ其ノ更
 次新契約ニ付テハ種々ノ事情ヨリ三發例ニ於テ延延
 シ居リタル處是ヨリ先三發例ニテハラシムニ出張
 所ヲ開設シタル三井物産ハ認カニ阿片會社ニ付何等
 カノ談合ヲ遂ケタル勢大進向ケ漸入阿片ヲ蒸札シ阿
 片會社ニ復契約ヲ申込ミタルニ與シ同會社ハ三發ト
 ノ條約中會社ハ契約終了後履行ノモノニ付テモ他ト
 契約ヲ爲シ得サル條款アルヲ理由トシ之ニ應ゼザリ
 シ次第ハアルモ他面阿片會社ハ三井、三發ノ狀勢ヲ
 觀取シ本邦向ケ阿片價格ヲ値上シ其ノ買入ハ競争入
 札ニ附スベク綿布ノ代價輸入ノ福利ハ之ヲ認メザル
 旨兩社ニ通告シ來リタリ

茲ニ於テ將來ヲ兩社ノ自由競争ニ及置スレバ兩社共
 其ノ足下ヲ見越カサレ依舊例ヲ付ケ上ラシムルノ結
 果トナリ依價ニ於ケル尙舊商權ノ正常ナル伸張ヲ因
 難ナラシムルコトトナルヲ以テ茲依價田代理公使ニ
 於テ三井、三發兩社ノ出張員同ヲ請渡シ昭和十二年
 三月六日協定ヲ結バシメタリ右ニ依レバ三井ハ昭和

1043-8

十二年度ニ於ケル阿片會社トノ關係ヲ拋棄スルト共
ニ向フ一ケ年間三菱ノ獨占的地位ヲ認メ右期日以後
ニ付テハ改メテ協議スルコトトシ又三菱ガ右一ケ年
間ノ地位ヲ利用シ其ノ後ニ巨額資本ヲ阿片會社ト
契約スルガ如キコトハ公使館ニ於テモ容認セザルコ
トヲ明カニシタリ
右三井、三菱協定ハ昭和十三年三月六日迄ノ期限ニ
付妥協シタルモノナル處其ノ後協定事項ノ解釋ニ關
シ兩社間ニ意見ノ齟齬ヲ來シ即チ三菱側ハ前記開日
以後ニ於テハ交渉ニ應ズルノ義務ヲ認ムルニ過ギズ
ト輕ク逃ゲ三菱ガ依頼ニ於ケル阿片取引ノ諸若者タ
ル事情及阿片會社トノ間ノ「ブレフエレンス」條項
ヲ理由トシテ完全ナル獨占ノ地位ヲ固執スルノ態度
ヲ採リタルニ對シ三井側ハ前日迄ハ自由競争トスベ
キコトヲ飽ク迄主張スルヲ以テ前記昭和十三年三月
六日以後ハ兩社ノ間ニ火花ヲ散ラス競争ノ展開サル
ベキハ必ずノ勢ニアリ斯クテハ相手方タル阿片會社
ノ爲ニ兩社トモ容易且自由ニ競争ラルヘキヲ以テ三井、
三菱本社間ニ具體的協定ヲ締結セシムルコトノ緊要
ナルヲ思ハシメタリ
然ルニ昭和十三年三月ニ入り三井ハ六月以降ノ取引
ニ付阿片會社ト談合ヲ試ミタル處既ニ三菱トノ間ニ
獨占契約アル故ヲ以テ昭和十三年十二月二十七日迄

裏面白紙

1043-9

ノ取引ヲ拒絶セラレタル事ヲ以テ三菱ガ昭和十二年三月六日附協定ニ違反シテ爲シタル獨占契約ノ放棄ヲ命ゼラレタキ旨強硬ニ要求セルモ他方三菱ヨリノ情報ニ依レバ三井ハ新嘉坡丸ニテ「ブシール」ヨリ阿片九七八箱（内譯「マカオ」商五五〇）中文向四二八一ヲ大沽向ケ發出シタル事ニシテ事情右ノ如ク三菱ハ公使館ノ嚴命ヲ無視シテ獨占契約ヲ結ビ三井ハ獨占契約ニ付三菱ヲ詰リ乍ラモ石炭契約以外ニテ阿片輸出ヲ爲シタル次第ニシテ兩社共利益ノ爲ニハ手段ヲ變バザルハ勿論一方之ニ新界ニ月送スル大商社タルノ面子問題ノ纏結スルアリテ依り阿片ノ輸出ヲ嚴リ兩々議ラズ激烈ナル商戦ヲ開始シタリ

斯クテ右事案ノ進ニ推移スルニ於テハ高利ノ損失ハ時ヲ俟タズ帝國貿易ノ品位維持ノ面ヨリスルモ誠ニ遺憾ナルヲ以テ日依貿易並ニ對該國領ノ大衆的見地ヨリ依頼ニ於ケル阿片ノ買付ヲ一本ニ取進ムル目的ノ下ニ兩社間ニ妥協方策總シ來レル迄十月三菱獨ヨリ滿洲向三千箱（但シ期限二年）ノ買付契約交渉中ノ旨通報アリ次デ三井ヨリモ中文向二千箱ノ買付交渉中ナル旨申出アリタルヲ以テ更ニ兩社間ノ協同ヲ容易ナラシムル爲日滿支三國向阿片買付ハ兩社共同シテ一本進ニテ交渉スルコト、昭和十四年度三國向買付蓋ハ蓋當り四千箱トスルコトハ兩社ノ持分ハ

裏面白紙

339

1043-10

等分トスルカ或ハ三菱ハ日清向、三井ハ支那向トス、右以上買付ヲ必要トスルトキハ兩社等分トストノ試案ヲ提示シ韓旋ヲ試ミタルモ三菱側ニ於テ滿洲國向買付ヲ妥協中ニ包含セシムルコトヲ肯セズ十二月現地ニテ契約ニ關シタルガ爲三井ノ日支向商談ノミヲ差止ムルヲ務ザルコトトテリ之亦次イデ契約ニ關シハ求償權一割一妥協韓旋ハ一應不慮功ニ終レリ尤モ右兩契約ハ獨占權ヲ得ハザルヲ以テ將來ニ對シ兩社間ニ交渉ノ餘地存ズルニ對シ方針ニハ悉ルトコロ無ク軍當局トモ一層連絡ヲ密ニスルト共ニ大藏商工等ノ協力ヲ得テ兩社間ニ妥協ノ強固セシメント圖リタリ（本件ニ關シテハ昭和十四年三月十四日ニ至リ三菱ハ日本及滿洲國、三井ハ甲支南支、北支ハ等分ノ條件ニテ兩社間ニ一申合ノ成立ヲ見タリ）

七、臺灣生藥在庫「コカイン」處分ニ關スル件

昭和七年以來臺灣生藥株式會社ノ製造セル「コカイン」ノ量ガ實際ノ消費量ヲ超過シタルト最近ニ至リ之ガ拂出豫想ノ如ク行ハレザル爲ニ現在鹽酸「コカイン」及粗製「コカイン」合計二千五百餘担ノ在庫量ヲ生シタル處同會社ノ「コカイン」製造量及在庫品ヲ此ノ儘ニ放棄スルハ各般ノ事情ニ鑑ミ適當ナラズト認メラルルヲ以テ在庫品ハ臺灣島内消費及内外地移出ノ地滿洲國及支那ニ於ケル正當需要ニ充ツル

裏面白紙

40

1043-11

コトニ依リ向三年間ニ消費スルノ計蓋ヲ荷ニ且右期
日中臺灣左漢株式會社ノ製造品ハ前記計費實施上進
管ト認ムル程度ニ止ムルコトヲ昭和十三年十二月七
日阿片委員會議事會ニ於テ決議シ同月十二年十二月十
二日阿片委員會議ニ諮問セラレ同日阿片委員會議ニ
議決ヲ經タリ

八、朝鮮ニ於ケル煙草栽培面積ニ關スル件

朝鮮總督府保管左阿片ハ昭和八年四月十一日ノ日露
決定ニ依リ暫定措置トシテ之ヲ朝鮮總督府ニ譲渡ス
ルコトヲ容認セラレタル處今後朝鮮ニ於テ生産ニ
係ル左阿片ハ前記議決ニ依リ朝鮮總督府及圓京
局ノ專賣阿片ノ資料トシテ供給スル外他國專賣局
度ニ協力スル爲之ヲ濠洲總督府ニ譲渡スルヲ得ルコ
トトシ右ニ依リ濠洲總督府、滿洲局及朝鮮總督府ニ
供給又ハ讓渡スル左阿片ノ量及夫ノ生産ニ必要ナル
原料栽培面積ハ關係官廳間ニ於テ協定ノ上之ヲ決定
スルコトヲ昭和十三年十二月十二日阿片委員會議ニ諮
問セラレ同日附ヲ以テ決議同年十二月二十三日議決
ニ於テ決定ヲ見タリ

尙右増収ハ昭和十四年度ニ於テ増収額約百圓二千町
歩ノ増収ヲ實施スルコトトナリ結局昭和十四年度蒙
管面積ハ約七千町歩トナル議定アリ

裏面白紙

高朝ハ在朝及日本人皆ノ中長君敬禮及在日日本官志
ノ阿片政策ヲ懸望ミテ鏡台ヲ弄シテ其ノ旨ヲ示シテ
ハ何事ヲ決議ヲモ爲サズ日本ニ次回理有テ今ニ却テ之ヲ
傑成シテ之概官書中ノ或國ノ代表者ハ概有テ在日阿片
政策ノ甚ク好マシクモ其ノ旨ノ極力ヲ爲シテ之ヲ
又止メテ

二、阿片中央委員會

阿片中央委員會ハ昭和九年八月二日
閣議ニシテ此ガ意思ヲ歐洲時局ヲ進メ爲各國委員
ハ其ノ責任ヲ負ヒテ之ヲ開會セリ

(一)

阿片中央委員會ハ昭和九年八月二日
閣議ニシテ此ガ意思ヲ歐洲時局ヲ進メ爲各國委員
ハ其ノ責任ヲ負ヒテ之ヲ開會セリ

三、國內阿片問題

(一)

朝鮮阿片増産計畫
昭和九年八月二日閣議ニシテ此ガ意思ヲ歐洲時局ヲ進メ爲各國委員
ハ其ノ責任ヲ負ヒテ之ヲ開會セリ

402

UNC 1025

讓渡先 昭和五年交付還渡書
 満洲国 大正〇〇〇〇 元
 関東局 一五、〇〇〇 元
 計 八、〇〇〇 元

南朝鮮満洲国両州及び北滿洲省に於ける阿片専賣権の移譲
 阿片専賣権の移譲は、昭和五年五月十日、満洲国政府
 に対し、昭和五年十一月九日、阿片専賣権移譲書が提出され、
 昭和五年十二月、阿片専賣権移譲書の署名捺印が完了した。

(一) 昭和五年、阿片専賣権移譲問題
 昭和五年、阿片専賣権移譲問題は、昭和五年五月十日、満洲国政府
 に対し、昭和五年十一月九日、阿片専賣権移譲書が提出され、
 昭和五年十二月、阿片専賣権移譲書の署名捺印が完了した。

三菱商事会社 阿片国輸入 二〇〇 箱
 阿片国輸入 計 二〇〇 箱
 三井物産会社 阿片国輸入 二〇〇 箱
 計 四〇〇 箱
 昭和五年、阿片専賣権移譲問題は、昭和五年五月十日、満洲国政府
 に対し、昭和五年十一月九日、阿片専賣権移譲書が提出され、
 昭和五年十二月、阿片専賣権移譲書の署名捺印が完了した。

Doc 1045

附記

右の如き台湾專賣局からイランの産物所片等下は箱若くは函

板等漢字より輸入せり

四、イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

昭和四年三月十日同社代表者同士の輸入代議及支店等

付在記中合成立せり

イ、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

三、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

四、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

五、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

六、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

七、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

八、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

九、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一〇、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一一、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一二、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一三、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一四、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一五、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一六、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一七、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一八、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

一九、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二〇、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二一、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二二、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二三、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二四、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二五、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

二六、日滿支多國向イランの産物所片等南より北の物産、イランの産物所片等

裏面白紙

200 1095

205

一、右組合、於十月、所有取投、數量、所定、高、於、各、分、分、分、

二、右組合、ノ、課、員、有、餘、送、納、入、及、別、處、計、算、方、法、

三、日、滿、支、國、常、關、官、意、同、々、於、十、月、定、定、之、日、

四、中、國、民、國、之、於、十、月、日、在、東、北、省、境、內、各、地、

五、麻、葉、之、同、々、在、支、持、人、活、動、ハ、日、本、人、ハ、主、張、シ、

六、日、本、人、ハ、主、張、シ、中、國、民、國、之、於、十、月、日、在、東、北、省、境、

七、日、本、人、ハ、主、張、シ、中、國、民、國、之、於、十、月、日、在、東、北、省、境、

八、日、本、人、ハ、主、張、シ、中、國、民、國、之、於、十、月、日、在、東、北、省、境、

國民政府之民國十八年禁烟法

公布、前、來、阿、片、販、賣、之、國、之、後、制、之、禁、禁、政、策、及、其、他、事、

26

北支

臨時政府の北支方面を統轄する所を設け、

興業局長兼北支運河部と改稱し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

北支の行政を統轄し、

裏面白紙

600 1045

(二) 中支

城野政府ハ民出三八年(昭和十三年)四月五日武蔵野
 條約ヲ公布シ同年六月一日ヨリ之ヲ施行シテ豫定全額
 割当ヲ設ケテ中支路ノミニ一級ノ路ヲ許可スルニ至リテ
 阿片取締中支路開通シテ上海ニ我利便局ヲ設ケ
 第ニ天津州蘇州蕪湖揚州蚌埠等ノ各支路局
 開設シテ比年各地ニ於テハ各支路開通ノ進捗
 續々著明ニ見ルル所ナリ又阿片商ヲシテ
 此在也ニシテ方官者ニ當リテ他國ニシテ阿片商
 等ノ在リ

(四) 漢口

武漢路開通シテ民出ニ入リテ武蔵野
 條約ニ依リテ開通シテ政府取崩局ハ阿片商
 等トシテ阿片ハ各政府ノ專賣トシテ中支路開通
 等條約交リテ用シテ全額割当ノ路ニ至リテ阿片商
 等ノ進出則チ殊ニ多ク

(三) 南支

南支ニ於テハ未ダ阿片商ノ開通スル者
 及至別支路政府ニ於テ之ヲ取
 阿片商ハ眼力ニシテ未ダ及
 之ヲ取締ルニ當リ是レハ毛昭和
 政府ニ其ノ事ヲ請フ引揚

裏面白紙

15

E. 383 ²¹⁻⁹⁻³ 4a
P. 9558-1

（聯盟會議及ビ
各所屬員へ通知済）

國 際 聯 盟

阿片及ビ他ノ危險ナル藥物
取引ニ關スル諮問委員會

一九三七年（昭和十二年）
五月二十四日ヨリ六月十二
日迄「ジュネーブ」ニ於テ
開催セラレタル第二十二回
委員會ノ議事録

一九三七年七月二十三日「ジュネーブ」

經 東 亞 局 課
一九三七年十二月十五日
日 本 省

公 香 號 〇・三一三三・三一
一九三七年十一月

裏 面 白 紙

「スイス」目「ジュネーブ」
「アメリカ」領 事 館
一九三七年十二月三日
政 治 部

國際聯盟出版 物 業 會
十一阿片及他ノ危險藥物
一九三七年十一月六日

350

9558-2

「エム・フライ」氏（「アメリカ」合衆國）ハ左ノ際
述ラシタ。

「原料阿片ノ生産ニ關シテ吾ガ國ニ於テ接受シタ報
告ニ依レバ、日本ノ勢力ノ及バヌ中國各省ニ於テハ
原料阿片ノ生産ヲ減退セシメル謀劃ヲ努力ガナサレ、
非常ナ成功ヲ收メタコトガ示サレテキル。委員會ハ
中國ニ於ケル長城ノ南方ニ於テ主タル生産地ハ長年
ノ間、雲南省・四川省及ビ貴州省デアツタコトヲ認
起シテ賞ヒタイ。過去數年間ニ於ケル雲南省ノ生産
量ハ毎年四千五百噸ニ、四川省ノ夫レハ同様ノ數字
ニ、又貴州省ノ夫レハ普通、約四百噸ニ見續ラレタ
コトヲ想起サレタイ。

「私ノ手ニ入ツタ報告ハ上記三省ニ於テハソシテ此
等ガ長城以南ニ於ケル生産地ノ大部分ヲ占メルノデ
アルガ」中國政府ニ依リ強行サレタ鴉片禁煙ガ今ヤ
注目スベキ效果ヲ現ハシ給メタト云フコトヲ示シテ
居ルノデ、私ハ幸ヒニ思ツテキル。一九三六年（昭
和十一年）カラー一九三七年（昭和十二年）ヘカケテ
ノ鴉片生産ハ雲南省ニ於テハ約五萬方、四川省ニ於
テハ殆ンド同比率ダケ、減少シタト見續ラレテ居リ

裏面白紙

357

9558-3

結局現在ハ平常生産量ノ約半分ニモツラシム
 「然シ乍ラ日本ノ統治又ハ勢力下ノ諸省へ來ルト情
 況ハ全ク違ツテ來ル。東北三省ニ對テは、地方ニ
 於テ一九三七年（昭和十二年）ニ合法給テ阿片禁煙
 栽培地續トシテ、其ノ地方ヲ積極テ發達シテオル政
 府ガ指定シタ地域ハ、一九三六年（昭和十一年）ノ
 十三万三千三百三十三「エーカー」ニ比シ一割七分
 増加ノ十五万六千六十一「エーカー」デアツタコト
 ガ判明シタガ又非合法前ノ栽培ガ餘リ増加シタノデ
 右政府ハ一九三七年（昭和十二年）二月六日無免許
 栽培者ニ對シテ公式ノ警告ヲ發スルノ已ム無キニ至
 ツタ。一九三七年（昭和十二年）ニ於ケル總興政府
 ノ阿片賣却ニ依ル總興收入ハ、一九三六年（昭和
 十一年）ニ於ケル總興收入ヨリ二割八分増加ニ見續ラ
 レテ居ル。民衆ノ福利ニ對スル感心ハ彼等ニ對スル
 阿片多賣政策トハ兩立シナイト思ハレルノデアアルカ
 ラ吾々ハ此ノ不法暴戾栽培ヲ根絶スルコトハ尙禁煙
 等ヲ破壊スル努力以外ノ何物デモナイコトヲ必然的
 ニ知ラザレルノデアアル。

五九頁

「一九三七年（昭和十二年）一月下旬、新京印子館

裏面白紙

352

9558-4

滿洲中央政府ノ所在地（以前長春ノ名ヲ知ラレテ居
 タ）ニ於テ、省長會議ガ開催サレタ。
 省長會議デ聲明ガ行ハレタ後、在野政黨ノ代表者
 道所有ノ奉天ニ於ケル支那語日刊新聞ノ日本人編
 輯者「エム・デー」、菊池氏ハ、公然ト政府ノ腐敗
 政策ヲ批判シタ。彼ハ阿片小販ノ利益ヲ保護スル
 藥ノ使用普及ヲ阻止シテラズ（昔年ノ多量ガ腐敗
 藥ヲ常用スル様ニナツタ）、政府ガ民衆ノ健康ノ改
 善ヲ支持シ乍ラ國民ガ腐敗藥ニ依サレルコトヲ看過
 スルノハ矛盾シテ居ル、阿片小販ノ利益ヲ保護スルハ「滿
 洲國」ノ名譽ヲ汚スモノデアルト攻撃シタ。委員會
 ノ許シヲ得テ私ハ「エム・デー」、菊池氏ノ新聞ヨリ二、
 三ノ記事ノ翻譯ヲ讀ムコトニスル。

（一九三七年（昭和十二年）一月二十四日滿洲泰天、盛京時報）

滿洲國省長會議第二日

「滿洲國省長會議ガ一九三七年（昭和十二年）一月
 二十二日ニ開催サレタ。會議第二日ハ午前十時ニ開
 始サレタ。

「第二日ニハ質疑應答ガ省長並ニ中央政府ノ長官達
 ニヨリ自由ニ發起サレ行ハレタ。……
 公衆衛生、殖民及ビ民間技術ノ問題ガ討論サレタ。
 省長ト長官トハ公衆衛生ヲ改善スベク且阿片ハ滿洲

4558-5

酒ヲ崩壊マシメルデアラウト云フヲ其ニ一證ラミ、
彼等ハ其ニ阿片政策ノ再檢討、阿片小賣店ノ審察、
青年ガ麻酔藥服用者トナルコトヲ且止スルコト及ビ
國民病院ノ擴張等ノ事項ニ付キ道堂ニ處理スベキデ
アルト云フ希望ヲ表明シタ。

〔東京時報一九三七年（昭和十二年）一月二十七日附説〕

「阿片小賣ト健康保持」

「阿片ノ危険ハ誰デモ知ツテ居ル。阿片與煙ニ依ル
民族並ニ國家ノ破滅ガ長イ間説カレテ來タ。清國國
難以後、政府ハ阿片ノ長期利用者ガ利益ニ與煙ヲ廢
止シ得ナイコトヲ考慮シテ、漸次阿片與煙ヲ禁止ス
ル爲免許阿片館制度ヲ採用シタ。同時ニ阿片信用者
療養所ガ、習慣ヲ直シ健康ヲ恢復ニ回生スル爲ニ、
各處ニ設置サレタ。

阿片小賣制度ガ採用サレテ以後吾々ハ習慣ヲ與ヘル
様ニ社説ヲ登イテ來タガ、期待ニ反シテ阿片小賣制
度ヲ施行シタ數年後モ、一人トシテ阿片信用者ハ與
煙ヲ止メズ、加之、青年ノ多數ガ阿片與煙ヲトナツ
タ。其レ故ニ、官委會議ニ於テ民衆ノ健康ヲ保持セ
ンガ爲、免許阿片館制度ヲ再檢討スル希望ガ表明サ
レタコトハ肯察ニ當ツテ居ルノデアル。

近年政府ハ民衆ノ健康ニ對シ注意ヲ倍シ、之ヲ改善

裏面白紙

354

9558-6

シヤウト努力シテ來タ。然シ免許阿片館額定ヲ修
シ、民衆ニ對シ免許阿片館ニ於テ留意ニ阿片ヲ販
スルコトヲ許シテ居ルコトハ、公衆ノ健康ニ不衛生
状態以上ノ悪影響ヲ與ヘルモノデアリ、阿片ハ「ハ
ロイン」及ビ「モルヒネ」ト共ニ（毒類ニ於テハ）
多クノ者ヲ死亡セシメテ居ル。

六 ○ 頁

阿片常用者濠洲所ガ既ニ公衆治療ノ爲ニ設けサレテ
アルノダカラ、若シ、民衆ガ健康ニ害ビ込ムヤウ
ニ麻酔藥ヲ使用スルトスレバ、政府ハ之以上打ツ手
ガ無イト云フコトモ言ヘル。然シ乍ラ、若シモ阿片
ヲ購入スル爲ニ適當ナ手續ヲ必要トスルトカ、免許
阿片館ノ數ヲ減少スルナラバ、阿片販賣者ノ數ヲ減
少スルコトガ可能デアルト、吾々ハ感ズル。結局、
苟クモ文明國ガ麻酔藥販賣ヲ公然ト許シテオクコト
ハ恥辱デアル。申請ヲ言へバ、吾國ハ單ニ一時的處
置トシテ免許阿片小賣制度ヲ採用シタノデアリ毎年
阿片總作面積ヲ減少スル目的ヲ以テ決定サレタノデ
アルト云フコトガ出來ヤウ。公衆衛生ニ對スル利益
カラデナイニシテモ少クトモ消費減少ノ本來ノ目的
ヲ固執スル爲ニハ、阿片常用者ニ對シテ惡行ヲ打破
スル一定ノ期間ヲ指定スルコトが實爲ニ道スルト思
ハレル。

裏面白紙

9558-7

今度ハ省長ハ、阿片問題再検討ニ置シテ吾々ト同見
見デアル。即チ、民衆ハ全般的ニ健康デナケレバナ
ラナイ。新クシテ國土ト民族トガ健全ニ發展スル。
現在ノ健康保持ノ奇妙ナ方法ハ汚穢ヲ遠シテ居ル。
更ニ、公衆衛生ヲ改善スル爲メト、シカモ民衆ガ毒
サレルコトヲ默認シテ居ルコトトハ矛盾シテ居ルヤ
ウニ思ハレル。今ノ狀態ハ弱キヲ除キ強キモノヲ強
スト云フ方策デアルカモ知レナイ。而シ阿片常用者
療養所ト公衆衛生組織ガ存在スルニモ拘ラズ、尙且
衆ガ菓子ヲ食ベルヤウニ毒物ヲ採ルト云フコトハ民
衆ニトツテ不名誉ナ反影デアル。一度政府ガ命令ヲ
發シタ以上ハ全阿片常用者ハ皆ソレニ従フベキデア
ル。阿片喫煙ハ狀況ガ最悪ニ立到ツタ時ニノミ取締
ルベキダト云フノナラ、其レハ手遅レデアル。
阿片常用者ハ健康ヲ常態ニ回復スルコトハ出来ナイ
ノデアルカラ、生キルカ死スカ好キナ程ニサセル方
ガイイト云ハレルコトモアル。彼等ニ阿片喫煙ヲ嚴
禁スルコトニ如何ナル害ガアルカト吾々ハ質問シタ
イ。政府ノ禁止ニヨツテ死ヌ人間ハ少数ノ者デア
ル。シカモ新カル禁止ニヨリ青年ノ藥物ヲ常用スル事ヲ
阻止シ得ル。是ニ依リ民衆ノ健康ハ必然的ニ著シク
保持サレルノデアル。
或者ハ阿片ハ政府歳入ノ豊富ナ財源デアリ、若シ夫
レガ突序削除サレルナラ、政府ハ損失ヲ補填出来ナ

裏面白紙

9558-8

イデアラウト言フ。而シ吾々ハ、滿洲國ノ土地ガ廣
大豊穡デアリ、阿片ノ禁作ニ代リ他ノ藥物ヲ禁作ス
レバ損失ヲ補償スルデアラウトイフコトヲ主張スル。
此ノ面ニ不信廉ナ民衆ガ存スルコトヲ可能ナラシメ
ル爲メ新カル恥辱ヲ何故ニ除去セヌカ。吾々ハ省長
會議ニ對シテ阿片小賣問題ノ存続許ヲ示唆シタ。吾
々ハ未ダ其ノ結果ニ付聞クトコロハナイガ、中央政
府當局ガ民衆ノ健康ニ對シ深イ考慮ヲ爲ラシ、夫ニ
就テ適當ナ處置ヲ取ルデアラウト思フ。」

奉天ト哈爾濱ノ灰塚ガ餘リ世上ノ評判トナツタノデ、
「エム」・菊池氏ハソレニ動カサレテ次ノ證説ヲ登
イタ。私ハソレヲ翻譯シテ引用シヤウ。即チ、

〔東京時報、滿洲奉天、一九三七年（昭和十二年）二月十八日〕

「コン・フーシー」ニ於ケル灰塚上ノ毒徴ノ死体

「誰シモ「モルヒネ」ノ危険ヲ知ツテ居ル。其ノ毒
デ毎年死ヌ人間ガ多徴アル。「モルヒネ」ヲ常用ス
ル後ニナツタ此等ノ人間ガ自分デ其ノ墓穴ヲ掘リツ
、アルト云フコトハ悲シムベキコトデアアル。大キナ
西城岡ノ外ニアル「コン・フーシー」ノ灰塚ハ、奉

裏面白紙

27

9558-8

イデアアラウト言フ。而シ吾々ハ、諸國ノ土地ガ廣
大豊穡デアリ、阿片ノ耕作ニ代リ他ノ穀物ヲ耕作ス
レバ損失ヲ補償スルデアラウトイフコトヲ主張スル。
此ノ國ニ不信康ナ民衆ガ存スルコトヲ可能ナラシメ
ル様ナ斯カル聖母ヲ何故ニ除棄セヌカ。吾々ハ省長
會議ニ對シテ阿片小賣問題ノ再發行ヲ示唆シタ。吾
々ハ未ダ其ノ結果ニ付聞クトコロハナイガ、中央政
府當局ガ民衆ノ健康ニ對シ深イ考慮ヲ爲ラシ、夫ニ
就テ適當ナ處置ヲ取ルデアラウト思フ。」

六 一 頁

奉天ト哈爾濱ノ灰塚ガ餘リ世上ノ評判トナツタノデ、
「エム」・菊地氏ハソレニ動カサレテ次ノ証書ヲ書
イタ。私ハソレヲ翻譯シテ引用シヤウ。即チ、

〔東京時報、滿洲奉天、一九三七年（昭和十二年）二月十八日〕

「コン・フリーシー」ニ於ケル灰塚上ノ多数ノ死体

「誰シモ「モルヒネ」ノ危険ヲ知ツテ居ル。其ノ毒
デ毎年死ヌ人間ガ多数アル。「モルヒネ」ヲ常用ス
ル様ニナツタ此等ノ人間ガ自分デ其ノ墓穴ヲ掘リツ
、アルト云フコトハ悲シムベキコトデアル。大キナ
西城間ノ外ニアル「コン・フリーシー」ノ灰塚ハ、奉

裏面白紙

34

4558-9

天ニ於ケル「モルヒネ」ノ中心地デアル。殆ンド毎
日薬物常用者ガ其處デ死亡スルコトハ一彼ニ知ラシ
テ居ル。

今ヤ灰探ノ意ニ於テ、舊暦新年ノ後、数日間ニ二十
歳位ノ若者十三名ガ死ンデ居タノガ判明シタ。彼等
ノ髪ハ亂レ、顔ハ處ニマミレテ居タ。彼等ハ一目デ
「モルヒネ」常用者デアルコトガ認メラレタ。上衣
ト「ズボン」トガ身体カラ解ギ取ラレテ居タ。彼等
ノ或者ハ顔ヲ上向ケニシテ死ニ候タハツテ居タガ、
或者ハ顔ヲ蔽ヒ、或者ハ小竊ノ中ニ候タハツテキタ。
鮮ムベキ光景ヲ呈シテ居タ。今月十六日ノ朝此等死
体ガ尙ホ現場ニ横タハツテ居タ。

市政府及ビ博愛団体ガ、早速ニ埋葬ノ爲ニ死骸ニ着
物ヲ着セ、人道ニ考慮ヲ拂ツテ市街ノ外隅ヲ改葬ス
ルコトヲ深く希望スルモノデアアル。

滿洲ノ民衆ノ福利ニ責任ヲ負ヒ又負ハネバナラナイ
政府ガ、此ノ問題ニ關シテ何ヲ爲シタカ。省長會議
ニ於テ、如何ナル治療處置モ唱導サレタコトガ報告
サレテ居ナイ。一九三七年（昭和十二年）度ノ政府
ノ阿片計額ハ販賣ニ於テ一九三六年（昭和十一年）
ヲ超ユルコト、二割五分ノ増加ガ見ラレル。「モル
ヒネ」ト「ヘイロン」ノ公然タル取引ヲ阻止スル何
等ノ企圖モ示サレナカッタ。課長段、私ハ此ノ事ガ

裏面白紙

9558-10

貧欲ノ結核又病毒ノ爲ニ同種ヲ大規模ニ養スル、患
シムベキ又最モ甚シイ病證デアリ、且ツ毒質上及ビ
法律上、拿致、借取或ハ信任ヲ受ケヤウトスル知行
ナル政府モ世界ノ他ノ政府ニ異シテ其ノ權限ヲ悉ク
無視シタ病證デアルコトヲ貴國ニ監視シタキイノデ
アリマス。

御出席ノ多クノ方々ハ、餘リ以前ノ事デハナイガ、
此ノ委員會ニ於テ、其ル旨ニ對御前ノ方法ヲ突如ト
シテ起ツタ非合法的製造ニ關シ陳狀ガナサレタ時節
テ吾々ノ兼モ古イ又兼モ拿致スベキ關係ガ、「ヨ
ーロッパ」ノ國ニ出テ此ノ病ハ製造シナケレバナ
ラナイ。」ト言ツタ事ヲ想ヒ起スデアラウ。夫レハ
過去ノコトダ。今ヤマタ他ノ病ガ出テタノデアル。
今度ハ「アジア」ノ面上ニ出テタノデアル。哈爾濱
奉天、東山、天津及北平ノ疾病ノ責任者達ガ彼等ノ
至テノ不法利得ニ依ツテモ違ケラレナイ復讐ニヤラ
レヌ同ニ之等ニ關シ何等カノ處置ヲ取ルカ否カガ
サレタ問題デアル。

護長ハ「フラー」氏ノ辭意ニ互ル意味ニ感傷ノ意ヲ
表シタ。

9558-10

貧欲ノ結果又利得ノ爲ニ同進ヲ大規模ニ進スル、悲
シムベキ又最モ若シイ例證デアリ、且ツ事實上及ビ
法律上、尊嚴、信託或ハ信任ヲ受ケヤウトスル如何
ナル政府モ世界ノ他ノ政府ニ對シテ其ヲ輕視ヲ全ク
無視シタ例證デアルコトヲ實證ニ說明シキイノデ
アリマス。

御出席ノ多クノ方々ハ、餘リ以前ノ事ヲハナイガ、
此ノ委員會ニ於テ、其ル國ニ對シテ如何ナ方接テ突加ト
シテ起シタ非合法的製造ニ關シテ原狀ガナラレバ時
テ吾々ノ最モ古イ又最モ尊敬スベキ關係ガ、「コロ
ロッパ」ノ領ニ出來タ此ノ領ハ保護シテケレバナ
ラナイ。」ト言ツタ事ヲ想ヒ起スデアラウ。夫レハ
過去ノコトダ。今ヤマタ他ノ道ガ出來タノデアル。
今度ハ「アジア」ノ西上ニ出來タノデアル。哈爾濱
奉天、東山、天津及北平ノ放棄ノ責任者道ガ彼等ノ
至テノ不法利得ニ依ツテモ違ケラレナイ復讐ニヤラ
レヌ同ニ之等ニ關シ何等カノ處置ヲ取ルカ否カガ口
サレタ問題デアル。

藤長ハ「フラー」氏ノ辭意ニ互ル證據ニ處置ノ案ヲ
表シタ。

9558-11

「ラッセル・バシヤ」(「エデプト」)ハ其ノ如キ
陳述ヲ行フタ。

吾々ハ種モ長編前部ノ日本艦隊並ニ及ビ中日本土ノ
或部分ニ容スル事情ニ顧シテ「フラー」兵ノ寸分ナ
ル且難認サレタル陳述ヲ見イタ。

其レガ本委員會ノ委員ノ申デ後メテ之ヲ見イタ者ニ
取ツテ如何ナル印録ヲ兵ヘタカ、私ハ其ラナイ。其
ノ結果ガ誤ハシイトカ或ハ實情ヲ誤ラシメラレタ
悪クハナイデアラウト云フ自己満足スベキ希望ガア
ルナラバ、私モ亦自謀者ニ依ル十分テ後部ニ互ル
告ヲ著ツテ居リ、「フラー」兵ガ違ハレタ事ヲ充
分確證出來ルト云フ事ヲ私ハ後部ニ告ゲタイノデア
ル。

「ヘイロン」ノ誤謬及販賣ハ前編及ビ「ジェホール」
ニ於テハ明カニ完全ニ公認タル而モ公認ノ導引デア
ルカラ、知照アル旅行者ナラバ此ノ導引ガ誤有如何
ニ廣範圍ニ發給シテホルカラ與同シタリ、其レガ往
民ニ對シテ與ヘツ、アル恐ロシイ影響益ニ他ノ文明
世界ニ取ツテ脅威デアル事ヲ自分ノ眼ヲ見ル者ガ當
來ルノデアル。

私ハ前編及「ジェホール」ニ於ケル虚偽工業及ビ
其ノ事情ニ目シ詳細ヲ説明ヲ行ハズニ、受取ツタ報
告ノ中カラ二、三引用シテ申上ゲタイト思ヒマス。

裏面白紙

3/2

9558-12.

「哈爾濱市ニハ今日、事實上哈爾濱市ノ一部ヲナス
富家店市ニアルモノヲ数ヘナイデ三千以上ノ「ヘロ
イン」隠匿ガアル。是等ノ隠匿ニハ毎日中區入「ロ
シア」人及ビ日本人約五萬人ノ阿片信託者ガ出入シ
テ居ル。

是等「ヘロイン」隠匿以外ニ哈爾濱ト富家店ニハ「
ヘロイン」ヲ販賣スル百二ノ公認阿片「サロン」ガ
アル。是等隠匿ノ顧客數ハ各隠匿ニ對シテ毎日約二十名
ノ「ヨーロッパ」人及ビ三百名ノ支那人デアル。

是等兩市ノ百萬ノ住民中、殆ンド四分ノ一ガ阿片信
託者デアル。最近二箇年間、哈爾濱ニ於テハ多量ノ
日本人殊ニ日本軍將兵ノ間ニ阿片信託者ガアツタ。

哈爾濱ノ冬期中、多クノ阿片信託者ハ街路上
テ死亡スル。彼等ノ死骸ハ誰モ之ヲ取除ゴウトモシナ
イデ幾日モ街路上ニ放ツテアル。夫デサヘ味ベヤウ
トシナイコトガアル。

藥品ハ哈爾濱市内テハ製造サレタクテ其レハ全部總
天ノ日本人居留地及ビ大連カラ來ルノデアル。藥料
ヲ入レタ數千ノ套狀ガ合衆國、「エヂプト」其ノ他
ヘ製造サレルノハ大連カラデアアル。

富家店ノ「ボドル」地區ハ「ヘロイン」隠匿デ一掃
デアアル、悉ク數千ニモ達ルガ、之ハ悉ク住民ノ強
貧階級向ノモノデアアル。此ノ地區ノ附近ニハ古及

裏面白紙

均

9558-13

盗品ヲ「ヘロイン」ト引換ニ販賣スル市場ガアル。
 此ノ地区ニハ阿片需用者ノ死傷ガ甚
 日見出サレル。十圓デ他ノ阿片需用者ハ死傷ヲ取除
 キ埋葬スル。手紙ニ付モ「ヘロイン」
 農民ハ毎日富家店ニ農産物ヲ賣リニヤブテ來ル。彼
 等ハ「ヘロイン」デ支拂ヲ受ケ、阿片製造ガ彼等ノ
 間ニ流行シテ居ル。彼等ハ馬、家畜、家具サヘモ「
 ヘロイン」ノ爲ニハ抵當ニ入レ、遂ニ完全ニ乞食ト
 ナリ、彼等ノ所有地ハ阿片製造局ニ割取ラレテシマ
 フ。

是等ノ引用ヲ讀ケレバ限リガナイ。是等ニ就ツテ御
 承知ノ様ニ、雖シモ選管ナル考ヘテ持テ同他ニ對シ
 テ同情心ヲ持ツ人ニ取ツテハ是ノ地方ノ情況ハ疑意
 ノ念ヲ抱カシムルモノデアル。

害惡ハ、然シ乍ラ、餘リニモ益致シテアリシカモ然
 クモ廣大ナ地域ニ潰ガツテ居ル故ニ、不自由ナキ生
 活ヲ送ル者々ガ、思惟ヲ集中シ是ガ何ヲ意味スルカ
 ヲ心ニ遣クコトハ事實上難カシイノデアアル。

天津日本人居留地ノ情況ノ說明ヲ「フラー」氏ハ使
 道シ他ノ日華證人達ハ誌シテ居ル。一人ノ日華證人
 ハ私ニ次ノ様ニ事情ヲ敘述シテ呉レタ。即チ

「天津ノ日本人居留地ハ今々世界ノ「ヘロイン」製
 造及ビ阿片製造ノ神經中樞トシテ知らレテ居ル。昔

裏面白紙

9558-14

行商ハ外國商會名ヲ冠シテ經營サレル所片或ハ「ヘロイン」
總額ノ數ハ正シク千ヲ超ヘテ居ル。加之、白色鴉片
ヲ公然販賣スル「ホテル」商店、其ノ他ノ諸店亦
百アル。二百以上ノ「ヘロイン」製造所ガ百餘區平
方哩ニ遍ギナイ日本人居留地ニ設テ居ル。千五
百名以上ノ日本人教師及ビ一萬名以上ノ吏部入身
者ガ「ヘロイン」製造ニ從事シテ居ル。ニノ事業ハ
極メテ利益ガ多ク原料ノ供給モ豊富デアラ故ニ、新
工場ガ毎日開設サレテキル。工場ハ益々急激ト興業
シテ居ル。

「橋立街」ハ中國ニ於ケル「ヘロイン」毒ノ中心デア
ル。其處ニハ五十以上ノ商店ガアリ、「ヘロイン」
ハ何レノ店舖ニ於テモ自由ニ買フコトガ出來ル。「
ヘロイン」ハ上質ヲ選品無ク、安價デアアル。小賣
價格ハ一「グラム」ニ就キ文部券デ一券デアアルガ、
卸値ハ一「キログラム」ニ就キ文部券デ五百券（約
四十五磅デアアル。」

（「ラツセル・パシヤ」ハ比較ノ爲ニ、現在ノ「カ
イロ」ニ於ケル純「ヘロイン」一「キログラム」ノ
價格ハ五百磅カラ六百磅スルデアラト附ケ加ヘテ
居ル。）

「毎夜吾々ハ苦力ヤ商人ガ「ヘロイン」ヲ持ツテ街
ヲ賣ツテ歩クノヲ見カケル。有名ナ洋商及ビ「シ

裏面白紙

35

9558-15

エホールルノ諸島ト工部ニ次イテ、天津ノ諸島トナツ
 地ハ中国本部及ビ世界ノ「ヘロイン」中心地トナツ
 タ。中国民族ノミナラズ世界ノ諸島ト他ノ諸島ガ
 同様にナレバ諸島ヲセラレルノハ是處カラ始マルノデ
 アル。

麻薬取引者ニ取テハ、勿論外國貿易ニ「アメリカ
 カ」トノ貿易ガ一番利益ガアル。外國ガ利益ヲヘラ
 レル麻薬ノ大部分ハ支那ノ諸島ガソイテ居ル。
 此ノ理由ハ簡單デアル、即チ日本ノ法律ガ麻薬ノ外
 國輸出ヲ日本ヨリ禁ハ日本領内テ許可セズ、其レ故
 ニ貨物ヲ上海港ヨリ支那諸島ニハ直接天津カラ外國
 港へ輸出スコトガ容易トナルノデアアル。

「私ハ非信ニ慎重ニ言テ見マシタガ五百「キロ
 グラム」或ハ其レ以上ノ「ヘロイン」ガ直接天津
 港カラ輸出サレルト見渡ツタ。此ノ後ハ六次ノ如
 ク分レル、即チ直接合衆國向六割、「ヨーロッパ
 諸國」及ビ諸島經由合衆國向三割、及ビ「エジプト」
 ヲ含ム他ノ諸島向ガ諸島ノ一割デアアル。

世界ニ於ケル非法的白粉貿易ノ九割ハ日本領内
 アツテ天津ノ日本人居留地、天津租界、大連市内
 ハ其ノ居地ニ於テ、或ハ諸島、「シエホールル」及ビ
 中國ノ他ノ諸島市ニ於テ必ず日本人カ日本人ノ監理
 ノ下ニ製造サレルト云ツテモ非常ナク其レトハナラ
 ナイデアラウ。日本人居留地ニ於ケル諸島ノ状態ニ

裏面白紙

9558-16

能テハ、脚ノ懸クナルヤウナ感ヲシイ。其處ノ
ヤウト感ヘバ音ヲ音讀ガナイ。口紅ハ暗ク、其處ノ
汚サハ胸ヲムカツカセル程デ光景ハ私ノ様ナ感
ナ人間ニ取ツテモ氣味ガ悪イ程デアル。口紅ノ近ニ
アル注東匠デハ若イ女ガ「ヘロイン」注射一本ノ爲
ニ汚イ賞演ヲシテ見セル。中區人「ロシヤ」人及外
國人ガ汚レタ板ノ上ニ積タハツテ居リ、二、三歳ノ
子供サヘモ亦口紅ニ白濁白ニ阿片中毒者トナツテ
シマツテ、腹ハ腹レ上がり、身体ハ衰セテ居キ程ツ
テオル。

魔窟ノ第一室ニハ、朝鮮人ノ女ガ（彼女等ニ身ハ純
對ニ阿片毒癮者デナイ）「ヘロイン」ト不純トヲ
混合スル仕事ニ急ガシイ。小一原ノ領者ハ十「セン
ト」、良質ノモノ一原ハ「モルヒネ」ノ注射一本
五十「セント」デアル。注射ハ汚イ注射器デ、時ニ
ハ自製ノモノデナサレル。彼ハ赤シキ液ヲタリ指
シタリ取替ヘルコトハナイ。彼等ガ自由ニ借ラ介シ
テ一人ノ阿片毒癮者カラ他ノ者ヘ賣出スル。茲ハ一
一両ガ廣ツテ銀貨様ノ肉ヲナシテ居リ、毒全部ヲ
得込ム事ノ出来ル様ナ穴ガ賣出ニアル阿片毒癮者ヲ
賣人モ見タコトガアル。コナナ賣出シツ、アル幸ジ
テ生命ヲ保ツテユル死ニ臨ミ親ノ注射器ヲ次ギカ
ラ次ギヘト進込ムノデアアル。」
是レ以上引用スル事ヲ止シマス。

裏面白紙

9558-17

六 頁

「エム」・後田氏（日本）ハ、昔ニ至ラズニ
 事實ノ因テ行フト言フ。第一ニ「ヘーダ」編
 第四卷ノ道尾ニ置シテ、文書〇〇・一五六九號ヨリ
 知ラレル如ク、日本ハ三ツノ新編ニヨツテ不
 片取引人ニ對スル取捨ヲ強化シタ。文書ニ於テ道尾
 サレル給メノ二ツハ「片取」及「取捨」ニ於ケル日本人ニ使ル
 ラ規定シ、第三ハ「新編」ニ於ケル日本人ニ使ル
 取捨ノ取引ニ對スル取捨規則ヲ規定シテキル。其
 ノ前ノ年、「新編」内ニ規定シテキル法律規則
 フ日本人ニ對シテ適用スル様「新編」ト日本トノ
 間ニ條約ヲ結バレタノデアツタ。是等ノ法律規則ハ
 長洲二年ノ後復補ト五千圓ノ額合トテ規定シテキル。
 之以上ノ法令ハ必要テナラツタ。其ノ規則ハ信
 簡デハナイガ、其ノ理由ハ委員會ニヨク分ツテ居
 ノデアル。彼ノ言及シタ法令ハ信簡一九三一年（昭
 和六年）ノ條約ト一致シテオタ。其ノ日本政府ハ申
 簡ニ於ケル領事信簡局ニ對シ置キルダテ信簡ナ規則
 フ適用スルコトヲ要求シテ居ル。

官中圖ニ置シテハ、彼ハ信簡ニ於ケル申簡五ビ

裏面白紙

9558-18

日本兩當局ノ裁方ニ就テ述ベテ居ルガ、其レハ「ヘ
ーグ」條約ノ第三條ノ適用ニ關スル以テ小委員會ノ
報告ニ言及セラレテ居ル。(註一)曰ク以テ大ナル事ト
區畫サレタ該管領ノ爲ニ中國ニ於ケル地方ヲ廢ラ
スコトハ必ズシモ容易デハナカッタ。

北中國ニ關シテハ日本官憲ハ出來ルダケ道ニ一九三
六年(昭和十一年)條約ヲ締結スルコトヲ企圖シタ。
其ノ前懸府ガ必要デアツタガ、「エム」、後田氏ハ
委員會ニ對シテ日本ノ誠意ニ疑ヒナシト云フコトヲ
保證シ得タノデアル。

天津ニ於ケル情況ハ既ニ敘述スルトコロアツタガ、
誰シモ出來ルダケ道カニ其處ニ存スル懸念ヲ弭散ワ
散差セン事ヲ欲シタ。然シ新クセンガ爲ニハ、結果
テナク原因ヲ非難シナケレバナラス、此ノ情況ノ原
因ハ主トシテ政治的及地理的理由ニアツタ。

天津ハ中國ノ二ツノ地方ノ間ニ位シテオテ其ノ政治
ハ益ク遠ツテオタ。南中國ニ於テハ、實際ヲ益面
的ニ禁止シテオタガ爾獨爾デハソシテ其ノ後ハナカッ
タ。天津ハ總體條ノ關係デアツテ、其レ故ニ何片與
領ノ清國ニヨリ羨モ容易ニ變ハレ得テオノデアル。
犯人ハ日本ニ於テモ他處同様ニ存在シテオタガ日本
ニ於テ事情ガ彼等ニ對シ困難ニナルト、當然ト他處
ヘ延ツテ行ツタ。日本官憲ハ最善ヲ盡シテ居タノデ

裏面白紙

269

9558-10

アルガ、忍辱ガ必要デアツタ。

又文部ニ於ケル非合法阿片取引ハ日本軍ノ前進ト共ニ増加スルト云フコトガ早速ベラレタ。新カール機造ハ全部ガ不正確テナイトシテモ少クトモ勝算サレテ居ル。其レガ裏面デアルトスレバソレハ日本人以外ノ勢力ガ注集シテ居タト云フコトガ出来ルデアラウ。竊ル事合ニハ其レハ軍ナル寄進ニ至リテイデアラウ。日本軍ハ何處デモ軍事防禦ノ必要ナトコロへ行ツタ。國防ハ勿論他ノ國ヨリモ先デアツタ。敵艦ハ非難ニ危懼デアツタガ海軍ヲ強固ニ危懼ハ其ニ大ナルモノデアツタ。軍營局ハ出来ルダケノ時間ヲ費シテ非合法的阿片取引ヲ禁止シタ。

「エム」・横山氏ハ、其レ彼ニ、爲シレタ敵艦ノヤチ強固ニシテハリノアル無法律ハ修正スル必要出タ。

麻薬問題ノ解決ハヨリ良キ道徳ニヨツテ平和ト爲シテ復サレタ時ニ初メテモタラシレルノデアツタ。情況ハ悲惨デアツタガ即座ニ救済スルコトハ出来ナカッタ。

註下會議ノ委員會ノ報告ニ付其ノ二十二回會議ノ在事ニ關シ別紙第二ヲ見ヨ（文部〇二八三、三一八七）

9558-20

一九三七年十一月(雑誌、エル・オー・エヌ・ビー、
一九三七年十一月号)三三五頁

六三頁

「滿洲國」ニ關シテハ、「エム」・渡田氏ハ現在ノ
組織ニ對シ疑念ハシナカッタ。彼ハ「滿洲國」ニ於
ケル阿片專賣ノ法權ニ對スル英領ノ反響ニ對テ「フ
ラー」氏ガ陳ベタコトヲ懸念シタ。日本ニ於テモ現
在ノ專賣制ニ對シテ疑念ガ行ハレタ。官廳後
援ノ如キハ「滿洲國」内ニ私的旅行ヲ行ヒ、社會法
義ハ急激ナ發展ヲクシテハ改善サレナイト云フ懸念
ニ達シタノデアアル。法廷ガ注意ニ適任サレナカッタ
コトト、害悪ガ長年月ノ間深ク根ヲ張ツテ居タト云
フコトガ疑シイトコロナノデアアル。

朝鮮ニ關シテハ、「エム」・渡田氏ハ、「フリーラー」
氏ニ對シテ無罪栽培及ビ阿片專賣ニ關スル規則ニ對
テ提供スベキ種タル情報ヲ持ツテ居ナカッタ。然シ
彼ハ口空ヲ行ヒ、顧問委員會ガ決定シタ規則ニ反ス
ルコトガ多少トモアルナラバ、彼ハ日本政府ニ對シ
通告シタノデアツタ。

彼ハ總テガ憂ク息フ通りニ行ツテキナイガ、日本ハ
非信ニ困難ナ状況ノ下ニ發展ヲ盡シテキルノダト云
フ事ヲ運送シテキタ。

裏面白紙

9558-21

「ユム」・後山氏ハ、一九三七年（昭和十二年）三月ノ「シアトル」ノ「コカイン」事件ニ関係アル曰
常ノ委ガ五月二十八日大連ニ於テ逮捕サレ日本官憲
ハ彼カラ重要テ情報ヲ得ルダロウト云フ東京カラノ
電報ヲ只今受取ツタ。

事件ニ對スル「ユム」・後山氏ノ指シハイロイロデ
アツタ。彼ハ二重人種デアツタ。自テ、追憶察トシ
テハ彼ハ政府ヘ澤田ノ電報ヲ送ラナケレバナラナク
トモ同時行動ヲ開始スル等ヲ好ミ、實際察トシテハ
彼ハ、困難ハアマリニ大キク、自々ハアマリニ難ク
難レテキルノデ、正式ノ東京ニ爲シ難イト云フコト
ヲ察知シテ居タ。日本ハ自謀的右巻ヲ非難ニ重ンジ
タノチ実行出来ナイ東京ハシテカゴタノデアル。

裏面白紙

21-9-3
14
E.384
P. 9532B-1
査察卷九五三三二號

大坂次官

幸府

一九四六年(昭和二十一年)五月三十一日

長官 建

拜啓

關稅局保存書類ヨリ採取セラレ且ツ日本ニ於ケル或種戰爭犯罪資料ニ際シ提出サルベキ或種文書ノ原本ヲ使用スベキ證據ヲ與ヘラレ度キ旨、關稅局ニ對シ、ハーネデイ中佐ヨリ爲サレタル要求ニ應ジ、大坂省ハラシントシD・リ。隨茲法務總局從方函務部除司令部戰爭犯罪局ウキリアム・T・ハーネデイ中佐ニ對シ一九四五年十一月三十日附ヲ以テ報告送達仕候

大坂省ハハーネデイ中佐ノ該文書ノ使用ニ關シ異議無キ旨、同中佐ニ通告致仕候

戰爭犯罪局ハ、「滿洲國阿片獨占管理、其ノ組織、活動並ニ一九三七年ニ於ケル滿洲國阿片狀況」ト題スル一九三七年十月二十七日附、ニコルソン前上海駐在大使館附大坂省官吏提出ノ報告ニ對シ、特別ナル關係ヲ有シ、且ツ該報告ノ公式報告ナル

9532B-2

ヤ否ヤヲ承知致シ反キ由ニ有之候

「滿洲國阿片獨占的營運、其ノ組織、活動竝ニ
一九三七年ニ於ケル滿洲國阿片狀況」ト題スル報
告ハ、上海駐在米國大使館附大領事官吏室ヨリノ
公式報告ニシテ、日本ニ於ケル戰爭犯罪裁判ノ證
據トシテ使用ノ爲ニ稅局保存書類ヨリ採取セラレ
タル旨御報告申上候

敬具

大領事官エー・マアクス・ガードナー

陸軍大臣閣下

復 寫

裏面白紙

201 17

00. 752
E 385

奉天一九三七年十月十七日

「滿州國鴉片專賣管理」
ソノ組織ト心動及瓦三七年ニ於ケル
滿州國ノ鴉片收斂

滿州國ニ於テ鴉片採法 廢新 藥炭 採方 煙價
ナレルニモ相ラズ

「滿州國鴉片專賣」ノ組織ト活動ハ大ニシテ變
化ナシニ 注意スルニ變化したシテハ在リテ活動ノ各
大ト一九三七年ニ於ケル收斂ノ増大ヲ示スル

此圖カラ鴉片ヲ廢新 藥ノ吸 廢新ノ際カントシ
テ滿州國ノ首腦張景惠ニ依リ公布セリテタリ所ハ
曾ハ次ニ之を採法スル事柄ニ依リ作ラレタリ且日カキ
ニ圖ナリト云フノガ私ノ深イ信念ナリ

現在ノ處(一九三七年十月初)滿州國鴉片專賣
ハ一九三一年一九三三年ニ作ラレタリニ在リテ而モ一層大
ニノ規模ヲ拓クニキル 諸君ガ記憶シテキル様ニ
此圖ニ地域ニ分テ前ニ六滿州國鴉片專賣ニ
正率移寫ガアリテアリテ此圖ヲ最ニ十四地域ニ
次ニ一九三七年ニ於テ地域ニ分テアリテ

滿州國鴉片專賣管理ハ全地域ニ地域專賣所
トイフ(地圖参照)

現在鴉片專賣ニシテ制度ノトナリ行ハレ
テ中ノリノアリノ所ニ整理ハ八年前ヨリノ出
来ル
專賣ノ地域別ニ商務所ノ外ハルビニニ實驗所
齊大上永徳ニ應 濟 藥工場 新京 奉天 大ハル
吉春 永徳ニ夫々五ツノ鴉片 廢新 藥炭 採方 收

裏面白紙

裏面白紙

容所が●ケラレタ(地圖)●(定)所トエ
 場ハ瓦三三年十月五日(茶令)ノ滿州國命及ニ依リテ
 於此等ノ所ハ瓦三三年一月五日(茶令)ノ滿州國命及ニ依リテ
 廢棄ノ製鐵ノ爲ニ個人經營ノ工場ヲ
 開クコトハ政府ニ依リテモ專賣局ニ依リテモ
 許可ガ與ヘラレカツタカウ云フ個人ノ工場
 ガアルト政府及專賣局ノ收入ノ減少ヲ齎
 シ又專賣局ヨリ許可ヲ得テキル色ハ個人
 人全社ヤリ個人自自ノ收入ニ動解者トル
 デソレラガ滿州國ノ領域内ノ同カモ又様
 專賣局ト國內ノ全事務所ガ充分注意
 スル
 然シキラ廢棄ノ個人工場トリノ製造
 カ一九三一年七月三日(主)トシテ奉天ノ日本租
 界及関東州租借地ヲ行ハレテキリソコ
 デハ現地ノ日本警官及憲兵隊ノ保護
 下ニ斯ル仕事業ガ営マレテキリ
 專賣局ハ滿州國政府及関東軍ニ之等ノ
 不法工場ノ閉鎖スル様ニ要求シテ
 一九三二年七月三日ハ此等ノ工場ハ皆存続シ
 國際聯盟ガ極東ニ於ケル不法ノ廢棄ノ製
 鐵ノ責任ヲ日本及滿州國政府ニ公然ト歸シ
 夕發ガヲ利用シテ專賣局ハ遂ニ政府ヘノ
 請願ニ成功シ新法令ガ七月九日ニ滿州國
 ノ樞密院ニ依リテ認可サレ一九三七年七月二日
 ニ滿州國政府ニ依リテ公布サレタリ
 三十二條ヨリ成ル此等ノ新(案)ニ依リテ
 製造業ノ新入者ハ滿洲國政府ノ許可ヲ得テ
 此等ノ新工場ヲ設テハ一九三七年以下ノ限
 下ノ限

裏面白紙

ニ處セラレル。

新法律ハ魔薬ノ製造輸入輸出ヲ望ムハハ政府ノ許可ヲ得ナレバナラヌコトヲ規定シテ中ル。此等新法ハ又一般大衆ノ魔薬ノ使用ヲ以テ遠ルルコトノ場合ノ外ハ禁止シテ中ル。

一、魔薬ノ製造輸入輸出ガモトシテ依リテ許サレテ中ル場合

二、医師ト歯科 匠ト、取匠ト魔薬ノ使用ガ必要ナルアルト考ヘル時。

三、魔薬ノ買手が困業匠カ歯科 匠カ歌匠デアル時

四、魔薬ガ科学上ノ目的ノ爲ニ使用サレシムル時。

期クシテ之等ノ新法律ハ一九三七年八月十一日新東京

ヲ發表サレタ声明書ニ於テ張景慶首相ガ要請シテ

鴉片及磨薬喫飯禁止運動トシテハナク主トシテ魔

薬使用ノ調整ニ於テ「滿洲鴉片專要局」ヲ援助スル

爲ニ許セラレタコトガ合ルガウラ。

然シ作ラ此等ノ新法律ガ効イテ奉夫、ハルビン、及テ

大連及ソノ並効ニ於テイムカノ伯人工場ガ當局ニ依リ

閉鎖サレ、日本人、朝鮮人ノ所有主カ罰金刑ニ處

セラレタ。

裏面白紙

ソレハ個人工場ハ一軒も見當ラナイ。然シ乍ラ當面ハ既述ノ個人工場ヲ南嶺シタリ北支及クマールノ軍兵ノ政者エノ状態ガ安定シタリスノ地域デ任テヲ始メテモヨイトキバ公式ニボノメカシタコトハ一般ニヨリ知レ互ツタテ更デアアル。以前滿洲國ヤ不連デ工場ヲ經營シテ年々日本人ヤ朝鮮人ガ多數ノ人任テヲ續ケル目的デ此等ノ地ニ移住シタト云フ情報ヲ取ハ既ニ得テ中ルカヲ北支及内各處ニ今南キリ、アル新工場ニ関シテ詳報ヲ財區クシテハト思ツテハ最新報告ニテハ現在行新法律ハ諸君ガ勿分注目シテ様ニ至トシテ廢絶ノ製造及使用禁止ニ向ケラレテ中ル。

此ノ新法律ハカクシテ又日本人ノ患者ヲ取締ル上ニ日本當局ノ助けニナル日本本エヘノ放逐カ介ハレテキルニモ拘ラズコウエフ患者ガ相当増加シタコトガ認めラレルト報告サレテ中ル。阿片ノ培養及使用ニ関シテハ新法律ハ

滿洲國阿片專賣局ニ更メテ制限ヲ加ヘルニ非ズシテ寧ろ更ニカク加ヘタ。諸君ガ別表ノ詳報及地圖ヲ見ル様ニ阿片ノ培養及使用ハ増加シ

アキル。

滿洲國ニ於ケル阿片培養ノ増加ハ一九三七年ノ春ニ北支デ日本ノ保護下ニ開クレリ。多數ノ廢茶工場カウアア片原料ガ力量求メラレリ。現存デハ唯ハルビンノ大驗所トシテ...

ハルビンノ大驗所「テドノ位ノ廢茶ヲ製造シテキルカハ私ニハ解ツテ中ナイガ「專賣局」ノ奉天工場ハ七五乃至百キログラムヲ毎日作ツテキルトノ確報ヲ得テキル。ソノ一部ハ勿論ヨロツバト合衆國ニ輸出サレルコトニアツテキル。

承德ノ「專賣局」工場ハ現在北支マタマハトルガ非常ニ求メラレテキル。製茶ノ製造ニテ中ルガラムアルハ八月ノ後ヤト九月ノ上旬期ニ約二十万キログラムノ廢茶ガ日本陸軍輸送部隊ニ依ツテ天津ニ運バレソノ輸送ハ一九三七年十月ニ増加スル豫定ト報告サレテキル。

兎ノヤニ百員ニ至ツテ一九三七年ニ於ケル滿洲國ノ「グシ」栽培ニ関スル詳報ヲ揭ゲルヲモリデア。ソノ收穫ハ非常ニ少イコトガ有解リニアルデア。七月ノ終リカス八月ノ終リマデニ約百八千ポンドガ滿洲國ノ各地ニ集メラレテ新京ノ中ノ大倉庫ニ積ツテ来ラレタトノ確報ガアル。

約百ポンドハ「現地」ノ使用即チ「專賣局」ニ納付サレタト小賣高ニモ賣ル。尙ニ地方ニ積...

裏面白紙

406

DOC 9532

番号	省名	陸軍省 陸軍部	陸軍省 陸軍部	陸軍省 陸軍部	陸軍省 陸軍部	陸軍省 陸軍部
1	熱河	12(全)	29,480	1,192,440	42,852,080	40
2	蒙古	7	6,520	268,485	7,112,460	41
3	察哈爾	4	3,840	148,595	5,348,440	39
4	奉天	7	950	30,940	1,113,840	33
5	安東	2	190	5,910	205,560	33
6	綏化	6	1,645	59,410	2,066,580	24
7	吉林	10	1,180	39,765	1,438,020	34
8	龍江	13	3,110	96,495	3,493,860	30
9	同江	4	2,290	129,360	4,625,960	40
10	牡丹江	5	7,105	219,085	10,015,080	39
11	瀋江	13	2,200	81,545	2,935,580	37
12	三江	6	12,155	462,735	16,615,940	39
	合計	91	71,625	2,995,495	100,235,200	365

所ニ發サ
滿洲國ニ於ケルハ三〇一三五パーセント
増加シ條有サレリ阿片ノ條格ハ約五〇パーセント
増加シタコトガ此ノ詳報ヲ解ルベシ
一ハクタルカラ上ゲル重量ノ平均數ハ一九三〇年
ノ平均ポンドヨリ一九三七年ニ至ルニ下基シヨリ
約三倍ト云フヨリ三月ヘクタルモ平均ニ於テ
作サレリ平均一九三七年ノ大増加ヲ測知スルニ
滿洲國總務省統計部阿片ニ關スル詳報
一九三七年一月一日ヨリ一月三十一日までノ
統計部報告

裏面白紙

409

D 00 9532

滿洲田● 省中一九三七年(昭和十二年)三月ニ阿片ヲ
發售セシハ前掲ニ志ス、黑河省、錦州省、八裏
安一草省、鎮安一北省、西省、丁ハ左然發售ヲ
レナカツタ。

(2) 一九三七年(昭和十二年)ニ於テハ滿洲田一阿
片產額ト前年トニ比シ三割五三割五歩増シ
ナツテ居ル。

コレハ收穫が良好ダツタコト一因アリルガ、主
トシテ日本入經營ノ麻精製、精造工程ノ急ウ
イ北支、丁全阿片ノ需要が旺盛(前年春至ニ
於テ)ダツタ爲メ、隣其セル滿洲田ノ熱河省
及鎮安一西省ノ阿片發售額増大シタリ米ニ
碎テラス。

(3) 本年(一九三七年)昭和十二年十月廿五日
熱河省阿片發售(一九三七年)詳報

裏面白紙

105

D 064532

前表ニヨリ開自ナル通り、熱河省ハ昨年同様、方
 省中興強業、鼓陽面積最大ヲ示シ、一九三七年
 昭和十二年ノ度ノ採取阿片、数量三、亦多量ニ増
 シテ居ル。
 当一九三七年、昭和十二年ノ度ノ收穫ハ前年ニ度
 收穫ノ三倍ニ達シテ居ル、此レハ天津、北京、
 及東河比各地方ノ麻、餅、餅、餅、餅、餅ニ於テ
 ル生阿片ノ需要が従前ニ比シテ三、四倍ニ増相セル爲

北支	赤嶺	遼中	團場	陸化	後海	蒙威	遼南	青島	日本領	濟南	魯西	興隆	合計
三、三九〇	三、三九〇	六、〇七〇	四、〇二〇	一、八〇〇	二、四三〇	一、三二〇	二、一九〇	三、三二〇	三、三二〇	九、二〇〇	三、〇八〇	七、二〇〇	三、九四八〇
一、三三〇	一、三三〇	一、〇九〇	一、八〇〇	六、八〇〇	一、〇四〇	四、九三〇	八、九七〇	一、三六〇	一、五〇〇	四、四〇〇	一、三三〇	二、二九〇	一、二九七〇
四、〇六〇	四、〇六〇	五、九八〇	五、三二〇	三、〇〇〇	三、三九〇	一、三六〇	三、〇八〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、四九〇	一、七〇〇	五、九一〇	四、六五〇
三、九四五	三、九四五	四、一	四、五	三、八	四、一	三、九	四、一	三、八	四、〇	四、五	四、一	三、七	四、〇

裏面白紙

No. 9

DOC9532

大北支ニシテモ近キ増産トナリタリ
此表ニ掲ゲタル通り一九三七年一度ニハ熱河
省十二地方(縣)全部ニ農粟ノ栽培ヲ見ル
(5) 奉天、五三七年(昭和十二年)十月廿五日
興安一省ノ阿片栽培(一九三七年)産詳報

地方縣別	一九三七年 阿片栽培 面積(ヘクタール)	一九三七年 阿片栽培 重量(キログラム)	平均 収量(キログラム ヘクタール)	阿片栽培 村数
魯北	七四〇	二六、二四〇	九四、六四〇	四一
天山	七九〇	三三、一八〇	二九、四四〇	四二
南魯	七〇〇	三九、五二〇	一〇六、三七〇	四一
大板上	九九〇	三八、六一〇	一三九、九三〇	三九
蘇東	一、〇一〇	四一、四一〇	一四、六七〇	四一
蘇西	九四〇	四六、五二五	一五三、九〇〇	四五
経綫	一、四二五	五七、〇〇〇	二〇五、八〇〇	四〇
合計	六、五三〇	二六八、四八五	九四、六四〇	四一

興安一省者八当年(一九三七年)間一ヘクタール
取阿片ノ最盛平均重量ヲ算出シテ見ル、滿洲國
中他ノ省ト異リテ平均一ヘクタール
同者ノ平均重量ハ一ヘクタール四十一割度アル
其他ノ省ノ平均重量ハ之ヨリモ遙ニ低値アル
或ル省ノ平均重量ハ一ヘクタール三十三割度、甚シクハ三十分度
ニ過ギナイ

裏面白紙

(16) 一九三七 ● (昭和十二年) 農ノ地ノ面積 ● 前年ノ農ノ地ノ面積ニ比シテ此ノ年ノ面積ニ増シタル地方ノ面積ニ比シテ此ノ年ノ面積ノ増減ノ率ヲ示ス

前年ノ農ノ地ノ面積一九三六年ノ日露ノ戦ニ因リ西ノ地方ニ一縣ノ全部ニ農ノ地ノ面積ヲ増シタル

(17) 奉天、一九三七年(昭和十二年)十月廿五日
興安ノ南ノ地方ノ片ノ面積(一九三七年)ノ詳細

地方(縣)	一九三七年	一九三六年	一九三七年	一九三六年
王爺廟	九八〇	三六、二〇〇	一、五、五、三〇〇	三七
牙巴ヨリス	八〇	三、五、九〇	一、三、七、三〇〇	三九
今ナリル	七七五	三、〇、〇〇	二、一、〇、〇〇	四〇
通計	一、二、七、五	四、九、七、二五	一、七、九、〇、〇〇	三九
合計	三、八、四〇	一、〇、八、五、五	一、五、四、八、〇〇	三九

前年ノ農ノ地ノ面積(一九三六年)ノ同様、一九三七年(昭和十二年)ノ農ノ地ノ面積(縣)ノ全部ニ農ノ地ノ面積ヲ増シタル

一九三七年十月二十五日奉天
奉天省ニ於ケル阿片ノ耕種(一九三七年)ノ詳細
細報

裏面白紙

地三別	東山	幸龍	撫順	欽安	法庫	濃江	輝南	西安	西豊	合計
一九三七年 一九三八年 一九三九年	九五	八五	五〇	八〇	二二〇	一九五	一四〇	一〇〇	七五	九五〇
一九三七年 一九三八年 一九三九年	三、一三五	二、九七五	一、八五〇	二、六四〇	三、七二〇	二、四三五	四、三四〇	三、五二〇	二、三二五	二、九四〇
一九三七年 一九三八年 一九三九年	二、八〇〇	一、七〇〇	六、六〇〇	九、〇〇〇	一、三六九	二、二〇〇	一、五〇〇	一、六七〇	八、三七〇	二、二八四
一九三七年 一九三八年 一九三九年	三三	三三	三七	三二	三一	三三	三一	三二	三一	三三

本年中(一九三七年)芥子ノ耕作サレテイルノハ芥子天
 若三千八地五ノ僅カニ九地方(一九三五年ニ合シテアリ
 併シテ本年ハ僅カニ九五〇ヘワロールニ過ギナイ、一ウ
 一九三五年ニハ一九三五年ニハ一、三三五ヘワロールアリ、斯
 カノ和ヲ芥子ノ耕作ハ天對一九三五年ノヨリニ五倍少
 プクアリマシタ。

收穫ノ出ルモノモ亦ニ二五倍(一九三七年三、九四〇對及
 ト一九三五年四、〇〇五對度トナリ此報)カクアリマシタ。

平均收穫量ハ天對芥子ニ少クサレタリニハクワリニ
 シ三三對度アリタルニハ主トシテ人海沿岸ニヨリテ
 雖亦出ルベシ。

此報無記スベクハ本年ノ芥子ノ耕作ハ主トシテ芥
 子ノ耕作地ニシテ、耕作ノレリトシテ通化ノ強界

裏面白紙

ノ南部ニ於テハ芥子ハ匪賊ヤ中一國義勇隊ノ活動ノ夕メニ耕作サレテカツタコトデアリ。

一九三七七年十月二十五日 芥子

安東及通化省ニ於テアル阿片耕作(於一九三七年)ニ関スル詳細報告

安東省

地三列	寛甸	豊城	合計
五三、七、二	二〇、〇	六〇	一七〇
一九三七年ノ秋	三八五〇	一、八六〇	五、七一〇
阿片耕作報告	一三八、六〇〇	六、六九六〇	二〇五、五五〇
一ヘクタールノ平均	三五	三一	三三

通化省

通化	吉安	桓仁	張北	撫松	臨江	合計
二二五	一七〇	一二五	四三五	三九〇	三二〇	一、六四五
七八五五	五、二八〇	三、八七五	一五、三六〇	一三、二六〇	二、四七〇	五七、四二〇
二八、二九七〇	一九〇、〇八〇	一三九、五〇〇	五、三七〇〇	四、七、三〇〇	四、一三九二〇	二、〇五、五五〇
三五	三三	三一	三二	三三	三七	三三

安東省ニ於テハ五地ニ及通化(五地ニトデアリ)ノ耕作ノ反別ニ於テ天シク相違ハナク

安東省ニ於テハ五地ニ及通化(五地ニトデアリ)ノ耕作ノ反別ニ於テ天シク相違ハナク

安東省ニ於テハ五地ニ及通化(五地ニトデアリ)ノ耕作ノ反別ニ於テ天シク相違ハナク

裏面白紙

一九三七年ニハ吉原若ニ展スル子刺作地トナリ
 一九三六年中ニハ芥子刺作地カニ地ニ於テ一ミ刺作
 カレテ居タニ過ヤ下リヨ
 加ハツタニ地方ハ吉原及H S U L A N グソノ地方
 ハ吉原阿片刺作地ニシテ一ミ刺作地トナリ
 東ノ阿片刺作地カニハ下リ

地三州	一九三七年 一八五	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇
蘇州	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五
蘇州	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五
蘇州	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五
蘇州	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五	一九三七年 二一〇	一九三七年 七五

一九三七年一月二十五日
 吉原若ニ於ケル阿片刺作地(一九三七年)
 詳細報告表

裏面白紙

No.14

0009532

右表ノ通り黒龍江ニ於ケル阿片勸作明細報告表
 芥子勸作地ガ十三五アツリ。

入合計	買果	津安	兆南	Changlu	南通	Asiatic	Chengde	大英	泰来	錦縣	開本	龍南	扶餘	他三別
三、二〇	三、〇〇	三、一〇	三、〇五	二、九五	三、〇〇	三、〇五	二、五五	二、三〇	一、九五	一、三五	一、五〇	一、五五	一、八五	一、七〇
九、四九五	一〇、四〇〇	一〇、八五〇	九、七〇〇	九、七三五	八、七〇〇	七、八四〇	八、四一五	六、八二〇	五、六五五	四、〇五〇	四、〇五〇	四、八〇五	五、三〇五	一、九三〇
三、四七三	三、七五八	三、九〇〇	三、五八〇	三、五〇〇	三、一三二	二、八二二	三、〇二九	二、四五六	二、〇三八	一、四〇三	一、四五八	一、七六九	一、九三〇	一、七〇〇
三〇	二九	三五	三二	三三	二九	三二	三三	三一	二九	三〇	二七	三一	二九	二九

本年ノ統計ノガ一九三五年乃至一九三六年ニ於ケル
 如ク四層ノガアツリツリノ買果ヲ勸作ノ數額出ルル
 (昭和十年)一九三七年十月二十五日 芥子
 黒龍江ニ於ケル阿片勸作明細報告表

裏面白紙

昨年(一)元三石以下ノ地ニテ
ハ重税トシテ之ヲシテノリテ
昨今ハ北東ノ地
多クハ新カシキモノアリ
丁度(元)多シキモノ
亦猶(一)元三石以下ノ地
ノリテノリシモノアリ
三ノ二割度ノモノアリ

同前ノ地ニテハ河川片斷
新報(一)元三七石以下ノ地

地名	石	石	石	石
延吉	九四五	二三八五	二五八五	三九
和龍	九三五	三三五五	一三五五	三九
和龍	七八五	三〇六五	一〇二五	四一
和龍	三九五	二九〇五	二〇六五	三九

本年(一)元三石以下ノ地ニテ
ハ重税トシテ之ヲシテノリテ
昨今ハ北東ノ地
多クハ新カシキモノアリ
丁度(元)多シキモノ
亦猶(一)元三石以下ノ地
ノリテノリシモノアリ
三ノ二割度ノモノアリ

裏面白紙

16/6

D009532

牡丹江省●茶ヶル阿片製糖詳報●三七七

地名	五常	珠河	方正	延平	穆稜	合計
元正製糖所 阿片製糖所	1,000	720	6,950	1,650	1,200	12,520
九三製糖所 阿片製糖所	3,700	2,800	1,050	4,050	1,100	12,700
北極製糖所 阿片製糖所	1,320	1,050	3,230	1,100	1,000	8,700
阿片製糖所	37	39	36	35	38	185
						37

既報ノ如ク牡丹江省ノ阿片製糖所ノ製糖ノ詳報ニ付テハ
 延平ノ八地ニノ内ノ本年一九三七年ノ製糖ノ詳報ニ付テハ
 五地ニシテ過ダザリキ所存ルニ地多ク何トモノ製糖ノ詳報
 シ日本軍ノ工場跡ハ居種ノ製糖所ニシテ北極ノ製糖所
 製糖所ノ製糖所ヲ詳テオレド
 リノ上製糖所ノ製糖所ハノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所
 ヘダ此ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所
 レテ此ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所ノ製糖所

裏面白紙

1019

0069532

漢江沿河に於ける水田の年額産額表

地名	一畝の年額産額	一町(十畝)の年額産額	一里(十町)の年額産額	一邑(十里)の年額産額
漢江	100	1,000	10,000	100,000
終化	85	850	8,500	85,000
不詳	55	550	5,500	55,000
巴里	35	350	3,500	35,000
仁	70	700	7,000	70,000
秋野	45	450	4,500	45,000
大南	40	400	4,000	40,000
二南	40	400	4,000	40,000
スロ	20	200	2,000	20,000
望奎	60	600	6,000	60,000
安通	95	950	9,500	95,000
吉面	75	750	7,500	75,000
秋野	80	800	8,000	80,000

漢江沿河に於ける水田の年額産額表
 一畝の年額産額
 一町(十畝)の年額産額
 一里(十町)の年額産額
 一邑(十里)の年額産額

裏面白紙

DOC 9532

三江省ニ於ケル阿片栽培詳報(一九三七年十月)

地名	一九三七年	一九三七年	一九三七年	一九三七年
地品	九五〇	三九、九〇〇	一四、三六〇	四二
通河	一八二五	七三、〇〇〇	二二、二八〇	四〇
湯原	二五五五	九四、五三五	二四、三三〇	三七
方正	六一七五	七八、三〇〇	二一、八八〇	三三
麻蕪	二五七五	一〇〇、四二五	三〇、五三〇	三九
合計	三、一五五	四、六二九、三二五	一、三〇、三三〇	一六七

一九三六年産出額ニ於テハ三江省ノ地位ハ著ク増大シ、栽培地ノ面積ハ、
 本年(一九三七年)ニ於テハ倍力上揚シ、地五二ノ三、
 フレハ、亦附セル比較地圖A、B、C、ハ、計画圖Cノ所
 レニ照シテモ明ナル如ク、他ノ八三、ハソノ懸國境線ニ
 沿ヒテ、自東部ノ隊ヲ駐屯シ、日清軍工兵隊ノ
 有ニヨリ、終久ノ要塞ヲ構スルニシテ、

裏面白紙

No. 19

DOC 9532 - 3

ラバ元ニ七年度阿片銀三萬三於了ヲニ作す
 ナリ。一在ハ他諸港亦銀ナリ。コレハ天候
 難ト同他諸港ハ五五ノ下ナリ。又ノ豐銀地ニ在
 るルタメテル等ハ五五ノ下ニ銀兩シ得ラルトナ
 リ。

裏面白紙

993

九三三三號

ワシントン國務院

千九百三十八年三月十二日

運書ノ際ハヨリ八九三、一一四、一六番測圖ノ

二七二ト照會ノコト

親展

國務院ニ御移書ヲ乞フ

米國國務院官ハ財務長官ニ後書ヲ發シ、千九百三

十七年十二月三十日附奉堂ノ書翰ヲ添照シ、庶務

課ノ使用ヲ御返セル措測圖ノ政案ニ付シ在奉天總

領事ヨリ照會アリタル千九百三十八年一月二十七

日附信書番號第七十一號ノ寫二通、貴財務堂ノ移

書抄マデニ同封ス

尙千九百三十八年度豫算高ガ阿片消費高ノ發達増

加ヲ示セル事ニ留意セラレタシ

同封

奉天總領事ヨリノ千九百三十八年一月二十七日

發七十一號信書番號寫二通

18

E 385

1933-1

21-9-35
15

在清領事天來領總領事

千九百三十八年一月二十七日

第七十一回

在清領事天來領總領事

ワシントン領事館閣下

閣下

予ハコ、ニ在清領事ノ阿片及麻薬取締政策ニ關シ最近發見セル借書ニ言及スルノ光榮ニ浴ス(註一)此ノ新政策ハ滿洲國政府ガ阿片吸飲ヲ撲滅セザル迄モ減少セントスル懸望ナル意圖ヲ表セルモノナルカ或ハ單ニ阿片ノ收入上政府ガソノ統制強化ヲ合理化セントスル口實ヲ得ルノ方便ニ過ギザルカニツキテ本官ガ發言スルヲ躊躇セシ事ヲ記憶セララル、事ト思惟ス

本官局總辦會計總表ノ千九百三十八年度豫算(註二)ノ發給ハ所屬阿片吸飲取締ノ制定ニツキテノ政府ノ動機ニ關シ不明ノ點ヲ闡明スルニ役立ツモノナリ

前年度及ビ本年度ノ豫算豫算ヨリ懸念セル左記統計比較ハ次ノ事實ヲ示スモノナリ

	千九百三十七年度	千九百三十八年度
在清領事ノ收入	二六〇二五〇〇〇	三二六五三〇〇〇
阿片賣上高	四七八五〇〇〇〇	七二〇四五二〇〇

裏面白紙

9533-3

即チ生阿片ノ収獲ハ上昇ヲ見ザルモ加工
ル阿片ノ収獲ハ益少ノ増加ヲ示セリ（註三）
ニ前記ノ数字ハ阿片消費ノ急増ヲ示セルニ
ノニシテ先ニ政府ノ理明セル阿片消費額ノ
向ト矛盾セルモノナリ

器具

米副領事ジョン・ダーヴィス

國務省ニ積寫五部
北京大使館ニ積寫
漢口大使館ニ積寫
東京大使館ニ積寫
ハルビン總領事ニ積寫
大連領事ニ積寫
上海財政官員ニ積寫

八一・二
JD 111

裏面白紙

376

9533-11

註一

田舎倉ニ送附セル五十九圓、六十二圓、六十九圓ノ三返ハ夫々千九百三十七年九月二十七日、同十一月六日、同十一月二十九日ノ日附ナリ

註二
註三

豫算ノ送附ハ目下準備中ナリ
主トシテ十一月若シクハ十二月、政府ノ送附セルトラツク二十七圓ノ阿片ヲ暴徒ニ奪取サレシ事ニ起因セル候乏ニヨルモノトノ際ナリ
前記ノ費上高ト買上高トノ差異ハ政府ノ利益ヲ要スモノニアラズ。加工過程ト分配ノ費用トハ不明ナリ

裏面白紙

21-9-3
152
P. 9534-1
E. 386

一九三八年四月二日 香港發

アメリカ領事館附設書記官

H. R. ニコルソン

ジュネーヴ駐米利加總領事館内

ステュアート・J・フラー

拜 啓

北支及び滿洲國ニ於ケル阿片並ビニ麻薬ニ關シ今日
迄ニ入手シタル資料全部送付仕候

敬 具

「乳滿屋」阿片専賣續報

昨年山原聯盟阿片管業委員會ニ於テ日本ニ以テ加
加ヘラレテカラ以來、日本ハ「滿洲國」其他ノ支
地境ニ於ケル阿片及ビ麻薬ノ問題ニ關シ非特ニ「
運送」ニナッタ。ソレ以來日本ハ阿片及ビ麻薬取
引ノ増加ト並ニ分配區域ニ於ケル阿片需用者數ヲ提
徹スル爲ニ全力ヲ盡シテ來タ。

後手ノ示スニハ次ノ様デアル。

19

裏面白紙

953.1-2

政府買入 数量	「前」當 格	政府賣却 格	「前」當 格
一九三三	三三三六〇〇	三三三六〇〇	三三三〇
一九三四	六六一二九六一	三八〇八八九九	四〇〇
一九三五	七六〇一二五五	七七八〇六〇六	三六三
一九三六	一〇三〇七九三	一〇一〇八三三	三九五
一九三七	一三三〇〇〇〇〇	一二三〇〇〇〇〇	三九〇

此表ニ據レバ平均總利益金八〇パーセント以上ニ
上ツテ居ル。

同是ノ五年間ニ政府ハ四一、〇〇〇、〇〇〇兩ヲ
買入レ三五、〇〇〇、〇〇〇兩賣却シタ。同是ハ賣
買ノ差額約六、〇〇〇、〇〇〇兩ガドウナツタカト
云フ事デアアル。

20

21-9-3
154
P9535-1
E387

箱封目一 一九三九年五月十六日 函 務 省
箱封目一 一九三九年五月十六日 函 務 省
密 封

函 務 省 局 ノ 承 取 ヲ 請 フ

國 務 長 官 ハ 財 務 省 ノ 通知ニ 據 シ、 財 務 長 官 ニ 信
封 ヲ 寄 セ、 奉 天 米 國 總 領 事 館 送 附 ノ 一 九 三 九 年 度
箱 封 目 録 算 ニ 關 ス ル 一 九 三 九 年 三 月 二 十 日 付 三 急
報 ノ 發 行 費 三 通 同 封 ス。

發 行 費 三 通 同 封

裏 面 白 紙

裏面白紙

95:5-3

一九三九年度酒類課課金ニ関シ、奉天米口總領事館發送一九三九年三月二十日付發庫書

専賣品作業特別計

左ノ計ハ研究ノ便値アリ。左ハ收入總計ヲ示ス

阿片販賣	一九三九年	一九三八年
石鹼製成販賣	四九〇四九〇〇〇	七〇〇四九〇〇〇
鹽	三六三三六八七〇	三三三三九一三〇
マッチ販賣	七三〇三〇〇〇	六三六〇三九六
アルコール販賣	六二七四七六七	七二二四〇〇〇
總計	一九六六八七三二七	一五八三三三三〇九

酒類課ノ阿片販賣ハ依然舊收ニ次グ主其府額デアル。阿片専賣ノ數字カラ見テモ酒類ノ課業機口ヨリ阿片ノ懸習ヲ根絶スルコトハ難事ト昔ヒ得ル。商業上昨年専賣ニ應入シタ阿片原料ノ額ハ三千二百六十五萬三千圓ニ上リ、又今年ハ四千三百圓ト七萬圓ニ上ル見込ミテアル。尤モ此ハ老幼男女各自最少限三百圓ノ阿片消費ヲ見テアル。

今年ノ専賣品カラノ總利益ハ一級合計、豫備資金及ビ公債資金ニ一千五百萬圓ノ支出ヲ見テモ五千六百萬圓以上ニナル見込ミデアル。